

博士論文

明代中期の法整備と社会の研究
(A Study of Development of Legal Systems and
Society in the Middle of Ming Dynasty)

2023年9月

立命館大学大学院文学研究科
人文学専攻博士課程後期課程

豊嶋 順揮

立命館大学審査博士論文

明代中期の法整備と社会の研究
(A Study of Development of Legal Systems and
Society in the Middle of Ming Dynasty)

2023年9月

September 2023

立命館大学大学院文学研究科

人文学専攻博士課程後期課程

Doctoral Program: Major in Humanities

Graduate School of Letters

Ritsumeikan University

豊嶋 順揮

TOYOSHIMA Jyunki

研究指導教員：井上 充幸 教授

Supervisor : Professor INOUE Mitsuyuki

目次

序論.....	4
第一章 明代法制史料の基本整理.....	11
はじめに.....	11
『明律』と『問刑条例』.....	11
「一依大明律科斷」.....	14
『明律』、『問刑条例』の刑罰.....	17
例の構造.....	25
おわりに.....	30
第二章『皇明條法事類纂』の成立事情—条例テキストの問題から考える.....	31
はじめに.....	31
巻29における錯簡.....	32
重複して収録された事例.....	61
おわりに.....	65
第三章 明代『問刑条例』条文形成過程の一類型—参語を引用する事例の検討を通して— ...	66
はじめに.....	66
「情重律輕」事案.....	67
累犯の事案.....	70
参語の引用.....	76
不許妄加参語.....	79
法律知識の欠如.....	85
おわりに.....	89
第四章 弘治『問刑条例』から万曆『問刑条例』へ—海禁に関する例の「謀叛」から考える	90
はじめに.....	90
弘治『問刑条例』〔弘V：43：8〕が成立するまで.....	92
万曆『問刑条例』〔萬V：43：4〕の条文の変化.....	95
『問刑条例』中の「比照」.....	98
「謀叛」律と万曆『問刑条例』〔萬V：43：4〕.....	107
「謀叛」律と海禁.....	109
万曆『問刑条例』〔萬V：43：4〕とその他の律.....	113
おわりに.....	115

第五章 社会風俗と無籍之徒	116
はじめに.....	116
明中期の社会風俗.....	117
「無籍之徒」と『問刑条例』.....	120
『問刑条例』条文の成立過程.....	123
「軍余」という存在.....	131
「生理に務めざる（不務生理）」生き方をする人々.....	132
おわりに.....	134
附論1 大運河における司法と犯罪	136
はじめに.....	136
条例に見られる問題の縁取り（フレーミング）.....	137
大運河における司法行政.....	140
御史による監察と大運河.....	146
おわりに.....	148
第六章 明中期における朝貢貿易周辺の犯罪と法整備—会同館開市に関する規定を中心に—	149
はじめに.....	149
朝貢使節の行動と規制.....	150
問刑条例とは.....	152
弘治『問刑条例』〔弘V：43：3〕.....	154
来朝した使節と私的に通じることに対する事例.....	159
おわりに.....	164
第七章 明中期における海上密貿易に関する犯罪と法整備	166
はじめに.....	166
『明律』が定める沿海の法秩序.....	167
『問刑条例』の編纂と変化する沿海の秩序.....	175
おわりに.....	181
附論2 海上密貿易に関する条例の社会背景	183
はじめに.....	183
異国の船が来ているから取引しに行こう。.....	183
軍隊と一緒に密輸品を運んでしまおう。.....	185
高官の親戚と名乗る人物が異国の品を売っている。.....	187
成化・弘治年間の沿海.....	189
比較対象として嘉靖年間の沿海.....	189

おわりに.....	193
結論.....	194
参考文献.....	199

序論

本稿は、明中期における法整備の過程から、その当時の社会の変化を論じていくものである。なぜ明中期を取り上げるのか。その理由を説明するためには、まず明代史の研究史と現在の研究状況を説明する必要があるだろう。

ただし、明代史という用語を用いてみたものの、およそ明代史は清代史と合わせて明清史という括りで論じられることが多く、一般書で明代を中心的に扱ったものは、近年にいたるまで多くはない¹。そうであれば、まずは明清史という用語について説明する必要があるだろう。

「明清史」に関しては、岡本隆司による次の記述が最も簡潔に説明してくれる。

では「明清」とは何か。実は「明末清初」、明から清への過渡期を指して言うのが通例であり、逆に言えば、東洋史学で「明清」といえば、たとえば一四世紀や一五世紀、明代の前半、あるいは一八世紀もしくは一九世紀以降の清代後半などは、その埒外にある。「明清史」と総括したその埒外にあった以上、それに関する研究も当然に手薄といってまちがいない。少なくとも「明末清初」研究の蓄積・水準とは比較にならない。

このような状況になるくらい、「明末清初」は研究が集中しており、つまりはきわめて重要な時期とみなされてきた。こうした事情・現象は、日本のみならず中国・大陸の学界でもおよそかわらない。(岡本隆司『明代とは何か』名古屋大学出版 2022 年 p. 215)

要するに「明清」とは「明末清初」のことを指しており、日本でも中国でも「明末清初」が重要な時期であると見做され、この時期に関心が集中してきたということである。

この場合、明末というのはどのくらいの時期になるのか。檀上寛によれば、日本の中国史研究者には社会の変化を明確に意識し出す嘉靖（1522 年～1566 年）年間から崇禎（1628 年～1644 年）年間にいたる優に一世紀を超える期間が漠然と明末と呼ばれていると説明しており、「明初体制」の矛盾が表出、そして崩壊していく時代だと理解して「長い明末」と表現している²。明代史研究の中心は、この「長い明末」であったのである。

1980 年代～1990 年代に森正夫や岸本美緒が中心となって進めてきた地域社会論は、地方

¹ 岡本隆司『明代とは何か』名古屋大学出版 2022、檀上寛『陸海の交錯 明朝の興亡シリーズ 中国の歴史④』岩波書店 2020 年。

² 檀上寛『陸海の交錯 明朝の興亡シリーズ 中国の歴史④』岩波書店 2020 年 p. 110

志を中心的に用いて地域社会における秩序・風俗を取り上げてきた³。例えば、森正夫は、地方志に記された知識人たちの記述から、やはり明末における秩序の変動を論じている⁴。ここで明末に注目するのは、取り扱う地方志が明末に多く編纂されていることもその理由の一つだろう。実際にこうした史料状況は嘉靖年間（1522年～1566年）を境に大きく変化する⁵。

こうした嘉靖年間以後の時代に注目する潮流は、近年積極的に行われるようになったグローバルヒストリー的な研究でも同様である。いや、むしろ強化されていると言っても過言ではないだろう。なぜなら、嘉靖年間という時期が、まさに初期グローバル化が始まる時期であるからである。

周知のようにこの時期になると、まず南洋の華人が築いてきた交易ネットワークに乗っかる形⁶で、ポルトガル（佛郎機）を始めとする西欧各国が東アジアに進出した⁷。やがてスペインがルソン島にマニラを建設すると、新大陸と東アジアをつなぐ航路が開発され、新大陸の産品が東アジアに流入し、東アジアの産品もまたヨーロッパや南北アメリカへと流れていくようになる⁸。そうした商品の流通は世界各地の社会に大きな影響を与えた⁹。これを支えたのが銀であり、銀の流通に注目した研究も多く存在する¹⁰。

日本の中国史研究でも2000年代以降、こうした流れを受けた海域史が盛んに行われているが、やはり尽く嘉靖以後を中心的に取り扱っている¹¹。嘉靖以前の話はせいぜい前史のような扱いに過ぎない¹²。

³ こうした地域社会論の研究史や方法論は、太田出『中国農漁村の歴史を歩く』京都大学学術出版会2021年、第一章「地域社会論とは何か」pp.13-20を参照。

⁴ 森正夫「明末の社会関係における秩序の変動について」『名古屋大学文学部三十周年記念論集』1979年、森正夫「明末における秩序変動再考」『中国-社会と文化』1995年

⁵ 井上進『中国出版文化史』名古屋大学出版会2001年、第十二章によれば出版の復調は弘治・正徳年間ごろから始まったとされる。

⁶ 附論2に見られる南洋の番船は、まさに南シナ海に築かれていたネットワークが明中期に現れていた証左でもある。

⁷ 羽田正『興亡の世界史15 東インド会社とアジアの海』講談社2007年、中島楽章『大航海時代の海域アジアと琉球 レキオスを求めて』思文閣出版2020年など。

⁸ いわゆる「コロンブス交換」を嚆矢とする初期グローバル化に関する研究は、日本、中国のみならず、欧米でも多くの先行研究が見られるが、島田竜登「構造化する世界—グローバル・ヒストリーのなかの近世」『岩波講座 世界歴史11 構造化される世界 一四～十九世紀』岩波書店、2022年が最新の研究を踏まえて簡潔にまとめている。

⁹ 岸本美緒『東アジアの「近世」』山川出版社、1998年

¹⁰ 岸本美緒前掲書、デニス・O・フリン著/秋田茂・西村雄志編訳『グローバル化と銀』山川出版社2010年、岸本美緒編『歴史の転換期6 1571年 銀の大流通と国家統合』山川出版社2019年など。

¹¹ 代表的なものとして上田信『海と帝国』講談社2005年など。

¹² 岩井茂樹「十六世紀中国における交易秩序の模索—互市の現実とその認識」同編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所2004年（後に岩井茂樹『朝貢・海禁・互市』名古屋大学出版会2019年、第四章）、山崎岳「江海の賊から蘇松の寇へ—ある「嘉靖倭寇前史」に

明代史の旗手を担った 1980～1990 年代の地域社会論、2000 年代～2010 年代の海域史・グローバルヒストリーはいずれも嘉靖ごろに歴史の転換点を見出している。この転換点をどう評価するかは研究者によって様々であるが、清代そして近代への繋がる転換点として論じられることが多い。要するに、中国社会は明末に大きな展開が起こり、それが近代へとつながる流動的な社会を形成したのだという論を展開するのである¹³。

またこうした明清史研究の成果は近代史分野にも影響を与えている。例えば村上衛は「長期的に社会・経済を規定してきた慣習・常識・規範・秩序・行動パターンといった幅広いもの」を指して「制度」とし¹⁴、この「制度」に注目した近代社会経済史の研究を進めている¹⁵。こうした「制度」を論じる上で村上衛が基づいたのは、地域社会論をはじめとするのは明清史研究の成果であった¹⁶。

また檀上寛は先の説明では「明初体制」が崩壊していく過程を「長い明末」としている¹⁷。それならば、「明初体制」が成立する「明初」とは、いつからいつなのだろうか。元末の混乱を乗り越えて新たな制度「明初体制」を作り上げていく過程を主眼とした研究は多い。しかし、こちらも永楽年間（1402 年～1424 年）を境として、それ以前は研究の蓄積があるが、それ以後はやはり先行研究が乏しい。それは永楽年間のうちに明朝の制度がほとんど完成したとみなされるからだろう。

さらに「宋元明移行論 (Sung-Yuan-Ming Transition)」という論点もある。これは、アメリカの中国史研究で議論されてきたもので、「唐宋変革論」と明末清初の空際にあたる時代に対して、社会文化史を中心とした「伝統」の淵源を求める方法から新たな社会史の見地を開こうとしていた¹⁸。日本でも「宋元明」の範囲を対象とした研究も存在するが、いずれも「明初」までを対象としている¹⁹。

以上紹介したような「明初」と「長い明末」を対象とした研究は、この両者を単純に接

よせて『東方学報 (京都)』81 号 2007 年など。

¹³ この時期を近代に直接つながる時代として「近世 (early modern)」を論じるものは、かつての時代区分論争もあって枚挙に遑がないほど存在する。とりわけ伝統社会の形成、世界史の同調性から述べた最新のものとして清水光明編『「近世化」論と日本』(アジア遊学 185) 勉誠出版 2015 年、岸本美緒『明末清初中国と東アジア近世』岩波書店 2021 年などがある。

¹⁴ 村上衛「序文」村上衛編『近現代中国における社会経済制度の再編』京都大学人文科学研究所 2016 pp. ii ~ iii。

¹⁵ 村上衛編『近現代中国における社会経済制度の再編』京都大学人文科学研究所 2016 年、村上衛編『転換期中国における社会経済制度』京都大学人文科学研究所 2021 年、また 2022 年以降も「近現代中国の制度とモデル」共同研究班が続けられている。

¹⁶ 村上衛『海の近代中国 福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会 2013 年

¹⁷ 檀上寛『陸海の交錯 明朝の興亡シリーズ中国の歴史④』岩波書店 2020 年 p. 110

¹⁸ 小二田章「宋元明移行論 「伝統社会を議論するには」」吉澤誠一郎監修『論点・東洋史学』ミネルヴァ書房 2022 年。また、中島楽章「宋元明移行期論をめぐって」『中国 社会と文化』20 号 2005 年。

¹⁹ 例えば伊藤正彦『宋元郷村社会史論 明初里甲制体制の形成過程』汲古書院 2012 年がある。

続しようとしても、明代史が完成するわけではない。元明交替から永楽までを「明初」とし、嘉靖から明清交替に至る時期を「長い明末」として洪熙（1425年）から正徳（1506年～1521年）までの約一世紀の空隙が生じてしまう。このように明代史には、「明初」にも「長い明末」にも当てはまらない大きな空隙が存在する。

その空隙こそが本稿の中心的に取り扱う明中期という時期である。本稿では、「明初」にも「長い明末」にも当てはまらない洪熙（1425年）から正徳（1506年～1521年）までの期間を明中期とする。

明中期はなぜ空隙になるのだろうか。それは研究者の関心が向いていないということに尽きるだろう。明清史を専門とする岸本美緒は、明中期（特に成化・弘治年間）を、明末の記述から次のように述べている。

その跡を継いだ成化帝（在位 1464～87年）、弘治帝（1487～1505年）の両皇帝の時代を、明末の人びとはしばしば「盛世」として回顧している。ただし、この時代の何が盛世なのか考えてみると、あまり目をひくような出来事も見あたらないのである。

（岸本美緒・宮嶋博史『明清と李朝の時代』中央公論社 1998年 p. 74）下線は引用者）

たしかに明中期には、前後の時代のような目をひく派手な出来事は少ない。同じ明中期でも一代前の英宗が統治した時代（景泰を挟んで正統から天順）なら土木の変など目をひく出来事が無いわけではないが、単独の話題である印象は否めない。社会史分野になると皆無と言っても過言ではないだろう。

「あまり目をひくような出来事も見当たらない」と評されるこの明中期を画期としている分野がある。それが法制史である。法制史学者の滋賀秀三は次のように述べる。

洪武三十年、律誥を付載した大明律頒行の最大の意義が刑事法源の律への一元化にあったこと前述の通りであるとすれば、同じことが明代中期に至るまで、歴史の主軸を成す課題となっていたとすることができる。…中略…歴代皇帝の即位詔には、「一依大明律科斷」という字句…中略…を中軸とする、上掲と同じ趣向の条項が必ず含まれている。その中で大明律への一元化を反面から規定する言葉として、「深文」すなわち案件の処理においてことさらに重い罪名の方へこじつける議論をすることの禁止…中略…と、榜文・条例の廃止ないしは引用禁止が繰り返し宣言されることになる。これが憲宗成化帝の即位詔に至るまで続き、次の孝宗弘治帝の即位詔には珍しくこの系列の条項が存在せず、そして同帝の弘治十三年（1500年）に問刑条例が作られることによって、歴史は新しい段階に入ったとすることができる。（滋賀秀三『中国法制史論集』創文社 2003年、pp. 235-236 下線は引用者）

ここで滋賀秀三が述べているのは、刑事法源を『大明律』（以下『明律』と略記する）へ一元化し、榜文や条例の引用禁止を宣言されていた段階から、そうした宣言をせず（＝

条例の引用を許容し)、さらにそれを編纂した『問刑条例』が作られる段階への変化である。後の章で詳述するが、この変化は『明律』で対処できない事態を反映しているのであって、すなわち社会の変化を示している。また『問刑条例』の条文は、『皇明條法事類纂』(以下『事類纂』と略記する)などに収録されている先行の条例から、その編纂過程を追うことが可能である。

この条例の成立過程に注目した研究は、加藤雄三の研究を除いてほとんど存在しないし、その加藤雄三も当時の法典編纂の方針や基準を明らかにしたものの、その条例を必要とした社会についてはまでは言及しなかった²⁰。また谷井陽子は『事類纂』などを用いて、明中期の司法衙門の法運用が統制されるようになっていく過程を論じているが、こちらも制度的な統一が求められた社会の状況については踏み込んでいない²¹。

先行研究において法制史に限らず史料として『事類纂』を取り上げるものは少なくない。しかしながら『事類纂』に所収の事例が、『問刑条例』条文の基礎となったことは意識されず、個別の事象の実例として紹介されることがほとんどである。『問刑条例』に触れたとしても、その後へと繋がる通時的な展開が意識され、社会との関わりといった同時代的のつながりはあまり意識されない²²。もちろん研究の目的がそこにあるわけではないので、それだけで批判されるようなものではない。

しかし条例の積極的な利用が時期を同じくして様々な場面で行われ、『問刑条例』という普遍性を確保した法典が編まれるこの事態は、先にも述べた通り社会の変化を反映させたものである。そうであれば、この時期の条例という史料群は個別の事象に絞ることなく体系的に扱う必要があるのではないだろうか。実際に、似たような試みは、元代の法令集や政書を扱ったもの²³や、清代の档案史料を扱ったもの²⁴が見られるし、同様のことは『問刑条例』と『事類纂』を用いても可能なことだろう。またこれによって明中期に変化する社会の様子を総合的に見るのが可能になるだろう。

以上の研究状況を踏まえて、本稿では以下のように論じていく。

第一章では、『明律』や『問刑条例』などの法典史料についての整理を行う。ここでは明代における法典運用の原則を確認し、『問刑条例』が作られるようになった制度的背景を述べ、明律の規定を確認した上で、次に律と例との関係を論じていく。最後に例の構造

²⁰ 加藤雄三「明代成化・弘治の律と例(一)-依律照例発落攷」『法学論叢』142号1997年、加藤雄三「明代成化・弘治の律と例(二)-依律照例発落攷」『法学論叢』143号1998年

²¹ 谷井陽子「明代裁判機構の内部統制」梅原郁編『前近代中国の刑罰』1997年、谷井陽子「明律運用の統一過程」『東洋史研究』58(2)1999年、谷井陽子「なぜ「冤抑」を訴えるのか」夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会2011年

²² こうした先行研究は枚挙に遑がない。また個別の事象の実例として紹介されるだけであるというのは、国内外問わず同様である。

²³ 赤木崇敏・伊藤一馬・高橋文治・谷口高志・藤原祐子・山本明志『元典章が語ること』大阪大学出版会2017年など。

²⁴ 夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会2011年など。

を整理し、構造から何を読み取れるかを検討する。

第二章では、本稿が中心資料としている『事類纂』の成立事情を検討していく。『事類纂』のテキストには種々の問題があるが、これらの問題を検討することによって、司法現場で実際に扱われていた文書が事例となり、そして『事類纂』の中に収録するまでの過程を復元する。

第三章では『問刑条例』の厳罰傾向を論じていく。『問刑条例』は律と比較して刑罰が重くなる傾向があるが、こうした傾向が何に由来するのか、まず条文の基礎となる事例の参語と呼ばれる書式の内容から検討し、こうした参語の内容が多い理由を検討していく。またそうした状況の背景として司法官僚の専門知識の欠如を明らかにする。

第四章では、『問刑条例』の条文が明中期以降どのように変化したのかを論じる。『問刑条例』は弘治、嘉靖、万暦と三度に渡って編纂されたが、条文に変更が加えられているケースもある。このうち第六章でも取り上げる条文の変化に注目し、明中期から明末にかけての条文変化が何に由来するのかを検討していく。

第五章では、明中期の事例に頻出する存在として無籍之徒と呼ばれる人々を取り上げ、当時の風俗と無籍之徒との関係を論じる。まず当時の社会に奢侈を好む社会風俗が広がり、流動性の高さが犯罪を誘発していたことを論じる。さらに、それらの犯罪には無籍之徒が関係するが、これを取り締まる『問刑条例』条文の成立過程から無籍之徒と社会風俗の関係について論じていく。

附論1では大運河における司法行政について検討を行う。大運河は、北京という政治・軍事の中心である地に物資をもたらす巨大なインフラとして機能していたが、一方でこの大運河上で起こる犯罪の取り締まりなど司法行政については、必ずしも統一された制度が整えられていなかった。こうした状況に対して明朝がどのように対応したのかを論じる。

第六章では、『問刑条例』条文の成立過程の具体例として朝貢貿易に関する事例を取り上げる。朝貢使節は公的な朝貢儀礼の他に、しばしば民間の商人と取引を行うことがあったが、それに伴ったトラブルも頻発していた。こうした朝貢使節と民間人との関わりを規制する法制度が整備されたのは明中期であり、法制度は実際に起こった事件に対応する形で次第に整備されていく。この過程を見ることによって、当時の朝貢貿易の実態や社会への影響を論じていく。

第七章では、第六章と同様に『問刑条例』条文の成立過程の具体例として海禁に関する事例を取り上げる。沿海地域における密貿易は、明初より海禁政策によって禁止されていたが、それを規制する法制度は朝貢貿易に関する事例と同様、実際に起こった事件に対応する形で次第に整備されていく。この過程を見ることによって沿海地域の密貿易がどのように行われていたかを論じていく。

附論2では、第七章に見た実際の海上密貿易事案から、明中期の密貿易の実態を見ていく。さらに嘉靖年間の倭寇を取り締まった事例と比較し、明中期から嘉靖年間にかけての変化を考察していく。

最後に以上の議論を踏まえた「結論」として、明中期社会の実態を明らかにし「明初」、「長い明末」とどのように接続するか示したい。

第一章 明代法制史料の基本整理

はじめに

本章では『明律』、『問刑条例』などの法典史料についての整理を行い、明代における法典運用の原則を確認し、『問刑条例』が作られるようになった制度的背景を述べていく。最初に明律の規定を確認した上で、次に律と例との関係を論じていく。最後に例の構造を整理し、構造から何を読み取れるかを検討していきたい。

『明律』と『問刑条例』

前近代の中国においては、あらかじめ法に記された犯罪行為に実際におこなわれた行為を当てはめることで罪を決定するという過程を経て犯罪者を裁いていた。これは、もちろん明代でも同様である。

明代において、種々の犯罪行為が示された根本法典は『明律』であり、全ての犯罪はこの『明律』に照らし量刑を決定されなくてはならない。これに関しては、『明律』自体にも次のような規定が存在している²⁵。

①凡斷罪皆須具引律令。違者、笞三十。若數事共條、止引所犯罪者、聽。②其特旨斷罪、臨時處治、不為定律者、不得引比為律。若輒引比、致罪有出入者、以故失論。
(『明律』卷二十八、刑律、斷獄、斷罪引律令)

この条文の内容で重要なのは、①断罪に際しては国家の根本法典たる律令を引用し、その判決の根拠となる条文を明示しなければならない、とする原則が示されていること、そして②事件を処理するために皇帝が随時下した単行指令については、原則としてその案件のみに限った臨時的な措置とし、律令を修正・補充するための永続的な規範として「引比」してはならない、と規定していること、以上の二点である。

まず①に関しては、前近代における中国の裁判では、罪を決定する際に、必ず国家の根本法典たる律令の条文を、判決の根拠として明示することが義務付けられていた。これは、唐以来引き継がれてきた重要な原則であり、唐律にも同様の条文を見ることができる²⁶。

そして②は、明初の洪武年間（1368年～1398年）に定められたこの原則を踏まえて、明代中期の司法官たちが、「引比」によって対処すべき案件と、それに伴う「例」の増加、およびその濫用という事態について、どのように対処しようとしたかに関わる箇所である。ここで言う引比とは「引律比附」の略であり、すなわち近似する律文を引用して類推適用（＝比附）することを言う。

官僚は裁判の際に、まず『明律』を参照し、犯罪者が行った行為と同じ行為が記されて

²⁵ 本稿では『明律』ならびに『問刑条例』の引用は、特に断りがない場合は基本的に黄彰健『明代律例彙編』中央研究院歴史語言研究所1979年所収のテキストを用いる。

²⁶ 『故唐律疏議』卷三〇、斷獄、斷罪引律令條

諸斷罪皆須具引律・令・格・式正文、違者笞三十。若數事共條、止引所犯罪者、聽。

いる条文を探す。こうして当てはめる罪を決定し、その条文に従って適切な刑罰を与える。このような過程で断罪が行われた。

ところが『明律』が全ての犯罪行為をカバーできるかという点、決してそうではない。そもそも『明律』が制定されたのは太祖洪武帝の治世である。はじめ洪武七年（1374年）に成立し、その後、修訂が加えられ洪武三十年（1397年）に現存している形の『大明律』となっている²⁷。

これによって洪武年間の想定しうる犯罪行為はカバーできたかもしれないが、社会は絶えず変化し人々の行動様式も絶えず変化する。当然、犯罪として規制すべき行動も新たに現れてくるわけである。しかし『明律』は、太祖洪武帝の定めた軽々しく改めることのできないものとして、変更を加えることは許されなかった²⁸。そのため『明律』による断罪は固定的で硬直性のあるものになってしまった。

しかし、そのまま新たに現れる規制すべき行為を裁くことが全く出来なかったかという点、そうではない。こういった『明律』に記されていない行為に対して裁く方法は二つあった。一つは「不応為」律という条文で裁くという方法で、もう一方は「比附」を用いる方法である。まず「不応為」律であるが、次の条文がそれである。

凡不應得爲而爲之者笞四十。〈謂律令無條理不可爲者〉事理重者杖八十。（『大明律』卷二十六、刑律、雜犯、不応為）

この条文に示されているのは、するべきでない行為であるにも関わらずその行為を行った際の取り締まりである。原注に「律令に條無くも理として爲すべからざる者を謂ふ」とあるように、『明律』には具体的に記されていないが取り締まるべきだと判断された行為を裁く際に用いられる条文である。この「不応為」律は裁判に関わる官吏にとって便利な条文であるが、刑罰が重くとも杖八十と決められており杖罪以下の軽犯罪にしか対応できなかった²⁹。

一方で「不応為」律で裁ききれない「情犯の深重なる」ものについては、「比附」が用いられる³⁰。「比附」とは、処罰されるべき行為に当てはまる規定が既存の律に存在しない

²⁷ 佐藤邦憲「明律・明令と大誥および問刑条例」滋賀秀三編『中国法制史 基本史料の研究』東京大学出版 1993年 pp. 436-437

²⁸ 加藤雄三「明代成化・弘治の律と例(一)－依律照例発落攷－」『法学論叢』第142号 1997年 p. 21

²⁹ 逆を言えば、杖罪以下の軽犯罪は上級衙門に報告しなくてもよく、地方衙門で簡単に対応できるため、地方官にとっては便利な条文でありよく使われたようである。加藤雄三『中国元明法制史 特に法源とその援用理論と探求—明朝嘉靖時代を中心として—』1999年（富士ゼロックス小林節太郎記念基金小林フェロウシップ 1997年度研究助成論文）の紹介する『四川地方档案』ではかなりの数が不応為で裁かれていることが確認できる。また、『事類纂』の中でも、安易に「不応為」で裁くことが批判されている。すくなくとも成化・弘治年間にはそうした実情が見られたのだろう。

³⁰ 『事類纂』卷四十六「問刑不許拘泥成案信憑參語及將重情俱擬不應并以誣告捏作輕告」

場合、他の規定を援引して処罰するものである。もちろんこれは、『明律』に規定されているものであり、これによって徒罪以上が妥当であるべき行為も裁くことが可能であった。その規定が次の「斷罪無正条」である。

①凡律令該載不盡事理、若斷罪而無正條者、引律比附。②應加應減、定擬罪名、轉達刑部、議定奏聞。若輒斷決、致罪有出入者、以故失論。（『明律』卷一、名例律、斷罪無正条）

ただし、この「比附」が行われる際には原案をまとめた上で上級の衙門に送らなくてはならない。さらにそれを検討した上で、最終的には皇帝による裁可を得る必要があり、裁可が得られた後にその処罰が実行される。

こうして新たに下された結果は例となる。この時、今後も同じような事案が生じた時にはこの例に照らして処理すべきであると皇帝が考えたのならば、例は各関連の衙門に「通行」され、犯罪行為を断罪する際の参照されるようになる³¹。こういった点では、例とは立法と司法の性格を併せ持つものであった³²。

ここで「例」という用語について整理しておきたい。陳顧遠によれば「例」の字義は既存の故事あるいは成案のことで、解釈例・判決例・執行例を示すという。一方で「条例」は明代においては「条举事例」が略された形式であるという³³。条例は事例を列挙した集合体にすぎない。これを踏まえて加藤雄三は、「事例」という用語の意義を皇帝の裁可を受けた個々の奏上事案であるとしている³⁴。

これを踏まえて本稿では「事例」という用語を用いる際には単独で特定のものを指し、「条例」と呼ぶ際には複数の事例の集合として指す。また事例の中に記されている出来事を指す際には「事案」を用い、事例内に引用された題本や呈などの文書を指す際にはそれぞれの文書の名称を用いる。

明中期ごろになれば、こうした例が裁判で扱われる事案が増えてくるが、これもまた時代が下るにつれて積み重なる。こうして無尽蔵に条例が生まれた結果、混乱が生じ、同じような事件であってもその援用する例の選択の仕方によって、全く逆の判断がされてしまうこともあった³⁵。そのため、代々皇帝は代替わりごとに条例の援用を禁止し『明律』の

無正條者、尋常罪犯仍依不應、若情犯深重無正條者、引律比附奏請定奪。

³¹寺田浩明『中国法制史』東京大学出版会 2018年 p.259

³²加藤雄三「明代成化・弘治の律と例(一)－依律照例発落攷－」『法学論叢』第142号1997年 p.29

³³陳顧遠「條例之得名及其特質考」『大陸雜誌』二卷一期1951年、同「條例之得名及其特質考(二)」『大陸雜誌』二卷二期1951年。

³⁴加藤雄三「明代成化・弘治の律と例(一)－依律照例発落攷－」『法学論叢』第142号1997年 p.29

³⁵加藤雄三「明代成化・弘治の律と例(一)－依律照例発落攷－」『法学論叢』第142号1997年 pp.20-21

みによって裁くような詔勅が下されている。さらに景泰帝、成化帝は革去を宣言し条例を廃止するように宣言している³⁶。

「一依大明律科斷」

これについては先行研究でも触れられているところではあるが、本節における議論の前提となるためここでも確認をしておこう³⁷。

計開、洪武三十五年七月初一日、節該欽奉詔書内一款「刑名 A 一依大明律科斷」。欽此。

永樂二十二年八月十五日、欽奉詔書内一款「法司所問囚人、今後 A 一依大明律科斷、B 不許深文。違者罪之」。欽此。

洪熙元年三月十五日、節該欽奉詔書内一款開「善善長惡惡短、罰之輕重〔咸〕適厥中、顧法之吏不能皆平。B 有虛飾其情至死罪、該附謬妄、尤甚枉人、朕甚憫此」。欽此。

本年（洪熙元年）六月十二日、欽奉詔書内一款「今後一應罪囚、A 悉依大明律科斷、B 法司不許深刻、妄引榜文及諸条例比擬」。欽此。

宣德十六年正月初十日、欽奉詔書内一款「法司問擬罪囚、A 一依大明律科斷、B 不許深文。違者罪之」。欽此。

正統四年三月初一日、節該奉欽奉詔書内一款「法司所問囚犯、今後務要議擬得当、B 不許深刻妄加其罪」。欽此。

本年六月二十三日、節該欽奉詔書内一款「法司今後問囚、尤須詳慎、法当其情、B 不許刻薄誣枉人罪」。欽此。

天順八年正月二十二日 節該欽奉詔書内一款、凡問囚犯、A 今後一依大明律科斷、照例運磚・做工・納米等項發落。所有條例并宜革去、及 B 不許深文妄引參語。

ここに列挙されたものは、多少の異同はあるものの大きく A と B の二つの部分で構成されていることがわかる。A の部分では「一律に『大明律』に依拠して科断せよ」と『明律』

³⁶ 加藤雄三「明代成化・弘治の律と例(一)－依律照例発落攷－」『法学論叢』第 142 号 1997 年 pp.20-21

³⁷ ここでは『事類纂』卷四十六、刑部類、官司出入人罪「通行内外問刑衙門不許妄加參語擅擬差官例」に引用されたものを、『皇明詔令』、『明實録』などの史料と対校したものを引用している。

に法源を一元化しようとする命令が示されている。ここでいう「科斷」とは「刑を引き當てること」である³⁸。

一方で B の部分に示されている「深文」や「深刻」は、意図的に難しい文章を用いて持論を述べることで、必要以上に厳しい判決を加える行為である。

これらの文言についてももう少し検討を加えておこう。先に述べたように「科斷」とは「刑を引き當てること」であり、「科斷」するとは、『明律』に定められた罪を引き当てることによって、それに対応する刑罰を定めることになる。ただし『明律』は五刑によって刑罰を定めているが、五刑はあくまで刑名の理念体系であり執行される刑罰ではない³⁹。実際には五刑が執行されることはなく、ほとんどが「贖罪」という方法をとっていた。

「贖罪」とは、滋賀秀三によれば「刑罰の執行という社会にとって痛みでしかない国権の発動に代えて、犯人の資力と労働力を国家の需要に向けて生産的に動員しようとする手法」⁴⁰であり、これは洪武年間から実施されていた。そして、こうした「贖罪」という方法で五刑に相当する刑罰を執行することを「發落」という。例えば天順八年(1464年)の成化帝の即位詔にある『明律』に従って「科斷」し、例によって運磚・做工・納米などで「發落」せよ。(一依『大明律』科斷、照例運磚・做工・納米等項發落。)というのには、『明律』によって罪と刑罰の重さを決定し、例に照らしたうえで決定された刑罰の重さに相当する運磚・做工・納米などの刑罰を執行して処理せよ、ということを行っている。

ここで問題となるのが禁止される「一律に律に依拠する」ことのない行為がどのようなものであったかであろう。そもそも律という基準があり、全ての判決は実際の行為に律を当てはめて罪を断定する形で裁判は行われる。刑罰は理念的には罪に相当した五刑があてられるが、実際には五刑に相当する贖刑で執行される。たとえ律に該載されていない行為であっても、前章でも述べたように「比附」という手続きをとることになる。こうした制度で裁判が行われる以上、律が全く無視されることはあり得ない。つまり「律に依る」ことが全くないという事態は存在しない。

それでは、ここで想定される「一律に律に依拠する」ことのない行為とは何なのか。その答えの一例となるのが、次の上奏文である。

わたしが密かに思いますに、律は「祖宗の成憲」であり、例は「當世の權宜」であります。捕らえられた犯人の罪を問う際には、『大明律』に依らず擬議し、例に照らして發落することをしてはいけません。我が歴代の皇帝は順調に継承してきておりますが、今でも皇帝陛下は皇位を継承して以来、ずっと刑獄のことを気にかけており、正道が失われていることが有ること慮ってきました。先程の詔が頒布される度に、妄

³⁸ 陶安あんど「律と例の間—明代贖法を通じてみた旧中国法の一斑」『東洋文化研究所紀要』140号 1999年 pp.19-20

³⁹ 陶安あんど「中國刑罰史における明代贖法—唐律的「贖刑」概念との比較」『東洋史研究』第57巻第4号 1999年 p.105

⁴⁰ 滋賀秀三『中国法制史論集—法典と刑罰』創文社 2003年 p.234

りに刑罰が無辜に及ぶことがないようにしてきました。これは帝舜の「欽恤の盛心」であり、文王の「敬慎の美意」であります。この世のこの民衆は、なんと幸いなことでしょうか。〔ところが〕近年、内外の法司が先ほどの聖旨を了承しないのはどうでしょうか。〔例えば、〕捕らえられた犯人の罪を問う際に、律に依って擬議する以外に、「情犯深重であり、常例に照らすのが難しい」という言葉を加えられることがあります。もしも律に該載せざることが有るのならば、〔その際には〕ただその事情を追求した上で罪を定め、比較して妥当な結論を出させるだけでありまして、また「深文」したり「枉人」したりするのを許しません。裁判する中に果たして事情として〔犯した〕罪が重くて、〔それを裁く〕法が軽いために処置するのが難しいものがあれば、その犯罪事実を記した自供した内容を備えて議擬し、皇帝にお伺いを立てた上でそれぞれ分けて処理します。このようにすれば、歴代皇帝の詔を守ることになり、また祖宗の大法を遵守することにもなり、きっと刑罰は適切なものになり罪を犯した囚人たちの怨嗟も無い状態になるでしょう。（切（竊）惟律乃祖宗成憲、例乃當世權宜。凡問囚犯不可不依大明律擬議、照例發落。故我列聖相承、既〔暨〕皇上嗣登寶位〔以〕來奉〔拳〕拳以行〔刑〕獄爲念、慮有過中失正。每頒〔頒〕前項明詔、無非使刑不濫及無辜。是節〔即〕常舜〔帝舜〕舜欽恤之盛心、文王敬慎之〔美〕意也。斯世斯民、何其幸欤。奈何近年以來、内外法司失於查照前項。其問囚犯之際、依律擬議之外、又有加添情犯深重、難照常例等語。如有律不該載者、止令原情定罪、比擬停當、亦不許深文枉人。中間果〔有〕情重法輕難以處置者、備其情犯招情議擬、奏聞區處。如此、庶有〔幾〕以仰遵列聖明詔、格〔恪〕守祖宗大法。刑罰適中、而罪囚無冤矣。『事類纂』卷四十六、刑部類、官司出入人罪「通行内外問刑衙門不許妄加參語擅擬差官例」)

これは天順五年（1461年）に当時の大理寺右少卿であった董方による上奏である。ここでまず董方が述べているのが律と例の認識である。律は「祖宗の成憲」、つまり祖宗から受け継いできた法律であるとされている。律が太祖洪武帝の定めた「典」として権威づけられたものであり、軽々しく改訂することが出来ないものであるという認識は、当時の官僚たちのなかの共通認識であったことが窺える。

一方で例の方は「當世の權宜」、つまりその当時における便宜的な判断であるとして、常時参照されるべきものではなく、その時々の特例的な判断でしかないという認識がなされている。このように特別な判断でしかないのだから、特段の事情がない限り律を利用して審理を行うというのは理にかなっている。

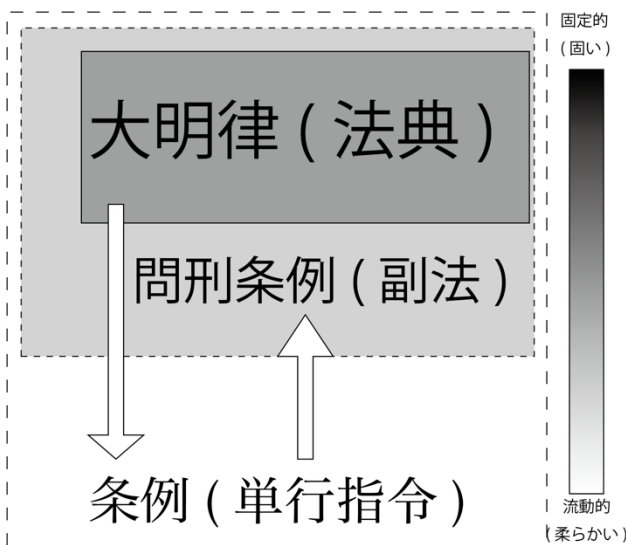
しかしながら、律に従って審理を行わず、そういった聖旨を理解しないものがいた。例えば、捕らえられた犯人の罪を問う際に、律に依って判決を下す以外に、「情犯深重であり、常例に照らすのが難しい（情犯深重、難照常例）」という言葉を加え、必要以上に厳

しい判決を加えているような人物がいたと言う⁴¹。確かに律文に従わず、その案件の事情を踏まえて必要以上に刑罰を厳しくしているのだから、個別事案への対応でしかない。これは「一律に律に依拠する」ことのない行為であると言える。

ここでは律がカバーしきれないことについては、その犯罪事実を記した自供した内容を備えて議擬し、皇帝にお伺いを立てた上でそれぞれ分けて処理するという比附の手続きを行うように示されている。これによって、歴代皇帝の詔を守ることになり、また祖宗の大法を遵守することを目指した。

しかしながら、社会は流動化してしまい人々の行動様式も少しずつ変化が生じていく。特に明中期には社会の流動性が高くなり、『明律』の想定を超えるような事態が多く発生していった。そのため代替わりごとの整理が行われてきたのにも関わらず、やはり複雑化してしまい、断罪にも流動性が求められるようになっていった。

そこで、後世に残すべき事例を選定すべく、弘治十三年（1500年）に『問刑条例』が編纂され、副次法典として



【図1】

扱われるようになった⁴²。このようにして作られた『問刑条例』は固定的な『明律』の硬直性を緩和し、かつ流動的な例の複雑性を緩和する役割を持っていた。（【図1】）

本稿では『問刑条例』の条文は黄彰健『明代律例彙編』（中央研究院歴史語言研究所1979年）の整理番号で示す。この整理番号では、弘は弘治『問刑条例』を示し、ローマ数字Ⅰ～Ⅶは名例律、吏律、戸律、礼律、兵律、刑律、工律を示し、真ん中の数字はそれぞれ分類の中の何条目の律文に付されているかを示し、最後の数字は同じ律文に付された条例条文の中で何条目を示す。例を示すと〔弘Ⅰ：Ⅰ：4〕は、弘治『問刑条例』の条文で、名例律の1条目である「五刑」律に付された4条目の条文となる。また『問刑条例』の条文は黄彰健『明代律例彙編』に整理されたものを引用する。

『明律』、『問刑条例』の刑罰

明律は基本的に五刑が当てられるようになっている。五刑とは、笞・杖・徒・流・死のことであり、罪の重さに応じて二十段階の刑罰が当てられる体系的なものであった。ただし、先にも述べたように五刑はあくまで刑名の理念体系であり執行される刑罰ではない。

⁴¹ こうした必要以上に厳しい判決を加えている事態に関しては第三章で詳述する。

⁴² 加藤雄三「明代成化・弘治の律と例(一)－依律照例発落攷－」『法学論叢』第142号1997年p.25。

しかし実際には五刑が執行されるのではなく、実際には真犯死罪に分類される犯罪を除き、雑犯死罪を含む全ての犯罪行為は五刑に当てられた上で、それに相当する贖刑（＝贖罪）が執行されることが多かった。

要するに『明律』によって罪と刑罰の重さを決定し、常例に照らしたうえで決定された刑罰の重さに相当する運磚・做工・納米などの刑罰を執行して処理をしている。

ところが条例や『問刑条例』を見れば、五刑とは異なる刑罰が当てられていることが分かる。こうした五刑の体系から外れる刑罰は、犯した罪の重さや事情に照らして調整された刑罰として現れる。そもそも条例は律で対応できない部分を補うものであるから、ここに五刑ではない刑罰が現れるのは当然である。これは犯罪行為に関わるさまざまな事情が複雑化したことを示しているとも言えるだろう。

条例を用いて明中期を論じようとするのなら、条例に見られるこうした刑罰に関して一度整理する必要があるだろう。以下、本節では五刑の体系から外れた刑罰がどのようなもので、どのような位置付けがなされているのかを整理していく。

枷号

滋賀秀三によれば、清代の枷号は「夜間は監禁し、昼間は木製の首かせを着けて県庁の前などにさらし者とするを一定期間続けるものである。多くは杖刑に附加され、期間は月単位が普通である」⁴³という。また、「枷号は徒・流・軍・遣等の刑に附加されることもあり、さらにまた、これらの犯人が配所において逃亡その他新たな罪を犯した場合の刑罰としても用いられる」としている。清代と明代では刑罰の中身は相違ないだろう。しかし、「多くは杖刑に附加され」る刑罰というのは、少なくとも『明律』『問刑条例』には見られない。

枷号を課す条文を見ると二種類に分類されることがわかる（【表1】）。枷号自体を刑罰として執行するものと、別の刑罰と組み合わせられて執行されるものである。それ自体を刑罰として執行する場合、五刑の等級のどこにあたるのかははっきり見ることは出来ない。ただ枷号の重さを考える手がかりになる条文がある。それが次の刑律の「賭博」律に付された〔弘VI：126：1〕である。

一、凡賭博人犯、若自來不務生理、專一沿街賭博、酗酒撒潑、或誑騙竊盜人財、或不孝不弟、曾經法司問斷、及開張賭坊者、定為第一等。若平昔不系撒潑凶徒、止是與人賭博、但有銀兩衣服者、定為第二等、俱問罪枷號一個月。若止將銅錢互求勝負、競賭酒食、或年十六以下、在傍看戲、及在外軍匠人等、初至京師、被人誘引在內者、定為第三等、照常發落。其職官有犯、亦照前例、各分等第一等。二等者、奏請枷號、各發為民。（弘治『問刑条例』〔弘VI：126：1〕）

⁴³滋賀秀三『中國法制史論集—法典と刑罰』創文社 2003 年

これは、賭博を行った人物を三種類に分類したもので一等にあたる者と二等にあたる者は枷号となり、三等は「常に照らし」で刑罰が執行されることになっている。ここでいう「常」というのは『明律』の「賭博」律のことであろう。それが次のとおりである。

凡賭博財物者、皆杖八十、攤場錢物入官。其開張賭坊之人、同罪。止據見發為坐。職官加一等○若賭飲食者、勿論。(『明律』卷二十三、鬪毆)

この律文では賭博を行ったものは杖八十となっているので、三等にあたる人物の刑罰は杖八十であることが分かる。二等と三等の行為を比べてみれば、二等の方が罪の重い行為である。そのため杖刑よりも重い刑罰であったと考えられる。言い換えれば府州県の地方衙門が単独で実行できる最も重たい刑罰であったと言える。

【表1】弘治『問刑条例』中の「枷号」

(二重下線は枷号に加わる刑罰の部分、波線は枷号が行われる場所の部分を示している)

1	弘 I : 1 : 4	一、囚犯紙札照依時估、聽其自行買納。若無籍之徒、及管押吏典人等、通同作弊、分外增騙財物者、問罪、 <u>枷號一個月發落</u> 。若監追紙札三個月之上、不能完納者、放免	枷号のみ
2	弘 I : 8 : 2	一、文武職官、犯該 <u>充軍・為民枷號</u> 、與軍民罪同者、照例擬斷。應奏請者、具奏發落	なんらかの刑罰+枷号
3	弘 I : 19 : 5	一、教坊司官俳精選樂工演習聽用。若樂工投托勢要、挾制官俳、及抗拒不服拘喚者、聽申禮部送問、就於本司門首、 <u>枷號一個月發落</u> ○若官俳徇私聽囑、放富差貧、縱容四外逃躲者、參究治罪、革去職役	枷号のみ
4	弘 II : 5 : 1	一、各處司府州縣衛所等衙門主文書算快手阜隸總甲門禁庫子人等、久戀衙門、說事過錢、把持官府、飛詭稅糧、起滅詞訟、陷害良善、及賣放強盜、誣執平民、為從事發、有顯跡、情重者、旗軍問發邊衛、民並 <u>軍丁發附近</u> 、俱充軍。情重者問罪、 <u>枷號一個月</u> 。縱容官員、作罷軟黜退。失覺察者、照常發落。若各鄉書手飛詭稅糧二百石以上者、問發邊衛充軍。	なんらかの刑罰+枷号
5	弘 II : 7 : 1	一、文職官吏監生知印承差人等、但系年老事故、或考察退任、並為事問革、例不入選者、若買求官吏、增減年歲、改洗文卷、隱匿過名、或詐作丁憂起復、以圖選用、事發問罪、 <u>吏部門首枷號一個月</u> 。未曾除授者、發原籍、已經除授者、發口外、俱為民。	枷号のみ
6	弘 III : 22 : 1	一、成化十年七月十一日、節該欽奉憲宗皇帝聖旨「陝西榆林等處近邊地土、各營堡草境、界限明白。敢有那移條款、盜耕草場、及越出邊牆界石種田者、依律問擬、追徵花利完日、軍職降調甘肅衛分差操。軍民系外處者、發榆林衛充軍。系本處者、發甘肅衛充軍。有毀壞邊牆、私出境	枷号のみ

		外者、 <u>枷號三個月發落</u> 。欽此	
7	弘Ⅲ：80：1	一、各處客商輻輳去處、若牙行及無藉之徒、用強邀截客貨者、不論有無誑賒貨物、問罪、俱 <u>枷號一個月</u> 。如有誑賒貨物、仍監追完足發落○若監追年久、無從陪還、累死客商、屬軍衛者、發邊衛、屬有司者、發附近、俱充軍	枷号のみ
8	弘Ⅳ：2：1	一、天地山川壇內、縱放牲畜作踐、及私種耕田外餘地、並奪取耕田禾把者、俱問罪、牲畜入官。犯人 <u>枷號一個月發落</u>	枷号のみ
9	弘Ⅴ：15：1	一、成化十年九月十八日節該欽奉憲宗皇帝聖旨「都城外四圍沿河居住軍民人等、越入牆垣、偷魚割草、竊取磚石等項、輕則量情懲治、重則參奏拏問、 <u>枷號示眾</u> 。若該城徇情縱容不理、及四鄰知而不首的、都治以罪。其守門官軍、亦不許於城外河邊栽種蔬菜、牧放頭畜、因而引惹外人入內作踐。違者、一體治罪。」欽此。	枷号のみ
10	弘Ⅴ：33：5	一、各邊關堡墩台等項守備去處、若官軍用財買閒者、官員問罪、調極邊衛分守御。旗軍人等、 <u>發沿邊</u> 、 <u>枷號一個月</u> 、常川守哨○若原在關營官軍逃回原籍潛住、及架炮夜不收守軍墩人晝夜回家、輪班不去者、俱照前項調衛、 <u>枷號守哨發落</u> 。	なんらかの刑罰+枷号
11	弘Ⅴ：43：3	一、凡夷人朝貢到京、會同館開市五日。各鋪行人等將不系違禁之物入館、兩平交易。染作布絹等項、立限交還。如賒買及故意拖延、騙勒夷人久候、不得起程、並私相交易者、問罪。仍於館前 <u>枷號一個月</u> 。若各夷故違、潛入人家交易者、私貨入官。未給賞者量為遞減。通行守邊官員、不許將曾經違犯夷人起送赴京。	枷号のみ
12	弘Ⅴ：43：4	一、會同館內外四鄰軍民人等、代替夷人收買違禁貨物者、問罪 <u>枷號一個月</u> 、 <u>發邊衛充軍</u> 。	なんらかの刑罰+枷号
13	弘Ⅴ：47：1	一、司府州縣起解備用馬匹、各要經由分管太僕寺寺丞等官、驗中起解。若有馬販交通官吏醫獸人等、兜攬作弊者、俱問罪、 <u>枷號一個月</u> 、 <u>發邊衛充軍</u> 。再犯累犯者、 <u>枷號一個月</u> 、 <u>發極邊衛分充軍</u> 。	なんらかの刑罰+枷号
14	弘Ⅴ：47：2	一、大同三路官旗舍人軍民人等、將不堪馬匹、通同光棍、引赴內外官處、及管軍頭目、收買私馬、詭令伴當人等出名、情囑各守備等官、佞與軍士、通同醫獸作弊、多支官銀者、俱問罪。官旗軍人調別處極邊衛所、帶俸食糧差操。民並舍餘人等、俱發附近、充軍。引領光棍、並作弊醫獸、及詭名伴當人等、各 <u>枷號一個月發落</u> 。乾礙內外官員、奏請提問。	枷号のみ
	間にもしかしたらなんか枷		

	号のみる？		
15	弘V：51：1	一凡私宰耕牛、並私開圈店、及知情販賣牛只與宰殺者、俱問罪、 <u>枷號一個月</u> 發落。再犯累犯者、免其枷號、俱發邊衛充軍。弘治十二年九月初一日又節該欽奉聖旨「私宰耕牛、屢有禁例。近年人多玩法、不行遵守。都察院便出榜申明禁約、今後違犯的、照例治罪。每宰牛一隻、還罰牛五只。」欽此。	枷号のみ
16	弘V：54：1	一、官軍將所領官馬、耕田走遞、馱載物件、或兩人共騎、或婦女騎坐者、問罪、俱罰馬一匹○若雇與人騎坐等項、 <u>枷號半個月</u> 、及借與人者、各彼此罰馬一匹	枷号のみ
17	弘VI：10：3	一、西山一帶、密邇京師地方、內外官豪勢要之家、私自開窯賣煤、鑿山賣石、立廠燒灰者、問罪、 <u>枷號一個月</u> 、 <u>發邊衛充軍</u> 。乾礙內外官員、參奏提問	なんらかの刑罰+枷号
18	弘VI：12：1	一、盜掘銀礦銅錫水銀等項礦砂、但系山洞捉獲、曾經持杖拒捕者、不論人之多寡、礦之輕重、及聚眾至三十人以上、分礦至三十斤以上者、俱不分初犯再犯、問發邊衛充軍○若不及數、又不拒捕、初犯 <u>枷號三個月</u> 發落、再犯免其枷號、亦發邊衛充軍。其私家收藏、道路背負者、止理見獲、照常發落。不許巡捕人員、逼令展轉攀指。違者、參究治罪	枷号のみ
19	弘VI：15：1	一、凡號稱喇唬等項名色、白晝在街撒潑、口稱聖號、及總甲、快手、應捕人等、指以巡捕勾攝為由、各毆打平人、搶奪財物者、除真犯死罪外、犯該徒罪以上、不分人多人少、若初犯一次、屬軍衛者、發邊衛充軍、屬有司者、發口外為民。雖系初犯、若節次搶奪、及再犯累犯、笞杖以上者、俱發原搶奪地方、 <u>枷號一個月</u> 、 <u>照前發遣</u> 。若里老鄰佑、知而不舉、所在官司、縱容不問、各治以罪	なんらかの刑罰+枷号
20	弘VI：20：1	一、朝覲聽選給由等項人員、及解送軍匠物料、聽奏儀賓、會試舉人、歲貢生員人等到京、若在京及原籍來京一應親識閒雜人等、設謀奏告、欺詐嚇取財物者、問罪、 <u>枷號一個月</u> 發落、原詞立案不行	枷号のみ
21	弘VI：21：2	一、誑騙聽選官吏監生人等財物者、問罪、 <u>枷號吏部門首三個月</u> 、俱發煙瘴地方充軍。若官吏監生人等、央浼營干、致被誑騙者、亦照前例發遣	なんらかの刑罰+枷号
22	弘VI：22：1	一、凡設方略而誘取良人、與略賣良人子女、不分已賣未賣、俱問發邊衛充軍。若略賣至三口以上、及再犯三犯、不分革前革後、俱用一百斤枷、 <u>枷號一個月</u> 、 <u>照前發遣</u> 。其窩主與買主、並牙保鄰佑人知情不首者、各治以罪。若婦人有犯、罪坐夫男。若不知情、及無夫男者、止坐本	枷号のみ

		婦、照常發落	
23	弘VI：25：3	一、知強竊盜賊、而接買受寄、若馬騾等畜至二頭匹以上、銀貨坐贓至滿貫者、俱問罪、不分初犯再犯、 <u>枷號一個月發落</u> 。若三犯以上、不拘贓數多寡、與知強盜後而分贓至滿貫者、俱免枷號、發邊衛充軍。	枷号のみ
24	弘VI：53：1	一、凡因事聚眾、將本管官萬歷例無官字、及公差勘事、催收錢糧等項、一應監臨官、毆打綁縛者、俱問罪、不分首從、屬軍衛者、發極邊衛分充軍。屬有司者、發口外為民。若止是毆打、為首者、俱照前充軍為民間發。若為從、與毀罵者、武職並總小旗俱改調衛所。文職、並監生、生員、冠帶官、吏典、承差、知印、革去職役為民。軍民舍餘人等、各 <u>枷號一個月發落</u> 。其本管並監臨官、與軍民人等、飲酒賭博宿娼、自取凌辱者、不在此例。	枷号のみ
25	弘VI：72：1	一、凡在長安門外等處、妄叫冤枉、辱罵原問官者、問罪、用一百斤 <u>枷號一個月發落</u> 。婦人有犯、罪坐夫男。若不知情、及無夫男者、止坐本婦、照常發落。	枷号のみ
26	弘VI：72：2	一、凡殿罵公侯駙馬伯、及兩京文職三品以上者、問罪、 <u>枷號一個月發落</u> 。	枷号のみ
27	弘VI：79：1	一、擅入午門長安等門內、叫訴冤枉、奉旨勘問得實者、問罪、 <u>枷號一個月</u> 。若涉虛者、仍杖一百、發口外衛分充軍。其臨時奉旨、止將犯人拏問者、所訴情詞、不分虛實、立案不行。仍將本犯 <u>枷號一個月發落</u> 。	枷号のみ
28	弘VI：95：2	一、光祿寺買辦一應物料。弘治四年十一月內節該欽奉聖旨「奸頑之徒、稱是報頭等項名色、在街強賒、作弊害人的、拏來 <u>枷號三個月</u> 、滿日還從重發落。」欽此。	枷号のみ
29	弘VI：105：1	一、偽造並盜用通政使司關防印記、及偽印工部批回、賣放人匠者、俱問罪、 <u>於本衙門首枷號三個月發落</u> 。	枷号のみ
30	弘VI：107：1	一、私鑄銅錢、為從者、問罪、用一百斤枷、 <u>枷號一個月</u> 。民匠舍餘發附近充軍、旗軍調發邊衛食糧差操。若販賣行使者、亦 <u>枷號一個月</u> 、照常發落。	枷号のみ
31	弘VI：107：2	一、偽造假銀及知情買使之入、俱問罪、 <u>於本處地方、枷號一個月發落</u> 。	枷号のみ
32	弘VI：108：2	一、凡詐冒皇親族屬姻黨家人、在京在外、巧立名色、挾制財物、侵占地土、並有禁山場、攔當船隻、指要銀兩、出入大小衙門、囑托公事、販賣錢鈔、私鹽、包攬錢糧、假稱織造、私開牙行、擅搭橋梁、侵漁民利、及往來河道、吹打響器、張挂旗號、經過軍民有司衙門、需索人夫酒食、勒要車輛船隻者、除真犯死罪外、徒罪以	なんらかの刑罰+枷号

		上、俱於所犯地方、枷號一個月、發邊衛充軍。若被害之人、赴所在官司告訴、不即受理、及雖受理、觀望逢迎、不即問斷舉奏者、各治以罪。	
33	弘VI：109：1	一、凡詐冒內官、恐嚇官司、誑騙財物者、除真犯死罪外、其餘枷號一個月、發邊衛充軍。所在官司、阿諛故縱、不行擒拿者、各治以罪。	なんらかの刑罰+枷号
34	弘VI：110：1	一、凡詐冒錦衣衛校尉巡捕名色、占宿公館、妄拿平人、嚇取財物、生事扇惑、擾害軍民者、除真犯死罪外、其餘俱枷號一個月、發邊衛充軍。所在軍衛有司驛遞等衙門、阿從故縱者、各治以罪。	なんらかの刑罰+枷号
35	弘VI：115：1	一、凡買良家子女一口以上作妾、並義女等項名目、縱容與人通奸者、問罪。本夫義父奸夫、於本家門首枷號一個月發落。若樂工私買良家子女為娼者、不分買賣媒合人等、亦問罪、俱於院門首枷號一個月。婦女俱發歸宗。地方火甲鄰佑並該管官俳色長容隱不首者、各治以罪。	枷号のみ
36	弘VI：126：1	一、凡賭博人犯、若自來不務生理、專一沿街賭博、酗酒撒潑、或誑騙竊盜人財、或不孝不弟、曾經法司問斷、及開張賭坊者、定為第一等。若平昔不系撒潑凶徒、止是與人賭博、但有銀兩衣服者、定為第二等、俱問罪枷號一個月。若止將銅錢互求勝負、競賭酒食、或年十六以下、在傍看戲、及在外軍匠人等、初至京師、被人誘引在內者、定為第三等、照常發落。其職官有犯、亦照前例、各分等第。一等二等者、奏請枷號、各發為民。	枷号のみ なんらかの刑罰+枷号

充軍

充軍とは文字通り「軍に充つる」こと、つまり罪人を軍役に充当させる刑罰である。充軍は『明律』の中にも見られる刑罰であるが、『明律』では、多くの場合軍人の違法に対する処罰として機能していたのに対し、『問刑条例』の中では死刑より一等下位の重刑として重犯罪を抑制するために民人にも適用される⁴⁴。流刑が贖刑に読み替えるのに対して、充軍は贖刑にすることができない実刑として、流刑よりも重く、死刑よりも軽いと考えられる罪に当てられた。

また充軍の中にも「發附近衛分充軍」「發邊遠充軍」「發極邊衛分充軍」「發煙瘴地方充軍」などの度合いがあり、重い罪を犯せばより過酷な地域な衛所へと送られることになっていた。また『問刑条例』において充軍が多く見られるのは、この時期の刑事裁判により重い刑罰を当てようとする傾向があったからである。それに加えて、贖刑にすることができない実刑として、予防刑の機能が期待されていたのかもしれない。

⁴⁴ キム・ハンバク『配流刑の時代 身長と刑罰』京都大学学術出版会 2022年 pp. 21-25

為民

為民とは文字通り「民と為す」こと、つまり身分を民籍に移動させることをいう。『明律國字解』には「爲民と云は、文官の人罪を犯すとき、是も簡易を奪て民にするなり」とあるように、文官が罪を犯した戸籍を移動させた先が民籍なのだから、民籍に属するものには適用されず、そのほとんどが官籍にあるものに対する懲戒処分として機能する。ただし、全く無いと言うわけではなく、「発口外為民」のように戸籍の場所を変えた上で為民、民籍のままとする事例がある。

また罪の重さに応じて「原籍為民」や「発口外為民」などの種類があり、「発口外為民」は辺境への空間的な移動も追加される厳しい刑罰となる。

明朝は戸籍に応じて与えるべき刑罰を使い分けており、名例律には罪を犯した人間の立場に応じて刑罰を読み替える規定がある。一般的には官員が罪を犯した場合は五刑に相当する懲戒が与えられる。為民もまた官員が罪を犯した際に別の身分と区別されて与えられる懲戒の一つと考えていいだろう。

帯俸差操

『明史』によれば、帯俸差操とは軍に所属しておきながら正式な職務を持たない人物をいう⁴⁵。また『明律國字解』には、「帯俸差操とは、官職をば革去して、俸禄はそのままして置を、帯俸と云。軍職はみな功臣の子孫なるゆえ如此。差操と云は、軍兵と同く軍法のならしをさすることなり」と述べている。

つまり帯俸差操とは、支給される俸禄はそのままで職務を取り上げられ、軍事教練には参加させられる状態ということである。同様のことは『六部成語』などにも見られるから、恐らくこの理解で間違いはないだろう。

このように帯俸差操は状態を示す用語であるが、罪に対する刑罰として用いられることがある。名例律に付された〔弘 I : 6 : 1〕の条文が状態として帯俸差操を用いているのを除いて、そのほかは全て軍に所属する人物の罪に対する刑罰であり、軍人に対して行われる特別の刑罰＝懲罰であると考えておけば良いだろう。

枷号・充軍が罪の軽重に応じた刑罰の調節を行うために設けられたものだとすれば、為民・帯俸差操は複雑な立場に応じて刑罰の調節を行うことがその目的であると言えるだろう。こうした刑罰の調整は、当時の犯罪と刑罰の均衡感覚に合わせて変更が加えられたが、これについては第三章で論述する。

⁴⁵ 『明史』卷七十六、職官五

不論指揮使、同知、僉事、考選其才者充之。分理屯田、驗軍、營操、巡捕、漕運、備禦、出哨、入衛、戍守、軍器諸雜務、日見任管事、不任事入隊、日帶俸差操。征行、則率其屬、聽命主帥調度。

『六部成語』、兵部

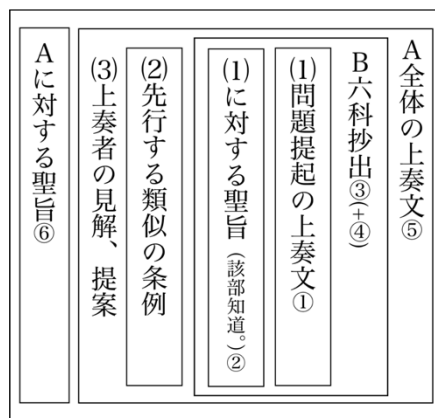
「帶俸差操、派了武官往別處駐劄管理操演兵丁的差使、但是此本官雖開缺並不停止俸祿、仍舊給他俸。」

例の構造

ここからは法典となる前の単独の事例について概説していく。

『問刑条例』の条文はそれまでの事例を、整理して法典化したものであるから、その条文のもととなる先行する事例が存在する。そして先行する事例は、『事類纂』をはじめとした幾らかの事例集のような史料の中に見ることができる⁴⁶。

多くの場合『問刑条例』に先行する事例も、そのさらに先行する事例を元にしながらか形成されている。これらの事例は【図2】のようなA全体の上奏文、B六科抄出という入れ子構造で構成されていることが多い。



【図2】

ここで実際の事例の中でこの構造がどのような形で見られるかを紹介しておきたい。ここで用いるのは『事類纂』巻29「禁約販賣番貨輕重等則擬罪」で、海禁に関する『問刑条例』条文の基になった事例である。条文の変遷については第六章、中に示された事件に関しては附論2で紹介する。

まず以下が事例の本文である。

「禁約販賣番貨輕重等則擬罪」

【A 全体の上奏文】

弘治元年五月二十日、都察院左都御史馬等題、為禁約奸弊事。

【B 六科抄出】

誠〔該〕總督兩廣軍務兼理巡撫都察院右都御史屠奏

【(1)問題提起の上奏文】

臣先任南京都察院右都御史、欽奉敕諭、差往兩廣處置情夷〔夷情〕、事完回任、聞有奸詐客商、販賣番貨胡椒等物、到上新河發賣、明知違禁、恐被拏獲、却乃指稱臣弟姪

⁴⁶ 例えば中央研究院傅斯年圖書館藏『皇明成化條例』、『皇明成化十四十五年條例』、『皇明弘治條例』、中央研究院傅斯年圖書館藏『大明九卿事例案例』、天一閣藏『條例全文』（『天一閣藏明代政書珍本叢刊』所収）、北京圖書館藏『皇明成化二十三年條例』（中國珍稀法律典籍集成）、『明代檔冊』（『中國明朝檔案總匯』所収）等があり、対校をすることが可能である。

名色、欺瞞官府、臣暫時到彼公幹、尚有客商似此妄為。臣合到彼巡撫、後日指臣名目者豈能保其必無。若不查例禁約、臣之名節固被其玷污、朝廷法令亦被其押玩。除行南京都察院行拏前項客商、得獲究治外、查得舊例、凡打造違式大船、接買番貨者、正犯處死、全家發邊遠充軍。若止是打造大船、不會接買番貨者、或接買番貨、不會打造大船者、俱不分首從、發邊遠充軍。緣此例止行廣東、福建、浙江、不會通行天下、以此販賣番貨之徒、習以成風、全無忌憚。乞敕都察院查照舊例、近行南京等處嚴加禁約。今後如有販賣違禁番貨者、俱照例不分首從發邊遠充軍。仍乞敕南京都察院挨拏前項奸詐客商、務要得獲、亦無 [照] 此例問罪發遣 [等因]

【(1)問題提起の上奏文】

具本。該通政使司官奏、奉聖旨、「都察院知道。」欽此。

【B 六科抄出】

欽遵、抄出到道。

查得、

【(2)先行する類似の事例】

①成化七年二月二十四日、節該欽奉憲宗皇帝聖旨「近聞有等奸頑之徒、擅造違式大船、將帶違禁物貨、前往番國買賣、恁都察院便出榜去福建、廣東、浙江各府州縣常川張掛、通行曉諭、有犯了的、即便拏問、正犯處以極刑、家口發沿邊衛所充軍。」欽此。

②已行欽遵去後、續該廣東按察司問得犯人方敏等、違例收買磁器、雇到民人梁大英船隻、裝出外洋、易洋換番貨、事發、各問擬越度邊關減等徒罪奏來 [奉]。本院看得、方敏等雖接番貨不會自造違式大船、梁大榮 [英] 自造違式大船、不會接買番貨、若只照徒罪發落、似乎 [争] 太輕、若依榜例處治、不然太重。題奉憲宗皇帝聖旨「方敏、方祁、方洪、陳佑、[陳] 榮、吳孟、梁大英都押發廣西邊衛充軍、家小隨住。」欽此。

③已行欽遵發遣外、又該總督兩廣軍務兼理巡撫都察院右都御史朱奏、為嚴禁例以除邊患所由事、要將軍民人等敢有腹裏聚貨、雇船裝出海島 [島]、接買番貨及打造大船往來攬載、通賊買賣者、俱照方敏、梁大英一體定發邊衛充軍。

【(2)先行する類似の事例】

【(3)上昇者の見解、提案】

本院看得、此等人犯例不該載、備咨本官奉後若有此等之徒違犯、俱照方敏事例問擬、徑自奏請定奪。去後、今該前因、查呈到院。看得總督兩廣軍務兼理巡撫右都御史屠奏稱聞 [問] 有奸詐客商販賣番貨、到上新河發賣、恐被拏獲、却乃指稱弟姪名色、欺瞞官府。及查得前例止行廣東、福建、浙江、不會通行天下、以此、販賣番貨者、俱照例下 [不] 分首從、發邊遠充軍。及要挨拏前項奸詐客商、照例問罪發遣一節。此誠嚴禁下海之徒、以除邊方之患、思患預防、莫切於此。臣等查得、打造違式大船、將帶違禁物貨前往番國買賣者、已奏前項正犯處以極刑、家口發沿邊衛分充軍榜例、別無他議外、或打造大船者、止照方敏等事例問擬、奏請定奪。其販賣番貨者、例不該載、以此人不知懼、違犯者多。但此等人犯者、不論 [論] 番貨多寡、俱發邊遠充軍者不無輕重失宜、刑法太濫。

合無通行兩京並南北直隸及廣東、福建、浙江等處問刑衙門、今後除打造大船、將帶物貨、前往番國買賣者、事發照前項欽奉聖旨榜例問擬發邊外、其除打造大船專一屆與下海之人、分取番貨、或又通下海之人、接買番貨、雖不曾打造大船、事發問擬明白、俱發邊衛充軍。若探聽下海之人番貨到來私下收買販賣者、事發到官、若蘇木、胡椒至一千斤以上者、照方敏等事例、不分首從、問擬明白、奏請定奪。若不及前數者、止照前例發落、番貨俱盡數入官、牙行、停貨人家不行首官者、事發一體治罪。仍行南京都察院、轉行巡街〔按〕御史等官、將上新河前項指稱風憲官員弟侄名色、販買番貨客商緝拏得獲、照依前例問擬發落。庶法令嚴明、少絕通番之弊、人知警懼、保無地方之虞。綠係申明禁約、收買番貨事例及奉欽依都察院知道事理、具題。

【(3)上奏者の見解、提案】

【A 全体の上奏文】

奉聖旨、「是。」欽此。

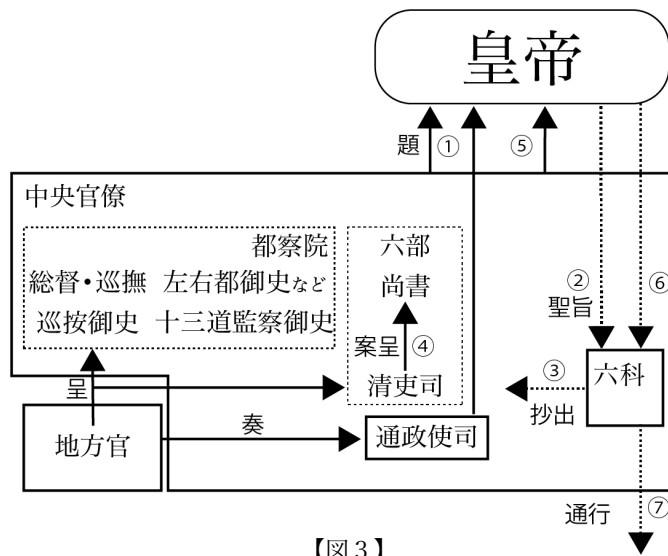
この事例の【A 全体の上奏文】となっているのは都察院左都御史である馬文升による弘治元年（1488年）五月二十日の題本である。ここで「題為～事」とされているのは題本のタイトルである。

次に【B 六科抄出】が続く。ここでは【(1)問題提起の上奏文】の節略が引用されている。これは総督兩広軍務兼理巡撫都察院右都御史の屠庸によるもので、「奏」から「等因」までの部分がそれである。その後、上奏に対する皇帝の返答である聖旨が続く。ここでは「都察院知道（都察院は承知せよ。）」とされている。基本的にはどの事例もこの聖旨の内容は同じである。ただし今回のように衙門の指定がある場合もあるが、「該部知道（担当衙門は承知せよ。）」と示されていない場合も多い。

ここまでが【B 六科抄出】であり、「抄出到道」という文言によって、【A 全体の上奏文】の書き手である馬文升の元に伝送されたことが示される。

次に「查得」に続く部分で【(2)先行する類似の事例】として三つの事例が続く。一つ目が①成化七年（1471年）二月二十四日の聖旨で、『事類纂』には目録にのみ見られる巻29の「通番正犯極刑家口充軍軍職受財故縱犯該雜犯死罪者福建浙江發廣東廣東發廣西立功五年滿日回衛帶俸」という事例だろう。二つ目が②方敏という人物の事例である。これは「接買番貨」（『事類纂』巻20）という事例で成化十五年（1479年）正月二十六日の事例である。最後に③の「總督兩廣軍務兼理巡撫都察院右都御史朱奏」が引用されているが、これは『事類纂』内には見られない事例である⁴⁷。

⁴⁷ 筆者は、成化二十年（1484年）九月一日の「違禁通番接買番貨不曾打造大船比例奏請充軍」（『事類纂』巻二十九）という事例が、この事例と内容的に一致するのでこれに当たるのではないかと推測している。「違禁通番接買番貨不曾打造大船比例奏請充軍」は屠庸の題本で構成されており、その屠庸は弘治元年（1488年）の段階で総督兩広軍務兼理巡撫都察院右都御史であるため、「總督兩廣軍務兼理巡撫都察院右都御史朱奏」は「總督兩廣軍務兼理巡撫都察院右



【図3】

次に【(3)上奏者の見解、提案】が続く。ここでは一つ目の「看得」でそれまでの対応の追認し、二つ目の「看得」で状況の追認を行なっている。そして「合無」に続く部分で馬文升の提案が示され題本として上奏される。最後にこれに対する返答となる聖旨が付け加えられる。ここでは「是（それでよい。）」とされているが、だいたいの場合「是」のみである。ただ稀に提案に対して、新たに皇帝が判断を加える場合があり具体的な指示が書かれる場合もある。このように聖旨が付け加えられ各衙門に通行することで事例は法としての効力をもつこととなる。

また、この構造からは事例が作られるにあたって、文書移動の過程を復元することができる⁴⁸。その過程を図式化したものが【図3】である。まず問題提起の上奏が行われる(1)。それが①にあたる。先ほどの事例には無かったことだが、この上奏文の中には、さらに下位の衙門からの報告(呈)が引用されている場合もある。これに対し皇帝から返答(聖旨)が行われる(2)。この聖旨は直接衙門に伝えられるわけではなく、六科を経由し、そこで関係する部分を抜書きしたコピー(抄出)が作成される。それが③である。抄出された文書は清吏司に届けられ六部の堂上官に案呈(④)される。ここに清吏司の意見

都御史屠奏」の誤写なのではないか。

⁴⁸ この文書伝送の過程を復元するのに参考にしたのは、西里喜行「歴代宝案文書の様式と構成」『那覇市史』資料編第1巻1984年である。西里の場合は、『歴代寶案』などの外交文書を用いて分析しているが、基本的な形式はほとんど変わらない。また一般的な行政文書に関しても申斌「万曆七年省級賦役役書冊纂修之行政流程」黄正健主編『中国古文书学研究初編』上海古籍出版社2019年などが参考になる。またこの文書のやりとりや形式をもとに、『事類纂』などに見られる錯簡を修正することも可能である(第2章)。また文書の形式や伝送過程に関しては、『元典章』の形式を用いた田中謙二『元典章の研究』(『田中謙二著作集第二巻』)2000年、植松正「元典章文書分析法」『13、14世紀東アジア史料通信』第2号2004年、同『元典章』文書の構成からみたその成立事情『中国史学』(21)2011年、岩井茂樹「元代行政訴訟と裁判文書--『元典章』附鈔案牘「都省通例」を素材として」『東方学報(京都)』第85冊2010年などの成果を踏まえた比較研究も可能であろうが、これは今後の課題としたい。

が入ることがあるが、抄出がそのまま案呈されることが多い。

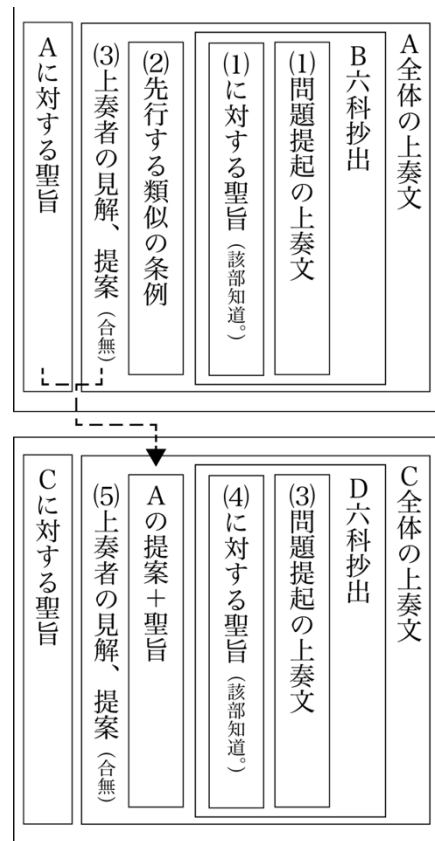
この案呈を受けた者が自身の見解と提案を加え、もう一度上奏する。それが⑤の上奏文である。この時、上奏者は先行する類似の事例を調査し「査得～」という形で引用する(2)。そして先の事例と同様に、「看得～」という形で現状を追認し見解を述べ、「合無～」などの文言で提案を述べる(3)。こうして上奏されたものに皇帝から「是(それで良い)」という聖旨(⑥)が下され、それを六科が抄出して該当衙門に通行(⑦)することで事例は効力を有するようになる。

このように、事例は文書伝送を反映させた構造をしているので、それぞれの部分の性格を反映させた内容が記述される。そのため史料として扱う部分によって読み取れる事柄が変わってくる。

(1)問題提起の上奏文の部分では、現場の官僚によって問題の発見、フレーミング、提案が示される。現場の官僚にとって、目の前で起こる事象は必ずしも自分一人で判断できるものだけとは限らない。人々の行動様式が少しずつ変化したりすれば、日常のルーティンと異なる対応が必要になる場合がある。これが望ましくない状態と認められれば、それは問題となり、さらに何が問題となっているのかという枠組みを捉える必要がある。ここで何を望ましくない状態とするか、問題の枠組みをどこに設定するかというのは、当時の価値観、問題意識を反映させたものである。そのため(1)問題提起の上奏文の部分では、官僚にとっての望ましくない状況の具体的な詳細、またその何が問題かという問題意識、価値観を読み取ることができる。

一方で(3)上奏者の見解、提案の部分には、前半の(1)を受けた実施されるべき対応策が示される。ここで(2)先行する類似の事例を引用することで、類似の案件に対するそれまでの対応の確認が行われる。既存の法制度や先行する事例と比較することで、今回の問題との相違点が示される。ここで今回の問題に対してどのように対応可能か、あるいは対応不可能かを論じ、その上で対応に新たな要素を加えて対応できるように提案をする。

そのためこの部分を見ることで、その事例が先行するどの事例を元にしたのか、どのような要素をあるいは加え、あるいは省いたのかを見ることができる。さらに、類似の問題がその事例よりも後に発生すれば、その事例もまた先行する事例となる(【図4】)。これを複数の事例を跨いで系統的に整理することで条文の構成要素がどの段階で、どのような



【図4】

議論を経て形成されたのか、つまり法整備の過程を見ることが出来る。

おわりに

本章では、『明律』や『問刑条例』などの法典史料についての整理を行った。ここでは明代における法典運用の原則を確認し、『問刑条例』が作られるようになった制度的背景を述べ、明律の規定を確認した上で、次に律と例との関係を論じた。そこで述べたのは固定的な『明律』の硬直性を緩和し、かつ流動的な例の複雑性を緩和する役割を持つ『問刑条例』という関係性であり、『問刑条例』現れる刑罰も調整を行うためのものという性格のものが多く見られることを示した。

これに加えて『問刑条例』の条文の基礎となる例の構造を整理し、そこから文書の伝送過程を復元することが出来ることを示した。さらに事例の前半部分では、官僚にとっての望ましくない状況の具体的な詳細、またそれの何が問題かという問題意識、価値観を読み取ることが出来ることを示し、この部分を見ることで、その事例が先行するどの事例を元にしたのか、どのような要素をあるいは加え、あるいは省いたのかを見ることが出来ることを示した。さらに複数の事例を跨いで系統的に整理することで条文の構成要素がどの段階で、どのような議論を経て形成されたのか、つまり法整備の過程を見ることが出来ることを示した。以降の章では本章で示した基本情報に基づいて論述していく。

第二章『皇明條法事類纂』の成立事情—条例テキストの問題から考える

はじめに

『事類纂』は、明中期の社会史を研究するのに必読というべき史料であるか、いくつかの理由で利用されてこなかった⁴⁹。まずはその理由として挙げられるのは、現行本二種が扱いつらい点である。まず古典研究会の影印本（汲古書院 1966 年）は画質の荒い白黒画像である上に、B5 版に二葉ずつ縮小されて印刷されているため非常に判読しづらい。一方で『中国珍奇法律典籍集成乙編』所収の楊一凡による評点本は、判読という点では解決されており、読解の参考にはなるが、理由不明の修正が多く全幅の信頼を寄せるには程遠い。ただし 2020 年に「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ (<https://iiif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/koumin/page/home>)」が公開されたことによって高精細なデジタル写真を閲覧することが可能となり、この問題はある程度克服されている。

次に『事類纂』のテキスト自体に誤字脱字が多い点がある。一見して正しい文字に修正できるような簡単な誤字も多いが、中には意味内容が大きく変化してしまうようなものまで存在している。『事類纂』は天下の孤本であるが、ここに収録されている事例の多くは、中央研究院傅斯年図書館蔵『皇明成化條例』、『皇明成化十四十五年條例』、『皇明弘治條例』、『大明九卿事例案例』、天一閣蔵『條例全文』（『天一閣蔵明代政書珍本叢刊』所収）、北京国家図書館蔵『皇明成化二十三年条例』（『中国珍奇法律典籍集成乙編所収』）、『明代档冊』（『中国明朝档案総匯』所収）などの事例を集めた事例に同様のものが収録されている⁵⁰。このうち『事類纂』は、事例を『明律』の分類に従って収録しているが、『大明九卿事例案例』と『明代档冊』はこれを衙門ごとに分類し、その他は編年体形式で収録している。事例の分類こそ異なるものの、収録された事例の一つ一つは同じものであり、これらと対校することが出来る。また、『実録』や各官僚の文集などにも対校可能なテキストが収録されているケースもある。こうした複数の史料と対校する誤字のほとんどは、修正することが可能になる。

ただ、それでもなお解決されない問題が『事類纂』にはいくつか存在する。本章ではそのうち二つの問題を取り上げたい。その問題を考察する中で見え隠れする『事類纂』の成

⁴⁹ 『事類纂』には様々な解題が存在するが、最新のものとしては徳永洋介「序文」『皇明条法事類纂条名目録』（日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（C）「元明時代の法制に関する基礎研究—『皇明条法事類纂』の分析を中心として」（課題番号 15K02890）成果報告書、2018 年）、濱島敦俊「明代法制史料」山本英史編『中国近世法制史料読解ハンドブック』東洋文庫 2019 年、小島浩之「『皇明条法事類纂』電子化割記」『漢字文献情報処理研究』第 18 号 2018 年、猪俣貴幸・豊嶋順揮「明鈔本『皇明条法事類纂』原本調査記」『立命館史学』第三十九号 2018 年などがある。

⁵⁰ 猪俣貴幸「中央研究院傅斯年圖書館藏明鈔本『條例全文』殘本三種について」（『立命館東洋史学』四十三号、2020 年）。また『明代档冊』との関係については、高寿仙「《皇明条法事類纂》成書問題蠡探——以《明代档冊》為参照」『北京聯合大学学报（人文社会科学版）』第 18 卷第 3 期 2020 年

立事情を明らかにしていきたい。

巻 29 における錯簡

ここでは巻二十九、兵部類、関津に載せられた二つの事例を取り上げる。その二つの事例とは、『事類纂』巻二十九に記載された「馬快等船並沿河住人強梁打攪河道若有被害軍民具告許管河官准受例」（以下「関津留難」第一条）と「巡檢司盤詰文引竝官吏刁蹬取財問罪例」（以下「盤詰奸細」第三条）である。

「関津留難」第一条は大運河での訴訟を下級の衙門である管河官も受け付けることができるように定めたもの、「盤詰奸細」第三条は巡檢司を中心とした関係官員の不正とその取り締まりを確認したものである。いずれも大運河の司法・治安に関係するものであり、明中期の大運河やその周辺社会を見る上で重要な史料となるべきものであろう。

ところがこの二つの事例には大きなテキスト上に大きな問題があり、素直に読むことが難しい。そこで本稿では、「関津留難」第一条と「盤詰奸細」第三条のテキストを整理して、元の形のテキストに復元したい。

そこで、まず『事類纂』自体のテキストの入れ替わりを、推定される正しい順序に修正した上で翻刻した。次に翻刻したテキストの問題点を指摘し、その問題点から推定される元の形のテキストに復元した。

『事類纂』巻 29 自体のページの入替わり

まず「関津留難」第一条から「盤詰奸細」第三条までは、『事類纂』の鈔本自体に大きな錯簡が起こっている。それを整理したのが下に示した表である。「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ (<https://iiif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/koumin/page/home>)」で公

皇明條法事類纂デジタルアーカイブ		整序			
左	右	左	右	右	左
0029-00006	0029-00006	0029-00006	0029-00006	「関津留難」第一条	
0029-00007	0029-00007	0029-00007	0029-00007		
0029-00008	0029-00008	0029-00008	0029-00008		
0029-00009	0029-00009	0029-00009	0029-00009	「盤詰奸細」第一条	
0029-00010	0029-00010	0029-00010	0029-00010		
0029-00011	0029-00011	0029-00014	0029-00011		
0029-00012	0029-00012	0029-00013	0029-00015		
0029-00013	0029-00013	0029-00012	0029-00014	「盤詰奸細」第二条	
0029-00014	0029-00014	0029-00011	0029-00013		
0029-00015	0029-00015	0029-00015	0029-00012	「盤詰奸細」第三条	

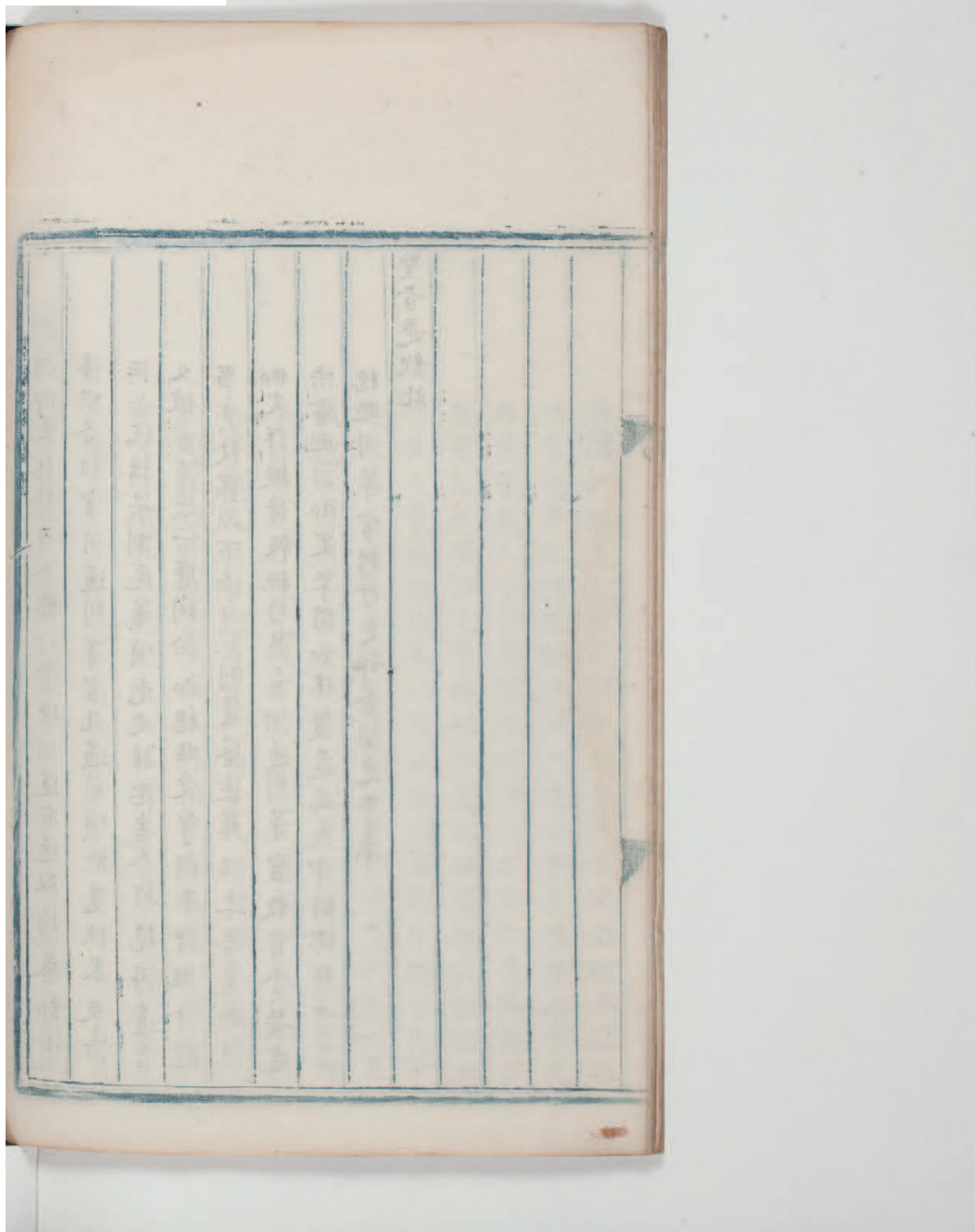
開されている写真をその表に従って加工して並び替えたものが次頁以降の写真である。

【表 1】整序表

「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ」のコマ番号で示した。左がホームページ上で閲覧できる形で、中

央が順序を整えたものをしめしている。

0029-00009 右



襄河照舊差御史巡河及兼收科鈔點開驛遞盤詰
馬船例

成化八年九月初八日都察院左都御史李 等

題為遵復舊例事山東道呈刑科抄出總督漕運兼巡撫准

楊等處本院左僉都御史張 奏稱山東濟南州等

處直隸南京俱係南北衝路處所一帶河道驛站舊

例差有監察御史一具奉

勅往來巡視提點禁治豪強糾察奸弊所以人知警惧事有條

理近因總理河道侍郎王 奏革取回彼處雖有即

中主事止可分管河道水利難兼風憲處政况係工

部委官例唯理刑違犯官負又難提問未免官吏不

知警惧得肆行貪豪強之人亦無忌憚打撓河道一

應刑名分務即令缺官問理如蒙乞

勅都察院從長計議令無遵復舊例仍差御史一員巡歷前項

地方當為之事請

勅照舊而行便益等因具本該本院左都御史李 等

欽奉

聖旨都察院知道欽此欽遵抄出到道察照先該本院依舊例
自齊寧直抵南京一帶河道奏差巡視長蘆鹽課御

史潘瑄照舊請

勅前去禁革鹽課奸弊仍令兼管近該總理河道刑部左侍郎

王 奏稱自儀真直抵通州一帶河道開座泉源分

與即中等官陸鏞等官理足任使令若又存留常河

巡河御史等官管理甲可乙否因而慢事合無將巡

河御史方中取回其巡鹽御史兼理河道者令其止

官本等事務不必似前兼理等因工部為照既以處

置別無定奪合無依擬行移都察將御史方院中取
回行巡鹽御史一體知會等因具題奉

聖旨是欽

此欽遵已經通行去後今該前因遍查具呈到院看

得總督漕運兼巡撫淮揚等處本院左僉都御史張

奏稱山東濟寧州等處直抵南京俱係南北衝要

處所一帶河道驛站舊例差御史一員巡視提點禁

治豪強糾察奸弊人知警惧事有條理近因侍郎王

奏革取回彼等處隨有郎中等官止可分管河道

水利難兼風憲庶政况係工部委官例難理刑違犯

官員又難提問未免官吏不知警惧得肆奸貪豪強

之人亦無忌憚打撓河道一應刑名公務即今缺官

問理要行仍差御史巡歷前項地方一節臣等竊惟

北京直抵南京一帶河道實

國家饋餉之所關四方舟楫之所會軍運民載紛紜莫數馬船
快絡繹不絕與夫臣民之趨事鬻夷之來庭一來一
往人所共由水路衝要莫此為甚其間力強相搏人
衆相凌倚官托勞者最多狐假虎威者不少或吹打
響器以虛張聲勢或借用旗纛以驚疑人心良善者
被欺寡弱者被辱有因帶過洪關而逼取財物有因
非礙船隻而搶奪篙櫓馬快等船附搭私鹽私貨管
漕單職沿途耽酒宿娼蒙強詐偽到處縱橫強竊盜
賊無地不有又蕪路洪關壩淺人夫不下百千搔草
木何止萬數夫甲人等往往賣放官吏亦有通同奸
弊百端難以枚舉雖有管洪管關主事等官原其職
分不過循築閘壩挑濬洪淺而已既不問理刑名又
多人情捻熟其餘前項奸弊莫敢誰何以故舊例奏

差御史北路自通州直抵東昌南路自濟寧直抵南
京分投總理禁革奸弊刑名所以人心知懼奸弊頗
息歷年相承非止一日查得宣德正統等年間戶兵
等部等節次奏

淮將淮揚等處船料鈔買委其督收各處驛遞船隻舖陳委其
點聞盜賊責其巡捕馬船責其盤詰俱通行違管不
止爲水利一事而已近者刑部左侍郎王 止見一

時管河之有人不察

朝廷之初意輒便輕易几奏却將巡河御史取回誠
恐且後遭運艘候廢政隳廢盜賊蠱起獄訟興豪
橫得忠奸弊滋甚將來之患不可勝言今都御史張
奏要仍差御史巡河是舊例又查得見今吏部左

侍郎尹 鄧該欽奉

勅諭今歲八月過半各處糧船已到京者未及三分之一皆因
管糧官員不行用心疏濬河道催攢船隻致令在途
延緩今特命爾星馳前去督同各該總管河道漕運
并巡河御史等官不分晝夜作急根趕巡河御史往
來巡察欽此欽遵則是巡河御史不可革去合無准
其所奏照依先朝奏

准并見今

勅諭內事理仍令御史整理河道通州至臨清衛輝一帶行巡
視長蘆鹽課御史潘瑄兼管濟寧至南京一帶行原
差御史方中專管務要往來用心提督所在軍衛有
司委官人等時加疏濬脩築禁治豪強革去奸弊及
督收船鈔點視驛站緝捕盜賊盤檢馬船等項俱照
舊例施行如此則奸貪知惧河道靖理而漕運不悞

矣其要請

勅一節止因巡視鹽課御史戶部請給其巡河御史查無舊例

難以舉行緣係遵復舊例差官巡河及奉

欽依都察院知道事理未敢擅便其題次日奉

聖旨是欽此

為爭因犯撥隆慶州復設棒槌峪及紅門口巡

檢司衙門應

成化十三年閏二月初二日兵部尚書項 等

題為禦寇安邊事職方清史司案呈奉本部送

內府抄出鎮守宣府等處都知監太監弓勝題近准總

兵官署都督僉事劉清手本准後軍都督府咨該兵

部公文備行宣府鎮守等官查勘直隸隆慶州所轄

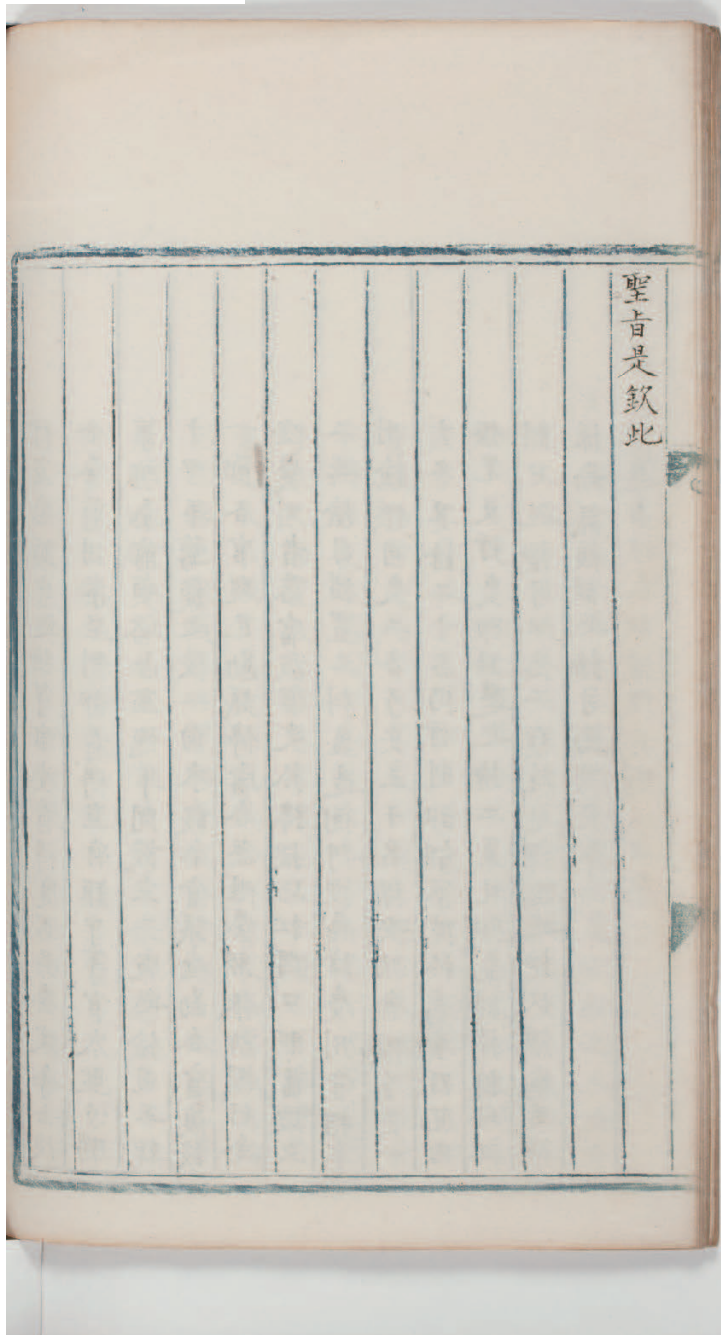
地方棒槌峪及紅門口先年俱設有巡檢司後又因

何革去即今應否設立如果相應處置停當且實回
 州僉一十名更換其餘二十名仍前刑部查照於為
 事因犯撥充相兼專令守把山口盤詰巡拏遊軍等
 項庶得事体利便具題成化十三年二月二十三日
 兵部尚書項 等於

奉天門欽奉

聖旨該部知道欽此又該總兵官置都督僉事劉清巡撫右副
 都御史殷謙俱題前事通抄送司查得先該分
 守瓌來永寧等處右叅將都督僉事周賢奏稱直隸
 隆慶州所轄地方名捧捷峪及紅門口先年俱設有
 巡檢司巡邏遊軍賊盜後因警疑一向革去以此軍
 人掌丁往往在逃者多要於前項地方仍設立二處
 巡檢司照舊守把等因本部為照係千復設衙門備

行宣府鎮守巡撫等官查看得應否具奏定奪去後
今奏前因案呈到部看得宣府鎮守等官太監弓勝
等所奏前項峪山宣德年間設立二處巡檢司正統
十四年驚疑之後一向未設今會議查勘合當復設
一節各官既已勘議停當合無准奏照依所擬行令
隆慶州者落當該官吏於捧捷峪紅門口照舊設立
二巡檢司措置工料蓋造衙門徑屬隆慶州管轄本
州檢撥司吏二名弓兵三十名保安州倉撥弓兵一
十名其餘二十名仍行刑部都察院拾為事日犯內
撥完及行吏部銓選巡檢二員禮部查給捧捷峪紅
門口巡檢司印信二顆就赴新選巡檢收領應用錄
係勘議復設巡檢司衙門及奉
欽依該部知道事理未敢擅便具題次日奉



巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例
成化十六年三月十一日都察院右副都御史戴
隸監察御史林符奏照得通州直抵濟寧州一帶沿
河設立巡檢司專一盤詰往來船隻人等但無路引
文憑者俱該盤獲依律問罪迨回該管官司查究近
年一以來所任巡檢中間公勤守法者少貪婪廢事
老多止知取錢肥己罔肯用心盤詰凡過船隻經過
使令弓兵家人每船索要銅錢七八十文或五六十
文不問有無明文即時放過無錢者雖有明文路引
刁蹬不容以此奸盜詐偽來力不明之人得以往來
自由無所忌憚巡司為之空設盤詰虛應故事以致
河道常有盜賊生發却財傷人擾害地方除露者已
勅該部計議合無出榜於沿河巡檢司常川張掛曉諭一

應進

貢進鮮黃馬快馬船及運糧等項船隻在船之人除有
關文外其餘俱要照引點名驗放如無文引及驗係
面生可疑兇強之軍不拘官豪勢要之家即便解赴
該管官司收查究問如有路引明文巡檢司官兵勒
要錢物者許赴管河官處告理究理治及沿河住居
不問勢豪之家及一應軍民人等俱聽該地方巡檢
司管束編當火夫輪流坐鋪巡夜中間若有倚恃勢
豪之家不服管束失悞巡夜者許管束編當火夫輪
流坐鋪巡邏賊盜防禦地方敢有恃頑不服約束者
亦聽巡檢司拏送巡河管河官處依法懲治若各巡
司官吏乘機刁蹬客商及倚法搜害良善索取財物
者亦聽巡河管官拏問如律照例施行具題奉

聖旨是欽此

陝西行都司甘肅西寧等處遇有番人買賣不許勞要主使家人包收物貨逼令減價違者問發克軍

一件陳言預慶計安邊事成化十年七月內巡撫甘肅右副都御史宋英奏該兵部 寺題

准今後陝西行都司甘肅西寧等處各城交易去處遇有

番人到城聽典軍民人等西平交易不許官豪勞要之家主使弟男子姪家人頭目軍伴人等私自前去挾勞將好馬奇貨包收逼令減價以賤易貴取覓用錢輕則聽委官量情懲治則重指實姓名拿問送巡撫等官慶問發克軍干礙職官具

奏拿問發落

翻刻

ここからは、整理した表に従って翻刻をする。翻刻の方針は以下の通りである。

- 東京大学総合図書館所蔵明鈔本『皇明條法事類纂』を翻刻する。
- 翻刻の底本には、「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ (<https://iiif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/koumin/page/home>)」にて公開されているデジタル写真を、先に整理した表に従って並び替えた加工写真を用いる。
- 他のテキストとの対校などにより、次のように文字の校訂をおこなう。
 - 俗字は正字に改め、仮借字は「切（竊）」の形式で正字に改めた。
 - 発覚した誤字については、「人 [又]」のように角括弧 [] を用いて訂正。
 - 脱字は「拿到 [前] 項人犯」のように亀甲括弧 [] を用いて補填する。
 - 他史料との対校の成果は【校勘記】にて示した。
- 翻刻したテキストの誤字脱字を修正する形で対校を行ない、テキスト上の問題点はそのまま翻刻した。

(I) 馬快等船並沿河住人強梁打攪河道若有被害軍民具告許管河官准受例

- 対校テキストは以下の通り。

『明代檔冊』第十一冊、(『中國明朝檔案總匯』第八十七冊所収)

『皇明成化條例』第五冊 (中央研究院傅斯年圖書館藏)

原文

馬快等船並沿河住人強梁打攪河道若有被害軍民具告許管河官准受例【校勘記一】

成化十六年三月十二 [一] 日【校勘記二】、都察院右副都御史戴等題、為陳言便益河道事。

該管理河道通政使司右通政楊恭奏、照得通州直抵濟寧州一帶河道、往來一應船隻、中間多有強梁之徒、因無官司管束、遇閘過淺不挨次序、往往恃逞勢豪、欺壓良善。或糾眾行兇毆人、或因而搶奪嵩檣。晝則設計騙人財物、夜則倚強姦人婦女。又有等近河住居無藉軍民、三五成群、號為喇唬 [虎]【校勘記三】光棍、專一打攪河道。買賣貨物、恃強不依時價。寫船起車、集行霸取用錢。稍不如意、輒使毆打。設謀誑賴、情弊多端、難以放 [枚]舉【校勘記四】、良善受害、不可勝言。難 [雖]【校勘記五】有巡河御史、因是地方廣遠、顧此失彼、一時不能周備、致使含冤負屈無處控訴。如蒙乞敕法司計議。合無將河道往來馬快糧運官民等項船隻、並近河居住軍民人等一應調 [詞]訟【校勘記六】、許管河通判並各該州縣管河官員受理。杖罪以下就行斷結、徒罪以上照例呈詳巡河御史、詳擬發落。若管河通判等管 [官]【校勘記七】、中間有貪婪無為者、亦許巡河官訪察點退。如此、則理訟得人、豪橫不敢縱、

良善不到 [致] ^{【校勘記八】} 受害等因。具本。

該通政使司官奏、奉聖旨「該衙門看了來說。」欽此。

欽遵抄出到院。

照得通州西南一帶河道、其糧運馬快等項軍民船隻、委有。

令懲治、及拿送巡河官處究問。各巡檢司倚法行奸、貪婪廢事者、許巡河官訪察點 [黜] 退 ^{【校勘記九】}。每季仍將捉獲盜賊數目申報巡河、管河官處查考。如此、庶得小人有所警懼、盜賊不致事發、河道得以安肅、等因。

具本。該通政使司奏、奉聖旨「該衙門看了來說。」欽此。

欽遵抄出到道、具呈到院。

照得各處關津、設立巡檢司、所以詢察奸細、防禦強暴、關係匪輕。奈河 [何] ^{【校勘記一〇】} 近年以來、司關津者難 [唯] ^{【校勘記一一】} 事貪婪、過關津者多倚豪橫。盤詰一廢而賊盜縱橫、防禁不嚴而流通散漫。誠如監察御史林符所言、合當禁約。但各處軍民人等因。見各該關津一向不行盤詰、往來自由、不以為意。不獨通州、濟寧為然、雖數千里之遠亦該如是。若不預先通行曉諭、就行盤獲問發、誠恐遠處小民冒犯者多。

合無通行各處巡按御史、轉行各該司、府、州、縣、各出榜張掛、曉諭軍民人等、今後若出百里之外者、俱要照依律例、各赴所在官司告給文引。經過關津、驗實放行、不許私越冒度。本院仍行各該巡河、管河、各出榜曉諭沿河一應糧運馬快等項官民船隻裝載人貨經過關津者、俱自本年六月為始、除有關文及堪信文憑照行外、其餘俱要驗引放行。如無引及豪強勢要之人不服盤結者、許守關官吏拏送巡河、管河等官處、依律究治、照例發邊 [落] ^{【校勘記一二】}。

其通州直抵儀真 [真] ^{【校勘記一三】} 沿河一帶居住軍民人等、亦許所在巡司 ^{【校勘記一七】}。

強梁勢豪之徒行兇毆打良善、或致傷人命、或搶奪什物等項、又有沿河居住無藉軍民稱號喇虎光棍、三五成群、或欺騙客商、或取財物等項、為惡多端、甚妨治理。所拋前項兇徒、非止通州、濟寧、其濟寧迄南直至儀真亦皆如是。委的地方廣遠、巡河御史往來照管不週、誠如本官所言。

合無准其所奏、通行各該巡河御史林符等、各轉行管理河道右通政楊恭、郎中潘琪、各行管河通判等官、凡遇前項船隻往來、及沿河居住強梁喇虎等項兇徒肆惡害人打攪河道者、及被害軍民一應詞訟、即聽准受拏問、不許推奸避事。其杖罪以下、徑自照例發落。徒罪

以上、各呈巡河御史詳擬、待報施行。其管河通判等官、敢有貪婪違法者、巡河御史拏問、如律發遣為民。中間懦弱者、亦聽巡河等官轉行吏部查誥例定奪。奉聖旨「是」。欽此。

- 【校勘記一】 『事類纂』はタイトルの前半に「通行内外私販硫黄五十斤以上焰硝百斤以上者問罪硝黄入官賣與夷人者絞賣與鹽徒者充軍」という部分がある。『明檔』『成化条例』に拠る。
- 【校勘記二】 『事類纂』は「成化十六年三月十一日」に作る。『明檔』『成化条例』に拠って改める。
- 【校勘記三】 『事類纂』は「喇唬」に作る。『明檔』『成化条例』に拠って改める。
- 【校勘記四】 『事類纂』は「放舉」に作る。『明檔』『成化条例』に拠って改める。
- 【校勘記五】 『事類纂』は「難」に作る。『明檔』『成化条例』に拠って改める。
- 【校勘記六】 『事類纂』は「調訟」に作る。『明檔』『成化条例』に拠って改める。
- 【校勘記七】 『事類纂』は「管」に作る。『明檔』『成化条例』に拠って改める。
- 【校勘記八】 『事類纂』は「到」に作る。『明檔』『成化条例』に拠って改める。
- 【校勘記九】 『事類纂』は「點」に作る。『明檔』『成化条例』に拠って改める。
- 【校勘記一〇】 『事類纂』は「河」に作る。『明檔』『成化条例』に拠って改める。
- 【校勘記一一】 『事類纂』は「難」に作る。『明檔』『成化条例』に拠って改める。
- 【校勘記一二】 『事類纂』は「照例發邊」に作る。また『明檔』『成化条例』は「照例發遣」に作る。「發邊」にせよ、「發遣」にせよ該当する律の条文からは、刑罰がかけ離れており、あまりにも変化が大きく不自然である。そこでここでは「照例發落」を書き写す上で謝ったのではないかと考え改める。
- 【校勘記一三】 『事類纂』は「察按」に作る。『明檔』に拠って改める。

(II) 巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例

- 對校テキストは以下の通り。
- 『皇明成化條例』第五冊（中央研究院傅斯年圖書館藏）

原文

巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例

成化十六年三月十一日、都察院右副都御史戴〔等題爲陳言便益河道事〕【校勘記一四】

〔雲南道呈該巡按直〕【校勘記一五】 隸監察御史林符奏、照得通州直抵濟寧州一帶沿河設立巡檢司、專一盤詰往來船隻人等、但無路引文憑者、俱該盤獲、依律問罪、遞回該管官司查究。近年【校勘記一六】以來、所任巡檢中間、公勤守法者少、貪婪廢事老〔者〕【校勘記一七】多、止知取錢肥己、罔肯用心盤詰。凡遇船隻經過、使令弓兵家人、每船索要銅錢七八十文或五六十文、不問有無引文、即時放過。無錢者雖有明文路引、刁蹬不容。以此、奸盜詐偽來力〔歷〕【校勘記一八】不明之人、得以往來自由、無所忌憚。巡司為之空設盤詰虛應故事。以致河道常有盜

賊生發、却〔劫〕^{【校勘記一九】}財傷人、擾害地方。除〔發〕露者^{【校勘記二〇】}已〔行拿問外。〕^{【校勘記二一】}〔如蒙乞〕^{【校勘記二二】}敕該部計議、合無出榜於沿河巡檢司常川張掛曉諭、一應進貢進鮮黃馬快船^{【校勘記二三】}及運糧等項船隻、在船之人除有關文外、其餘俱要照引點名驗放。如無文引及驗係面生可疑兇強之軍、不拘官豪勢要之家、即便解赴該管官司收查究問。如有路引明文、巡檢司官兵勒索錢物者、許赴管河官處告理究治^{【校勘記二四】}。及沿河住居、不問勢豪之家、及一應軍民人等、俱聽該地方巡檢司管束、編當火夫、輪流坐鋪巡夜。中間若有倚恃勢豪之家、不服管束、失悞巡夜者、許管束編當火夫、輪流坐鋪、巡邏賊盜、防禦地方。敢有恃頑不服約束者、亦聽巡檢司拏送巡河管河官處依法懲治。若各巡司官吏乘機刁蹬客商、及倚法搜害良善、索取財物者、亦聽巡河管官拏問如律、照例施行。具題。奉聖旨「是。」。欽此。

- 【校勘記一四】 『事類纂』には「等題爲陳言便益河道事」が無い。『成化條例』に拠って補う。
- 【校勘記一五】 『事類纂』には「雲南道呈該巡按直」が無い。『成化條例』に拠って補う。
- 【校勘記一六】 『事類纂』には「近年一」に作る。『成化條例』に拠って改める。
- 【校勘記一七】 『事類纂』は「老」に作る。『成化條例』に拠って改める。
- 【校勘記一八】 『事類纂』は「來力」に作る。『成化條例』に拠って改める。
- 【校勘記一九】 『事類纂』は「却」に作る。『成化條例』に拠って改める。
- 【校勘記二〇】 『事類纂』には「發」が無い。『成化條例』に拠って補う。
- 【校勘記二一】 『事類纂』には「行拿問外」が無い。『成化條例』に拠って補う。
- 【校勘記二二】 『事類纂』には「如蒙乞」が無い。『成化條例』に拠って補う。
- 【校勘記二三】 『事類纂』には「馬快船」に作る。『成化條例』に拠って改める。
- 【校勘記二四】 『事類纂』は「理究理治」に作る。『成化條例』に拠って改める。

テキスト上の問題点

初めに述べたようにこの二条にはテキスト上の大きな問題がある。結論から言えば「関津留難」第一条と「盤詰奸細」第三条の間でテキストが入れ替わっている点である。これは楊本の校勘記でも指摘されているところではあるが、具体的な根拠を示されていない。恐らくは、この部分で語られている内容が巡検司の不正についてのものであり、「関津留難」第一条の大運河での訴訟を下級の衙門である管河官も受け付けることができるように定める趣旨のタイトルと異なるからであると考えられる。

ここからは、テキスト上の問題点を列挙し、それらを検証することで楊本の修正が妥当かどうかを検討したい。

まずはこの部分の問題点を挙げていこう。それが以下である。

- ①「其糧運馬快等項軍民船隻、委有/令懲治、及拿送巡河官處究問。」という部分が

「委かに…有り」の主語にあたる部分に「懲治せしむ」と続くため文として不通である。

②「欽遵抄出到道、具呈到院。」とあるが、この部分の「道」が何を指し示すか読み取ることができない。

③「誠如監察御史林符所言、合當禁約。」とあるが、監察御史林符という人物の文章はそれ以前になく唐突である。

④「亦許所在巡司/強梁勢豪之徒行兇毆打良善、或致傷人命、或搶奪什物等項」とあるが、「許」の目的語として「所在の巡司」と「強梁勢豪の徒」となっているのは不自然である。また「行兇毆打良善、或致傷人命、或搶奪什物等項」も「許される」行為として不適切である。

一方で「盤詰奸細」第三条の方にも原文のまま読みと不整合な点がある。それが次のふたつである。

⑤ 『成化条例』に拠って文字を補ったとしても、「除發露者已行拿問外。/如蒙乞敕該部計議、」とある。「除…外」という定型句は直後の文の例外を作るものであるが、「如蒙乞敕該部計議」の例外として「發覺してすでに捉えられ尋問された者（發露者已行拿問）」はやや不自然である。

⑥原文のまま読みと巡按直隸監察御史林符の奏の引用が終了するマーカーである文字が存在しない。

これらの点から、ここに欠落があるのは事実であろう。

以上の問題をテキスト上に示したのが【図1】である。ここで楊本の指摘にしたがって、この「盤詰奸細」第三条の欠落部分に「関津留難」第一条の点線で囲った部分を補ってみる。それを示したのが【図2】である。

<p>(一) 馬快等船並沿河住人強梁打攪河道若有被害軍民具告許管河官准受例 成化十六年三月十一日、都察院右副都御史戴等題、為陳言便益河道事。 該管理河道通政使司右通政楊恭奏、照得……等因。具本。 該通政使司官奏、奉聖旨「該衙門看了來說。」欽此。</p> <p>欽遵抄出到院。</p> <p>照得通州西南一帶河道、其糧運馬快等項軍民船隻、委有①</p> <p>令懲治、及拿送巡河官處究問。……如此、庶得小人有所警懼、盜賊不致事發、河道得以安肅、等因。</p> <p>具本。該通政使司奏、奉聖旨「該衙門看了來說。」欽此。</p> <p>欽遵抄出到②道、具呈到院。照得各處關津、……誠如③監察御史林符所言、合當禁約。但各處軍民人等因、……誠恐遠處小民冒犯者多。</p> <p>合無通行各處巡按御史……其通州直抵儀真沿河一帶居住軍民人等、亦許所在巡司④</p> <p>強梁勢豪之徒行兇毆打良善……誠如本官所言。</p> <p>合無准其所奏……。</p> <p>奉聖旨「是。」欽此。</p>	<p>(二) 巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例 成化十六年三月十一日、都察院右副都御史戴等題為陳言便益河道事 雲南道呈該巡按直隸監察御史林符奏、照得：除發露者已行拿問外⑤</p> <p>【※】 如蒙乞敕該部計議、合無出榜於沿河巡檢司常川張掛曉諭、……亦聽巡河管官察問如律、照例施行。 具題。奉聖旨「是。」欽此。</p>
--	--

【図1】

<p>(I) 馬快等船並沿河住人強梁打攪河道若有被害軍民具告許管河官准受例 成化十六年三月十一日、都察院右副都御史戴等題、為陳言便益河道事。 該管理河道通政使司右通政楊恭奏、照得……等因。具本。 該通政使司官奏、奉聖旨「該衙門看了來說。」欽此。 欽遵抄出到院。 照得通州西南一帶河道、其糧運馬快等項軍民船隻、委有強梁勢豪之徒行兇毆打良善……誠如本官所言。 合無准其所奏……。 奉聖旨「是。」欽此。</p>	<p>(II) 巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例 成化十六年三月十一日、都察院右副都御史戴等題為陳言便益河道事 雲南道呈該巡按直隸監察御史林符奏、照得：除發露者已行拿問外 令懲治、及拿送巡河官處究問……如此。庶得小有所警懼。盜賊不致事發。河道得以安福。等因。 具本。該通政使司奏、奉聖旨「該衙門看了來說。」欽此。 欽遵抄出到②道、具呈到院。照得各處關津、……誠如③監察御史林符所言、合當禁約。但各處軍民人等因 ；誠恐遠處小民冒犯者多。 合無通行各處巡按御史……其通州直抵儀真沿河一帶居住軍民人等、亦許所在巡司。④ 如蒙乞敕該部計議、合無出榜於沿河巡檢司常川張掛曉諭、……亦聽巡河管官拏問如律、照例施行。 具題。奉聖旨「是。」欽此。</p>
--	--

【図 2】

この修正を行うことによって、先にあげた問題点のうち、説明が可能になったものがある。それが以下である。

①④点線で囲った部分を削除すれば「其糧運馬快等項軍民船隻、委有強梁勢豪之徒行兇毆打良善、或致傷人命、或搶奪什物等項」となり、「委かに強梁勢豪の徒の行兇し良善を毆打する、或いは人命を致傷する、或いは什物を搶奪する等項…有り」と文が通じるようになる。

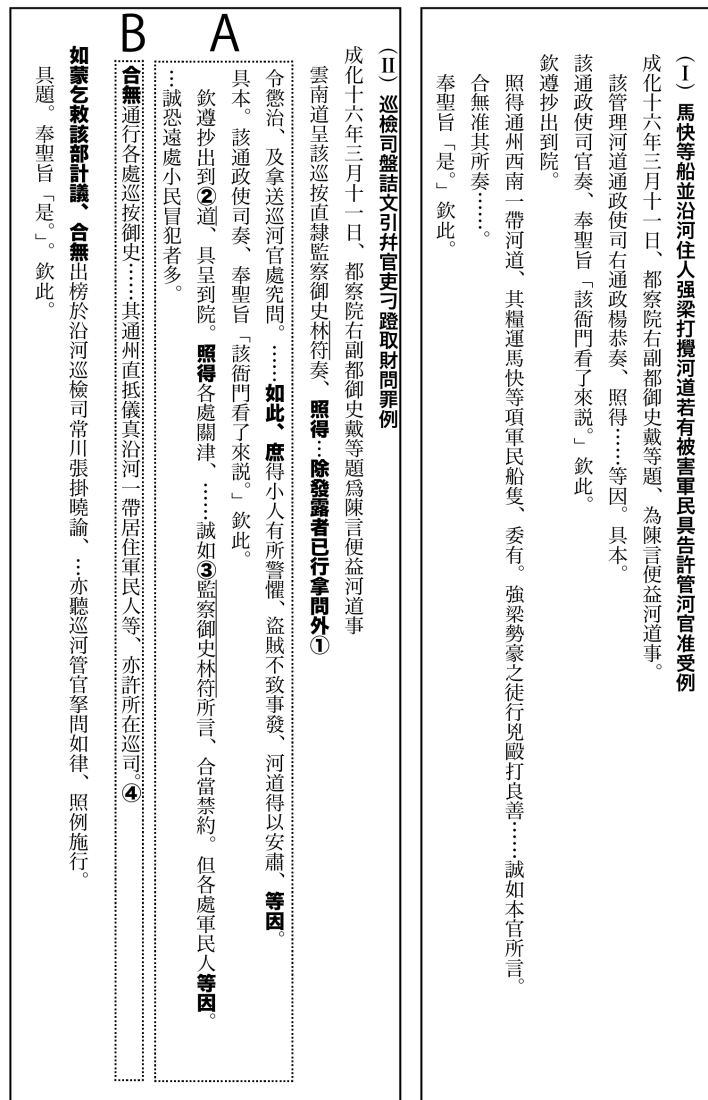
②「欽遵抄出到道、具呈到院。」の「道」は、「盤詰奸細」第三条のテキストであるとすれば、はじめに「雲南道呈」とあり、この部分の「雲南道」であると説明できる。

③⑥続けて読むことで巡按直隸監察御史林符の奏の引用が終了するマーカーである「等因」を見出すことができる。さらにこれによってその後現れる「誠如監察御史林符所言、合當禁約。」という部分も整合的に理解できる。

さらに、この部分で述べられている内容は巡検司の不正であるから、これによって、「盤詰奸細」第三条のタイトルと一致するようになる。

以上によって両事例の不都合①②③④⑥は解決することができた。楊本の修正はやはり妥当であると考えて良いだろう。

しかし、⑤の問題は欠落部分に点線で囲った部分を補ったとしても、依然として不自然さが残る。そこで筆者は点線で囲った部分の中でもさらにテキストが入れ替わっている部分があるのではないかと考えた。それがAとBの部分である（【図3】）。根拠としては次の二点が挙げられる。

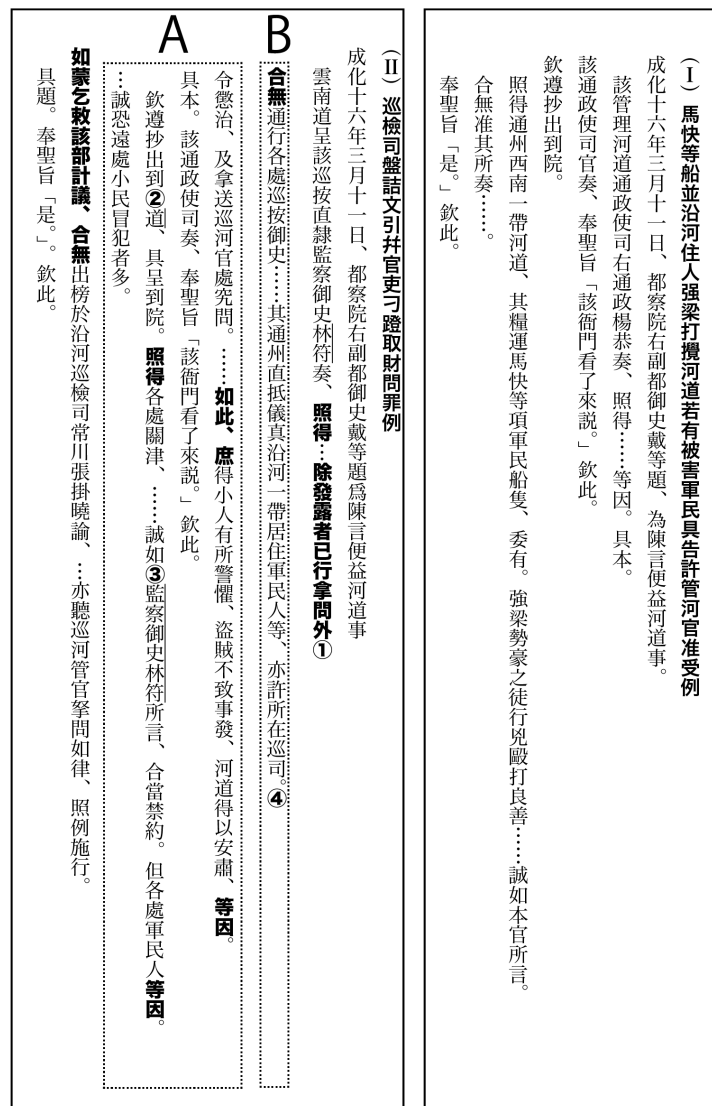


【図3】

⑦まず「除…外」は文書にごく普通に見られる表現であるが、中に「除已…外」とある場合、何かを提案する際に現状の手続きが既に実行されているものに遡及適用を留保する文言として使用される用例が多く見られる。つまり「除已…外」の後には「合無…」

という文言が続くことが多い。

⑧「蒙乞勅…」は、直後に「合無」から始まる提案の文章が続く用例がある。しかしながら、「合無」から始まる提案の文章から、「蒙乞勅…」と続く用例はなく不自然である。この二点はAとBの部分を入れ替えることで、その不自然な点を次のように解消することができる。



【図 4】

⑦「除發露者已行拿問外、合無…」となり、『發露者已行拿問』以外は次のようにしたらどうだろうか」という提案の文となる。また、「発覚して捉えられ尋問されている者（發露者已行拿問）」は、「合無」以下で提案される取り締まりの例外として理解可能な形となる。

⑧「如蒙乞敕法司計議、合無…」 「法司に勅を下して計議させた上で、次のようにして

はいかがでしょうか。」となり、ごく普通に用いられる表現となる。

その点を踏まえて示したものが【図4】である。

さらにこれによって、二つの事例は上奏文の入れ子構造が明確になる（【図5】）。どちらも都察院右副都御史戴縉の「為陳言便益河道事」というタイトルの題本であるが、その中で「関津留難」第一条は管理河道通政使司右通政楊恭の上奏、「盤詰奸細」第三条は巡按直隸監察御史林符の上奏を「照得」から「等因」までの部分で引用、それに基づいて戴縉の現状把握、意見が書かれている。これは事例の一般的な形式でもある。であれば、以上の点を修正したこの形式が本来の形であると考えてよいだろう。

<p>(I) 馬快等船並沿河任人強梁打攪河道若有被害軍民具告許管河官准受例 成化十六年三月十一日、都察院右副都御史戴等題、為陳言便益河道事。 該管理河道通政使司右通政楊恭奏、</p> <p>照得通州直抵濟寧州一帶河道、往來一應船隻…… 合無將河道往來馬快糧運官民等項船隻…… 如此、則理訟得人、豪橫不敢縱、良善不致受害等因。</p> <p>具本。 該通政使司官奏、奉聖旨「該衙門看了來說。」欽此。 欽遵抄出到院。</p> <p>照得通州西南一帶河道、其糧運馬快等項軍民船隻、委有強梁勢豪之徒行兇毆打良善……誠如本官所言。 合無准其所奏…… 奉聖旨「是。」欽此。</p>	<p>(II) 巡檢司盤詰文引井官吏刁蹬取財問罪例 成化十六年三月十一日、都察院右副都御史戴等題為陳言便益河道事 雲南道呈該巡按直隸監察御史林符奏、</p> <p>照得通州直抵濟寧州一帶沿河設立巡檢司…… 除發露者已行拿問外、 合無通行各處巡按御史、…… 如此、庶得小人有所警懼、盜賊不致事發、河道得以安肅等因。</p> <p>具本。 該通政使司奏、奉聖旨「該衙門看了來說。」欽此。 欽遵抄出到院、具呈到院。照得各處關津、…… 誠如監察御史林符所言、合當禁約。 如蒙乞教該部計議、合無出榜於沿河巡檢司常川張掛曉諭、若各巡司官吏乘機刁蹬客商、及倚法搜害良善、索取財物者、亦聽巡河管官拏問如律、照例施行。 具題。奉聖旨「是。」欽此。</p>
--	--

【図5】

以上を踏まえて復元したテキストが以下である。

(I) 馬快等船並沿河住人強梁打攪河道若有被害軍民具告許管河官准受例

成化十六年三月十一日、都察院右副都御史戴 等題、為陳言便益河道事。

該管理河道通政使司右通政楊恭奏、照得通州直抵濟寧州一帶河道、往來一應船隻、中間多有強梁之徒、因無官司管束、遇關過淺不挨次序、往往恃逞勢豪、欺壓良善。或糾眾行兇毆人、或因而搶奪嵩檣。晝則設計騙人財物、夜則倚強姦人婦女。又有等近河住居無藉軍民、三五成群、號為喇唬虎光棍、專一打攪河道。買賣貨物、恃強不依時價。寫船起車、集行霸取用錢。稍不如意、輒使毆打。設謀誑賴、情弊多端、難以枚舉、良善受害、不可勝言。雖有巡河御史、因是地方廣遠、顧此失彼、一時不能周備、致使含冤負屈無處控訴。如蒙乞敕法司計議、合無將河道往來馬快糧運官民等項船隻、並近河居住軍民人等一應詞訟、許管河通判並各該州縣管河官員受理。杖罪以下就行斷結、徒罪以上照例呈詳巡河御史、詳擬發落。若管河通判等官、中間有貪婪無為者、亦許巡河官訪察點退。如此、則理訟得人、豪橫不敢縱、良善不致受害等因。具本。

該通政使司官奏、奉聖旨「該衙門看了來說。」欽此。

欽遵抄出到院。

照得通州西南一帶河道、其糧運馬快等項軍民船隻、委有強梁勢豪之徒行兇毆打良善、或致傷人命、或搶奪什物等項、又有沿河居住無藉軍民稱號喇唬虎光棍、三五成群、或欺騙客商、或取財物等項、為惡多端、甚妨治理。所拋前項兇徒、非止通州、濟寧、其濟寧迄南直至儀真亦皆如是。委的地方廣遠、巡河御史往來照管不週、誠如本官所言。

合無准其所奏、通行各該巡河御史林符等、各轉行管理河道右通政楊恭、郎中潘琪、各行管河通判等官、凡遇前項船隻往來、及沿河居住強梁喇唬等項兇徒肆惡害人打攪河道者、及被害軍民一應詞訟、即聽准受拏問、不許推奸避事。其杖罪以下、徑自照例發落。徒罪以上、各呈巡河御史詳擬、待報施行。其管河通判等官、敢有貪婪違法者、巡河御史拏問、如律發遣為民。中間懦弱者、亦聽巡河等官轉行吏部查誥例定奪。奉聖旨「是。」欽此。

(II) 巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例

成化十六年三月十一日、都察院右副都御史戴等題為陳言便益河道事

雲南道呈該巡按直隸監察御史林符奏、照得通州直抵濟寧州一帶沿河設立巡檢司、專一盤詰往來船隻人等、但無路引文憑者、俱該盤獲、依律問罪、遞回該管官司查究。近年以來、所任巡檢中間、公勤守法者少、貪婪廢事者多、止知取錢肥己、罔肯用心盤詰。凡遇

船隻經過、使令弓兵家人、每船索要銅錢七八十文或五六十文、不問有無引文、即時放過。無錢者雖有明文路引、刁蹬不容。以此、奸盜詐偽來歷不明之人、得以往來自由、無所忌憚。巡司為之空設盤詰虛應故事。以致河道常有盜賊生發、劫財傷人、擾害地方。除發露者已行拿問外、合無通行各處巡按御史、轉行各該司、府、州、縣、各出榜張掛、曉諭軍民人等、今後若出百里之外者、俱要照依律例、各赴所在官司告給文引。經過關津、驗實放行、不許私越冒度。本院仍行各該巡河、管河、各出榜曉諭沿河一應糧運馬快等項官民船隻裝載人貨徑過關津者、俱自本年六月為始、除有關文及堪信文憑照行外、其餘俱要驗引放行。如無引及豪強勢要之人不服盤結者、許守關官吏拏送巡河、管河等官處、依律究治、照例發落。其通州直抵儀真沿河一帶居住軍民人等、亦許所在巡司令懲治、及拿送巡河官處究問。各巡檢司倚法行奸、貪婪廢事者、許巡河官訪察黜退。每季仍將捉獲盜賊數目申報巡河、管河官處查考。如此、庶得小人有所警懼、盜賊不致事發、河道得以安肅、等因。

具本。該通政使司奏、奉聖旨「該衙門看了來說。」欽此。

欽遵抄出到道、具呈到院。

照得各處關津、設立巡檢司、所以詢察奸細、防禦強暴、關係匪輕。奈何近年以來、司關津者唯事貪婪、過關津者多倚豪橫。盤詰一廢而賊盜縱橫、防禁不嚴而流通散漫。誠如監察御史林符所言、合當禁約。但各處軍民人等、因見各該關津一向不行盤詰、往來自由、不以為意。不獨通州、濟寧為然、雖數千里之遠亦該如是。若不預先通行曉諭、就行盤獲問發、誠恐遠處小民冒犯者多。

如蒙乞敕該部計議、合無出榜於沿河巡檢司常川張掛曉諭、一應進貢進鮮黃馬快船及運糧等項船隻、在船之人除有關文外、其餘俱要照引點名驗放。如無文引及驗係面生可疑兇強之軍、不拘官豪勢要之家、即便解赴該管官司收查究問。如有路引明文、巡檢司官兵勒索錢物者、許赴管河官處告理究治。及沿河住居、不問勢豪之家、及一應軍民人等、俱聽該地方巡檢司管束、編當火夫、輪流坐鋪巡夜。中間若有倚恃勢豪之家、不服管束、失悞巡夜者、許管束編當火夫、輪流坐鋪、巡邏賊盜、防禦地方。敢有恃頑不服約束者、亦聽巡檢司拏送巡河管河官處依法懲治。若各巡司官吏乘機刁蹬客商、及倚法搜害良善、索取財物者、亦聽巡河管官拏問如律、照例施行。具題。奉聖旨「是。」欽此。

錯簡から垣間見える『事類纂』成立過程

そもそもこうしたテキストの移動はどのようにして起こるのか。ここからはその原因を

考察し、そこから『事類纂』の成立事情について若干の考察を行いたい。まずは起こっているテキストの入れ替わりを小さいものから順に整理しよう。

まず一つ目にAの部分二五六字とBの部分一九四字の入れ替わりがある。これを錯簡①とする。

二つ目にAとBを合わせた四五〇字が「盤詰奸細」第三条から「関津留難」第一条に移動している。これを錯簡②とする。

最後に「盤詰奸細」の三条のページの順序がバラバラに組まれている。これを錯簡③とする。

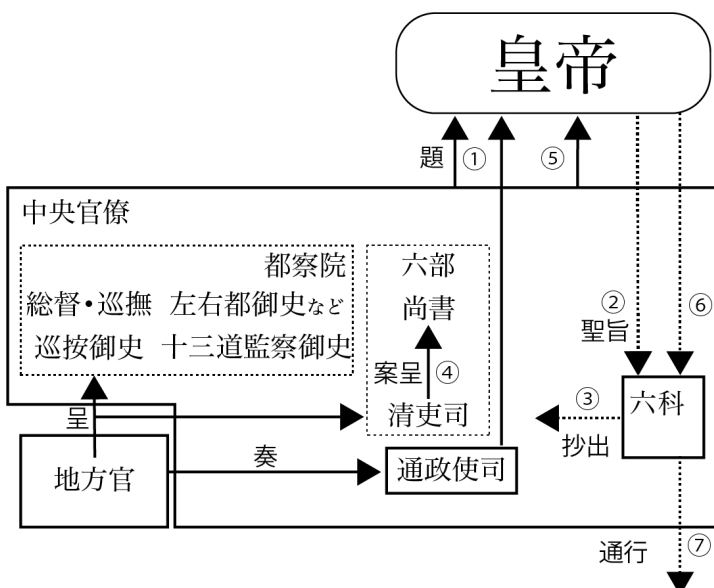
このうち錯簡③は現存する『事類纂』そのもののページが入れ替わっているため、『事類纂』を製本する際に起こったものと容易に想定できる。ここで問題となるのは錯簡①と錯簡②である。

この二つは『事類纂』のほか対校テキストとして用いた『成化条例』『明檔』にも見られることから、少なくとも『事類纂』以前に起こっていたものと考えられる。ここからは、錯簡①と錯簡②について想定されることを考察していこう。

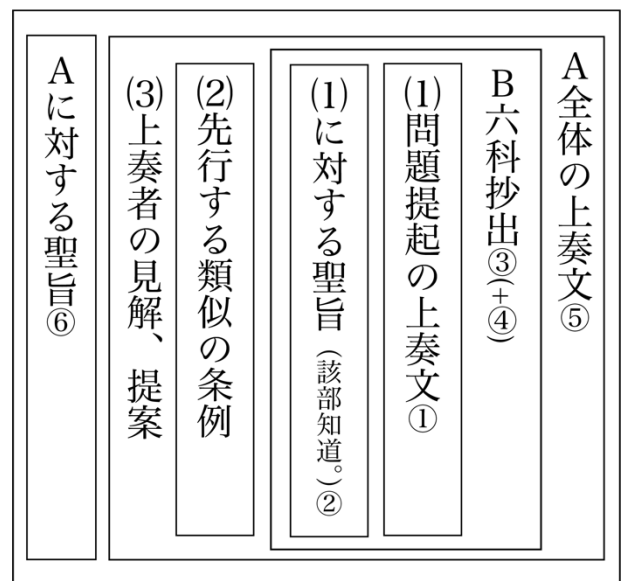
先に錯簡②から考えたい。おそらくここで起こっているのは一葉分が移動としてしまったと考えるのが良さそうである。つまりAとBを合わせた450字というのは、一葉分であると考えるのである。『事類纂』が最大で半葉24字×13行、『成化条例』が半葉20字×12行、『明檔』が半葉20字×13行で書かれていることを考えれば、450字という塊は、ちょうど一葉分であると想定するのに不自然なことではないだろう。

ただし、現存する三種類のテキストは、いずれもこの450字を一葉としていない。そこから少なくとも錯簡②はこれら三者以前、つまりは三者が共通して参照した元の資料を製本する過程で起こっていたものと考えられる。

「関津留難」第一条と「盤詰奸細」第三条は、もともとは都察院右副都御史戴縉による「爲陳言便益河道事」というタイトルの一つの題本であったと考えられる。恐らくほとん



【図6】



【図7】

ど同時期に該管理河道通政使司右通政の楊恭と雲南道呈該巡按直隸監察御史の林符が大運河に係る上奏を行い、それに対する意見を求められたのでそれぞれ示して、まとめて成化十六年（1480年）三月十一日に題本の形式で上奏したのである。それが下の【図6】【図7】でいう⑤に当たる部分である。

それぞれ「合無」以下に「通行各該巡河御史林符等、各轉行管理河道右通政楊恭、郎中潘琪、各行管河通判等官」、「出榜於沿河巡檢司常川張掛曉諭」とあり、事例を通行する先がそれぞれ異なっている。六科のうちの一つが関連部分のみを抄出（一部を切り抜いたコピーを作成して発出）する際に、それぞれの形に分離させたのだろう。それがそれぞれ事例として「馬快等船並沿河住人強梁打攪河道若有被害軍民具告許管河官准受例」と「巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例」になるわけである。同じ人物、同じ日付、同じ「為陳言便益河道事」というタイトルの題本が挿入されている事例であるから、並べて作業する際に混乱が生じるのも頷ける。これらが何かの冊子体アーカイブに保存される際に、錯簡①が起こったと想定される。

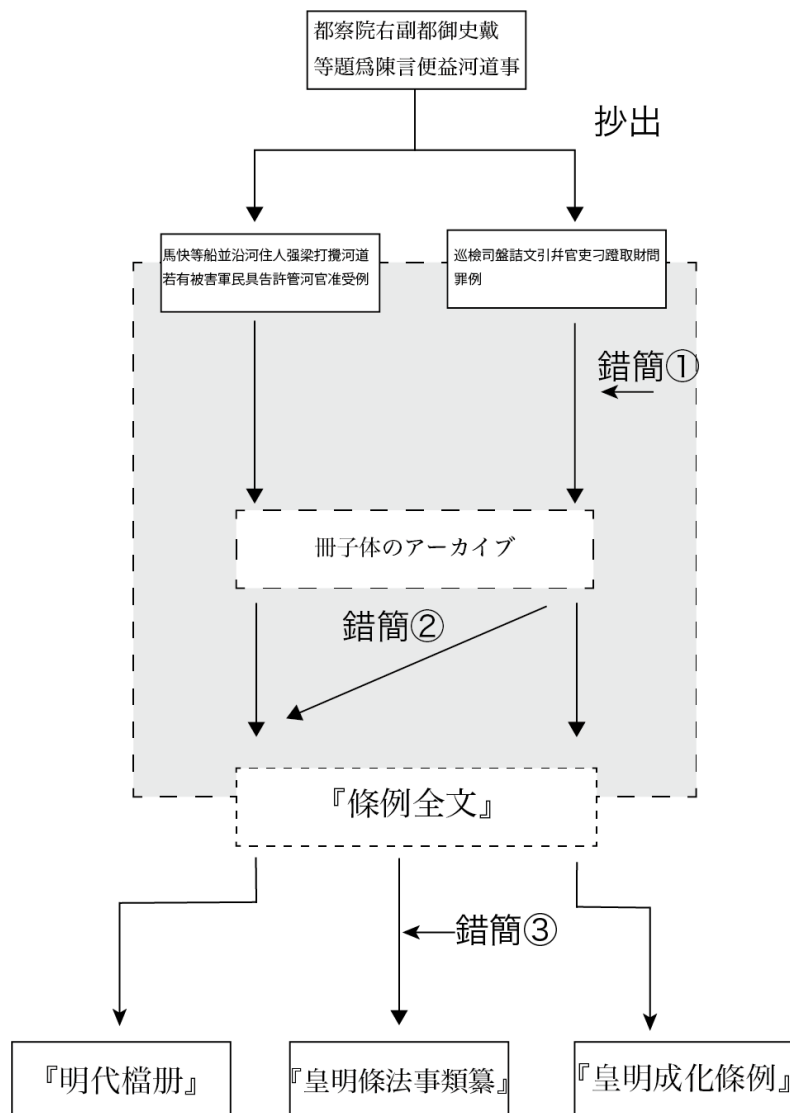
そして最後に、錯簡③が起こるわけだが、これは実物が存在するのでわかりやすい。『事類纂』に「条例」を書き写した固まりの順序をバラバラにして組んでしまったのである。

以上の三種の錯簡を時系列順に示したものが【図8】である。図に示したような過程を経て三重のテキストの入れ替わりが生じたと考えられる。さらにこうしたテキストの移動から、『事類纂』の編纂事情を推定することができるわけである。もちろんここまで単純ではない可能性もあるが、大きく間違えているわけでもないだろう。

重複して収録された事例

『事類纂』の中には同じ事例を重複して収録されていることがある。筆者が気づいたものだけでも

①卷二〇、戸部類、把持行市、第三条「交通夷人發邊充軍例」（以下「把持行市、第三条」と略記する）と卷二十九、刑部類、私出外境及違禁下海、第六条「禁約在京人不許



【図8】

與北虜使臣交通」（以下「私出外境及違禁下海、第六條」と略記する）

②卷四十六、刑部類、官司出入人罪、第六條「按季取穿錢搭鈔人夫例」と卷四八、刑部類、決罰不如法、第三條「法司歲用刑具并按季取錢穿搭鈔人夫例」

③卷十八、戸部類、塩法、第一條「鹽徒駕使遮洋大船擺列軍器張掛黃旗與興販私鹽者事發邊遠充軍例」と卷十八、戸部類、塩法、第二條「軍民人等遮洋大船駕使擺列軍器張掛旗號興販私鹽者究問奏發邊遠充軍例」

以上の三つの組み合わせはいずれも事例に付けられたタイトルこそ異なるが、その内容は全く同じものである。このように重複して収録されているのはなぜだろうか。

ここでは①の「把持行市、第三條」と「私出外境及違禁下海、第六條」の重複からこの問題を検討していきたい。

この二つは聖旨をそのまま事例として載せており、比較的短いテキストで構成されているので、その全文を示すと以下の表の通りである。

「把持行市、第三條」	「私出外境及違禁下海、第六條」
<p>成化十三年二月十五日 都察院掌院事太子少保兼左都御史李 等於奉天門欽奉聖旨 迺北酋長敬順天道尊事朝廷專差使臣人等赴 京朝貢恁都察院使出榜在京會同館直抵大同 宣府居庸關等處人烟輳集去處張掛曉諭官員 軍民人等知道但是使臣人等入境及到京不許 人欺侮他及偷盜他馬駝等物官員軍民人等買 馬等項務要照依時價於會同館等衙門兩平 交易不許令其出入市肆及將一應兵器出賣與 他來的使臣本畏法度多因這裏住的回回達官 人等教唆與人爭鬪今後都不許與使臣 人等說話敢有這等的著錦衣衛差人體察得實 都全家發邊衛充軍 欽此</p>	<p>成化十一年六月二十五日 都察院掌院事太子少保兼本院左僉都御史李 欽奉聖旨 如今北虜敬順天道尊事朝廷專差使臣人等赴 京朝貢恁都察院使出榜在京會同館直抵大同 宣府居庸關等處人烟輳集去處張掛曉諭官員 軍民人等知道但是使臣人等入境及到京不許 人欺侮他及偷盜馬駝等物官員軍民人等買 馬等項務要照依時價於會同館等衙門內兩平 交易不許令其出入市肆及將一應兵器出賣與 他來的使臣本畏法度因這裏住的回回達官 人等教唆他以致與人爭鬪今後都不許與使臣 人等說話敢有這等的著錦衣衛差人體查的實 都全家發邊衛充軍 欽此</p>

いくらか文字の異同があるものの同じ文章であることが、一見してわかるだろう。

ただしいくつか大きな異同がある。まず大きく異なるのが事例の日付である。事例の日付は、一方の「把持行市、第三條」は成化十三年（1477年）二月十五日で、もう一方の「私出外境及違禁下海、第六條」は成化十一年（1475年）六月二十五日となっている。「把持行市、第三條」と「私出外境及違禁下海、第六條」と同じ事例は、『皇明成化條例』でも成化十一年と成化十三年にそれぞれ同じ事例が載せられており、この重複は『事類纂』に限ったものではないことが分かる。

また聖旨を受け取っている人物も違いがある。一方の「把持行市、第三條」は「都察院掌院事太子少保兼左都御史李」とし、もう一方の「私出外境及違禁下海、第六條」は「都察院掌院事太子少保兼本院左僉都御史李」としている。成化十一年六月の段階では都察院

左都御史であったのは李賓であり⁵¹、左僉都御史であったのが張綱である⁵²。

一方で成化十三年六月の段階で都察院左都御史なのはやはり李賓であり⁵³、左僉都御史なのもやはり張綱である⁵⁴。また近い時期の右僉都御史の職に李綱という人物が就ており⁵⁵、翌年に左僉都御史となる⁵⁶ので混乱が生じるのも頷ける。

この中で太子少保であるのは李賓の方でだけであり⁵⁷、どちらのテキストでも「都察院掌院事太子少保兼」という部分があるのだから、いずれの事例でも聖旨を受け取ったのは、李賓であるとするのが妥当であろう。

成化十一年と成化十三年に偶然同文の聖旨が、偶然同じ人物に下されるというのはあまりにも不自然であるので、『事類纂』も『皇明成化條例』も同じ事例を重複して載せてしまったのだろう。

そして二つの鈔本が同じような重複を起こしているのは、先の巻二十九の錯簡のケースと同じようなことが考えられる。つまり、二つの鈔本は共通するなんらかのテキスト＝『條例全文』から書き写しており、その『條例全文』の段階で既に重複が起こっていたということである。そしてどちらかの日付が誤っているということに誰も気づかなかったのである。

⁵¹ 『明史』巻 111、七卿年表一

⁵² 『弇山堂別集』巻 62、卿貳表、都察院左右僉都御史

⁵³ 『明史』巻 111、七卿年表一

⁵⁴ 『弇山堂別集』によれば、張綱は成化 12 年に卒したとされている（『弇山堂別集』巻 62、卿貳表、都察院左右僉都御史）。しかし『實録』によれば、13 年に致死し（『明憲宗實録』巻 168、成化十三年七月癸巳条）、成化十四年(1478 年)に卒している（『明憲宗實録』巻 178、成化十四年五月辛巳条）。そのため成化 13 年 6 月の時点では、左僉都御史であるのは張綱である。

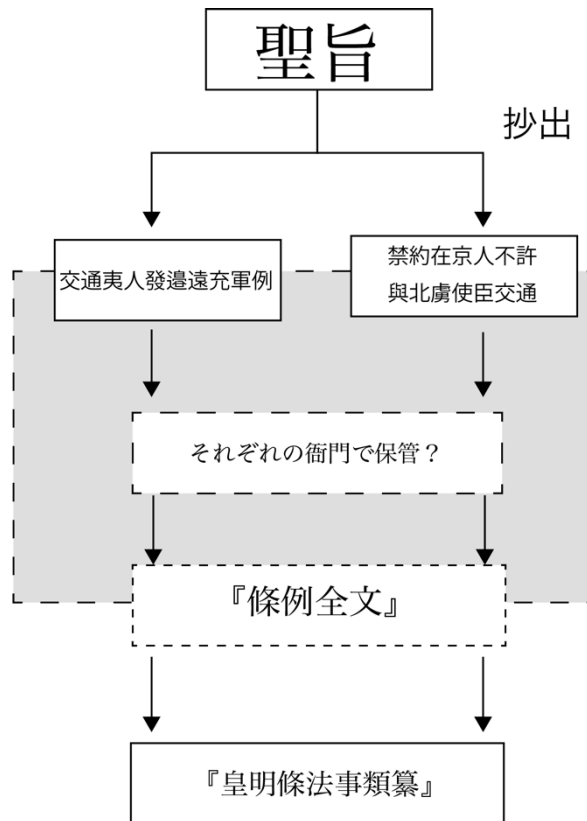
⁵⁵ 『明憲宗實録』巻 169、成化十三年八月乙未条「陞太僕寺少卿李綱、為都察院右僉都御史。」

⁵⁶ 『明憲宗實録』巻 183、成化十四年十月丁酉条「陞都察院右僉都御史李綱、為左僉都御史總督漕運兼巡撫鳳陽等處。」

⁵⁷ 李賓に太子少保が加えられたのは成化十一年の二月である。

『明憲宗實録』巻 138、成化十一年二月乙巳条「加都察院左都御史李賓太子太保〔太子太保:廣本抱本太保作少保、是也。〕仍掌院事。」

重複に気づかなかった原因は、事例のタイトルが異なること、日付と受け取った人物が異なることが挙げられる。これはそのほかのパターンの重複でも同様で、日付かタイトルに異同があり、本文を読まない限り重複には気づきにくい。タイトルが異なるのは恐らく事例を保管していた衙門が異なるからであり、それぞれの異同は抄出を衙門内で保管した際に写し誤った結果であると考えられる。【図9】



【図9】

では正しい日付はいつだったのだろうか。この事例は巻二十、把持行市、第三条の「禁約在京并沿途不許賣與夷人筋角・弓箭・銅鐵物件例」にも先例と引用されており、ここでは成化十一年六月二十六日と記されている。

又查得成化十一年六月二十六日、都察院欽奉聖旨「如今北虜敬順天道、尊事朝廷、專差使臣等赴京朝貢、〔恧〕都察院便出榜在京會同館、直抵大同・宣府・居庸〔關〕等處人烟輳集去處張掛、曉諭官員軍民人等知道。但是使臣人等入境及到京、不許人欺侮他、及偷盜他馬駝等物。官員・軍民人等買馬等項、務照時價、與〔於〕會同館等衙門、兩平交易、不許令其出入市肆、及將一應兵器出賣與他。來的使臣本畏法度、多因這裏的回回・達官人等教唆他、以致與人爭鬪〔鬪〕。今後都不許與使臣說話、有這等的、着錦衣衛着〔差〕人體察得實、都全家發邊遠充軍。」。欽此。〔『事類纂』卷20「禁約在京并沿途不許賣與夷人筋角・弓箭・銅鐵物件例」〕

「禁約在京并沿途不許賣與夷人筋角・弓箭・銅鐵物件例」は、兵部尚書の項忠による成化

十二年(1476年)十一月二十一日の題本である。成化十三年(1477年)の事例を先例として引用することはできないから、少なくともそれ以前の成化十一年の六月というのが正しいのだろう。ただし二十五日か二十六日かに関しては、この三種以外に比較するものがなく、決定的な要素に欠けるため正確な日付を決めることはできない。

おわりに

以上、本章では『事類纂』に見られるテキスト上の二つの問題を取り上げ、そこから垣間見える『事類纂』の成立事情を論じてきた。

改めて本章で明らかになった事例が『事類纂』に掲載されるまでの過程を整理してみよう。

まず事例は、題本の形式の上奏文とそれに返答しての聖旨が加えられた抄出など実際の文書の形式で各衙門に保管された。ただの文書のまま保管しているままでは、参照するのに不便であったのだろう。恐らくここで冊子体の形式で書き写されて各衙門に保管された。そして、それぞれの衙門に保管された事例をかき集めた事例集が作られる。最後にそれぞれの目的で分類し直し書き写したのが作られる。それが『事類纂』であり、『成化条例』であり、『明代档冊』であった。

今回取り上げた問題は、問題を孕んだ事例を載せたものが、偶然この組み合わせであった。扱う事例によっては台湾中央研究院傅斯年図書館蔵の『大明九卿事例案例事例』や天一閣蔵の『條例全文』を含めて検討することができるだろう。

『事類纂』の中にはテキスト上の問題点が依然として多く存在する。本稿が取り上げたような事例を集めれば、『事類纂』の成立事情もより詳細に明らかにできるだろう。これは今後の課題としたい。

第三章 明代『問刑条例』条文形成過程の一類型—参語を引用する事例の検討を通して—

はじめに

『大清律例』には次のような条文がある。

凡(A) 祖父母父母故殺子孫、及家長故殺奴婢、(B) 圖賴人者、杖七十、徒一年半。
(『大清律例』卷三十四)

これは『大清律例』「殺子孫及奴婢圖賴人」律の条文であり、これを構成要素に分けてみると次のようになる。

- (A) 凡そ祖父母、父母が故意に子孫を殺して、あるいは家長が故意に奴婢を殺して、
- (B) 人に「図賴」を行った場合
- (D) 杖七十、徒一年半とする。

一方で、この律には次のような例が付されている。

一、(a) 故殺妾及子孫、姪、姪孫與子孫之婦、(b) 圖賴人者、(c) 無論圖賴係凡人及尊卑親屬、(d) 俱發附近充軍。(『大清律例』卷三十四)

この条文も構成要素に分解すると次のようになる。

- (a) 故意に妾や子孫、姪、姪孫と子孫の婦を殺して
- (b) 人に「図賴」を行なった場合
- (c) 図賴を行う対象が凡人や尊卑関係にある親族であるかどうかを論じることなく
- (d) 全て附近の衛所に送って充軍とする。

二つの条文を比較してみると、律の(A)と例の(a)は少し異なる。(A)には「祖父母、父母が子孫を」や「家長が奴婢を」というように主体と客体に長幼、尊卑の概念があるが、(a)には主体が示されていない。とはいえ、殺害される対象が妾・子孫・姪・姪孫・子孫の婦とあるからには、年長者が幼年の者を殺害すると解釈してよい。

また律の(B)の部分も、例の(b)と全く同じで図賴を行うことを示している。ここでいう「図賴」とは、親族などの死を利用して、他人に言いがかりをつけ脅すことを指す⁵⁸⁵⁹。そうであれば、律の条文の犯罪行為と、例の条文の犯罪行為は重複している。

ところが犯罪行為に変化が見られないにも関わらず、刑罰の部分には変更が加えられている。律の(D)は杖七十、徒一年半であるのに対して、例の(d)は附近の衛所に送って充軍となっており、例の条文の方が、重い刑罰を科せられるようになっている。

⁵⁸ 谷井俊仁・谷井陽子『大清律 刑律 1 伝統中国の法的思考』平凡社 2019 年、p 249

⁵⁹ 専論としては三木聰『明清福建農村社会の研究』北海道大学出版会 2002 年の第 4 部などがあり、一般的にはこの理解で論じられることが多いが、史料の中には死体を用いていない図賴も見られる。

これに関して、清代の律学者である薛允升⁶⁰は『讀例存疑』卷三十四の中で次のようなことを述べている。

謹んで按ずるに①「子孫奴婢」は律の本文に照らしてただ一等加えており、これはすなわち徒罪から充軍に改めているといえる。〔この律に照らして〕罪を問うなら、当てられる罪は徒罪となる。②ここで充軍となるのは、〔罪を〕重くして〔刑罰を〕を軍に改めているのである。③明例にはこのようなものが甚だ多い。(謹按。子孫奴婢照本律祇加一等、此則由徒罪改為充軍矣。問罪者、問擬徒罪也。充軍者、加重改軍也。明例如此者甚多。(薛允升『讀例存疑』卷三十四))

ここで薛允升の言っているのは、この例が、①律の条文で罪を問えば徒罪で済むにも関わらず充軍に改めていること、②それは罪を重く改めているということ、③明例はこのようなケースが多いということである。

①と②は先に説明した通りである。それに薛允升は「③明例はこのようなケースが多い。」と加えている。ここで言われている明例とは明代の副法典であった『問刑条例』ことを指している。つまり薛允升の言説に従えば、明代の『問刑条例』の条文は律で裁けば軽い刑罰で済むところを重くしているものが多いということになる。

ではなぜ刑罰が重くなるのだろうか。そしてなぜ明例にはこのようなものが多いのだろうか。本節ではこうした問題について明代『問刑条例』条文の形成過程から検討を行い、『問刑条例』条文形成の一つの傾向を明らかにしていきたい。

「情重律輕」事案

まずは薛允升が指摘していた例の条文の成立過程から検討してみたい。この例は薛允升のいう通り明代の『問刑条例』が元になっている。薛允升にとって最も近い万曆『問刑条例』の条文は次の通りである。

一、(a) 故殺妾、及弟、妹、子、孫、侄、侄孫、與子孫之婦、(b) 圖賴人者、俱問罪。(d) 屬軍衛者發邊衛、屬有司者發附近、各充軍。〔萬VI：41：1〕⁶¹

⁶⁰ 薛允升（1830年-1901年）、字は雲階で陝西長安の人。清代の咸豐六年（1856年）に進士になると、刑部主事となり、以後主に司法関係の役職を歴任し、光緒十九年には刑部尚書となる（『清史稿』卷四四二、列伝二二九、薛允升）。一方で律学者としても著作を残しており、『讀例存疑』のほか『唐明律合編』や『漢律輯存』などがある。

⁶¹ 本報告では『問刑条例』の条文は黄彰健『明代律例彙編』の整理番号で示す。この整理番号では、弘は弘治『問刑条例』を示し、ローマ数字Ⅰ～Ⅶは名例律、吏律、戸律、礼律、兵律、刑律、工律を示し、真ん中の数字はそれぞれ分類の中の何条目の律文に付されているかを示し、最後の数字は同じ律文に付された条例条文の中で何条目かを示す。例を示すと〔弘Ⅰ：1：4〕は、弘治『問刑条例』の条例条文で、名例律の1条目である「五刑」律に付された4条目の条文となる

『大清律例』の例と比較しても、軍籍のものに対する規定がある以外は大きくは変わらない。(c)の「凶頼を行う対象が凡人や尊卑関係にある親族であるかどうかを論じることなく」にあたる部分は見られないが、罪の内容(a)(b)と刑罰(d)は同文である。

また、この系統の条文は弘治『問刑条例』から存在するが、(a)の部分が抽象化されていないのを除けば、こちらも大きくは変わらない⁶²⁶³。

第一章で述べた通り、『問刑条例』の条文には、ほとんどの場合に元となる事例が存在する。この条文にももちろん元となる事例が存在し、その淵源を探れば『事類纂』卷三十六、「處直被殺子孫頼人及滄死初生男女」という事例にたどり着く。

この事例は監察御史鄒魯の上奏から始まるもので、余丁の封雲という人物が起こした凶頼事案について議論されたものである。ここで封雲は、酒の取引をめぐる軍余の宋旺とのトラブルになったのをきっかけに、かつて土地を巡って争った恨みを思い出し、まずは妻の張氏に重傷を負わせた上で宋旺のところに行かせて凶頼し、その後自分の息子の封買定を殺害し、その遺体を使って凶頼をおこなっている。

ここで封雲の罪とされているのは、凶頼を行う為に自身の息子を殺害したことであり、封雲に対して鄒魯は「殺子孫及奴婢圖頼人」律が当てられると判断していたようである。しかし、鄒魯は封雲の行為はこの事案だけの問題ではなく一般に見られるものであり、加えていずれも「事情が重いにも関わらずそれを罰する律が軽い(情重律軽)」であるから、都察院に議論を計って「枷号一ヶ月として、煙瘴の地方に送って永遠に充軍とすべき」と提案をしている。

それを受けて都察院で議論し、右都御史の屠瀟が次のような提案を行なった。

監察御史の鄒魯の奏にある、「犯人を審問したところ前罪(=「故殺等故殺子孫圖頼人」)に該当しているので、辺境の衛所に送って哨瞭をさせる」というのは、律例を詳しく調べれば全て合点のいくものであります。ただし鄒魯の参語にある「これらの凶悪犯は風化を傷つけてしまうところがあり、訪ねて調べてみると各地の無籍之徒が卑幼を意図的に殺し凶頼して財物を要求しており、封雲と同じような人物は、特定の一箇所の特定の一人だけというわけではなく、これらの人物は皆事情が重いにも関わらずそれを罰する律が軽いので、戒められて懲りることがありません。必ずや今後はこれらの「故殺等故殺子孫圖頼人」の罪を犯す者には律に依拠して議擬し、枷号一ヶ月として、煙瘴の地方に送って永遠に充軍とすべきでしょう。」の一節があり、私がひそかに思いますには父子の主恩というものは、降哀之性に基づいており、人倫攸叙というのは、天地之和を召くに足りるものであります。今封雲は人と争って個人

62 一、故殺妾、及弟、侄子孫、與子孫之婦、及故將妻妾男婦等項、打傷墮胎圖頼人者、俱問罪。屬軍衛者發邊衛、屬有司者發附近、各充軍。〔弘VI：41：1〕

63 弘治『問刑条例』と嘉靖『問刑条例』は同文である。

的に恨み、そのまま親子の間で故意の殺人を行って凶頼を行なっており、その本質が異常であることに、これ以上ひどいものはありません。律に依拠して徒罪に問うだけに止まれば、元の事情のなかには徒刑では済まない咎がありますので、枷號は免除しつつも、辺境の衛所に発して充軍としてはいかがでしょうか。(照得鄒魯監察御史奏、問得犯人犯該前罪、發遣哨瞭、參詳律例俱合。但本官參稱「此等兇犯有傷風化、及訪得各處無籍之徒故殺卑幼圖賴財物如封雲者、非止一處一人、皆由情重律輕、無所懲戒。要今後將此等故殺等故殺子孫圖賴人者依律議擬、枷號一個月、發煙正地面永遠充軍」一節、臣等竊惟父子主恩、實本降裏之性、人倫攸叙、足召天地之和、今封雲與人思爭私忿、輒將親子故殺圖賴及性販常、翼〔莫〕此爲甚。依律止問徒罪、原情委有餘辜、合無免其枷號、發遣邊衛充軍。『事類纂』卷三十六、「處直被殺子孫賴人及滄死初生男女」)

こうした提案の結果、次のような対応をすることとなった。

本院通行内外問刑衙門、今後有犯故殺子孫圖賴人者、使〔吏〕民人等發附近衛分充軍、寧〔軍〕舍餘丁係腹裏者、發邊衛充軍、係邊衛者、發極邊衛分充軍、原係極邊衛分者、常川守哨、文武職官有犯、臨時奏請定奪。(『事類纂』卷三十六、「處直被殺子孫賴人及滄死初生男女」)

この段階では、殺害され凶頼に利用される対象が子孫だけに止まるが、これに弘治六年(1493年)の事例で妻、妾の文言が加えられ⁶⁴、弘治七年(1494年)の事例で弟、姪の文言が加えられることで〔弘VI:41:1〕の条文の要素が完成する⁶⁵。

ここまで〔弘VI:41:1〕の条文の形成過程を明らかにしてきたが、ここでなぜ刑罰が重くなるのか説明ができるだろう。すなわち事情が重いにも関わらずそれを罰する律が軽いと判断されたからである。ここで事情によって刑罰が調整されるのは、伝統中国の司法における裁判の目的に原因がある。

伝統中国の司法において裁判の目的は当事者の「冤抑」を伸ばすことであつた⁶⁶。もしも刑罰が軽すぎれば、被害者の冤抑を伸ばすことができず、反対に重すぎれば、新たな冤抑(=冤罪)を生んでしまう。こうした「冤抑」を防ぐことができ、刑罰(「法」と事情(「情」)の均衡がとれた状態のことを寺田浩明は「情法の平」と表現している⁶⁷⁶⁸。鄒魯の

⁶⁴ 『事類纂』卷三十六、「通行内外有犯故殺妾圖賴人者照故殺子孫圖賴人發遣充軍職官奏請」

⁶⁵ 『事類纂』卷三十六、「通行内外故殺第姪并子孫之婦圖賴人者問擬充軍職官奏請」

⁶⁶ こうした伝統中国の裁判の目的に関しては、寺田浩明「権利と冤抑」『法学』61巻、5号、1997年などがある。

⁶⁷ 寺田浩明『中国法制史』東京大学出版会、2018年、p. 227

⁶⁸ こうした寺田説には批判もある。特に佐立治人はその批判点を詳細に論じている(佐立治人

上奏に見られる「情重律軽」という表現はこの均衡が崩れていることを示しているのである。要するに「故意に妾や子孫、姪、姪孫と子孫の婦を殺して人に「凶頼」を行う」という罪が、杖七十、徒一年半という刑罰に当てられるという状況は、当時の感覚では均衡が崩れていると判断されるものであるために刑罰を調節する必要があったのである。

累犯の事案

同じように、律の条文から刑罰が重くなる他のケースを見ていこう。ここでは「白晝搶奪」に付された『問刑条例』条文〔弘VI：15：1〕⁶⁹と、その成立過程の一つである議論が行われている『事類纂』巻34、「二三成群撒潑搶奪財物犯該徒罪者」という事例を用いて検討する。まずは、〔弘VI：15：1〕の条文を確認しよう。

一、(i) 凡號稱喇虎等項名色、(ii) 白晝在街撒潑、(iii) 口稱聖號、(iv) 及總甲、快手、應捕人等、指以巡捕勾攝為由、(v) 各毆打平人、(vi) 搶奪財物者、(A) 除真犯死罪外、犯該徒罪以上、不分人多人少、若初犯一次、(a1) 屬軍衛者、發邊衛充軍。(a2) 屬有司者、發口外為民。(B1) 雖系初犯、若節次搶奪、(B2) 及再犯累犯、笞杖以上者、(b) 俱發原搶奪地方、枷號一個月、照前發遣。若里老鄰佑、知而不舉、所在官司、縱容不問、各治以罪。〔弘VI：15：1〕

これを条文の要素に分解し、箇条書きにして示すと次のとおりになる

- ・ 犯罪行為・人物・状況
 - (i) 喇虎などの名称を号して称す。
 - (ii) 真昼に街で横暴を働き騒ぎ立てる。
 - (iii) 聖号を唱える。
 - (iv) 總甲、快手、應捕人等が、巡捕の公務処理であることを理由としている。
 - (v) 平人を毆打する。
 - (vi) 財物を搶奪する。
- ・ 刑罰
 - (A) 真犯死罪を除いてそのほかは、犯した罪が徒罪以上に該当すれば、人多であるか人少であるかを分けずに、初犯で一回ならば、
 - (a1) 軍衛に属する者は、辺衛に発して充軍とする。
 - (a2) 有司に属する者は、口外に発して為民とする。
 - (B1) 初犯であるといっても、数回搶奪していた者、
 - (B2) 再犯・累犯で、笞杖以上の罪の者、

「旧中国の法律は「非規則的」であるという説に対する論評」『關西大學法學論集』69巻、3号、2019年)。法学の素養がない筆者には、その批判が妥当か判断するのは難しいが、いずれの主張も律で判断するのが難しい案件をどのように扱うかということを論じている点は同様のように思える。また歴史学者の岸本美緒も、法律を柔軟に運用するための基準点として礼教・契約・生存に注目して清人の「正しさ」「適切さ」を論じている(岸本美緒『礼教・契約・生存』研文出版、2020年)。

⁶⁹ この『問刑条例』条文の成立過程については第四章に詳述する。

(b)もともと搶奪した地方に送って、枷号一ヶ月とし、前項に照らして發遣とする。
犯罪行為に関しては、(i) から (vi) すべての要素を備えるような状況が存在するとは考えがたい。恐らくは (vi) の「財物を搶奪する」行為を基本として、それに (i) ～ (v) の要素を兼ね備えた場合がこの条文の規定する犯罪行為であると考えられる。

では「白晝搶奪」律はどのような条文なのかを見ていこう。

凡 (VI) 白晝搶奪人財物者、杖一百、徒三年。計贓重者、加竊盜罪二等。傷人者、斬。為從各減一等。並於右小臂膊上、刺搶奪二字。… (『明律』卷十八、刑律、賊盜、白晝搶奪)

ここで犯罪行為と示されているのは、(VI) 白昼に人の財物を搶奪するという行為だけである。これに相当する (vi) に、(i) ～ (v) に当たる行為を加えたものが [弘VI : 15 : 1] であるのだから、[弘VI : 15 : 1] に規定されている犯罪行為は新しい行為であると言えそうである。しかし本当に、(VI) とそれ以外の (i) ～ (v) を同時に行う状況は無かったのだろうか。おそらくそうではない。

そもそも『明律』では、複数の罪を犯した場合、重い方の刑罰のみを執行することになっている⁷⁰。律に記されていない限り、重い刑罰が適用されるだけであるのだから、複数の行為を並行して書いた条文が無いのは当然である。そうであれば (VI) とそれ以外の (i) ～ (v) を同時に行う状況があってもなんら不思議ではないはずである。そうであるにも関わらず、わざわざ新たに条文を作り、より重い刑罰を定める必要がどこにあったのだろうか。

その答えを見出すことが出来るのが『事類纂』卷 34、「白晝搶奪并拒捕場人欽依充軍者遇革不准放免例」という事例である。

この事例の内容は、軍余の王騷孤という人物が犯した罪を裁こうと成化四年(1468年)に行われた裁判の文書である。

伝統中国の裁判は、犯罪行為と刑罰が一对一で対応していることは、先にも述べた通りである。しかし、この事例では一つの犯罪行為について刑罰を当てているのではなく、成化元年(1465年)から成化四年(1468年)までに起こした犯罪行為が列挙され、それらの行為全体に対して罪を決めようと議論がなされている。事例に載せられた犯罪行為についてはまとめると【表1】のようになる。

【表1】

成化元年九月二	騷孤は尖刀を手に持って、軍人の劉海の家に向いて白麵(小麦)
---------	-------------------------------

⁷⁰ 『明律』卷一、名例律、「二罪俱發以重論」律

凡二罪以上俱發、以重者論。罪各等者、從一科斷。若一罪先發、已經論決、餘罪後發、其輕若等勿論、重者更論之。

十七日	粉)を強引に求めて食用にしようとした。劉海は騷孤に与えなかったところ、〔騷孤は〕自分の頭額を打ちつけて、出血して地面に倒れて凶頼(相手に罪をなすりつける行為)をした。劉海は〔罪を被るのを〕恐れて、銀一両三錢と白麵一斗を騷孤に与え、〔騷孤は〕受け取って家へと帰った。
九月二十八日	騷孤は翌日、また麵を軍餘の劉清の家に出向いて売ろうとし、言いがかりをつけて口汚く罵り、自ら頭を打破して凶頼をし、刀を手にとってまさに突き刺そうとして、強引に劉清の身につけていた水褐綿細衣裳、羊皮襖一領を剥ぎ取って家に帰った。
本月(十二月)二十九日	また劉清の家に至って銀五錢を奪い取って自分のものとした。
成化二年三月十二日	騷孤はまた舎餘の沈林を掴みかかって殴り、彼が身につけていた藍綿布裾一條、銀四錢を奪った
本年(成化二年)七月の同じでない日	また民人鄭義の舗内に行って、紙馬(仏の像を描いた色紙)蠟燭を強要して焼用にした。不届きにも騷孤はすぐに舗内の紙馬を引きちぎって、街の中で焼き壊した、また本舗の供養されていた土地神像も持ち出して穢した。
成化二年十一月五日	騷孤はまた民匠の朱英酒店内に行き、酒十壺を掛け買いして用いて、壇に入れて家に帰って飲み終わると、一更時分になくなって空の壇を手を持って、また朱英の店内に行き酒を要求した。朱英が与えなかったので、騷孤は行兇して、朱英を殴って罵り、自分の壇を破壊し、一錢五分、毡帽一個を奪い取って家に帰った。
成化二年十二月十八日	騷孤はまた舎餘の畢勝の酒店内に行き、酒を掛け買いしようとするも〔畢勝は〕与えなかったところ、〔騷孤はそれを〕恨んで〔やり返す〕機会を窺っていた。畢勝が布一疋を持って街に出て柴を買いに行ったところ、騷孤はその布を搶奪(かっぱらい)しようとして追いかけて殴ったが、畢勝はかわして逃げ去った。また彼(畢勝)の家の瓦十片を掲げて打ちつけて粉々に砕いた。
成化三年二月内	〔王騷孤の〕兄の王福得がおり、隣人の軍人である姜原兒が徴発され派遣されたのを見て、不届きにも彼(姜原兒)の妻(嫂=軍人の嫁)である潘氏を訪ねて、「調戯」(いやらしい悪ふざけ)をして強姦した後に、姜原兒が家に帰ってきた。王福得却って潘氏を狡賢く引きいれて、家に来させて姦住させ、放出しなかった。姜原兒は兄の王福得が以前から喇虎であることによって、我慢することしかできなかった。
成化三年三月二十八日	王福得は暴力を振るい、煉瓦を取って、名前がわからない人を追いかけて殴った。張名がそれを見て「理説」(その是非を弁明=説教?)すれば、王福得は激怒してすぐに張名を掴んで殴った。同じ日に騷孤も隣人の醫士の婁讓の家の瓦を盗んで、自身の房屋に補修のために挿しいれた。婁讓が騷孤に対して「理説」したところ、また婁讓を掴んで殴った。
成化三年五月二十二日	騷孤はまた余丁の柳信の糖を売る店舗に行き、糖を要求して食用にしようとした。柳信が与えなかったところ、騷孤は暴力を振るい、柳信につかみかかって殴ったり蹴ったりし、地面に倒れ込み、尿灌入口内を使って、柳信の房の瓦十餘片を打ちつけて破壊し、また柳信の銀三分、毡帽一個を奪っていった。
成化三年九月内	騷孤隣住の軍人王佐の舗内に行き、包兒焼をもとめて食用にしよう

	とした。
成化三年十一月二十日	〔騷孤は王佐のところに〕行って食べ物を要求した王佐は与えなかった。騷孤はまた不届きにも彼（王佐）の箱に入った焼包兒を溝内にまき散らして、王佐を追いかけて殴った。
成化三年十二月十一日	また明智坊の草場内に行き、官草三箇をこっそり盗んでいこうとしたところ、草を見張る軍人の何阿羊に捕えられて留めさせられ、倉庫の管理をする官吏を連れて来ようとすれば、これに対して騷孤はこの軍人を乱打し、威嚇して「後日、放火してお前を巻き添えにしてやろう」と言った。何阿羊は恐れて見逃した。
成化四年正月十五日	軍餘の孫端がいて街で肉を売っていたが、尖刀を携帯していた。騷孤刀を奪った。
成化四年二月二十五日	騷孤は軍餘の戴興羅を殴って、氈帽一個、銀二錢、錢二文を奪い取った。
成化四年三月四日	騷孤は軍人の許忠の家が各草を販売しているのを見ると、また強奪して二束を掴んだ。許忠の母である魯氏がおり〔騷孤が掴んだ草を〕引っ張って取り、渡さなかったところ、騷孤は悪口を発して魯氏を蹴り、左眼を青く腫れさせて家に帰った。
成化四年三月五日	兄の王福得がおり姦婦の潘氏に、銀で隣住の劉清の家に出向かせ酒を買わせようとしたが、〔持ってきた銀を〕見ればそれは白銅だったので決して売り与えず、この婦人は悪口を発して家に帰り、王福得に伝えて知ったところ、すぐに騷孤と脱走中の弟である王羊兒に教えて、それぞれ不届きにもともに劉清の家に行き、彼（劉清）を掴みかかって殴り、拳や脚を用いて殴る蹴るなどをした。劉清は暴力に恐れて、隣人の張名の家に逃げ入り難を避けようとした。騷孤たちは張名を追いかけ、〔張名は〕騷孤をなだめようとしたが、王福得、王羊兒とともに張名をひっぱり何度も殴った。騷孤は張名に対して頭上を二ヶ所殴って傷つけ、口唇と右耳のうしろのそれぞれ一ヶ所を殴り、〔張名は〕出血して地面に倒れ込んだ。

【表 1】

先にも述べたように本来ならば、このように複数の罪を犯した場合、『明律』では重い方の刑罰を執行することになっているので、今回の事案についても、その原則を踏まえて次のような刑罰が提案された。

議論したところ、王騷孤の犯した罪は「白晝搶奪人財物者」に依って、減等して杖九十徒二年半とし、例に照らして倣工満日とする。王福得は「刁姦」律に依って、減等して杖九十とし、〔身分が〕操軍でありますので的決して、それぞれ役に着いて隨住させるとし、審問した結果は律に合致しております。（議得、王騷孤所犯合依「白晝搶奪人財物者」、減等杖九十徒二年半、照例倣工満日。王福得依「刀〔刁〕姦」律、減等杖九十、係操軍的決、各着役隨住、審擬合律。『事類纂』卷 34「二三成群撒潑搶奪財物犯該徒罪者」）

これによれば、それぞれ王騷孤は「白晝搶奪」律で、王福得は「刁姦」で罰するのが妥当だと考えられていたことが分かる。それぞれの律の本文は次の通りであり、刑罰の重さ

も一致している。

白晝搶奪「凡白晝搶奪人財物者、杖一百、徒三年。」(『明律』刑律一、賊盜)

犯姦「凡和姦、杖八十。有夫、杖九十。刁姦、杖一百。」(『明律』刑律八、犯姦)

ここで刑罰が一等下げられているのは『御製大誥』を所持している(ことになっている)ので『御製大誥』の「戸有此一本、若犯笞杖徒流罪名、每一等減、無者每加一等。」が適用されたためである。

ところが、上の通りに律が適用されることはなかった。律に従った刑罰では不十分と考えられたからである。

先の錦衣衛巡捕千戸趙端等による参を調べてみたところ、凶悪犯の王騒孤は刀を持って、兄である王福得とともに、たびたび街なかで暴力を行い騒ぎたて、軍余は張名など十四人に騙したり殴ったりをして、強奪凶頼も行い、皮襖、布疋、酒麴などの物の強奪もしており、また暴力を行い屋根に登って瓦を使って人を殴ったり、軍婦を連れ込んだりしたなどとあり、積み重なった罪は「深悪」であり、法司に送って罪を問い、例に照らして枷号するべきであります。」とあった。(査得、先該錦衣衛巡捕千戸趙端等参稱、「兇犯王騒孤拿刀、同兄王福得、節次在衛行兇撒潑、欺打軍餘張名等一十四人、強奪圖頼、皮襖、布疋、酒麴等物、又行兇上房揭瓦打人、壩占軍婦、積犯深悪、合送法司問罪、照例枷號等因。『事類纂』卷34「白晝搶奪并拒捕場人欽依充軍者遇革不准放免例」)

ここで確認されているのは、錦衣衛巡捕千戸趙端による「参」という文書であった。錦衣衛巡捕千戸趙端というのは、この事例以前に審理を担当した人物である。この人物がここで提案しているのは天順元年(1457年)の事例で「枷号」を加えるというものであった。

伝統中国の司法において裁判の目的は当事者の「冤抑」がない状態にすること(=「伸冤」)であった。しかしながら、先にも述べたように明律では、複数の罪を犯した場合、重い方の刑罰のみを執行することになっている。軽い罪を繰り返す今回の事案のような犯罪者に対しても、当てられるのは複数ある罪のうち最も重い刑罰のみである。これでは一度きりの犯行であっても、累犯であっても罪の重さは変わらなくなってしまう。当時の感覚では王騒孤は「積犯深悪」であり、それに対して律の条文で適切で均衡の取れた刑罰を当てるのは不可能であると判断された。法司(中央の司法衙門)に送って罪を問い、例に照らして枷号すべきとして大理寺に送られることになった。

結果として、天順元年(1457年)の事例が適用された。この天順元年事例とは以下の事例である。

查得先該刑部題稱、要將白晝二三成群撒潑、在街行兇、搶奪人財物、枷號一個月、滿日送兵定〔部〕、發邊衛充軍。等因。具題。天順元年十月十二日奉英宗皇帝聖旨「是。」欽此。(『事類纂』卷34「白晝搶奪并拒捕場人欽依充軍者遇革不准放免例」)

事件の詳細は示されていないが、「真昼に街で横暴を働き騒ぎ立て、暴力を働いて、財物を搶奪したりした者は、枷号一ヶ月の上で辺境の衛所に充軍とする」とあるように、王騒孤と似たような暴行して強奪を行なった人物を罰した事例であることが分かる。その結果「送兵、定發邊衛充軍、王福得照例的決、仍發原衛着役。」となり、「白晝搶奪」の杖一百、徒三年よりも重い刑罰が充てられることになった。

このように律による刑罰が不適切と感じられる場合には、より重い刑罰を加えること(入罪)があった。

これは一見すると『明律』を無視した恣意的な法律運用のようにも見えなくもない。しかしながら律文を見るに、この判断は適切と言えなくもない。「白晝搶奪」律は、『唐律』にはなく、『明律』から現れる律文で、強盜と窃盜の中間に位置する条文と言えるものであり、刑罰も窃盜より重く強盜よりも軽くなるように設定されている⁷¹。

そして強盜の場合は刑罰が斬刑であるのでそれ以上刑罰を重くすることが出来ないが、窃盜の律文の規定では回数に応じて刑罰が変化し、盗み得た物の量や価値でも刑罰が変化する⁷²。しかしながら、「白晝搶奪」律にはこういった規定がない。これは「白晝搶奪」律の欠陥とも言える。

それを踏まえれば今回のように複数の犯罪を複数回繰り返すような事案には、当てるべき適切な条文が無いと言える。通常の律では断罪することができないとするのは、決して不合理とは言えないだろう。当時の感覚では、これだけの罪を繰り返し犯しつづけた犯人

⁷¹ 谷井俊仁・谷井陽子『大清律 刑律1 伝統中国の法的思考』平凡社、2019年、pp. 139-149

⁷² 『明律』卷一八、刑律「竊盜」

凡竊盜已行而不得財、笞五十、免刺。但得財者、以一主為重、並贓論罪。為從者、各減一等。〔以一主為重、謂如盜得二家財物、從一家贓多者科罪。並贓論、謂如十人共盜得一家財物、計贓四十貫。雖各分得四貫、通算作一處、其十人各得四十貫之罪。造意者為首、該杖一百。餘人為從、各減一等、止杖九十之類。餘條准此〕初犯、並於右小臂膊上、刺竊盜二字。再犯刺左小臂膊。三犯者、絞。以曾經刺字為坐。一貫以下、杖六十。一貫之上、至一十貫、杖七十。二十貫、杖八十。三十貫、杖九十。四十貫、杖一百。五十貫、杖六十、徒一年。六十貫、杖七十、徒一年半。七十貫、杖八十、徒二年。八十貫、杖九十、徒二年半。九十貫、杖一百、徒三年。一百貫、杖一百、流二千里。一百一十貫、杖一百、流二千五百里。一百二十貫、罪止杖一百、流三千里。

が、杖一百、徒三年という刑罰で済まされるはずがなく、そうした状況はむしろ均衡が崩れていると判断されたのである。そのために刑罰を調節する必要があった。

参語の引用

刑罰と事情の均衡が崩れた状態が認められた場合の事例を二種類見てきた。いずれの事例でもこの不均衡を示す際に、共通して引用されているものがある。それは、下級衙門での審理の結果を記した「参語」というものである。

参語とは、祁蘇曼によれば、「州県などの衙門において審判を担当した裁判官（親審官）が、断案を下して審判を終結させるに当たり、結審に際して原告・被告の双方を法廷に集め、直接断案を申し渡すために作成した判決文書である」⁷³という。

ただし『事類纂』内に見られる事例においては、この参語がそのまま見られるわけではない。『事類纂』の事例のほとんどは中央官僚の題本+聖旨であり、この題本の中で下級衙門の作成した参語が、「查得某参稱…」「参看得…」といった形式で短く引用されるか、引用されずに若干の指摘が加えられるのが見えるに過ぎない。

再び『事類纂』卷三十六、「處直被殺子孫頼人及滄死初生男女」の事例を使って説明しよう。「参稱…」という部分を原文で示す次のとおりである。

本官参稱「此等兇犯有傷風化、及訪得各處無籍之徒故殺卑幼圖頼財物如封雲者、非止一處一人、皆由情重律輕、無所懲戒。要今後將此等故殺等故殺子孫圖頼人者依律議擬、枷號一個月、發煙正地面永遠充軍」一節（『事類纂』卷三十六、「處直被殺子孫頼人及滄死初生男女」）

ここで「本官（=鄒魯）の参」とされているものは、鄒魯の上奏の内容を要約したものである。事例中に引用された鄒魯の上奏の全文を示すと次のとおりである。

該巡按直隸監察御史鄒魯奏、【A】問得犯人封雲招係興州後屯衛餘丁。弘治三年六月十一日、雲與在官本所軍餘楊英、去軍餘宋旺家除酒吃用、改日還錢、宋旺回說酒已賣盡、雲就不合發怒 [怒]、將伊惡罵、雲將伊賣酒望竿獬折各散回家。雲思日前曾與宋旺爭地仇恨、又恠除酒不與不可 [合] 將今在官妻張氏腦後等處打傷、趕去宋旺家內圖頼、當有在官屯住人卜信拖勸回家。雲忿恨不捨、因見已故男封買定、在旁哭立 [泣]、雲又不合手拿半頭磚一磚、將男鼻梁上打訖一下血流昏迷倒地、仍用脚將氣願下踢訖一脚、傷重氣絕身死。本日酉時分、雲不合將身屍抱去宋旺家內正房內停放安得圖頼宋旺打死。宋旺不甘、將情赴把總兵指揮處各 [告] 理差人、將雲並事內人證拘集、審供明白蒙行

⁷³ 祁蘇曼「明代の問刑実務における『参語』—『不平鳴稿』を題材に—」『立命館東洋史學』第四十一號、2022年

委官指揮僉事孫瓚押帶雲等、前去已死封買定屍所拘集火甲人等、相得買定生前委被雲用磚烙打鼻梁骨破、又用脚踢死是實、及勘妻張氏被雲趕打頭破、今以〔已〕平復。取具火甲人等不扶供結送繳到官、蒙將雲等問擬父故殺子圖賴人者律、減杖六十徒一年、係軍餘、審無力、照例發邊關哨瞭、滿日疏放。

【B】臣竊詳天地之性、莫貴於人、父子之情、莫先於愛。祖宗立法不宥故殺、不坐容隱、所以重生生焉、恩義也。古者攘羊之直不錄砥〔抵〕犢之悲不棄〔棄〕、過惡尙在可容、而況肆爲殘虐。自爾荼毒、和氣之傷、災異之召、實塞於此。以此兇犯、有傷風化、止問前罪、無以爲兇橫之戒。訪得京城之內外及各布政司地方、其間兇潑無賴之徒故殺卑幼圖賴財物如封雲者、非止一處一人、皆由「情重律輕」、無所懲戒、互相傳效、習以爲風。如蒙乞敕都察院計議、今後將此等故殺子孫圖賴人者依律議擬、枷號一個月、發煙沼地面永遠充軍。如此則止〔上〕有以令天地生物之人、下有以重父子秉彝之姓、和以召祥、刑以弼〔弼〕教、天下生民不幸勝〔勝幸〕甚等因、具本。（『事類纂』卷三十六、「處直被殺子孫賴人及滄死初生男女」）

この文書は中央における上級審である一方で、祁蘇曼が検討した『不平鳴稿』は地方衙門における下級審であり異なるレベルの文書ではあるが、この上奏も【A】「事実関係の認定」と【B】「結論」に分けることが可能である⁷⁴。これと「本官（=鄒魯）の参」として引用されているものを比較して考えれば、鄒魯の参とされているのは【B】の部分が引用されていることが分かる。

ここで【B】の部分に示されているのは、犯罪の事実でもなければ、犯罪行為に対する刑罰でもない。「臣竊」で始まることが表すように、鄒魯自身の意見が示されている。ここでは【A】で示された犯罪行為がいかに重い事情であるか、それがどれほど危惧すべき事態かが記されている。さらに、そうした状況を「事情が重いにも関わらずそれを罰する律が軽い（情重律軽）」であるとして、律文の記述された刑罰を適用せずに新たに適当だと考えられる刑罰を提案している。

同様に「二三成群撒潑搶奪財物犯該徒罪者」の事例に用いられた参語を見てみよう。

成化四年四月初七日大理寺卿王等題為巡捕事。該刑部山西清吏司發審犯人王騷孤招係龍虎衛左所軍餘。成化元年以來是騷孤不合椅特兇潑專一羅〔毆〕打平人強賴銀兩等物又〔人〕皆畏懼號為賴皮等名色。本年九月二十七日…【事件の経緯を中略】。議得、王騷孤所犯合依「白晝搶奪人財物者」、減等杖九十徒二年半、照例做工滿日。王福得

⁷⁴ 祁蘇曼は参語の構造を「主観的な事実関係の認定」と「処理結論」に分類している。祁蘇曼の研究は民事裁判の実際の文書に基づいて論じているところにその強みがあり、また主張も妥当であると考えられるが、「主観的な事実関係の認定」と「処理結論」という表現は、誤解を招くのではないだろうか。これに関しては、夫馬進が訟師秘本の説明をする際の簡単な説明として述べた「審語（取り調べにたいする客観的な表現）、参語（取り調べの結果に対する裁判官の考え）」（夫馬進「訟師秘本『蕭曹遺筆』の出現」『史林』第七十七巻、第二号、1994年、p. 7）という表現が恐らく最も簡要な説明である。

依「刀〔刁〕姦」律、減等杖九十、係操軍的決、各着役隨住、審擬合律。查得、先該錦衣衛巡捕千戶趙端等^{参稱}、「兇犯王騷孤拿刀、同兄王福得、節次在衛行兇撒潑、欺打軍餘張名等一十四人、強奪圖賴、皮襖、布疋、酒麵等物、又行兇上房揭瓦打人、壩〔霸〕占軍婦「積犯深惡」、合送法司問罪、照例枷號」^{等因}。成化四年三月初九日奉聖旨「是。」〔欽此〕欽遵。今問王騷孤等前罪、送審。

この事例では、参語は大理寺卿であった王槩の題の中に、「参稱…等因」と引用されているのが見られるのみで、原文は見られない。ただ、参語の中で「法司に送って罪を問ひ、例に照らして枷号すべきであります（合送法司問罪、照例枷號）。」と独自の刑罰を定める提案意見があり、直後に「それでよい（是）。」という聖旨が加えられていることを踏まえれば、これは上奏の一部だと考えられる。また王槩の題の結論部分にも「今巡捕官奏『王騷孤、王福得照例枷號』一節」という文言が見られる。やはりここでの参語は「處直被殺子孫頼人及滄死初生男女」の事例に見られる参語と同様、それ以前に審理を担当した官の上奏文に示された意見、提案の部分である。

この二つの事例を考えるに、『事類纂』に見える参語とは律を用いて断罪することが不可能である、あるいは不適切であると判断された際に、自分の意見とより適切な刑罰を提案するものであると言える。こうした裁判官の判断である参語は、自理案であれば判決文としての効力が与えられるものであるが⁷⁵⁷⁶、上告される事案では参語で述べられた提案が参考意見として利用されることになる。

こうした参語を用いた事例は、今回取り上げた二つのみではない。『事類纂』には「参看得」「参稱」という形で、明確に参語が引用されている事例が複数存在している。そして、いずれの事例にも、ある共通点が必ずと言っていいほど現れる。それは、まず特定の事案の審理が元になっている事例であること、そして律と情の不均衡を表す決まり文句が必ずと言っていいほど登場することである。

律と情の不均衡を表す決まり文句とは、例えば「情重律（法）軽」であり、例えば「積犯深惡」であった。二つの事例に見られないものでも「情犯深重（悪）」や「難照常例發落」というものがある。こうした言葉を用いることで、律と情の不均衡を指摘することを通して、適正な刑罰が実行されることを目指したのである。

審理の中で律と情の不均衡を見出され、より適切な刑罰を提案がされるという過程を通して、新たな事例が生み出される例は『事類纂』内に複数存在する。これは『問刑条例』条文の形成過程における傾向の一つとすることができるだろう。

⁷⁵ 祁蘇曼「明代の問刑実務における『参語』—『不平鳴稿』を題材に—」『立命館東洋史學』第四十一號 2022 年。

⁷⁶ 自理案の場合は「不応為」で片付けられることになる。ここで「不応為」が不適当に用いられることは、しばしば問題とされることがあったらしい（谷井陽子「明律運用の統一過程」『東洋史研究』58 卷 2 号 1999 年）。

不許妄加参語

『問刑条例』条文の形成過程における傾向の一つに、取り調べの結果に対する裁判官の考えである参語の中で、律と情の不均衡を指摘してより適当な刑罰が提案されるというものがあった。ところが条文の形成過程に参語が必要とされていた一方で、天順から弘治ころの司法衙門では「参語」の使用が問題になっていた。例えば成化帝の即位詔では、「一律に『大明律』に依拠して科断し、深文を許さない」という文言に加えて、「妄引参語」という用語が加えられている。また、『事類纂』卷四十六、刑部類、官司出入人罪には、先に挙げた成化帝の即位詔に続いて「妄引参語」「妄加参語」を禁止する六条の事例が収録されている。この「妄加参語」とはどのようなことをいうのだろうか。また禁止されているのはなぜだろうか。

ここではこの六条の事例を用いて参語の不当な使用がどのようなものか、なぜ禁止されるのかを検討したい。

『事類纂』官司出入人罪の六条のうち最も古いのは、成化八年（1472年）の事例である。この事例の中で、白昂の上奏には次のようにある。

内外の法司が監獄に捕らえられた囚人を審査し罪を決定する際には定制があり、長らく遵守されてきました。今後は不当に参語を加えて、故意に人に罪を加えるのを許さないようにしてはいかががでしょうか。そうすれば政令の適用は一律となり、人の怨嗟も無くなる結果となることでしょう。（内外法司問擬囚犯、已有定制永爲遵守。合無今外〔後〕不許法外妄加参語、故入人罪。庶使政令均一、人无嗟怨。開坐具題。奉聖旨「該衙門知道」。欽此。欽遵抄出送司。『事類纂』卷四十六「申明通行問刑衙門不許深文妄加参語故入人罪例」）

これを受けた当時の刑部尚書の陸瑜は、成化帝の即位詔を引用し、内容を確認した上で次のように述べている。

今都給事中の白昂等は、〔成化帝の即位詔を〕奉じて通行したのにもかかわらず、いまだ実行されていないことを恐れて、先ほどのものを再び上奏したのでしょう。それが案呈されて刑部にやってきました。再び重ねて在京の法司、ならびに錦衣衛・在外の巡按監察御史、ならびに大小の問刑衙門に文書を通行させて、監獄に捕らえられた囚人を審査し罪を決定する際には、必ず受け取った詔書の中の事例に謹んで従い、律に従って議擬し、例によって「發落」し、必要以上に厳しい判決をし、参語を加え

て節度なく無罪の人物に罪が及ぶのを許さないようにすべきです。果たして事情が重大であり独断で刑の執行するのが難しいものがいたのなら、罪が明白であれば申し立てを行い、可否を決定しましょう。(合[今]都給事中白昂等、蓋恐奉行未至、又奉[奏]前因。案呈到部。合再申明通行在京法司、并錦衣衛・在外巡按監察御史、并大小問刑衙門、今後問擬囚犯、悉遵欽奉詔書内事理[例]、依律照例、議擬發落[依律議擬、照例發落]。不許深文妄引參語故入人罪。果有情重難擅發落者、明白奏請定奪。『事類纂』卷四十六「申明通行問刑衙門不許深文妄加參語故入人罪例」)

これを受けた当時の刑部尚書であった陸瑜が提案したのは、成化帝の即位詔の「今後一律に『大明律』に従って「科斷」し、例に照らし合わせて運磚・做工・納米の刑罰にあてて「發落」せよ。あらゆる條例はすべて必ず「革去」せよ。法文を援用してみだりに參語を加えて節度なく無罪の人物に罪が及ぶことは許さない(今後一依大明律科斷、照例運磚・做[工]・納米等[項]發落。所有條例并宜革去、及不許深文妄引參語。⁷⁷⁾」という内容を周知徹底することであった。加えて事情が重く独断で判断するのが難しい案件には、先に引用した天順五年(1461年)の董方の上奏と同様、犯罪事実を記した調書を用意して、皇帝にお伺いを立てるという比附の手続きを行うように確認することが提案される。結局この上奏は成化帝に認められて通行することになる。

ここまで即位詔、成化八年(1472年)の事例は「妄加參語」を禁止するように通達をしているが、具体的な行為は示されておらず、これだけでは參語の不当な使用がどのようなものか確認はできない。これは当時の官僚も同様だったのか、參語の不当な利用はその後も問題視され続ける。

(1476年)には礼科都給事中の張謙が次のような上奏をしている。

一、法は天下の公であります。刑罰が適正でなければ、民は(不安で)手足を置く

⁷⁷ 『事類纂』卷四十六、「官司出入人罪」第一条の直前に記される「問刑革去條例不許妄引參語」という一文で開始されるくだり(画像コマ番号 0046-00031 を参照)。この文章は、後半にまさしくその成化帝の即位詔の一節がそのまま引用されており、「官司出入人罪」の第一条以下に続く議論の出発点と位置付けるべき箇所に置かれているが『事類纂』卷四六卷頭の目録には項目として立てられておらず、「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ」も楊本も、同「獄囚誣指平人」第一条「禁革官員人等生事擾害妄指平人爲盜例」の末尾に接続する一文として扱っている。しかしながら、内容から判断して、「官司出入人罪」の最初の事例として置かれたはずのものであるので、この事例を「官司出入人罪」の最初の事例として扱う。(明律研究会・井上充幸・祁蘇曼・豊嶋順揮「譯註『皇明條法事類纂』卷四七・刑部類・官司出入人罪 譯註稿①」『立命館文学』679号、2022年)

所が無くなります。今それぞれの問刑衙門が罪を問う罪囚は、供述する事情の軽重というは自ずから〔それに対応する〕正律が存在するはずですが、それにもかかわらず〔問刑衙門の審理では〕必ず深文を行なって参語を加え、律意に背き続けています。皇帝陛下には法司に勅を下して各處の問刑衙門に転行させ、今後すべて軽重罪囚を問擬する際には、ことごとく大明律及び見行事例に依って罪名を決定して割り当て、妄りに参語を加えるのを許さないようにしてください。(一、法者天下之公、刑罰不中、則民無所措手足。今各處問刑衙門所問罪囚、招情輕重自有正律、却乃務要深刻、加添參語、有乖律意。乞勅法司轉行各處問刑衙門、今後問擬一應輕重罪囚、悉依大明律及見行事例科斷、不許法外妄加參語。『事類纂』卷四十六「通行内外問刑衙門不許妄加參語擅擬差官例」)

ここでは『論語』の一節を引用し、斷罪における不正義を批判している。『明律』は全ての犯罪に対応している（ことになっている）ため、罪囚の供述する事情が重い罪か軽い罪かというのは律の中に定められている。ところがここで適切な律を当てることなく、必要以上に重い罪を着せようとするのが起こっていた。禁止する事例が出ているのににもかかわらず、こうした不適切な斷罪が頻発していたことを示していよう。また、同時に福建等道監察御史の馮貫も類似の上奏を行っている。それが以下である。

一、今後外省の訴訟については「情犯深重」であり、斷ずるのに皇帝の意思によって発給された特旨によって派遣された人が実地で調べて〔犯人を〕連れて行く場合を除いて、その以外の場合ではむやみやたらに上奏を行って官を派遣させ、犯人を京師に身柄を都に送り届けさせることで、軍民を煩わせることを許さないようにしましょう。それから在外の巡撫・巡按官に通行し、軽重の罪囚を問う際には、ただ律に依拠して議擬し、例に照らして刑を執行することを許すだけにして、妄りに参語を加え、故意に罪を重くすることは許さないようにしましょう。(一、今後在外詞訟、除「情犯深重」、斷自宸衷特旨差人勘提外、其餘不許輒便擬奏差官、提解擾害軍民、及通行在外巡撫・巡按官、究問輕重罪囚、止許依律議擬、照例發落。不許妄加參語、故入人罪。『事類纂』卷四十六「通行内外問刑衙門不許妄加參語擅擬差官例」)

ここでは、不適切に参語の引用しそれに基づくことよって、必要以上に罪を重くすることで、中央から官員を派遣させ、またその罪囚を北京にまで護送させることで周辺の軍民人を騒がせ煩わせることを問題視している。参語は罪を重く（あるいは軽く）するだけでなく、司法に関わる官僚機構の円滑な運用を妨げるような影響も与えていた。

当時の大理寺右少卿であった董方は、これらの提案を受けて次のように述べている。

もういちど先の上奏に対して裁可をして「前例」を重ねて明らかにし、各地の巡撫巡按官員に行き渡らせ、それから内外の間刑衙門にも文書を送り、全体的に守らせるようにしてはいかがでしょうか。今後すべての裁判については、謀逆などの犯した犯罪の事情が重大のものを除いて、皇帝の自らの判断で特旨を出して派遣された人が調査した上で身柄を都に送り届けた場合を除いて、そのほかの囚われた犯人は罪の軽重を問はず、すべて律条によって罪を決定するべきでしょう。そして見行事例に照らして、做工、運灰、運磚、運炭、納米、充軍、罷站という形で刑罰を当てるべきでしょう。法律の外に妄りに参語を加えたり、「常例に照らして発落するのが難しい（難照常例發落等）」という言葉を加えたりすることを許さないようにしましょう。また恣意的に擬して官員を派遣し他所へ出動させ調べて身柄を都に送り届けさせ、軍民を騒がして害するのを許さないようにしましょう。このようにすれば、刑罰は必要以上に重くすることはなく、民にも自然と無実の罪で苦しむことはなくなるでしょう。（合無准言、申明前例、通行各處巡撫、巡按官言〔員〕並行内外間刑衙門、一體遵行。今後凡有一應詞訟、除謀逆等項情重人犯斷自宸衷、特旨差人勘提外、其餘犯囚不問輕重、悉依律條科斷。仍照見行事例、做工、運灰、運磚、運炭、納米、充軍、罷站等項發落。不許法外妄加參語、及「難照常例發落等」詞。亦不許擅擬差官出外勘提、擾害軍民。如此、刑斯不濫、民自無冤矣。『事類纂』卷四十六「通行内外間刑衙門不許妄加參語擅擬差官例」)

ここでも審理の際には律に依って罪を定めて、見行事例に照らして、做工、運灰、運磚、運炭、納米、充軍、罷站という形で刑罰を当てるという大原則が確認されており、妄りに参語を加えることを禁止している。結局は即位詔や成化八年（1472年）の事例と言っていることは大きく変わらない。

しかしながら、成化八年と比較して具体的になっている部分がある。それは参語に具体的な文言を示されていることである。董方はこれに加えて「常例に照らすのが難しい」という言葉を加える（難照常例發落）」という具体的な文言の禁止を提案している。参語の引用が問題なのではなく妄りに引用し、本来ならば律に依って罪を決定すればよいところまで、発落しがたいと言って特別な対応を求めて、必要以上に刑罰を重くしたり、官僚機構の円滑な運用を妨げたりすることが問題であったのである。

さらに『事類纂』には成化二十一年（1458年）⁷⁸、弘治元年（1488年）⁷⁹、弘治三年

⁷⁸ 『事類纂』卷四十六「参問官員依律科斷」、『事類纂』卷四十六「原問官員不許妄加參語例」

⁷⁹ 『事類纂』卷四十六「問刑不許拘泥成案信憑參語及將重情俱擬不應并以誣告捏作輕告」

(1490年)⁸⁰と同様な事例が続いていくが、特に弘治元年の事例はそれまで以上に詳細な問題点と対応策が示されている。それが以下の上奏である。当時、都察院左都御史であった馬文昇は次のように言っている。

わたくしたちが密かに思いますに律令とは、祖宗垂世の典であり、参語は、一時の刑官の言葉であります。冤枉が有れば弁明を与えて、執法の官の職掌として当然な部分であります。もしも参語を重んじて律令と異なることが生じるのであれば、権勢を恐れて成案に固執してしまい、そうして刑罰を決定し囚人に無実の罪を着せてしまうのは、法制上容認し難いことでもあります。これらの官員が具奏した場合に改めて在外派遣に任じるべきでしょう。もしも実際の状況を明らかに示すこと無ければ、追究するのは難しいのです。(臣等竊惟律令者、祖宗垂世之典、参語者、一時刑官之言。事有冤枉即與辨明、執法之官分所當然。若重参語而違律令、最[畏]拳勢而拘成案、以致刑罰決平囚冤抑之、憲章實容難[難容]恕。合將此等官員具奏改調外任。但無指實、難以追究。『事類纂』卷四十六「申明通行問刑衙門不許深文妄加参語故入人罪例」)

ここで述べられているのは、下級衙門で審理する際に担当官の意見である不適切な語を加えることに加えて、上級衙門で行われる審理でその不適切な参語を引用して判決を下してしまうことの問題点を指摘している。一介の司法官僚の意見でしかない参語を根拠として引用し、律とは異なる判決を出してしまうのでは、当然冤罪を生み出してしまう。もちろん容認し難いことである。こうした状況が生まれるのは参語に不適切な判断が加えられ、上級衙門が対応しなければならなくなるというこれまでの問題が多発した結果だろう。馬文昇はここで次のような対応を示した。

内外問刑衙門に次のことを通行してはいかがでしょうか。今後どの衙門も囚犯がいるのであれば務めて必ず事情を斟酌し、関係者を召喚して審問し、〔審理の結果が〕明白ならば、律例に照らして、議擬し発落するようにする。明律や事例に条文が有る場合は全てその条文に依って判断し、条文が無い場合は、その犯罪行為が尋常なものであれば「不応為」律に依り、情犯が重大であり条文が無い場合は、引律比附を行い奏請させるようにし、申し立てを行い、可否を決定するようにする。全ての案件を不応為だけで罪名を適応させること、誣告の事情で改められた擬告に依ること、比附が妥当でないことを許してはいけない。獄囚の冤罪を称する者には必ず弁明を与えて、気兼ねがあるようにしてはいけない。そのほかに追贓省令・婦人准令などは、必ず律

⁸⁰ 『事類纂』卷四十六「緝訪参送法司囚犯原問官明知冤抑畏禍不與辨理者以故入人罪論」

令に依って、全て同じになるように帰し、先のように任意に罪を出入し、自ら罪を得ることを許さない。それでもあえて権勢を恐れて〔自ら審議することを〕避け、成案に固執し、参語を信じて罪名を定めるものや、供述調書の事実認定のほかに妄りに参語を加えて、ルールを乱す者がいたならば、在内の場合は科道官に事実を指摘し糾劾することを許し、在外の場合は巡按御史が弾劾してそれを上奏する。御史が間違えることになれば、私たち（都察院）が追求する。このように刑罰を適中させ、事態を一に帰することができれば、問刑出入の弊害が無くなることでしょう。（合無通行内〔外〕問刑衙門、今〔後〕凡有囚犯務要推情拘問明白、照依律例、議擬發落。有正條者、悉依本條科斷、無正條者、尋常罪犯仍依不應、若情犯深重無正條者、引律比附奏請定奪。不許一概俱擬不應罪名、及將誣告情由改依擬告、並比附不當。若獄囚稱冤者必與辯明、毋得顧忌。其餘追贓省令婦人准令等項、務要遵依律令、事歸於一、不許似前任意增減出入、自取罪愆。敢有畏避奉〔拳〕勢、止拘成案、信憑參語定擬罪名、及供招之外妄加參語、變亂成規者、在內許科道官指實糾劾、在外巡按御史參奏。係御史有違、臣等查究。庶使刑罰適中、事體歸一、而問刑出入之無弊矣。『事類纂』卷四十六「申明通行問刑衙門不許深文妄加參語故入人罪例」)

ここでも基本的には不正な参語の使用を禁止する方向で議論が展開されているが、ここで注目すべきは参語が必要となるような事案における本来の対応策が示されていることである。

例えば、『明律』に適切な条文が無い場合は、その軽い犯罪ならば「不應為」律、情犯が重大であれば比附を行うということが示されている。これは諸論でも述べたことでもあるが、不應為と比附は『明律』に記されていない行為に対して裁く方法として、当時の官僚にも認識されていたことがわかる。さらに適切な条文が無い場合における不適切な行為も示されている。ここでは、全ての案件を不應為だけで罪名を適応させること、誣告の事情で改められた擬告に依ること、比附が妥当でないことなどが挙げられている。これこそが「妄りに参語を加えること（妄加参語）」なのではないだろうか。

ここまでの議論をまとめると次のようになるだろう。先にも述べたとおり、参語は取り調べの結果に対する裁判官の考えを示したものであり、その中では律と情の不均衡を指摘して、より適当な刑罰が提案されていた。一方で、同時に不当な参語を問題視する事例も繰り返し現れ続けた。ここでいう不当な参語とは、律の本意から乖離した判断を行うものであり、具体的に言えば「常例に照らすのが難しいという言葉を加える（難照常例發落）」などの文言を用いて、むやみに「不應為」律をあてたり、妥当ではない比附を行ったりす

ることであった。

参語の使用を通して『問刑条例』条文になるほどの普遍性を持つ事例が現れる一方で、不当な参語の使用が問題視されるという状況はどのように生じていたのだろうか。その背景には谷井陽子が述べるような裁判機構の内部統制が行われた結果、不適切な参語が発見されるようになったことがあるだろう⁸¹。それだけ不適切な参語を加える事態が多かったのである。ただその中でも妥当だと共感されうる参語もあったのだろう。下手な鉄砲も数撃てば当たるのである。『事類纂』に見られる参語を用いた事例は、乱発された中の数少ない普遍性を持った参語を用いた事例であったのである。

それでは、なぜ参語を用いた事例が乱発されるようになったのだろうか。以下ではこうした事態の原因を論じていこう。

法律知識の欠如

参語を加える原因の一つとして律例に関する合意された共通理解の欠如がある。谷井陽子によれば律例に関する共通理解が定着したのは万暦年間（1573年～1620年）ごろだという。成化・弘治ごろを始まりとして、裁判機構の統制する仕組みを実施しながら時間をかけてゆっくりと定着していったのである⁸²。ではそうした裁判機構の統制が始まる成化・弘治年間において、共通理解の欠如はどの程度深刻なものであったのだろうか。

そもそも『明律』の条文の中には「講讀律令」という条文が存在しており、律の理解は制度として定められていた。それは次のとおりである。

①凡國家律令、參酌事情輕重、定立罪名、頒行天下、永為遵守。百司官吏、務要熟讀、講明律意、剖決事務。②每遇年終、在內從察院、在外從分巡御史・提刑按察司官按治去處考校。若有不能講解、不曉律意者、初犯罰俸錢一月。再犯答四十附過。三犯於本衙門遞降敘用。○③其百工技藝諸色人等、有能熟讀講解、通曉律意者、若犯過失、及因入連累致罪、不問輕重、並免一次。其事干謀反逆叛者、不用此律。○④若官吏人等、挾詐欺公、妄生異議、擅為更改、變亂成法者、斬。（『明律』卷三、公式、講讀律令）

①まず律の性質と役割、またそれを用いる官僚の義務が示される。ここで明確に「百司官吏は務めて要ずや熟讀して、律意を講明し、事務を剖決すべし」とあるように、官吏は『明律』を必ず熟讀して、律意をきわめ明らかにしなければならなかった。

⁸¹ 谷井陽子「明代裁判機構の内部統制」梅原郁編『前近代中国の刑罰』1997年

⁸² 谷井陽子「明代裁判機構の内部統制」梅原郁編『前近代中国の刑罰』1997年

- ②『明律』を理解しているかどうかを測るため試験についての規定が示される。在内では都察院、在外では巡按御史と提刑按察司官に従って試験が行われる。ここで律について理解が不十分であると判断された場合、一回目ならば罰棒一ヶ月。二回目ならば笞刑四十の上で附過される。ここでいう附過とは人事資料に記録されることであり、それ以降の人事に影響することになる。三回目ならばその衙門で降格されて使用されることになる。
- ③ここでは百工技藝諸色人の身分の刑罰免除規定が示される。「律意を通曉」しているものが罪を犯した、あるいは連座になった場合、輕重を問わず初犯ならば免除される。
- ④最後に律の知識を悪用して騙したもの、異議を唱えたり、勝手に変更をしたりしたものは斬刑となる。

こうした条文があるにも関わらず「律意を講明」できているような官僚は限定的であった。こうした官僚たちの知識不足をどのようであったかを示した事例が『事類纂』卷 11、吏部類、講讀律令の中に五条存在している。一例を示そう。

読法は自分自身で行う事であります。書は心を養うためのものであり、律は己を修めるためのものであります。書と律は兼ねて習えば、道理も法律も俱に明らかになり、己を修めて人を治め、専ら本とする所があります。もしも出仕を待ってその後に律を習うようにしても、〔出仕した〕後には暇がありません。私が思いますに内外府州県学の生員は、専ら經書に力を入れるが、例は覚えておりません。出仕するときになっても、国を統治するには基づくものがあるのに、その統治を補佐すること（＝官僚による末端統治のこと）には寄る法が無いのでは、是非邪正の弁別もせず、誤って罪を軽くしてしまったり、誤って罪を重くしてしまったりするしてしまうことを免れません。かつて太祖高皇帝はつとめて熟讀して律意について筋道をきわめて明らかにすることを人に望まれました。そして百工は当然律を覚えるべきであるとされました。ましてや儒者ならばなおさら律に通曉しているべきでありましょう。（讀法自資事、書所以養心、律所以修己。書・律兼習、則理法俱明、修己治人、專有所本。若待出仕而後習律、晚不暇矣。臣恩〔思〕忠〔内〕外府州縣學生員、專力於經書、而於例未曉。及至為仕、則出治有本、而輔治無法、是非邪正莫辯〔辨〕、失出失入未免。昔蒙太祖高皇帝拳拳以熟讀講明律意望於人、百工尚當讀律、況於儒乎。『事類纂』卷十一「生員書律並讀例」)

律に関する知識は、各自勝手に学ぶものであった。しかも中央からすれば、律は広く頒布しているのだから、一般の民でさえも知っているべきである。ましてや儒者たる官僚ならば知っていて当然である。

しかし理想はそうであるとしても、現実には、官は律の知識を持ち合わせていなかった。

呉艷紅によれば、法律知識の獲得に影響する学校教育と科挙試験は決して明代の官界を志す士人に明確で具体的な法律知識の要求を示さなかったという。そして、それによって

官員を律例に対する全体的な理解の欠乏と、具体的な法律に対する詳細な理解の欠乏に導いたとしており、科挙の選抜制度の中に実際の法律知識を獲得することを激励する要素は十分になかったとしている⁸³。また、これは『事類纂』の中にも同様の指摘をしている事例がある。それが以下である。

我が明朝では、科を設けて士を取ることは、もとより一途ではなく、その中で最も重きが置かれたのは進士の科でありました。そのため豪傑の士は、これを通して進んでいき、諸々の官位に連なることで、多くの人材が集まってきました。中には名付けの由来を顧みて自身の存在意義を再確認することで、事業を成功させて功績をたて、職責を果たし得る有能な人物は元から多く、そうであるから法律に詳しくなく、自体に疎く、誤って憲章に抵触してしまう者も、中には存在します。その原因を推測してみると、ことを処理するのに役職を分けていることに由来しておりまして、〔その職歴のなかで〕刑名衙門に関わらない者がいるのです。〔これらの人物は、〕「旅を考えて堅実に退く」と言って、科挙に及第することで満足してそれ以上求めません。そして刑名律法には全く目を通さずに、その思想の理解を究めることはありませんでした。一旦任用されると、〔そのまま〕法運用の方法を知らないことになるのです。

（洪惟我朝設科取士、固非一途、而首重者進士之科。故豪傑之士由之而進、於是布列庶位、彬彬濟濟。中間顧名思義、建功立業、充〔允〕稱任士者固多、然其昧於法律、疏於事體、誤罹憲章者、間亦有之。惟〔推〕原其故、蓋由分撥辦事、有不係刑名衙門者。日〔曰〕惟旅健退、以科第自足。其於刑名律法、全不經目、未嘗究心。一旦任用、罔知攸措。『事類纂』卷11「進士講習法律遇有御史員缺考補例」）

特に新たに官となった人物は、手探りで司法業務に当たらなくてはならない。加えて初任官のポストはほとんどの場合、知県や推官といった下級の裁判を担当しなくてはならないものであったのだから⁸⁴、なおさら手探りで当たっていたことだろう。実際に、こうした下級官僚は業務の中で法律の知識を身につけていったようである⁸⁵。とはいえ知県の業務は裁判だけではない。出仕してから律の知識を学ぼうにも暇がなかったようである。

官僚に律の知識が無いのなら、共通認識を作り出すのは当然不可能である。それならば、律の運用に関するマニュアルがあれば、統一的な運用は可能であるように思える。しかしながら、明代には『唐律疏義』のような国家による公式の解釈を示した注釈書も存在しなかった⁸⁶。罪を引き当てる際に参考とすべきものが無いのであれば、その規準は常識や自

⁸³ 呉艶紅「選抜制度与明代官員的法律知識」同編『明代制度研究』、浙江大学出版社、2014年

⁸⁴ 大野晃嗣「明代の廷試合格者と初任官ポスト—「同年齒録」とその統計的利用」『東洋史研究』第58巻、第1号、1999年

⁸⁵ 呉艶紅「制度与明代推官的法律知識」『浙江大学学報（人文社会科学版）』第45巻、第1期、2015年

⁸⁶ 呉艶紅「国家政策与明代的律注实践」『史学月刊』、2013年、第一期、2013年

身の経験知に頼るしかない。むしろ、比附の事例を集めた非公式の判例集が出版され、それによって新進の官僚が惑わされる可能性が問題視され発禁処分にされるような事例も存在する⁸⁷。こうした状況の中で、重大案件を審理し断案を作成すれば、必然的に担当官が主観から導き出した恣意が入り込んでしまうだろう。意識的であれ無意識的であれ、それはバイアスがかったものになり得た。その結果として前述のような「妄加参語」などの問題が多発したのである⁸⁸。

不当な参語の乱発を招いた原因は、恐らく司法官僚だけではないだろう。例えば次のような事例がある。

一、南直隸の蘇州府や常州府などの常熟県や江陰県などは退職して仕事の無い吏員や、狡賢い無籍之徒が、しばしば他人に替わって訴状を書き、章を捏造して〔訴訟を起こすよう〕教唆し、上訴の順序を飛ばして京師に赴かせ越訴させております。また富豪や有力者のなかには、みずからの本分を守らず、金銭でもって訴訟に習熟した人物を雇用して、その名前を訴状に出し、私怨を抱く相手に報復したり、善良な人民を排除したり罪に陥れたりするなど、多くの人々を巻き添えにして、彼らが安心して生活できなくさせるような不届き者がおります。巡按御史や該当の府に〔その訴状を〕送って提問（関係者を集めて行う審問）をすることに至って、はじめてこれらが全て虚偽であったと判明する有様です。一、直隸蘇、常等府常熟、江陰等縣罷閑吏典、刁潑無籍之徒、往往替人寫狀、捏詞教唆、驀越赴京奏告。又有富豪大戸、不安本分、用錢雇覓他人、出名告狀、報復私仇、排陷良善、牽連他人、不得安生。及至行移巡按御史并該府提問、皆是涉虛。（『事類纂』卷40「教唆寫本狀人發邊衛充軍例」）

これは退職して仕事の無い吏員や、狡賢い無籍之徒が他人の代理として積極的に訴訟を引き起こさせるように教唆する事態を禁止しようとした事例である。ここで見られる他人に代わって訴状を書くというのは、いわゆる訟師である⁸⁹。嘉靖以後に見られ始める訟師のマニュアルたる訟師秘本には、大袈裟で極端な表現が定型表現と示されていたことを考えると、この時代でも同じような表現をしていたのだろう。また谷井陽子は、民事事件における「冤抑の情」を訴える理由を、自らの訴えを重大なものに見せることで、為政者が重大視する問題に引きつけて訴え、民事的ならざるものへのすり替えを図ったからだとし

⁸⁷ 『事類纂』卷四十八「禁革妄稱會定比附律條例」

⁸⁸ 「妄引参語」の他にも司法衙門で恣意的な法運用が行われている事例はいくらか見られる。例えば比附に関する事例は明律研究会による一連の訳注も参照されたい。（明律研究会・井上充幸・猪俣貴幸・豊嶋順揮「譯註『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿（上）」『立命館文学』662号、2020年、明律研究会・井上充幸・猪俣貴幸「譯註『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿（中）」『立命館文学』663号、2020年、明律研究会・井上充幸・猪俣貴幸「譯註『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿（下）」『立命館文学』674号、2021年）

⁸⁹ 訟師に関しては夫馬進「明清時代の訟師と訴訟制度」梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所1993年、夫馬進「訟師秘本『蕭曹遺筆』の出現」『史林』17卷2号1994年を参照。

ている⁹⁰。以上の事例は戸婚田土案といった民事事案に相当するものを前提に述べられたものである。ただ前近代中国において刑事事件と民事事件は手続上の区別があるわけではない。同様の事態は刑事事件でも同様であったのではないか。

おわりに

審理の中で律と情の不均衡を見出され、参語の形で適切な刑罰を提案がされるという過程を通して、新たな事例が生み出される例は『事類纂』内に複数存在し、『問刑条例』条文の形成過程における傾向の一つを成していた。つまり参語は、事情が刑罰と不釣り合いになった時、より適正な刑罰に修正するものとして機能した。

一方で、不適切な参語が乱発されていたため、「妄加参語」を禁止する事例も発し続けられていた。不適切な参語の乱発の原因の一つは司法官員の律例知識や共通認識の欠如にある。何せこの参語の使用というのは微妙なバランス感覚の上で成り立っているのであって、そうした微妙なバランス感覚を発揮するには、律例に対する知識が必要だが、それは当時の下級官僚には期待できなかったのである。加えてマニュアルのようなものも存在せず、むしろ現場を掻き乱すような似非マニュアルが出回ったり、訴訟を代理で行い大袈裟な訴えを行う訟師が現れたりしている始末であった。

冒頭で述べた薛允升の指摘する明例の嚴罰傾向の由来は、以上のような弘治『問刑条例』条文が成立する時期の司法衙門をめぐる制度的、社会的環境を反映させた結果と説明することが出来るだろう。

⁹⁰ 谷井陽子「なぜ「冤抑」を訴えるのか」夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会 2011年、p.250

第四章 弘治『問刑条例』から万暦『問刑条例』へ—海禁に関する例の「謀叛」から考える

はじめに

万暦『大明会典』には、「海禁」という項目で弘治『問刑条例』の一条文〔弘 V : 43 : 8〕⁹¹が載せられている。それは次の通りである。

弘治十三年令 一、官民人等、擅造二桅以上違式大船、將帶違禁物質下海、前往番國買賣、潛通海賊、同謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、正犯處以極刑、全家發邊衛充軍。若止將大船雇與下海之人、分取番貨、及雖不曾造有大船、但糾通下海之人、接買番貨者、俱問發邊衛充軍。其探聽下海之人番貨到來、私下收買販賣、若蘇木・樹椒至一千斤以上者、亦問發邊衛充軍。番貨入官。若小民携使單桅小船、於海邊捕取魚蝦、採打柴木者、巡捕官軍兵不許擾害。

これとは別に万暦『大明会典』には、万暦『問刑条例』が載せられており、この中にも、〔弘 V : 43 : 8〕と同じ系統の条文〔萬 V : 43 : 4〕が存在する。それが次の条文である。

一、(A) 凡沿海去處、下海船隻、除有號票文引、許令出洋外、若 (B) 姦豪勢要及軍民人等、擅造二桅以上違式大船、將帶違禁貨物下海、前往番國買賣、潛通海賊、同謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、 (C) 正犯比照謀叛已行律、處斬、仍梟首示衆、全家發邊衛充軍。 (D) 其打造前項海船、賣與夷人圖利者、比照私將應禁軍器下海、因而走泄事情律、為首者、處斬、為從者、發邊衛充軍。 (E) 若止將大船雇與下海之人、分取番貨、及雖不曾造有大船、但糾通下海之人、接買番貨、與探聽下海之人番貨到來、私買、販賣蘇木・胡椒至一千斤以上者、俱發邊衛充軍。番貨並入官。其小民携使單桅小船、 (F) 給有執照、 (G) 於海邊近處、捕魚打柴、巡捕官軍不許擾害。

万暦『大明会典』が刊行された当時において、弘治『問刑条例』はすでに旧例である。実際に運用されていた法律であるのは万暦『問刑条例』の方であるから、当時の司法における認識では〔萬 V : 43 : 4〕が「海禁」に関わる代表的な法律であったという認識をして構わないだろう。ここで、この二つの条文を見比べてみたい。【表①】を見て欲しい。若干の変更が行われていることがわかる。

⁹¹ 本稿では『問刑条例』の条文は黄彰健『明代律例彙編』の整理番号で示す。この整理番号では、弘は弘治『問刑条例』を示し、ローマ数字Ⅰ～Ⅶは名例律、吏律、戸律、礼律、兵律、刑律、工律を示し、真ん中の数字はそれぞれ分類の中の何条目の律文に付されているかを示し、最後の数字は同じ律文に付された条例条文の中で何条目かを示す。例を示すと〔弘Ⅰ：Ⅰ：4〕は、弘治『問刑条例』の条例条文で、名例律の1条目である「五刑」律に付された4条目の条文となる。

【表①】

弘治『問刑条例』、嘉靖『問刑条例』	万曆『問刑条例』
<p>一、(B') 官民人等、擅造二桅以上違式大船、將帶違禁物質下海、前往番國買賣、潛通海賊、同謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、</p> <p>(C') <u>正犯處以極刑、全家發邊衛充軍。</u></p> <p>(E') <u>若止將大船雇與下海之人、分取番貨、及雖不曾造有大船、但糾通下海之人、接買番貨者、俱問發邊衛充軍。其探聽下海之人番貨到來、私下收買販賣、若蘇木・樹椒至一千斤以上者、亦問發邊衛充軍。</u></p> <p>番貨入官。若小民撐使單桅小船、(G') <u>於海邊捕取魚蝦、探打柴木者、巡捕官軍兵不許擾害。</u> [弘 V:43:8] [嘉 V…43…7]</p>	<p>一、(A) <u>凡沿海去處、下海船隻、除有號票文引、許令出洋外、</u></p> <p>若 (B) <u>姦豪勢要及軍民人等、擅造二桅以上違式大船、將帶違禁貨物下海、前往番國買賣、潛通海賊、同謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、(C) <u>正犯比照謀叛已行律、處斬、仍梟首示衆、全家發邊衛充軍。</u></u></p> <p>(D) <u>其打造前項海船、賣與夷人圖利者、比照私將應禁軍器下海、因而走泄事情律、為首者、處斬、為從者、發邊衛充軍。</u></p> <p>(E) <u>若止將大船雇與下海之人、分取番貨、及雖不曾造有大船、但糾通下海之人、接買番貨、與探聽下海之人番貨到來、私買、販賣蘇木・胡椒至一千斤以上者、俱發邊衛充軍。</u></p> <p>番貨並入官。其小民撐使單桅小船、(F) <u>給有執照、(G)於海邊近處、捕魚打柴、巡捕官軍不許擾害。</u> [萬 V…43…4]</p>

傍線部 (A) (B) (C) (D) (E) (F) (G)が変更箇所である。

(A) (D) (F) 新たに追加

(B) 「官民人等」が「姦豪勢要及軍民人等」となっている。

(C) 「正犯は處するに極刑を以てし、全家は邊衛に發して充軍せしめよ。(正犯處以極刑、全家發邊衛充軍。)」が「謀叛の已に行いたるの律に比照して、斬に處し、仍ほ梟首して衆に示し、全家は邊衛に發して充軍せしめよ。(正犯比照謀叛已行律、處斬、仍梟首示衆、全家發邊衛充軍。)」となっている。

(E) (G) 文章を整理(中身の変化はなし。)

これら弘治と万曆の間における『問刑条例』上の変化については、檀上寛が既に論じている⁹²。檀上は本稿で言うところの(A)と(D)の部分を新たに加えられた部分とし、「そこから弘治から万曆への変化を見ることができる」として論じている。

ところが(A)と(D)の変化について檀上は「やや詳細にはなっているが基本的に同文」として多くは論じてはいない。そして(C)の部分、「謀叛の已に行いたるの律に比照して、斬に處し、仍ほ梟首して衆に示し、全家は邊衛に發して充軍せしめよ。」という部分の変化は何も指摘していない。同氏は違法な出海という罪の部分に注目していること

⁹² 檀上寛『明代海禁＝朝貢システムと華夷秩序』京都大学学術出版会 2013年 pp.191-194

から、刑罰規定に関してはあまり注目しなかったのだろう。

しかしながら、刑罰は法がその犯罪行為についてどの程度重く見ていたかを示す指標になる。それは、そのまま法を執行する官憲が、その行為について、どの程度の問題意識を持っていたかを示す指標といえる。そうであれば、「海禁」を取り扱う以上、刑罰の変化は注目すべきである。

また、筆者は本稿の第七章にて、弘治『問刑条例』以前の事例を整理することを通して〔弘 V : 43 : 8〕の条文が成立するまでの過程を論じている。そこでは、海上密貿易は『明律』の条文では完全に禁止されているわけではないということ、皇帝の代替わりごとに行われる事例の革去の通例を確認し、それを踏まえた上で明初の「海禁令」が法としての効力が持続したわけでないということ、成化帝の即位後の天順八年（1464 年）に発せられた事例から条文の要素を加えていくことで〔弘 V : 43 : 8〕に収斂されていくことを示しているが、その際、弘治『問刑条例』以降の条文については触れることはしていない。

本章では、弘治と万暦の間における『問刑条例』上の変化について考察を行う。こうした変化のきっかけとなりうる出来事を考える際に、弘治から万暦の間に起こったものでまず想起されるのは「嘉靖大倭寇」とその後の対応であろう。特に（C）の変化に見られる「謀叛」とは国家を裏切り他国に従う罪のことを言う。国外へ出て行き、かつ反抗してくる様子は、一見すると「謀叛」律が当てられるのが当然のように思える。しかし結論を先に言えば、弘治『問刑条例』から万暦『問刑条例』への変化に、嘉靖大倭寇が与えた影響はそこまで大きいとは言えない。それならば、これらの変化はどのような論理で加えられたのか。

こうした問題を検討するために本稿では次のように論を進めていく。まず第七章とも重なるが〔弘 V : 43 : 8〕から〔萬 V : 43 : 4〕の条文の変化がどのような経緯で変更が加えられたのかを分析する。次にそのうちの「比照謀叛已行」に関わる部分の分析を詳細に行う。特に「比照」という言葉が『問刑条例』中でどのように使われているかを確認し、なぜ「謀叛」に比照されるのかを考察する。そして、「謀叛」律の分析を行った上で、適用された事例から「海禁」に関する行為がなぜ「謀叛」律に比照されるべき行為であると判断されたのかを検討していく。「海禁」に関する行為が罪状や量刑を同じくする「謀叛」律以外の律の条文に紐付けされなかったかを検討する。最後に、そうした「謀叛」律に比照されるべき行為だと判断されるという事態が弘治『問刑条例』以前とどのように接続するのか考察することで、条文の変化が何を意味するのか再検討したい。

弘治『問刑条例』〔弘 V : 43 : 8〕が成立するまで

〔弘 V : 43 : 8〕から〔萬 V : 43 : 4〕の条文の変化を論じる前に、〔弘 V : 43 : 8〕が成立するまでの過程を簡単に示しておきたい。

〔弘 V : 43 : 8〕の条文の構成する要素を分割すると次のようになる。

- 一、①⁽⁴⁾ 官民人等、擅造二桅以上違式大船、⁽⁵⁾ 將帶違禁物質下海、前往番國買

賣、(ハ) 潜通海賊、同謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、正犯處以極刑、全家發邊衛充軍。②若止將大船雇與下海之人、分取番貨、及雖不曾造有大船、但糾通下海之人、接買番貨者、俱問發邊衛充軍。③其探聽下海之人番貨到來、私下收買販賣、若蘇木・樹椒至一千斤以上者、亦問發邊衛充軍。番貨入官。④若小民撐使單桅小船、於海邊捕取魚蝦、採打柴木者、巡捕官軍兵不許擾害。

①^(イ) 違法にマストが二本以上の船を作り、^(ロ) 禁制品を外国へ持ち出して売却し、^(ハ) 海賊と通じて徒党を組んだり手引きをして略奪したりした場合、正犯は死刑で、家族も充軍刑となる。

さらに、ここから犯罪行為の構成要素を分割すれば以下のようになる。

(イ) 違法にマストが二本以上の船を作ること。

(ロ) 禁制品を外国へ持ち出して出海し外国で売買すること。

(ハ) 海賊と通じて徒党を組んだり手引きをして略奪したりすること。

ただし、(ロ) については、もう少し分析する必要があるだろう。禁制品を持ち出すのであれば「私出外境及違禁下海」がある。この行為に売買を加えた部分がこの部分である。文言には「買賣」とあるが、持ち出した禁制品は売るものなので「買賣」では表現としておかしい。そこで(ロ)の部分をさらに分割して次のように考えてみれば合理的に解釈できそうである。

(ロ-①) 禁制品を外国へ持ち出して出海し、外国に行き売却すること。

(ロ-②) 外国に行き(ロ-①)で得た利益を元手に番貨を購入すること。

波線部は補った部分ではあるが、密貿易が行われる過程を考えれば合理的な解釈と言えるだろう。

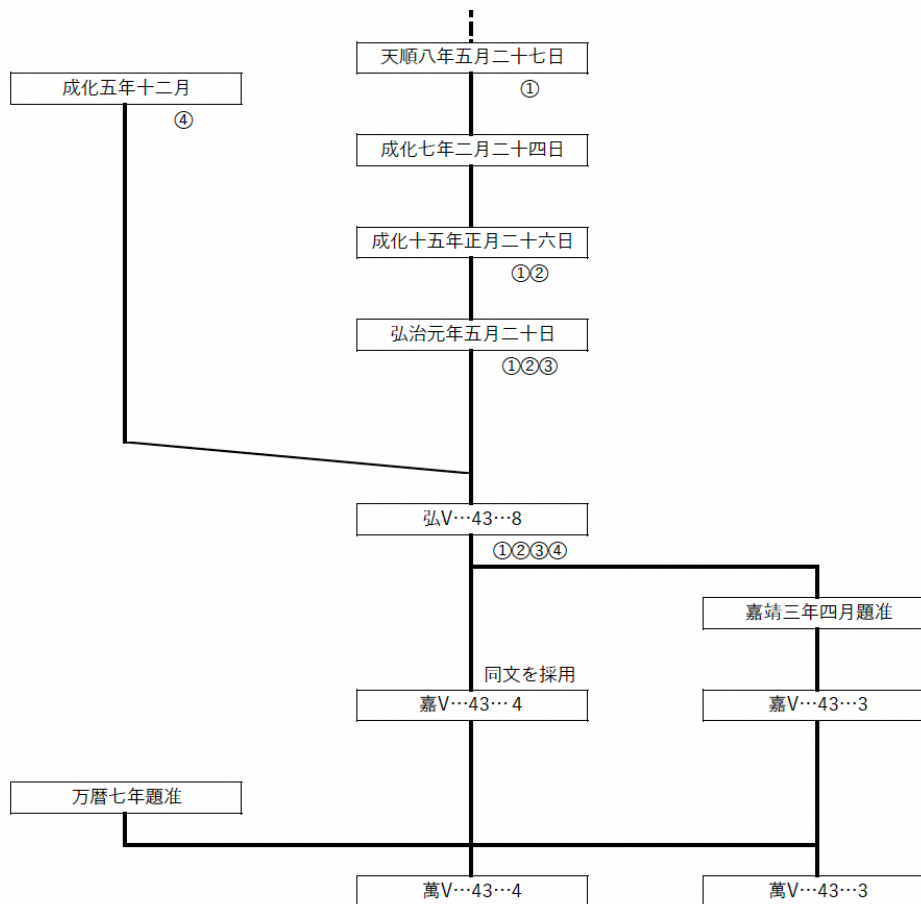
②(イ)を行い、その船を(ロ)を行う人物に貸し与え番貨を受け取ることのみを行った人物もしくは、(イ)はせずに(ロ)を行った人物と通じて番貨を購入した人物は、充軍刑となる。

③(ロ)を行った人物の番貨がやってきたことを聞きつけ、それを売買し、その際の売買した蘇木と胡椒が千斤以上の人物がいた場合＝(上記の行為を行った)人物がいた場合、それぞれの行為を行った者が単独であれ複数であれ、一律に充軍刑となる。

④また、一般人のマストが一本の船で海に出て漁業したり、柴木を採ったりした者を軍隊は邪魔してはならない。

これらのうち天順八年(1464年)の事例で①の部分記され、成化十五年(1479年)には②の条文が、弘治元年(1488年)の事例では③の部分加わることになる。④の部分は、成化五年(1469年)の私塩に関わる事例のなかに同様の文言が見られる⁹³。これが弘治元年(1488年)の事例に加わる形で〔弘V:43:8〕が完成する。【図1】

⁹³ 『事類纂』巻18「光棍打攬倉鹽充軍例」



【図1】条例系統図

一方で沿海地方の状況を見るとどうか。明初の沿海地方には、律で想定している犯罪を抑えるだけでは、沿海の秩序を守るのに十分でない状況が存在した。なぜなら、明朝に敵対する明確な「敵」が存在していたためである。「敵」とは張士誠や方国珍などの軍閥や、前期倭寇と呼ばれる集団である。こうした集団に、沿海の住民が降ってしまう、もしくは、交易などを通じて援助をしてしまうような事態が起これば、沿海の秩序は守ることもままならない。そうであるのならば、沿海住民の活動は、ある程度制限しなくてはならない。こうした治安維持や軍事的な目的から「海禁令」がしばしば発せられたのである⁹⁴。こうした類の「海禁令」は、洪武年間（1368年～1398年）に四回発せられている⁹⁵。その後、敵対勢力を一掃して沿海の秩序がある程度整えば、こうした目的で発せられる「禁例」は

⁹⁴ 檀上寛前掲書 pp.69-101 を参照。

⁹⁵ 檀上寛前掲書 pp.171-211

減少し、積極的には行われなくなった。もはや、『明律』にしたがって取り締まれば、その秩序は保てるからである。

中央からあまり注目されることのなかった沿海地方の犯罪も、時代が下るに連れ、次第に『明律』に想定された犯罪行為の範囲を超えていくようになる。特に洪武帝の時代からすでに、百年以上経った成化・弘治年間には、『明律』の想定を超えた犯罪が頻発するようになる。これは〔弘 V : 43 : 8〕成立過程からみることができる。明朝は条例条文を編纂し、法の網を張り巡らせることで、こうした犯罪に対処しようとしたのである。この時点では、明確な「敵」を想定している明初の海禁ではなく、あくまで犯罪の取り締まりを目的としたものでしかない。

万暦『問刑条例』〔萬 V : 43 : 4〕の条文の変化

それでは〔弘 V : 43 : 8〕から〔萬 V : 43 : 4〕の条文の変化をみていこう。

まずは(A)と(B)から検討していこう。この部分は、万暦『問刑条例』から新たに加えられた文言で、勘合や通行手形を所持しており、出海が許されている人物は、この犯罪行為規定から外れるというものである。王肯堂『律令箋釋』は、「又た萬暦七年兵部題准の閩廣海船事例を査するに、内に編號給票及び姦豪接濟等の項あり、今俱に増す。」⁹⁶として、万暦七年（1579年）の事例からこれらの要素が追加されたことを指摘している。残念ながらこの題准は原文を確認できていないが、隆慶元年にはすでに月港からの出海が許可されており、「號票・文引」を持って「洋に出でる」のを許された船というのは、月港から出航することを許可された船のことであると推測される⁹⁷。

⁹⁶ 王肯堂『律例箋解』卷一五、関津、私出外境及違禁下海條

又査萬暦七年兵部題准閩廣海船事例内、有編號給票及姦豪接濟等項、今俱増。

⁹⁷ こうした「號票・文引」については、彭浩「明代後期の渡海「文引」—通商制度史的 analysisからの接近」松方冬子編『国書がむすぶ外交』東京大学学術出版会 2019年も論じており、その起源をやはり隆慶元年（1567年）の月港の開港としている。ただし、この「號票・文引」を持って「洋に出でる」のを許された船というのは、嘉靖以前にも存在していた可能性もある。例えば、それを示唆する史料として嘉靖年間（1522年～1566年）に中国を訪れた宣教師ガスパール・ダ・クルスの『中国誌』には次のような記述がある。

さらに知らねばならぬのは、中国の法律はいかなる中国人が国外へ渡航することも死罪をもって禁じられていることだ。彼らにとって合法的なのはわずかに中国の海岸沿いを航行することにすぎない。たとえ海岸沿いに、中国国内のある地点から他の地点へゆくだけであっても、出発地のロウティアが発給した証明書なしでゆくことは許されない。（ガスパール＝ダ＝クルス（日埜博司訳）『クルス『中国誌』ポルトガル宣教師が見た大明帝国』講談社 2002年 pp. 249-250）

ここで言う「出発地のロウティアが発給した証明書」が、「號票・文引」であるかどうかは解

また（F）も（A）（B）と同じ理由であろう。

つぎに（C）の変化であるが、その変化を簡単に言えば「謀叛の已に行いたるの律に比照」という部分が加わったことである。そして刑罰内容が「極刑」という曖昧な表現から「斬に處し、仍ほ梟首して衆に示す」といったように明確になった。これで、「擅に二桅以上の違式の大船を造り、違禁物質を將帶して下海し、番國に前往して買賣し、潜に海賊に通じ、同に謀りて結聚せる、及び嚮導を為し、良民を劫掠せる」という行為、すなわち、万曆『問刑条例』では「謀叛」に類する犯罪行為として「比照」されるものと定められたことになる。

謀叛とは後で詳細に検討するが、簡潔に説明するのならば、本国を裏切って他国に従う罪である。そして、十悪にも数えられる大罪であり、他の犯罪行為とは一線を画するものでもある。このような大罪である「謀叛」が「海禁」に関する条文系統において、万曆『問刑条例』に突然登場するのはなぜなのだろうか。これについてはあとで詳しく述べる。

ついでに（D）であるが、マストが二本以上の違式の大船を製造した人物が、それを外国人に売り渡した場合の規定である。これは、〔弘 V : 43 : 8〕〔嘉 V : 43 : 7〕に全く見られないが、『律令箋釋』には、「造船して人に売り与えた者は、旧例では梟首せられるというのは〔刑罰が罪に対して〕重いようである⁹⁸」としており、旧例を踏まえたものであることが分かる。この旧例とは、別系統の条例条文である嘉靖『問刑条例』の〔嘉 V : 43 : 3〕のことで、その条文は次のようである。

凡夷人貢船到岸、未曾報官盤驗、先行接買番貨、及為夷人收買違禁貨物者、俱發邊衛充軍。若打造違式海船、賣與夷人圖利者、比依私將應禁軍器下海因而走洩事情律處斬、仍梟首示衆。

このうちの傍線を付した後半部が〔萬 V : 43 : 4〕に採り入れられている。後に、王肯堂が「旧例では梟首せられるというのは〔刑罰が罪に対して〕重いようである」と指摘しているように、刑罰規定は〔萬 V : 43 : 4〕では梟首が削られ、軽くなっていると言える。残りの前半部分は、〔萬 V : 43 : 3〕として独立して残された。

らない。しかし、そうであると考えれば、少なくとも嘉靖ごろには実行されていた制度であって、それを追認する形で明文化された制度になったとも言える。また『明律』の中には、「私充牙行埠頭」律など商人が移動する際に必要な「文引」を定めた規定も存在する。月港から出港する外洋航行と「ある地点から他の地点へゆくだけ」の沿海航行・河川航行では大きく異なるが、両者の関係性を整理しないままでは、それぞれの規定を混同してしまう可能性もある。そのためこの部分の規定を隆慶元年（1567年）の漳州月港の開港を示すと安易に結論づけない方が良くかもしれない。

⁹⁸ 王肯堂『律例箋解』卷一五、関津、私出外境及違禁下海條
造船賣與人者、舊例梟首似重。

ところで、この〔嘉 V : 43 : 3〕にも元になった事例が存在する。張時徹の編による『嘉靖新例』⁹⁹には、その元になった嘉靖三年（1524 年）の事例が収められており、それが次である¹⁰⁰。

嘉靖三年四月刑部議奏、今後但有夷人貢船、未曾報官盤驗、先行接買番貨販賣者、比照「探聽下海之人、番貨到來、私下收買販賣、若蘇木・胡椒至一千斤以上者事例」、問發邊衛充軍。…【中略】…若私下包攬打造違式海船、賣與夷人圖利者、比照私將應禁軍器出境、因而走洩事情者律、各斬。為首者、梟首示眾。其累犯不悛者、止將正犯問罪。奉聖旨「是」。這禁治交通夷人、私自買賣等項事情、既比擬律例、開具明白、都依擬行」。欽此。（『嘉靖新例』兵例）

弘治『問刑条例』までの事例では、すべて国内の人物が下海したことに対する規定であった。しかし、ここでは国内の人物が、中国にやって来る国外の人物に対して行った行為が犯罪行為として規定されている。嘉靖三年（1524 年）には、すでに国外の船が多く中国沿岸に近づき密貿易が行われるようになっていたのだろう。この時に違法な大船を国外の人物に売り与える事態が、少なからず存在した¹⁰¹。これを取り締まったのが、この事例であり、それを嘉靖『問刑条例』に取り入れたのが、〔嘉 V : 43 : 3〕であった。これを万暦『問刑条例』編纂時に該当部分を分離させ〔嘉 V : 43 : 4〕系統の条文に合流させたのは、なぜだろうか。この部分は、『嘉靖新例』の段階で「私將應禁軍器出境、因而走洩事情者律」に比照されていた。つまり、船を売り与える行為が、下海して夷狄と通ずる行為に連なると判断されていた。そのため〔嘉 V : 43 : 3〕の前半のやって来る国外の人物との接触することよりも、行為としてより近い〔嘉 V : 43 : 4〕に付されるべきだと判断されたのではないだろうか。そしてその判断を受けて〔嘉 V : 43 : 4〕の条文に合流させたのだろう。

改めて変化をまとめると次のようになる。

まずは出海の禁止規定に一定の緩和条件が付けられたこと。これは出海が可能になっていた可能性を示唆する。ただし少なくとも嘉靖年間（1522 年～1566 年）から運用されていた形跡があり、以前からそうであった可能性が高く、弘治から嘉靖、万暦にかけての変化とは言えない可能性が高い。

次に密貿易行為に対する刑罰が「謀叛」に比照されるようになったこと。これは密貿易行為に対する問題意識についての変化とも考えられる。次節以降この問題を中心に述べていく。

そして最後に外国人に船を売る行為とその罰則規定が追加されたこと。これは国内か

⁹⁹ 張時徹『嘉靖新例』（中央研究院歴史語言研究所蔵）の他に、蕭世延編『嘉靖新例』ものがあり『中国珍奇法律典籍集成乙編』第二冊に所収されているが、体裁が異なっており別書である。（「點校説明」『中国珍奇法律典籍集成乙編』第二冊 1994 年 pp. 9-10）

¹⁰⁰ 蕭世延編『嘉靖新例』には、この事例は収録されていない。

¹⁰¹ 檀上寛前掲書 p.193

ら出海する集団がいたのと同時に国外からやってくる集団が増えたことを示している。

『問刑条例』中の「比照」

さて、条文の変化を考える上では、「比照」という用語が示す意味を明らかにしておく必要があるだろう。「比照」とは、現在の刑法でいうところの類推に近いものであるが、この用語を理解するためには古典中国における裁判の方法を整理する必要がある。

伝統中国の裁判では、実際に行われた行為を、必ず法に載せられている犯罪行為の中から見出して、それを当てはめることで罪を決定する。そのため、法律と犯罪行為は一対一で対応していなければならない、犯罪の構成要件が一つでも異なれば、その罪で裁くことはできない。

しかし、法律に記されていない行為であっても、それが処罰すべき行為と判断された場合、その行為に対して処罰を加えるための方法は存在した。その一つが「比附」である。

「比附」とは実際の犯罪行為が当てはまる罪が正条に載っていなかった場合に、犯罪の構成要件が類似している別の罪を当てはめて断罪する方法で、その際に刑罰を調整して罪の重さのバランスを保つ必要があれば調節を行う¹⁰²。このように断罪の際に別の条文を適用する場合に、どの条文を援用したか示すために「照」や「依」「比照」「比依」という語が使用されている¹⁰³。この点を注意しながら万曆『問刑条例』中での用例を見ていこう。

『問刑条例』の条文は、律を補うものであるという性質上、「照」や「依」の用例は多い。ところが「比照」「比依」の用例は意外と少なく、これらを条文中に含む条文は万曆『問刑条例』では十八例しか存在しない。【表②】を見て欲しい。これは「比照」「比依」が使用されている事例と、「比照基律」「比依基律」とされている某律の条文を並べたものである。刑罰が律のそれと差がない場合がほとんどであるが、差がある場合もある。これは、「比照」が「比附」の意味で用いられていることを考えれば、犯罪の構成要件が類似しているとされた罪と、『問刑条例』中に示された犯罪行為では罪の重さに差があると判断されたために調整が入った結果であると考えられる¹⁰⁴。

¹⁰² 「比附」についての専論は、滋賀秀三「比附と類推」（『東洋法制史研究会通信』第十五号、二〇〇六年）や川村康「拳重明軽・拳軽明重と比附」（『法と政治』（七〇）二〇一九年）などがある。比附の説明としては川村康が「比附は「既存の法条が刑名や附加的措置を定めない甲行為を処断すべきとき、法欠缺の補充を目的として、甲行為とのに 似性が存する乙行為を処断する法条の刑名や附加的措置を甲行為に援用する技法」であることに加えて、「既存の法条が甲行為について定める刑名や附加的措置が不合理であるとき、その不合理を改めることを目的として、甲行為とのに類似性が存する乙行為を処断する法条の刑名や附加的措置を甲行為に援用する技法」でもある。」と詳細な説明を示している。

¹⁰³ 「照」と「比照」「比依」の詳細な違いについては、『清律』について論述したものだが張本照「論《大清律例》“比照”与“照”的区别」『歴史檔案』2013年第二期が論じている。

¹⁰⁴ 滋賀秀三「比附と類推」（『東洋法制史研究会通信』第十五号、二〇〇六年）は、比照について「これは比附の意味にも解釈適用の意味にも、どちらにでも用いられ得るので注意を要する。」としている。「比」という文字の字義については「以物相竝曰比、依憑曰則附。言比附者、

万曆『問刑条例』〔萬Ⅴ：43：4〕では「正犯比照謀叛已行律」となっているので、「謀叛已行」律との類似性があると認識されていることがわかる。

【表②】嘉靖『問刑条例』と万曆『問刑条例』の比較

(A) 嘉靖『問刑条例』でも比照すべき具体的な律文が明記されている場合

→万曆『問刑条例』は条文をほぼそのまま踏襲

	嘉靖『問刑条例』	万曆『問刑条例』
1	一、凡強奪良人妻女、賣與他人為妻妾者、比照「強奪良家妻女、奸占為妻妾」、絞罪、奏請定奪。〔嘉Ⅲ：38：1〕	一、凡強奪良人妻女賣與他人為妻妾、及投獻王府、並勛戚勢豪之家者、俱比照「強奪良家妻女、奸占為妻妾」、絞罪、奏請定奪。〔萬Ⅲ：38：1〕
2	一、凡豪強鹽徒、聚衆至十人以上、撐駕大船、張挂旗號、擅用兵仗響器、拒敵官兵、若殺人及傷人、至三命者、比照「強盜已行得財」律、皆斬。為首者、仍梟首示衆。其雖拒敵、不曾殺傷人、為首者、依律處斬。為從者、俱發邊衛充軍。若止十人以下、原無兵仗響器、遇有追捕、奔命拒敵、因而傷人至二命者、為首及下手之人、比照「官司捕獲罪人、聚衆中途打奪、追究為首及下手之人、各坐以斬絞罪名。其不曾下手傷人者、仍為從論罪。貧難軍民、將私鹽肩挑背負、易米度日者、不必禁捕。〔嘉Ⅲ：69：2〕	一、凡豪強鹽徒、聚衆至十人以上、撐駕大船、張挂旗號、擅用兵仗響器、拒敵官兵若殺人及傷三人以上者、比照「強盜已行得財」律、皆斬。為首者仍梟首示衆。其雖拒敵、不曾殺傷人、為首者依律處斬。為從者、俱發邊衛充軍。若止十人以下、原無兵仗、遇有追捕拒敵、因而傷至二人以上者、為首依律處斬。下手之人、比照「聚衆中途、打奪罪人、因而傷人」律、絞。其不曾下手者、仍為從論罪。若貧難軍民、將私鹽肩挑背負、易米度日者、不必禁捕。〔萬Ⅲ：69：2〕
3	一、各處無藉之徒、引賊劫掠、以複私讎、探報消息、致賊逃竄者、比照「奸細」律條處斬。本犯梟首、全家發煙瘴地面充軍。〔嘉Ⅵ：25：3〕	一。各處無藉之徒、引賊劫掠、以複私讎、探報消息、致賊逃竄者、比照「奸細」律條處斬、梟首示衆。〔萬Ⅵ：25：3〕
4	一、私自販賣硫黃五十斤、焰硝一百斤以上者、問罪。硝黃入官。賣與外夷者、不拘多寡、比照私將軍器出境律條坐罪○其合成火藥賣與鹽徒者、問發邊衛充軍。兩鄰知而不舉者、各治以罪。〔嘉Ⅴ：43：4〕	一、私自販賣硫黃五十斤、焰硝一百斤以上者、問罪、硝黃入官。賣與外夷、及邊海賊寇者、不拘多寡、比照私將軍器出境因而走洩事情律、為首者處斬、為從者俱發邊衛充軍。若合成火藥、賣與鹽徒者、亦問發邊衛充軍。兩鄰知而不舉、各治以罪。〔萬Ⅴ：43：5〕
5	一、官員軍民人等、私將應禁軍器、賣與夷人圖利者、比依將軍器出境因而走泄事情者律、各斬。為首者、仍梟首示衆。〔嘉Ⅴ：43：5〕	一、凡官員軍民人等、私將應禁軍器賣與進貢夷人圖利者、比依將軍器出境、因而走泄事情者律、斬。為從者、問發邊衛充軍。〔萬Ⅴ：43：7〕
6	一、凡鳳陽皇陵、泗洲祖陵、南京孝陵、	一、凡鳳陽皇陵、泗州祖陵、南京孝陵、

引律條以比附也。」という注釈が記されたものはいくつか見られる。この解釈は、明代にある程度広く使用されていたようで『皇明條法事類纂』卷四八の中にも引用されている。詳しくは井上充幸・猪俣貴幸「譯註『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿(中)」(『立命館文学』六六三号、二〇一九年)を参照されたい。

	天壽山列聖陵寢、承天府顯陵、山前山後、各有禁限。若有盜砍樹株者、驗實真正椿植、比照盜大祀神御物斬罪、奏請定奪。為從者、發邊衛充軍。取土取石、開窯燒造、放火燒山者、俱照前擬斷。若於鳳陽皇城內外耕種牧放、安歇作賤者、枷號一個月。其孝陵神烈山鋪舍以外、去牆二十里之內、敢有開山取石、安插墳墓、築鑿台池者、亦枷號一個月、發邊衛充軍。各該巡守人役、拾柴打草、不在禁限。但有科斂銀兩饋送、不行用心巡視、及守備留守等官不行嚴加約束、以致下人恣肆作弊者、各從重究治。天壽山仍照舊例、錦衣衛輪差的當官校、往來巡視。若差去官校賣放作弊、及托此妄拿平人騙害者、一體治罪。〔嘉VI：10：1〕	天壽山列聖陵寢、承天府顯陵、山前山後、各有禁限。若有盜砍樹株者、驗實真正椿植、比照盜大祀神御物斬罪、奏請定奪。為從者、發邊衛充軍。取土取石、開窯燒造、放火燒山者、俱照前擬斷。其孝陵神烈山鋪舍以外、去牆二十里、敢有開山取石、安插墳墓、築鑿台池者、枷號一個月、發邊衛充軍。若於鳳陽皇城內外、耕種牧放、安歇作賤者、問罪、枷號一個月發落。各該巡守人役、拾柴打草、不在禁限。但有科斂銀兩饋送、不行用心巡視、及守備留守等官、不行嚴加約束、以致下人恣肆作弊者、各從重究治。天壽山仍照舊例、錦衣衛輪差的當官校、往來巡視。若差去官校、賣放作弊、及托此妄拿平人騙害者、一體治罪。〔萬VI：10：1〕
7	一、將腹裏人口、用強略賣、與境外土官、土人峒寨去處圖利、除殺傷人、律該處死外、中間罪不至死者、比依將人口出境律絞。為從者、發邊衛永遠充軍。官調煙瘴地面衛分、帶俸差操。俱臨時備由、奏請定奪。〔嘉VI：22：2〕	一、將腹裏人口、用強略賣與境外土官土人峒寨去處圖利、除殺傷人、律該處死外、若未曾殺傷人、比依將人口出境律絞。為從者、文官問革。武官調煙瘴地面衛分帶俸差操。軍民人等發邊衛永遠充軍。原系邊衛者、改發極邊衛分。臨時備由奏請定奪。夫既用比律、自合奏請矣、今增刪。〕〔萬VI：22：2〕
8	一、本夫拘執奸夫奸婦而毆殺者、比照夜無故入人家、已就拘執、而擅殺至死律條科斷。〔嘉VI：32：1〕	一、本夫拘執奸夫奸婦而毆殺者、比照夜無故入人家、已就拘執、而擅殺至死律條科斷。〔萬VI：32：1〕
9	一、誣告人因而致死、被誣之人委系平人、及因拷禁身死者、比依誣告人因而致死隨行有服親屬一人絞罪、奏請定奪。若誣輕為重、及雖全誣平人、卻系患病在外身死者、止擬應得罪名發落。〔嘉VI：83：1〕	一、誣告人因而致死、被誣之人委系平人、及因拷禁身死者、比依誣告人因而致死隨行有服親屬一人絞罪、奏請定奪。若誣輕為重、及雖全誣平人、卻系患病在外身死者、止擬應得罪名發落。〔萬VI：83：1〕

(B) 嘉靖『問刑條例』では比照すべき具体的な律文が明記されていないか、律文記載が不完全な場合

→萬曆『問刑條例』で具体的な律文を明記

1	一、凡豪強鹽徒、聚衆至十人以上、撐駕大船、張挂旗號、擅用兵仗響器、拒敵官兵、若殺人及傷人、至三命者、比照強盜已行得財律、皆斬。為首者、仍梟首示衆。其雖拒敵、不曾殺傷人、為首者、依律處斬。為從者、俱發邊衛充軍。若止十人以下、原無兵仗響器、遇有追捕、奔命拒敵、因而傷人至二命者、為首及下手之人、比照官司捕獲罪人、聚衆中途打奪、追究為首及下手之人、各坐以斬絞罪名。其不曾下手傷人者、仍為從論罪。貧難軍民、將私鹽肩挑背負、易米度日者、不必禁捕。〔嘉III：69：2〕	一、凡豪強鹽徒、聚衆至十人以上、撐駕大船、張挂旗號、擅用兵仗響器、拒敵官兵若殺人及傷三人以上者、比照強盜已行得財律、皆斬。為首者仍梟首示衆。其雖拒敵、不曾殺傷人、為首者依律處斬。為從者、俱發邊衛充軍。若止十人以下、原無兵仗、遇有追捕拒敵、
---	---	---

		因而傷至二人以上者、為首依律處斬。下手之人、比照聚衆中途、打奪罪人、因而傷人律、絞。其不曾下手者、仍為從論罪。若貧難軍民、將私鹽肩挑背負、易米度日者、不必禁捕。〔萬Ⅲ：69：2〕
2	一、凡盜內府財物、及監守常人盜倉庫錢糧等物、三次犯罪者、不分革前革後、俱比照竊盜三犯、並論次數、奏請定奪。〔嘉Ⅵ：7：2〕	一、凡盜內府財物、系雜犯、及監守常人盜、竊盜、掏摸、搶奪等項、但三次者、不分所犯各別、曾否刺字、革前革後、俱得並論、比照竊盜三犯律處絞。奏請定奪。〔萬Ⅵ：7：2〕
3	一、廣西雲貴湖廣四川等處、但有冒籍生員、食糧起貢、及買到土人倒過所司起送公文、頂名赴吏部投考者、俱發口外為民。賣與者、行移所在官司追贓問罪、若已授職、依律問以詐假官死罪、賣者發邊衛充軍。其提調經該官吏、朦朧起送者、各治以罪。〔嘉Ⅵ：108：1〕	一、廣西雲貴湖廣四川等處、但有冒籍生員、食糧起貢到部者、問革、發原籍為民。若買到土人倒過所司起送公文、頂名赴部投考者、發口外為民。賣與者、行所在官司追贓治罪。若已受職、比依詐假官律處斬。賣者、發邊衛充軍。經該官吏、朦朧起送、各治以罪。〔萬Ⅵ：108：1〕
4	一、官吏軍民人等、但有僭用玄黃紫三色、及蟒龍飛魚鬥牛、器皿僭用朱紅黃顏色、及親王法物者、俱從重治罪、服飾器物追收入官。〔嘉Ⅳ：19：2〕	一、官吏軍民人等、但有僭用玄黃紫三色、及蟒龍飛魚鬥牛、器皿僭用朱紅黃顏色、及親王法物者、俱比照僭用龍鳳文律擬斷。服飾器物、追收入官。〔萬Ⅳ：19：4〕
5	強盜殺傷人、放火燒人房屋、奸污人妻女、打劫牢獄倉庫、及干系城池衙門、並積至百人以上、不分曾否傷人、俱隨即奏請審決、梟首示衆。〔嘉Ⅵ：13：1〕	強盜殺人、放火燒人房屋、姦污人妻女、打劫牢獄倉庫、及干係城池衙門、并積至百人以上、不分曾否得財、俱照得財律斬。隨即奏請審決梟示。若止傷人而未得財、比照搶奪傷人律科斷。〔萬Ⅵ：13：1〕

(C) 萬曆『問刑条例』が以前の『問刑条例』の内容を細分化している場合

→ 比照すべき具体的な律文を明記

1	強盜殺傷人、放火燒人房屋、奸汚人妻女、打劫牢獄倉庫、及干係城池衙門、並積至百人以上、不分曾否傷人、俱隨即奏請審決、梟首示衆。〔嘉VI：13：1〕	強盜殺人、放火燒人房屋、姦汚人妻女、打劫牢獄倉庫、及干係城池衙門、并積至百人以上、不分曾否得財、俱照得財律斬。隨即奏請審決梟示。 <u>若止傷人而未得財、比照搶奪傷人律科斷。</u> 〔萬VI：13：1〕
2	一、盜掘銀礦銅錫水銀等項礦砂、但系山洞捉獲、曾經持杖拒捕者、不論人之多寡、礦之輕重、及聚衆至三十人以上、分礦至三十斤以上者、俱不分初犯再犯、問發邊衛充軍○若不及數、又不拒捕、初犯枷號三個月發落、再犯免其枷號、亦發邊衛充軍。其私家收藏、道路背負者、止理見獲、照常發落。不許巡捕人員、逼令展轉攀指。違者、參究治罪。〔嘉VI：18：1〕	一、凡盜掘金銀銅錫水銀等項礦砂、每金砂一斤、折鈔二十貫。銀砂一斤、折鈔四貫。銅錫水銀等砂一斤、折鈔一貫。俱比照盜無人看守物、准竊盜論。若在山洞捉獲者、分為三等。持杖拒捕者為一等、不論人數礦數多寡、及初犯再犯、不分首從、俱發邊遠充軍。若殺傷人、為首者、 <u>比照竊盜拒捕殺傷人律、</u> 斬。其不曾拒捕、若聚至三十人以上者、為二等、不論礦數多寡、及初犯再犯、為首者發邊遠充軍。為從者、枷號三個月、照罪發落。若不曾拒捕、又人數不及三十名者為三等、為首者初犯枷號三個月、照罪發落。再犯亦發邊遠充軍。為從者、止照罪發落。凡非山洞捉獲、止是私家收藏、道路背負者、惟據見獲論罪。不許巡捕人員、逼令展轉攀指。違者、參究治罪。〔萬VI：18：1〕
3	一、凡發掘王府將軍夫人郡主縣主、及歷代帝王名臣先賢墳塚、開棺、為從、及發見棺槨者、不分首從、俱發邊衛。發而未至棺槨、為首者、發附近、各充軍。〔嘉VI：23：1〕	一、凡發掘王府將軍中尉、夫淑人等、郡縣主、郡君鄉君及歷代帝王、名臣、先賢墳塚、開棺為從、與發見棺槨為首者、俱發邊衛；發見棺槨為從、與發而未至棺槨為首、及發常人塚、開棺見尸為從、與發見棺槨為首者、俱發附近、各充軍。如有糾衆發塚起棺、索財取贖者、 <u>比依強盜得財律、</u> 不分首從、皆斬。〔萬VI：23：1〕

実際に万暦『問刑条例』の条文を確認すればそれがよく分かる。【表②】は先程の万暦『問刑条例』で「比照」「比依」という用語が使用されている条例条文を三種類にグルー

ピングし、それぞれ嘉靖『問刑条例』との比較を行ったものである。A群は、嘉靖『問刑条例』で既に「比照」すべき具体的な律文が明記されているものである。この場合は万暦『問刑条例』でも当然「比照」の語は残り、ほとんどそのまま嘉靖『問刑条例』の表現を踏襲している。B群は、嘉靖『問刑条例』に「比照」すべき具体的な律文が明記されていない、もしくは律文の記載が不完全なものである。この場合は、万暦『問刑条例』では「比照」すべき律が示されている。万暦『問刑条例』〔萬Ⅴ：43：4〕の「正犯比照謀叛已行律」部分はここに分類される。C群は、万暦『問刑条例』で新たな条文として加えられたもの、もしくは細分化されて条文に加えられたものである。ここでも「比照」すべき律が示されている。やはり律の条文との紐付けを行い、条例上分の法的根拠がどの律にあるのかを示そうとしたのだろう。そのためか万暦『問刑条例』は『明律』の一条ごとに条例を付記する形をとっていた¹⁰⁵。

【表③】問刑条例と比照される律の条文の比較

	萬暦『問刑条例』	『明律』	
1	在京在外問擬一應徒罪、俱免杖。其已徒而又犯徒、該決訖所犯杖數。總徒四年者、在京遇熱審、在外遇五年審錄、俱減一年。若誣告平人死罪未決、杖一百、流三千里、加役三年者、 <u>比照「已徒而犯徒、總徒四年者、雖遇例不減。」</u> 〔萬Ⅰ：20：4〕	凡犯罪已發、又犯罪者、從重科斷。 <u>已徒已流而又犯罪者</u> 、依律再科後犯之罪。其重犯流者、依留住法。三流並決杖一百、於配所拘役四年。若犯徒者、依所犯杖數、 <u>該徒年限、決訖應役。</u> 亦總不得過四年。	具体的な犯罪行為を示したのではない。
2	凡軍職將乞養異姓、與抱養族屬疏遠之人、用財買囑冒襲、及受財將官職賣與差なし姓或異姓人冒襲、已經到部襲過者、俱照奉成祖皇帝欽定。妄告冒襲不實的官、連那保勘的官、都罷了職、揭了黃、永不得襲。其保勘官、將受財首先出與保結者、為坐。衛所並都司掌印僉書官連名保結者、俱依律減等科斷。有贓者、並以枉法論。若朦朧保送違礙子孫弟侄者、俱照常發落。其異姓買襲之人、 <u>比照「養子冒襲」律、發邊衛充軍。</u> 〔萬Ⅱ：4：9〕	其軍官子孫、年幼未能承襲者、申聞朝廷、紀錄姓名、關請俸給、優贍其家。候年一十六歲、方令襲職、管軍辦事。如委絕嗣、無可承襲者、亦令本人妻小、依例關請俸給、養贍終身。若將異姓外人、乞養為子、瞞昧官府、 <u>詐冒承襲者、乞養子杖一百、發邊遠充軍。</u> 本家所關俸給、截日住罷。他人教令者、並與犯人差なし罪（『明律』卷二、戸律、官員襲蔭）	「杖一百」を落とす
3	一、凡強奪良人妻女賣與他人為妻妾、及投獻王府、並助戚勢豪之家者、俱 <u>比照「強奪良家妻女、奸占為妻妾、絞罪」</u> 奏請定奪。〔萬Ⅲ：38：1〕	凡豪勢之人、 <u>強奪良家妻女、奸占為妻妾者、絞。</u> （『明律』卷三、戸律、強占良家妻女）	差なし

¹⁰⁵ 滋賀秀三『中国法制史論集』創文社 2003年 p.241

4	<p>一、凡豪強鹽徒、聚衆至十人以上、撐駕大船、張挂旗號、擅用兵仗響器、拒敵官兵若殺人及傷三人以上者、<u>比照「強盜已行得財」律、皆斬。為首者仍梟首示衆。</u>其雖拒敵、不曾殺傷人、為首者依律處斬。為從者、俱發邊衛充軍。</p> <p>若止十人以下、原無兵仗、遇有追捕拒敵、因而傷至二人以上者、為首依律處斬。下手之人、<u>比照「聚衆中途、打奪罪人、因而傷人」律、絞。</u>其不曾下手者、仍為從論罪。若貧難軍民、將私鹽肩挑背負、易米度日者、不必禁捕。 〔萬III：69：2〕</p>	<p>凡強盜已行而不得財者、皆杖一百、流三千里。但得財者、不分首從皆斬。 〔『明律』卷十八、刑律、強盜〕</p> <p>若官司差人追徵錢糧、勾攝公事、及捕獲罪人、聚衆中途打奪者、杖一百、流三千里。因而傷人者、絞。殺人及聚至十人、為首者斬。下手致命者、絞。為從、各減一等。其率領家人、隨從打奪者、止坐尊長。若家人亦曾傷人者、仍以凡人首從論。 〔『明律』卷十八、刑律、劫囚〕</p>	<p>「仍梟首示衆」が加わる</p> <p>差なし</p>
5	<p>一、官吏軍民人等、但有僭用玄黃紫三色、及蟒龍飛魚鬥牛、器皿僭用朱紅黃顏色、及親王法物者、俱<u>比照「僭用龍鳳文」律擬斷。</u>服飾器物、追收入官。 〔萬IV：19：4〕</p>	<p>若僭用違禁龍鳳文者、官員各杖一百、徒三年。 〔『明律』卷十二、禮律、服舍違式〕</p>	<p>差なし？</p>
6	<p>一、凡沿海去處、下海船隻、除有號票文引、許令出洋外、若姦豪勢要及軍民人等、擅造二桅以上違式大船、將帶違禁貨物下海、前往番國買賣、潛通海賊、差なし謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、<u>正犯比照「謀叛已行」律、處斬、仍梟首示衆、全家發邊衛充軍。</u></p> <p>其打造前項海船、賣與夷人圖利者、<u>比照「私將應禁軍器下海、因而走洩事情」律、為首者、處斬、為從者、發邊衛充軍。</u>若止將大船雇與下海之人、分取番貨、及雖不曾造有大船、但糾通下海之人、接買番貨、與探聽下海之人番貨到來、私買、販賣蘇木・胡椒至一千斤以上者、俱發邊衛充軍。番貨並入官。其小民撐使單桅小船、給有執照、於海邊近處、捕魚打柴、巡捕官軍不許擾害。</p>	<p>凡謀叛、〔謂謀背本國、潛從他國〕但共謀者、<u>不分首從皆斬。妻妾子女、給付功臣之家為奴。財產並入官。父母祖孫兄弟、不限籍之異、皆流二千里安置。</u> 〔『明律』卷十八、賊盜「謀叛」〕</p> <p>若將人口軍器出境、及下海者、<u>絞。因而走洩事情者、斬。</u> 〔『明律』卷十五、兵律、私出外境及違禁下海〕</p>	<p>「仍梟首示衆」が加わり、「妻妾子女、給付功臣之家為奴。財產並入官。父母祖孫兄弟、不限籍之異、皆流二千里安置。」が「全家發邊衛充軍」となる。</p> <p>首犯は差なし。従犯の規定を追加</p>
7	<p>一、私自販賣硫黃五十斤、焰硝一百斤以上者、問罪、硝黃入官。賣與外夷、及邊海賊寇者、不拘多寡、<u>比照「私將軍器出境因而走洩事情」律、為首者處斬、為從者俱發邊衛充軍。</u>若合成火</p>	<p>若將人口軍器出境、及下海者、<u>絞。因而走洩事情者、斬。</u> 〔『明律』卷十五、兵律、私出外境及違禁下海〕</p>	<p>差なし</p>

	藥、賣與鹽徒者、亦問發邊衛充軍。兩鄰知而不舉、各治以罪。〔萬V：43：5〕		
8	一、凡官員軍民人等、私將應禁軍器賣與進貢夷人圖利者、比依「將軍器出境、因而走泄事情者」律、斬。為從者、問發邊衛充軍。〔萬V：43：7〕	若將人口軍器出境、及下海者、絞。因而走洩事情者、斬。 （『明律』卷十五、兵律、私出外境及違禁下海）	差なし
9	一、凡盜內府財物、系雜犯、及監守常人盜、竊盜、掏摸、搶奪等項、但三次者、不分所犯各別、曾否刺字、革前革後、俱得並論、比照「竊盜三犯」律處絞。奏請定奪。〔萬VI：7：2〕	凡竊盜已行而不得財、笞五十、免刺。：但得財者、以一主為重、並贓論罪。為從者、各減一等。初犯、並於右小臂膊上、刺竊盜二字。再犯刺左小臂膊。三犯者、絞。（『明律』卷二十、刑律、竊盜）	差なし
10	一、凡鳳陽皇陵、泗州祖陵、南京孝陵、天壽山列聖陵寢、承天府顯陵、山前山後、各有禁限。若有盜砍樹株者、驗實真正椿植、比照「盜大祀神御物斬罪」、奏請定奪。為從者、發邊衛充軍。取土取石、開窯燒造、放火燒山者、俱照前擬斷。其孝陵神烈山鋪舍以外、去牆二十里、敢有開山取石、安插墳墓、築鑿台池者、枷號一個月、發邊衛充軍。若於鳳陽皇城內外、耕種牧放、安歇作踐者、問罪、枷號一個月發落。各該巡守人役、拾柴打草、不在禁限。但有科斂銀兩饋送、不行用心巡視、及守備留守等官、不行嚴加約束、以致下人恣肆作弊者、各從重究治。天壽山仍照舊例、錦衣衛輪差的當官校、往來巡視。若差去官校、賣放作弊、及托此妄拏平人騙害者、一體治罪。〔萬VI：10：1〕	凡盜大祀神祇御用祭器帷帳等物、及盜饗薦玉帛牲牢饌具之屬者、皆斬。 （『明律』卷十八、兵律、賊盜）	從犯は死刑を免れて發邊衛充軍となっている。
11	強盜殺人、放火燒人房屋、姦污人妻女、打劫牢獄倉庫、及干係城池衙門、并積至百人以上、不分曾否得財、俱照「得財」律斬。隨即奏請審決梟示。 若止傷人而未得財、比照「搶奪傷人」律科斷。〔萬VI：13：1〕	凡強盜已行而不得財者、皆杖一百、流三千里。但得財者、不分首從皆斬。 （『明律』卷十八、刑律、強盜） 凡白晝搶奪人財物者、杖一百、徒三年。計贓重者、加竊盜罪二等。傷人者、斬。為從各減一等。 （『明律』卷十八、刑律、白晝搶奪）	「梟首」を加える 差なし？
12	一、凡盜掘金銀銅錫水銀等項礦砂、每	凡盜田野穀麥菜果、及無人	差なし

	<p>金砂一斤、折鈔二十貫。銀砂一斤、折鈔四貫。銅錫水銀等砂一斤、折鈔一貫。俱比照「盜無人看守物、准竊盜」論。若在山洞捉獲者、分為三等。持仗拒捕者為一等、不論人數礦數多寡、及初犯再犯、不分首從、俱發邊遠充軍。若殺傷人、為首者、<u>比照「竊盜拒捕殺傷人」</u>律、斬。其不曾拒捕、若聚至三十人以上者、為二等、不論礦數多寡、及初犯再犯、為首者發邊遠充軍。為從者、枷號三個月、照罪發落。若不曾拒捕、又人數不及三十名者為三等、為首者初犯枷號三個月、照罪發落。再犯亦發邊遠充軍。為從者、止照罪發落。凡非山洞捉獲、止是私家收藏、道路背負者、惟據見獲論罪。不許巡捕人員、逼令展轉攀指。違者、參究治罪。〔萬VI：18：1〕</p>	<p><u>看守器物者、並計贓、准竊盜論。免刺。</u> (『明律』卷二十、刑律、盜田野穀麥)</p> <p>若竊盜、<u>臨時有拒捕、及殺傷人者、皆斬。</u>因盜而奸者、罪亦如之。共盜之人、不曾助力、不知拒捕殺傷人、及奸情者、止依竊盜論。 (『明律』卷十八、刑律、強盜)</p>	<p>差なし</p>
13	<p>一、將腹裏人口、用強略賣與境外土官土人峒寨去處圖利、除殺傷人、律該處死外、若未曾殺傷人、<u>比依「將人口出境」</u>律絞。為從者、文官問革。武官調煙瘴地面衛分帶俸差操。軍民人等發邊衛永遠充軍。原系邊衛者、改發極邊衛分。臨時備由奏請定奪。夫既用比律、自合奏請矣、今增刪。〔萬VI：22：2〕</p>	<p>若將人口軍器出境、及下海者、絞。 (『明律』卷十五、兵律、私出外境及違禁下海)</p>	<p>差なし</p>
14	<p>一、凡發掘王府將軍中尉、夫淑人等、郡縣主、郡君鄉君及歷代帝王、名臣、先賢墳塚、開棺為從、與發見棺槨為首者、俱發邊衛。發見棺槨為從、與發而未至棺槨為首、及發常人塚、開棺見尸為從、與發見棺槨為首者、俱發附近、各充軍。如有糾眾發塚起棺、索財取贖者、<u>比依「強盜得財」</u>律、不分首從、皆斬。〔萬VI：23：1〕</p>	<p>凡強盜已行而不得財者、皆杖一百、流三千里。但得財者、<u>不分首從皆斬。</u> (『明律』卷十八、刑律、強盜)</p>	<p>差なし</p>
15	<p>一、各處無藉之徒、引賊劫掠、以複私讎、探報消息、致賊逃竄者、<u>比照「奸細」</u>律條處斬、梟首示眾。〔萬VI：25：3〕</p>	<p>凡緣邊關塞、及腹裏地面、但有境內奸細、走透消息於外人、及境外奸細、入境內探聽事情者、盤獲到官、須要鞫問接引起謀之人、得實、皆斬。 (『明律』卷十五、兵律、盤詰奸細)</p>	<p>「梟首」を加える</p>
16	<p>一、本夫拘執奸夫奸婦而毆殺者、<u>比照「夜無故入人家、已就拘執、而擅殺至死」</u>律條科斷。〔萬VI：32：1〕</p>	<p>凡夜無故入人家內者、杖八十。主家登時殺死者、勿論。<u>其已就拘執、而擅殺傷者、減鬪殺傷罪二等。至死</u></p>	<p>差なし?</p>

		者、杖一百、徒三年。 （『明律』卷十八、刑律、夜無故入人家）	
17	一、誣告人因而致死、被誣之人委系平人、及因拷禁身死者、 <u>比依「誣告人因而致死隨行有服親屬一人絞罪」</u> 、奏請定奪。若誣輕為重、及雖全誣平人、卻系患病在外身死者、止擬應得罪名發落。〔萬VI：83：1〕	凡誣告人答罪者、加所誣罪二等。流徒杖罪、加所誣罪三等。各罪止杖一百、流三千里。： <u>因而致死隨行有服親屬一人者、絞</u> 。將犯人財產一半、斷付被誣之人。 （『明律』卷二十、刑律、誣告）	差なし
18	一、廣西雲貴湖廣四川等處、但有冒籍生員、食糧起貢到部者、問革、發原籍為民。若買到土人倒過所司起送公文、頂名赴部投考者、發口外為民。賣與者、行所在官司追贓治罪。若已受職、 <u>比依「詐假官」律處斬</u> 。賣者、發邊衛充軍。經該官吏、朦朧起送、各治以罪。〔萬VI：108：1〕	<u>凡詐假官、假與人官者、斬</u> 。 （『明律』卷二十、刑律、詐假官）	差なし

さらに『問刑条例』の条文と「比照」される律文を比較してみれば、紐付けされた律文にが、『問刑条例』の条文との類似性があることがわかる。万暦『問刑条例』〔萬V：43：4〕系統は問刑条例の中で最も刑が重く、また海禁という注目されやすい事柄に関わるため「嘉靖大倭寇」のような特別な事象の影響を想起しやすい。しかし、万暦『問刑条例』で類似の律文を引き当てられ刑罰の根拠を示すように変更されているのは、この系統に限らない。（【表③】） そうであるならば、万暦『問刑条例』〔萬V：43：4〕も他の条文と同様に類似の律文を引き当て条例の法的根拠がどの律にあるのかを示そうとしたと考えられる。

それではどのような点で「謀叛」律と類似していると判断されるのだろうか。次節にてそれぞれの構成要件を比較しながらその類似性を見ていこう。

「謀叛」律と万暦『問刑条例』〔萬V：43：4〕

まず「謀叛已行」が含まれる「謀叛」とはどのような罪なのかを見ていこう。以下が律の条文である。

凡①謀叛、〔謂謀背本國、潛從他國〕但共謀者、不分首從皆斬。妻妾子女、給付功臣之家為奴。財產並入官。父母祖孫兄弟、不限籍之同異、皆流二千里安置。知情故縱隱藏者、絞。有能告捕者、將犯人財產全給充賞、知而不首者。杖一百。流三千里。②若謀而未行、為首者、絞。為從者皆杖一百、流三千里。知而不首者、杖一百、徒三年。○③若逃避山澤、不服追喚者、以謀叛未行論。④其拒敵官兵者、以謀叛已行論。

『明律』刑律、賊盜

まず謀叛とは原注で本国に背き他国に従おうと謀ることであると示されている。

- ① そして「謀叛」について共犯者は主犯か従犯かの区別なく斬刑とする。その上、妻子は功臣の家に奴として給付され、財産も没収され、祖父母、父母、子、孫、兄弟は二千里の流刑となる。その事情を知った上で故意に（その状況を）放置したり、隠匿したりしたものは絞首刑となり、告発したものには犯人の財産を賞金として給付される。
- ② もしも謀りながら実行に至らなかった場合、主犯は絞首刑とし、従犯はみな杖一百の上、二千里の流刑とする。知りながら告発しなかった者は杖一百の上で三年の徒刑とする。
- ③ 山沢に逃れて、召喚に応じない者は、謀叛のまだ実行されていないものとして論じる。
- ④ ③の上に官兵に敵対した者は、謀叛の既に実行したものとして論じる。

①の部分は、特に明記されていないが、『唐律』の「謀叛」では、「已上道者」と明確に記された上で同様の刑罰が記されていることから、この部分が「謀叛已行」であると考えてよいだろう。ただし、具体的にどのような行為が「謀叛已行」に当たるのかは、全く記されていない。

そもそも原注及び名例律の「十惡」で記されているとおり「本国に背き他国に従おうと謀ること」、すなわち謀議すること・計画することが罪であり、その計画を実行する行為ではない。つまりは本来「謀叛」の中心は、②の「謀叛未行」部分である。『唐律』では、こちらが先に記されており、『唐律疏義』では「国に背いて偽に投じようと欲して、始めに謀ったがいまだ行っていない者を謂う¹⁰⁶」と説明されている。『明律』では「已行」と「未行」の順序が入れ替わっているが、例えば雷夢麟『讀律瑣言』には、「君臣の義は、天地の間に於いて逃れる所は無く、たとえ一般人民であっても他国に従おうと謀ることは、この義を棄てることである。¹⁰⁷」とあるように、「(君臣の義を忘れて) 本国に背き他国に従おうと謀ること」、つまり謀議すること・計画することを罪とする「謀叛」律の意義自体はやはり変化していない。

③は、山沢へ逃げ、召喚に応じずそのまま潜伏した場合は、他国に従うわけでなくとも、謀叛の実行に至らなかった場合として断罪されることを規定している。さらに、④官軍に対して抵抗した場合は、謀叛をすでに実行したものとして断罪されることを規定している。山沢に逃れることは明朝の支配を離れ、他国に従う準備をしているのと同じことだと見なされる。さらに武器を持って官軍に手向かいしたのならば、それはもはや「謀叛」を実行したのと同じであると見なされる。

¹⁰⁶ 『唐律疏義』賊律、謀叛

謀叛者謂欲背國投偽、始謀未行事發者。

¹⁰⁷ 雷夢麟『讀律瑣言』

君臣之義、無所逃於天地之間、為斯民、而謀從他國、是棄義也。

ではこの「謀叛」が、海禁に関わる事例の中でどのように適用されたか実際の事例から確認してみよう。

「謀叛」律と海禁

万暦『問刑条例』が編纂される少し前、明朝を脅かす犯罪者集団であった「倭寇」は特定のエスニシティに限定される集団ではない。しかし出自がどこの人物であろうと明朝にとってはその秩序を乱す犯罪者であることに変わりはない。明朝にとっての犯罪者であるのならば、捕らえられた「倭寇」の一員は明朝の法によって裁かれることになる。こういった「倭寇」を裁く際に用いられていたのは、万暦『問刑条例』〔萬 V : 43 : 4〕の元になる条文である弘治『問刑条例』の〔弘 V : 43 : 8〕、嘉靖『問刑条例』〔嘉 V : 43 : 7〕（この二条は同文）であった。ここでは、それを実際の裁判記録から見ていこう。

下海して外国勢力と結託して「謀叛」律に抵触するような行動を行なった人物としては、以下の二人がまず思い浮かぶ。寧波事件を引き起こした人物である宋素卿と「嘉靖の大倭寇」の首領として知られる王直である。管見の限り彼ら自身の詳細な供述を残した裁判文書は存在していないが、別の文書に引用される形で彼らがどのような罪を当てられ、どのように処されたかは見ることができる。

【事例Ⅰ】宋素卿

嘉靖四年、先に戸科左給事中劉穆・巡按浙江監察御史王道が勅令を奉じて会問した結果、宋素卿の犯した罪は謀叛律に該当し、中林・望古多羅が犯した罪は故殺律に該当し、それぞれ斬刑となった。すでに刑部が覆題して奉じた皇帝の命令の一部には「提案に従って処決しなさい。」とあった。¹⁰⁸

これは寧波事件の主犯である宋素卿の裁判結果が一部分のみ引用されて残っているものである。『明實録』によれば、この裁判結果が出たのは嘉靖四年（1525年）四月癸卯のことである。ここには宋素卿の犯した罪の内容は書かれていないが、宋素卿の行為については言うまでもないだろう¹⁰⁹。すなわち、国外勢力に従ったことが「謀叛」①に抵触されると判断された。正徳年間（1526年～1521年）には国外勢力に従ったことが問題とされたが、外交上の配慮から許されることもあったようである¹¹⁰。その後の嘉靖二年（1523年）に寧波事件を起こしたことによって外患を誘致したとみなされて、「謀叛」が適用された。

【事例Ⅱ】王直

¹⁰⁸ 嚴嵩『南宮奏議』卷二十六、會議日本朝貢事宜

嘉靖四年、先該戸科左給事中劉穆・巡按浙江監察御史王道奉勅會問、宋素卿犯該謀叛者律、中林・望古多羅犯該故殺者律、各斬。已該刑部覆題節奉欽依「依擬處決。」

¹⁰⁹ 山崎岳「朝貢と海禁の論理と現実」夫馬進編『中国東アジア外交交渉史の研究』京都大学学術出版会二〇〇七年

¹¹⁰ 山崎岳「朝貢と海禁の論理と現実」夫馬進編『中国東アジア外交交渉史の研究』京都大学学術出版会二〇〇七年 p.227

審議したところ、犯人の王直・葉宗満は、中華に背いて夷狄を引き入れたため、謀叛の罪に当てるべきである。¹¹¹

こちらは嘉靖の大倭寇の頭目として知られる王直の裁判結果である。こちらも王直の犯した罪については漠然としか書いていない。宋素卿と異なるのは、王直自身が武装して明軍と対峙したことだろう¹¹²。とはいえ、彼は明王朝そのものを滅ぼそうとしたわけではなくと判断されたのだろう、「謀反」ではなく「謀叛」に当てられている。

ここに挙げた二例は間違いなく「謀叛」律の①を犯しているものであり典型的な例だと言える。万暦『問刑条例』〔萬 V : 43 : 4〕系統との類似性や連続性を考えるには少し極端な例かもしれない。

次に紹介する二例は朱紘の『璧餘雜集』から引用した。朱紘は、嘉靖年間の官僚で巡撫として浙江、福建地域の「倭寇」対策に奔走した人物として知られている¹¹³。彼は「倭寇」に対してかなりの強硬姿勢を貫いており、彼の文集である『璧餘雜集』には、捕らえた「倭寇」に対する裁判の際の供述調書がいくらか引用されている。

【事例Ⅲ】

(胡)勝と胡珏、呉如慶、車再一、譚明才はまだ捕獲されていない賊首の許棟、その姪である許十五、即ち許社部、別件で先に捕獲されて拘留されている故弟の許六、現在捉えられている紹興府の族弟の許四とともに、それぞれ「不合にも」(＝不届きにも)先に捕獲されて拘留されている故林爛四等とともに、故意に「擅に二桅以上の違式の大船を造り、違禁物質を將帶して下海し、番國に前往して買賣し、潜に海賊に通じ、同に謀りて結聚し、嚮導を為すに及び、良民を劫掠せる者は、正犯は處するに極刑を以てし、全家は邊衛發して充軍せしめよ。」の事例に違反して、それぞれ三桅の大船を造り、歴年結集して絲錦・紬段・磁器等貨を買取り、ならびに軍器を携帯して、佛郎機・マラッカ等の国にはるばる赴いて、その地の番王に明國を裏切ってその地の番王に帰順していた。¹¹⁴

¹¹¹ 鄭曉『鄭端簡公奏議』卷十四、會題詳議賊犯王直等疏

臣等詳議得、犯人王直・葉宗満、背華勾夷、謀叛之罪。

¹¹² 王直は、倭寇の棟梁としてあまりにも有名である。先行研究も枚挙に遑がないが、最新のものとして山崎岳「舶主王直功罪考(前編):『海寇議』とその周辺」『東方学報(京都)』第85、2010年、山崎岳「舶主王直功罪考(後編):胡宗憲の日本招諭を中心に」(『東方学報(京都)』第90、2015年)、上田信「王直と海洋商人の王国」同『シナ海域 蜃気楼王国の興亡』講談社2013年 pp.146-206がある。

¹¹³ 山崎岳「巡撫朱紘の見た海:明代嘉靖年間の沿岸衛所と「大倭寇」前夜の人々」『東洋史研究』第六二卷第一號

¹¹⁴ 朱紘『璧餘雜集』卷四、三報海洋捷音事

勝與胡珏、呉如慶、車再一、譚明才同未獲賊首許棟、伊姪許十五、即許社部、另案先獲監故弟許六、監紹興府族弟許四、各不合與先獲監故林爛四等故違「官民人等、擅造二桅以

これは、胡勝という海賊を裁く際に作成された「招」と呼ばれる供述調書の書式である¹¹⁵。下線で示した部分が彼の犯した罪に当たる部分である。この部分の直前で示されている通り、本稿が追っている条例に違反している。胡勝が捕らえられたのが嘉靖二十七年（1548年）で、嘉靖『問刑条例』が頒布されたのが嘉靖二十九年（1550年）であることを考えれば、ここで示されている条例は〔弘 V : 43 : 8〕である。これに加えて波線部で示した部分で示される犯罪行為を行なっている。それが、「彼の處（＝マラッカ）の番王に叛投」したことである。朱紉は別の部分で「各犯が潜かに他国に従い国王に朝見したのなら皆謀叛の律を犯すことになり、潜かに海賊に通じて嚮導し劫掠したのなら皆下海の例に違ふことになる。¹¹⁶」という認識を示しており、今回の「その番王に叛投」したことも「他国に従い国王に朝見した」と見做されたのだろう。

これは先に示した「謀叛」律の①「本国に背きき他国に従おうと謀ること」ことに当たり、間違いなく「謀叛」が適用されたと考えられる。

その結果としてなされた処罰が次のとおりである。

胡勝・胡珏・吳如慶・車再一・譚明才は俱に「謀叛」律に依り、謝洪盛・徐二・浦進旺・干種・連壽和尚・共帥羅放司・佛德全比利司・鼻昔弔・安朶二・不禮舍識・畢哆囉・哆彌・來奴・利引・利舍・利璽は俱に強盜得財律に依り、（…中略…）ともに胡勝等（「謀叛」律に依るもの）は皆な斬決し、例に照らして梟首（晒し首）にして衆に示し、胡勝・胡珏・吳如慶・車再一・譚明才の妻子は、功臣の家に給付して奴として、財産は官に没収し、父母・祖・孫・兄弟は、籍の同異に限らず、全員流二千里の刑に処して安置した。¹¹⁷

「謀叛」律に記された通り主犯か従犯かの区別なく斬刑とされ、妻子は功臣の家に奴として給付、財産も没収され、祖父母・父母・子・孫・兄弟は二千里の流刑とされたことがわかる。

この事例では、犯した罪として「不合」以下に記されているのは〔弘 V : 43 : 8〕である。つまり胡勝らをはじめに行った犯罪行為は〔弘 V : 43 : 8〕であると認識されているのであ

上違式大船、將帶違禁物質下海、前往番國買賣、潜通海賊、同謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、正犯處以極刑、全家發邊衛充軍事例」各造三桅大船、節年結夥、收買絲錦・紬段・磁器等貨并帶軍器、越往佛郎機滿喇等國、叛投彼處番王…

¹¹⁵ 谷井陽子「明律運用の統一過程」『東洋史研究』第 58 卷 2 号 1999 年 p. 252

¹¹⁶ 朱紉『巽餘雜集』卷二、議處夷賊以明典刑以消禍患事

今照各犯潜從他國朝見國王皆犯謀叛之律、潜通海賊嚮導劫掠皆違下海之例、使臣向日舉事稍有密。

¹¹⁷ 朱紉『巽餘雜集』卷四、三報海洋捷音事

…胡勝・胡珏・吳如慶・車再一・譚明才俱依「謀叛」律（…中略…）與胡勝等皆斬決、不待時、仍照例梟首示衆、胡勝・胡珏・吳如慶・車再一・譚明才妻子、給付功臣之家為奴、財產入官、父母祖孫兄弟、不限籍同異、皆流二千里安置。…

る。そしてこの犯罪行為を犯した犯人に当てられる罪が「謀叛」律となっている。つまり〔弘 V : 43 : 8〕の犯罪行為は「謀叛」律が当てられるべき罪であるとみなされていたと言える。

【事例Ⅳ】

前件の招に供述されている紹興衛の三江所の軍人の王順は、現在捕らえられている銭文陸とともに、それぞれ不届きにも密かに自ら出海し、まだ確保されていない叛賊の馮子貴の船内に身を投じてことを司っていた。彼（馮子貴）とともに共謀して番に身を投じて劫を導き、海寧大尖山下に到って船を停泊させていた。…中略…王順・銭文陸は西海口に到り、紹興府が派遣した兵に捕獲された。府に送って罪を問うた結果「謀叛の但し共謀せる者は、首従を分かつた皆斬。」に擬して決し、時を待たずして例に照らして梟首にして衆に示した。¹¹⁸

こちらは王順という軍人の「招」の一部である。傍線部で示されているとおり、王順は海賊の船に身を投じて様々な事務を処理していた。ここでは王順は「番に投じて劫を導いたため「謀叛」に擬せられて処罰されている。ここでの王順の行為は、〔弘 V : 43 : 8〕に当てはめることが可能であろう。しかし「番に投じた」とは言っても、前後の文章を見るにせいぜい中国の近海を略奪する程度で、他国に行ったという事実は読み取れない。「謀叛已行」の典型的な行為を省略するとは思えないので「國王に朝見」した事実はないと言ってよいだろう。そうであれば「謀叛」の①にあたる行為を満たしていないのではないか。そうかといって②の「謀叛未行」に当てはめているとも考えられない。なぜなら刑罰が②の場合なら「首為る者は、絞」、「従為る者は皆杖一百、流三千里」となるはずであるがここでは「共謀せる者は、首従を分かつた皆斬」としているからである。ここでは家族への連座こそは確認できないが、明らかに①の行為に対する刑罰が実行されている。では、どの部分が「謀反已行」たりえるのだろうか。

ここで考えたいのが、「謀叛」の③と④の部分である。この部分の山沢へ逃げ、召喚に応じずそのまま潜伏した場合が「謀叛未行」にあたるのは、明朝の支配を離れ、他国に従う準備をしているのと同じことだとみなされるからである。この行為において重要な要件であるのは、明朝の支配から離れることであり、たとえそれが山沢でなくとも、海上の島嶼部分などに潜伏する場合はそれに該当し得ると考えられたらしい¹¹⁹。しかし、ただ明朝の支配から離れるだけでは「謀叛未行」に過ぎず、刑罰も主犯の絞首刑にとどまる。これ

¹¹⁸ 朱紘『爨餘雜集』卷四、生擒海賊事

前件招稱紹興衛三江所軍王順、與見獲錢文陸、各不合私自下海投入未獲叛賊馮子貴船内、管事、與伊共謀投番導劫、常到海寧大尖山下泊船…中略…王順・銭文陸到西海口、被紹興府差兵拏獲送府問擬「謀叛但共謀者、不分首従皆斬。」決、不待時仍照例梟首示衆、解審明白。

¹¹⁹ 谷井俊仁、谷井陽子訳『大清律・刑律 1』平凡社 2019 年 pp.97-98

を「首従を分かたず皆斬」となる「謀叛已行」に当たる行為だとするには、④の「官軍に対する抵抗」との類似性が認められる必要がある。

王順は「叛賊の馮子貴の船内に投入」と記されているので、「叛賊」であると言う認識があった。おそらくは海賊として「官軍に対する抵抗」は日常茶飯事だったのである。これが認められ「謀叛已行」に当たってしまったと考えるのが妥当であろう。

以上の事例から『問刑条例』〔弘 V : 43 : 8〕の犯罪の構成要件は「謀叛」律が当てられるべき罪であるとみなされていたことは確認できた。しかし「謀叛」以外に類似性・連続性のある条文は存在しないのだろうか。

万暦『問刑条例』〔萬 V : 43 : 4〕とその他の律

改めて、万暦『問刑条例』〔萬 V : 43 : 4〕の条文を確認してみよう。

一、凡沿海去處、下海船隻、除有號票文引、許令出洋外、若姦豪勢要及軍民人等、
(イ) 擅造二桅以上違式大船、(ロ) 將帶違禁貨物下海、前往番國買賣、(ハ) 潛通海賊、同謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、正犯比照謀叛已行律、處斬、仍梟首示衆、全家發邊衛充軍。

傍線部分が犯罪の構成要素である。犯罪行為の構成要素を分割すると次のようになる。

(イ) 違法にマストが二本以上の船を作ること。

(ロ) 禁制品を外国へ持ち出し出海し外国で売買すること。

(ハ) 海賊と通じて徒党を組んだり手引きをして略奪したりすること。

さて、これら (イ) (ロ) (ハ) がなぜ「謀叛」と類似しているとされるのか検討していこう。

まず「謀叛」の中心的な犯罪行為は、「(君臣の義を忘れて) 本国を裏切り他国に従おうと謀ること」であるが、万暦『問刑条例』〔萬 V : 43 : 4〕の条文は (ロ) では外国へいくことに留まり、(ハ) は他国ではなく海賊と通ずることが罪とされている。これではどちらも「謀叛」律の条文を満たさない。つまり犯罪行為としては「謀叛」よりは軽い行為であるように思える。ここで、他に類似性・連続性があるように思える律と比較しよう。

例えば、(ロ-①) の場合、禁制品の持ち出しは「私出外境及違禁下海」、不許可の海外渡航は「私越冒度関津」の適用が考えられ、(ハ) の略奪行為は「強盜」の適用が考えられる。

『明律』卷十五、兵律、関津「私越冒度關津」

凡無文引、私度關津者、杖八十。若關不由門、津不由渡、而越度者、杖九十。若越度緣邊關塞者、杖一百、徒三年。因而出外境者、絞。

『明律』卷十五、兵律、関津、「私出外境及違禁下海」

凡將馬牛・軍需・鐵貨・銅錢・段疋・紬絹・絲綿、私出外境貨賣、及下海者、杖一

百。…中略…若將人口・軍器出境、及下海者、絞。因而走泄事情者、斬。

『明律』卷十八、刑律、賊盜「強盜」

凡強盜已行、而不得財者、皆杖一百、流三千里。但得財者、不分首從、皆斬。

これらの律は傍線部分の犯罪行為にそれぞれ類似性・連続性を見ることができるが、刑罰の部分で差がある。万暦『問刑条例』〔萬 V : 43 : 4〕は、正犯は斬刑に処されて梟首、加えて家族も辺境に流されて充軍刑となる。一方で、これらの条文では斬刑もしくは絞刑と死刑であることには変わらないが、家族への連座はない。万暦『問刑条例』〔萬 V : 43 : 4〕の刑罰と比べて軽い。

ここで思い出して欲しいのが、「謀叛」律は、万暦『問刑条例』〔萬 V : 43 : 4〕の法的根拠を律の中で明らかにするために、紐づけされたということである。次に引用する条例を見て欲しい。

天順八年五月二十七日、節該刑部尚書陸瑜等題、「將原奉欽定榜例、申明通行浙江、福建・廣東都・布・按三司、并直隸衛所總督・備倭巡海等督屬、一體遵奉禁約。軍民人等、不許打造二桅、三桅大舡、私出外洋、接買番貨、興販私鹽等項為非。如有故違、事發到官、照依榜例、正犯處以極刑、家口發邊衛充軍」等因、具題。奉聖旨、「是」。欽此。（『皇明條法事類纂』卷二十、把持行市、第三條、接買番貨）

これは『皇明條法事類纂』中で確認できる最も古い天順八年（1468年）の条文である。もともと榜例であったこの時点で、すでに正犯は死刑に処され、加えて家族も辺境に流されて充軍刑となるという刑罰になっており、死刑以上の刑罰が決められている。これに相当する刑罰を与えられる犯罪行為を記した律文は自ずと限られてくる。そうであれば、比照されるべき律文を明記する場合、最も近い「謀叛」律が当てられるのは妥当であったと言えよう。

あるいはこの段階から条文の中に言及されていないだけで、刑罰として「謀叛」律が当てられるという意識があったのではないか。そうであるならば、例えば【事例Ⅲ】で〔弘 V : 43 : 8〕の犯罪行為が「謀叛」律が当てられるべき罪であると見做されていたように、天順八年の条例に記された「打造二桅、三桅大舡、私出外洋、接買番貨、興販私鹽等」という行為は「謀叛」律が当てられるべきだと見做されていたとすることができる。それを踏まえれば、万暦『問刑条例』編纂時に「謀叛」律が比照されるようになったのは変化ではなく、単に明示されるようになっただけだと言えよう。

結局のところ、「比照謀叛」という部分は「嘉靖大倭寇」の影響によって嘉靖から万暦の間に起こった変化というわけではない。むしろ法として運用は天順八年（1468年）から変化していないと言える。そして、万暦『問刑条例』〔萬 V : 43 : 4〕の条文は、同系統の条例が運用の中で積み重ねてきた経験をもとに形成されていたのである。

おわりに

ここまで万暦『問刑条例』に見られる「比照謀叛」という言葉に注目し、同条文と謀叛律の関係を見てきた。

まず弘治『問刑条例』から万暦『問刑条例』の間に見られる変化をまとめ、次いで比照という言葉の意味について確認した後、万暦『問刑条例』の編纂意図の下、類似性・連続性を持つ律条文との紐付けが行われた事を見た。そして海禁と謀叛の類似性・連続性を見るために、まず謀叛律の条文を確認し、さらに海禁に関わる案件で謀叛が当てられた事例を見ることで、問刑条例と謀叛に類似性・連続性があることを確認した。最後にその他の類似性・連続性のある律条文ではなく、謀叛でなければならなかった事を刑罰の重さから考察した。こうしてみると、やはり『問刑条例』に「謀叛」が紐づけられたという変化は、嘉靖から万暦にかけての社会の変化を反映させたものであるとは必ずしも言えない。先にも述べたようにその法運用の中で積み重ねてきた経験をもとに形成されている。そしてその経験は少なくとも明中期から連なるものである。

本稿で扱った事柄は、嘉靖以降の明後期が明中期の経験を踏まえていたことを示す良い事例であるように思える。本稿のように条例を軸に見ていけば、さらに明中期と後期の連続性を見直すことが可能であろう。今回の見直しをきっかけとして明中期と後期との連続性について更なる見直しを進めていきたい。

第五章 社会風俗と無籍之徒

はじめに

明中期には、実社会の必要に応える形で司法行政の改革が進んでいた。本章では、明中期の社会の側に目を向けて、その実情がどうであったかを検討していきたい。

ところが序論にも述べた通り、明中期は先行研究が少ない。もちろん社会史の分野もその例外ではなく、専論はほとんどないというのが現状である。たとえ明末清初の前段階に当たる明中期にも言及があるものの、個別の主題についての前史扱いの域を出ていない。そのため明中期の社会そのものがどうであったかという視点で考えた時にその実像は明らかにされているとは言い難いだろう。

一方でこれより後の時代である明末清初の世界史は戦前より続く長い伝統があり、国内外問わず分厚い研究蓄積がある¹²⁰。こうした明末清初、それに続く清代の世界史において、その特徴とされていることの 하나가社会の高い流動性である。こうした流動化した社会では、立場が安定することがないため、人々はそれぞれの生存戦略を実施することになる。

こうした人々の生存戦略の中でも、生存のための犯罪に注目して社会を描き出したのが太田出である。太田出は明末清初以降の生存のための行動として犯罪に注目し、次のように述べる。

それは犯罪者（集団）や犯罪が近世社会に特有の貨幣経済の浸透、激化する商品流通と、密接な関係を有していたことは間違いなく、 農耕生活に窮した農民たちが、農村における商品流通の基点となった市鎮（市場町）本体や市鎮間、市鎮—農村間を結ぶ交通路上において窃盗・強盗に及ぶ場合があった。また直接的な暴力や盗みにまで至らなくとも、市鎮や農村において「傷風敗俗」と称される、物乞いのほか、賭博・演劇（花鼓戲・灘簧など男女の情を扱ったもの）・娼妓など、いわゆる娯楽の形態をとりながら非合法の手段で現金を獲得しようとした。（太田出『中国近世の罪と罰 犯罪・警察・監獄の世界史』名古屋大学出版 2015, p. 52(下線は引用者)

太田出は明末清初以降の犯罪の増加を「清朝の平和」を基礎条件とした近世社会に特有の「近世社会に特有の貨幣経済の浸透、激化する商品流通」と密接に関係したものだと考えたのである。

一方で、森正夫や岸本美緒は、明末清初における社会秩序や風俗の変動に注目して地域社会の秩序が大きく変化したということ論及している。例えば岸本美緒は「風俗」に注目して明末の社会変動を論述している。

明代後期（だいたい 16 世紀半ば以降の約一世紀）という時代は、当時の知識人に

¹²⁰ こうした明清社会史の先行研究は本文でも述べた通り膨大な数が存在するこうした地域社会論の研究史や方法論は、太田出『中国農漁村の歴史を歩く』京都大学学術出版会 2021 年、第一章「地域社会論とは何か」pp.13-20 を参照。

とって、大きな社会変動の時期と捉えられていた。森正夫氏が一連の論文で指摘しているように、明末に出版された諸地方志の「風俗」の巻には、「あるべき社会秩序がくずれてゆく」という作者——地方官や地方紳士——の激しい危機感が表明されている。…中略…これらの記述の多くは、十五世紀後半の成化・弘治年間を明朝の盛期と見なして、それ以後秩序の変動が始まり、近年になればなるほど危機が深化してきた、というとらえ方をしている。(岸本美緒『風俗と時代観 明清史論集1』研文出版 2012年, pp. 66-67、下線は引用者)

いずれの研究も、明末清初期に起こった社会変動に注目して犯罪の増加、秩序の変動を述べている。ただ『問刑条例』や『大明会典』が編纂された明中期と比較すると法制度の面での変化は非常に弱いように見える。例えば万暦年間には『問刑条例』と『大明会典』が重修という形で編纂されるが、万暦のかなり早い段階で完成しているうえ、内容も明中期に成立したものと比較して、詳細になってはいるものの大きな変化は認められない¹²¹。

明中期の『問刑条例』編纂が社会の変化を反映しているとするならば、この時期に大きな社会風俗の変化が起こっていると仮定することは可能だろう。本章では、こうした『問刑条例』の条文形成過程を追いかけてながら、社会風俗の変化を考察する。そして社会風俗の変化から明中期と明末の連続性について考察したい。

明中期の社会風俗

明中期の社会風俗がどのような様子であったか見ることは難しい。なぜなら同時代の筆記小説や地方志などの史料が明末と比較して非常に少ないためである。それでも、明中期ごろの社会風俗について言及した研究は全く存在しないわけではない。

例えば、大田由紀夫は15世紀後半の贅沢の風潮を取り上げて当時の奢侈的消費について論じる¹²²。この時期には明初に低調となってしまった経済が復調してきたとされているが、こうした経済の復調は当時の人々の行動にどのような影響を与えていたのだろうか。

奢侈的な消費が人々の行動に与えた影響に関して、『事類纂』の中には、次のような記述がある。

宣徳、正統年間に至って公私の富は足り、成康の世に庶幾づいてきました。これは祖宗が節制や儉約を崇んだことの効果であります。先ごろ以来、私見では風俗は奢侈を尊重しているようにおもえます。衣服や器物には定制があるといても、これを僭えることが多くございます。家屋には定式あるといても、これに違反する者が多くございます。嫁娶ぐさいには財産〔の多寡〕を論じ、華糜（華やかな消費）をお互いに誇り合い、葬儀を行う際には表面だけに力を入れて見せびらかしあうので、一席を設けて一度費用を負担すれば、百金に至ることもありますし、一度葬儀をひらけば、破産してしまうこともあります。それ故に富強な者はほしいままに横暴をはたらき、

¹²¹ 本稿第四章を参照。

¹²² 大田由紀夫『銭踊る東シナ海』講談社 2021年

貧弱なものは行き詰まって財産が無くなってしまいうため、争訟（裁判での争いごと）は治まることがなく、盗賊も非常に多くございます。（至宣徳、正統年間公私富足、庶幾成康之世。此祖宗崇節儉之用〔効〕也。此〔比〕先以来竊見風俗崇尚奢侈。服器雖有定制、而僭之多。屋舍房雖有定式、而違之者違之衆。嫁娶論財、惟華糜之相誇、喪弊務外、惟多儀之相銜、一筵一費、或至百金、一葬之營、或至傷産。故富強者肆為暴、貧弱為室無儲、争訟不息、盜賊繁多。一有水旱之災、公稟既虚私藏、又乏民不聊生、或至相食。言之及此可為痛心。究厥弊源率為奢移。此不救弊將何如。『皇明條法事類纂』卷22、「禁約奢僭例」）

これは、明中期の官僚である羅璟の成化四年(1468年)の上奏で、事例中の問題提起にあたる部分に記されたものである。羅璟の認識では、次のようであった。

上奏よりも一世代ほど前の宣徳、正統に至って「成康之世」がある程度まで実現されていた。これは祖宗が行ってきた節制の効果であるが、今は以前よりも風俗は奢侈を好むようになり、顕示的で過剰な消費が行われるようになってしまった。その結果、不当な利得を得て贅沢にふける富民が暴虐によって、無力な貧困層を虐げるようになり、争訟は止まず、盗賊も非常に多いという状態になってしまった。

これは言い換えれば、戸籍の枠組みから外れ上昇する（あるいは下降する）人々の出現と、それに伴う社会階層の分化（＝既存の秩序の崩壊）に対する危機感を示したものであるだろう。実際に羅璟が問題視した事態は『事類纂』の中に多く見られる¹²³。

例えば以下の事例は、嫁入り道具などに費用がかさむ女子を殺してしまう溺女を禁止させようとする成化二十一年（1458年）のものである¹²⁴。

¹²³ 例えば『事類纂』卷二十二、禮部類、服舍違式には、分不相応な奢侈的な消費を問題視し禁止する事例が収録されている。こうした奢侈的な消費＝贅沢を禁止する法律というのは、洋の東西を問わず見られる。イギリス史研究者の川北稔によれば、近世ヨーロッパに見られる「贅沢禁止法（Sumptuary Laws）」を、身分制秩序が崩壊し始めて、より流動的なステータスの秩序が生まれはじめる時期に、身分制秩序を何とか維持したい守旧派の必死の努力と紹介している（川北稔『洒落者たちのイギリス史』平凡社、1993年、pp. 18-22）。明代中国にはイギリスのような制度化された身分秩序は存在しないが、『事類纂』の事例も既存の秩序の崩壊に対する危機感から発生したものである。こうした秩序の崩壊に対する危機感からは当時の「身分感覚」を見ることができよう。「身分感覚」に関しては明末を対象に取り上げたものとして岸本美緒「明清時代の身分感覚」（同『風俗と時代観』、研文出版、2012年、pp. 147-178）があるが明中期の言及はほとんどない。また奢侈とステータスに関しては、経済史の研究にも影響を与えている。（K=ポメラント『大分岐』名古屋大学出版2015年）こうした奢侈風俗と「身分感覚」の関係に関しては今後の課題としたい。

¹²⁴ ちなみにこの事例は山本英史によれば、明朝が溺女を禁止した最初の処置であったという（山本英史『郷役と溺女』汲古書院2021年、p. 177）。また、この事例は『實録』にもその記載がある（『憲宗實録』卷二六四、成化二十一年四月己未条）。常建華はこの『實録』の記事に「以其事舊嘗禁約」とあることから、それ以前の禁令が存在していると主張している。（常建華「明代溺嬰問題初探」『觀念、史料与視野』北京大学出版社2013年）『實録』の記事が『事類纂』に収録された事例から作られているのであれば、「下都察院議、以其事舊嘗禁約」の位置に対応するのは、「除僭用頭面衣服、本院奏已奏准通行禁約外」という部分である。それならば、ここで言う「其事舊嘗禁約」というのは、「僭用頭面衣服、本院奏已奏准通行禁約」の

右軍都督府帶俸訓導鄭璟の上奏に言われている「華美な金銀の頭面や錦繡の衣服を、分を僭えて使用して、自身の財産を傾け破産してしまい、またそれを惜しまれることもないのであれば、かえって〔生まれたばかりの〕女子を溺れ殺してしまいます。」とあります。これは必ずや文書を送って榜文を出して禁止させるべきでしょう。頭面衣服の僭用については、本院が上奏しすでに認められて通行し禁止されていますが、それ以外の「嫁娶の侈奢を言って、かえって女子を女子を溺れ殺してしまう」という一節は、温州、臺州、処州の三府だけがそうというわけではなく、寧波、紹興、金華などの府や、江西、福建、並びに南直隸に属する府州県にも、またこの弊害は有ります。これは残忍にして仁しみありませんし、生命を傷つけ風俗を崩壊させるもので、これよりも甚だしいものはありません。(看得右軍都督府帶俸訓導鄭璟奏稱、華麗僭用金銀頭面、錦繡衣服、傾貲破産、亦所不措〔惜〕、反將女子澆死。要行出榜禁約。除僭用頭面衣服、本院奏已奏〔奏〕准通行禁約外、其稱嫁娶侈奢、反將女子澆死一節、不獨溫、臺二府爲然、而寧、詔〔紹〕、金華等府、江西、福建、並南直隸概屬府州縣、亦有此弊。殘忍不仁、傷生壞俗、莫此爲甚。『事類纂』卷十三「禁約嫁娶奢侈澆死女子例」)

こうした溺女が起こる背景としては、事例の中で金銀の頭面や錦繡の衣服を、分を弁えずに使用することで、財産を傾けて破産してしまうことを示さしているが、それは、まさに羅璟が問題視していた奢侈の風潮であったことが分かる。

またこうした奢侈の風潮が生む弊害はこれ以外にもある。羅璟は先ほどの上奏で「それ故に富強な者はほしいままに横暴をはたらき、貧弱なものは行き詰まって財産が無くなってしまいうため、争訟は治まることがない(故富強者肆為暴、貧弱為室無儲、争訟不息)」と述べているが、そうした状況をよく現した事例が次のようなものである。

一、南直隸の蘇州府や常州府などの常熟県や江陰県などは退職して仕事の無い吏員や、狡賢い無籍之徒が、しばしば他人に替わって訴状を書き、章を捏造して〔訴訟を起こすよう〕教唆し、上訴の順序を飛ばして京師に赴かせ越訴させております。また富豪や有力者のなかには、みずからの本分を守らず、金銭でもって訴訟に習熟した人物を雇用して、その名前を訴状に出し、私怨を抱く相手に報復したり、善良な人民を

ことであり、おそらくは成化二十年十月十日の都察院右都御史の朱英の上奏で始まる事例(『事類纂』卷二十二、「軍民之家服飾不許違禁例」)であろう。ここで「禁約」されているのは溺女ではなく、金銀の頭面や錦繡の衣服を、分不相応に使用することである。当時の都察院はこの問題を、先に揚げた羅璟の上奏文のような事例と同様に社会風俗が奢侈を好むようになったことによる問題であると理解していたことがわかる。こうした点は林麗月が風俗と関連させて溺女の発生を検討している(林麗月「風俗與罪愆：明代的溺女記叙及其文化意涵」游鑑明編『無聲之聲(II)近代中國的婦女與社会(1600-1950)』中央研究院近代史研究所2002年)。

排除したり罪に陥れたりするなど、多くの人々を巻き添えにして、彼らが安心して生活できなくさせるような不届き者がおります。巡按御史や該当の府に〔その訴状を〕送って提問（関係者を集めて行う審問）をすることに至って、はじめてこれらが全て虚偽であったと判明する有様です。一、直隸蘇、常等府常熟、江陰等縣罷閑吏典、刁潑無籍之徒、往往替人寫狀、捏詞教唆、驀越赴京奏告。又有富豪大戸、不安本分、用錢雇覓他人、出名告狀、報復私仇、排陷良善、牽連他人、不得安生。及至行移巡按御史并該府提問、皆是涉虛。（『事類纂』卷40「教唆寫本狀人發邊衛充軍例」）

この事例は退職して仕事の無い吏員や、狡賢い無籍之徒が他人の代理として積極的に訴訟を引き起こさせるように教唆する事態を禁止しようとしたものである。教唆する際に書かれたこのように訴訟を利用して横暴をはたらこうとする事例は多く見られる。また、このほかにも様々な原因によって「争訟不息」という状態を著した条例は多く見られるし、さらに裁判をめぐるには、司法官吏の律学知識が不十分であったり、不十分なマニュアルが流布していたり、不当な「参語」の乱用など様々な問題が存在したのは第一章で確認した通りである。

「無籍之徒」と『問刑条例』

前節に見た三つの事例は、当時の風俗の変化がもたらす直接的な問題である。こうした問題に対応する事例が成立するのは当然であろう。しかし明中期の事例やそれを元に成立した『問刑条例』の条文には、こうした社会風俗に関する事例だけではない。これ以外にも、様々な問題に対応した事例が存在している。それらは社会風俗の変化とどのように関係するのだろうか。

本節では明中期の条例、『問刑条例』に見られる明中期を特徴づけるキーワードとして、「光棍」、「喇虎」、「無籍之徒」に注目したい。これらはいずれも無法を行う「ならず者（集団）」というニュアンスである言葉だが、『明律』には全く見られない用語である。明初には存在していなかった、あるいは関心がはらわれていなかった存在だといえるだろう。言い換えれば『問刑条例』を編纂する時期になって問題視されるようになったものであろう。そうであれば、ひとまずこの「光棍」、「喇虎」、「無籍之徒」を、明中期を特徴づけるキーワードであると考えてよいだろう。

ただし『問刑条例』の条文を検討する前にこれらの言葉がどういったものかをある程度確認する必要があるだろう。本節では「光棍」、「喇虎」、「無籍之徒」という用語について先行研究によって整理しておこう。

「光棍」に関しては、清代史の分野でいくらかの研究があり、例えば山本英史は「光棍」を複数の使われ方に分類した上で、おおむね無頼漢から派生したものとしている¹²⁵。また、陳宝良は明代の「光棍」について現代語の流氓とほぼ同義であるとしている¹²⁶。

¹²⁵ 山本英史「光棍例の成立とその背景」山本英史編『中国近世の規範と秩序』研文出版2014年 pp. 203-206

¹²⁶ 陳宝良『中國流氓史』中國社會科學出版社1992年 p161

「喇虎」は陳宝良によれば、次のような特徴を持っている人物（集団）であるという。①殴り合いの喧嘩や暴力をふるって殺人をする。②市場にのさばり、商品を強奪し、誰も問いたださない。③税徴収を一手に引き受け、暴利を貪る。④運河や長江の沿岸などの交通の要所で関所を施設したり、荷物を奪ったりする¹²⁷。

「光棍」にせよ「喇虎」にせよ、法律上の定義が示されておらず、明確な区別が存在するわけではない。どちらも一言で表現するならば無頼漢とすべき人物、もしくは集団であろう。

一方で「無籍之徒」は、「光棍」「喇虎」とは視点が異なる用語である。吳艷紅によれば「無籍之徒」は司法官吏が「遊民」を指す他称で、「光棍」「喇虎」は自称であり、実質は同じあるとしている¹²⁸。そうであれば、「光棍」、「喇虎」、「無籍之徒」と呼び分けるのも煩わしい。そこで本章では「光棍」、「喇虎」、「無籍之徒」と呼び分けたりはせず、史料中に現れるものを除いて「無籍之徒」の語に統一して分析を行う。

さて「光棍」、「喇虎」、「無籍之徒」をキーワードとして『問刑条例』の条文の検討を行なっていこう。まず弘治『問刑条例』の中の「光棍」、「喇虎」、「無籍之徒」を含む条文を抽出すると以下の十一條が出てくる。

(1) 一、囚犯紙札照依時估、聽其自行買納。若無籍之徒、及管押吏典人等、通同作弊、分外增騙財物者、問罪、枷號一個月發落。若監追紙札三個月之上、不能完納者、放免。〔弘 I : 1 : 4〕¹²⁹

(2) 一、在京在外稅課司局批驗茶引所、但系一應稅納錢鈔去處、省令客商人等自納。若權豪無籍之徒、結黨把持、攔截生事、及將爛鈔低錢搪塞、攪擾商稅者、問罪、枷號三個月發落〔弘 III : 45 : 1〕

(3) 一、在京在外並各邊、但系一應收放糧草去處、若職官子弟、積年光棍、跟子買頭、小腳跟官伴當人等。三五成群、搶奪籌斛、占堆行概等項、打攪倉場、及欺凌官攢、或挾詐運納軍民財物者、杖罪以下、於本處倉場門首、枷號一個月發落。徒罪以上與再犯杖罪以下、免其枷號。屬軍衛者、發邊衛。屬有司者、發附近、俱永遠充軍。〔弘 III : 48 : 2〕

(4) 一、各處鹽場無籍之徒、號稱長布衫、趕船虎、光棍、好漢等項名色、把持官府、詐害客商、犯該徒罪以上、及再犯杖罪以下者、俱發邊衛充軍〔弘 III : 69 : 3〕

(5) 一、各處客商輻輳去處、若牙行及無籍之徒、用強邀截客貨者、不論有無誑賒貨

¹²⁷ 陳宝良前掲書 pp.158-160

¹²⁸ 吳艷紅「明代法律領域中的游民」『南京大学學報』（哲学・人文科学・社会科学）2012年第2期、2012年

¹²⁹ 本稿では『問刑条例』の条文は黃彰健『明代律例彙編』の整理番号で示す。この整理番号では、弘は弘治『問刑条例』を示し、ローマ数字 I～VIIは名例律、吏律、戸律、礼律、兵律、刑律、工律を示し、真ん中の数字はそれぞれ分類の中の何条目の律文に付されているかを示し、最後の数字は同じ律文に付された条例の中で何条目を示す。例を示すと〔弘 I : 1 : 4〕は、弘治『問刑条例』の条例で、名例律の1条目である「五刑」律に付された4条目の条文となる。

物、問罪、俱枷號一個月。如有誣賒貨物、仍監追完足發落○若監追年久、無從陪還、累死客商、屬軍衛者、發邊衛。屬有司者、發附近、俱充軍。〔弘Ⅲ：80：1〕

(6)一、大同三路官旗舍人軍民人等、將不堪馬匹、通同光棍、引赴內外官處、及管軍頭目、收買私馬、詭令伴當人等出名、情囑各守備等官、俵與軍士、通同醫獸作弊、多支官銀者、俱問罪。官旗軍人調別處極邊衛所、帶俸食糧差操。民並舍餘人等、俱發附近、充軍。引領光棍、並作弊醫獸、及詭名伴當人等、各枷號一個月發落。干礙內外官員、奏請提問〔弘Ⅴ：47：2〕

(7)一、會同館夫供役三年、轉發該管有司收當民差、另僉解補。不許過役、更易姓名、捏故僉補。違者、官吏一體坐罪。若五年以上不行替役、及近館無籍軍民人等用強攬當者、俱問發邊衛充軍〔弘Ⅴ：60：1〕

(8)一、南北直隸山東等處各屬馬驛、僉到馬頭、情願雇募土民代役者聽○若用強包攬者問罪、旗軍發邊衛、民並軍丁人等發附近、俱充軍。其有光棍交通包攬之徒、將正身姓名捏寫虛約、投托官豪勳戚之家、前去原籍、妄拏正身家屬、逼勒取財者、所在官司應提問者收問、應奏人員羈留奏請提問、俱照前例充軍。該管官司、坐視縱容者、參究治罪。〔弘Ⅴ：60：2〕

(9)一、沿河一帶省親省祭丁憂起復、並升除外任、及內外公差官員、若有乘坐馬快船隻、興販私鹽、起撥人夫、並帶去無籍之徒、辱罵鎖綁官吏、勒要銀兩者、巡撫、巡按、巡河、巡鹽、管洪、管閘等官、就便拏問。乾礙應奏官員、奏請提問。其軍衛有司驛遞衙門、若有懼勢應付者、參究治罪。〔弘Ⅴ：70：1〕

(10)一、正統二午四月初九日、節該欽奉英宗皇帝聖旨「天壽山系祖宗陵寢所在、山前山後樹木、正要愛養培護。近聞有等無籍小人、往往入山偷砍樹木。其該管軍衛有司官員及旗甲裡老人等、坐視不行鈐束、論罪都該處死。錦衣衛輪差的當官校往來巡視。但有犯的、都拏將來、處以重罪、家屬發遼東邊衛充軍。若差去官校、賣放作弊、及托此生事擾人的、也一體治罪不饒。」欽此。〔弘Ⅵ：10：1〕¹³⁰

(11)一、凡號稱喇虎等項名色、白晝在街撒潑、口稱聖號、及總甲、快手、應捕人等、指以巡捕勾攝為由、各毆打平人、搶奪財物者、除真犯死罪外、犯該徒罪以上、不分人多人少、若初犯一次、屬軍衛者、發邊衛充軍。屬有司者、發口外為民。雖系初犯、若節次搶奪、及再犯累犯、笞杖以上者、俱發原搶奪地方、枷號一個月、照前發遣。若里老鄰佑、知而不舉、所在官司、縱容不問、各治以罪。〔弘Ⅵ：15：1〕

以上の『問刑条例』の十一條を見ると、無籍之徒が起こす犯罪行為とはどのようなものかを見ることができる。⑧の条文を除いて、基本的には金銭が目的の行為であるが、単純な暴力や直接的な略奪ではなく、行政実務の請負のような、官との関係を利用した「たかり」や「ゆすり」のような行為といえるだろう。

明中期には里甲制が形骸化し、糧長や里長の職務の代行請負が、非公式ながら現れ、請負をおこなわれていたが、その請負を担っていたのが「無籍之徒」であった¹³¹。『問刑条例』の中で見られる無籍之徒も、行政実務や商行為などを行う当事者の間に立ち、彼らが行う

¹³⁰ 正統二年(1437)の聖旨をそのまま引用(『明英宗實録』卷二十九、正統二年四月丙子条)。

¹³¹ 岩井茂樹「明朝の中央政治と地域社会」『岩波講座世界歴史 12 東アジア・東南アジアの近世 15~18 世紀』、岩波書店、2022 年

べき業務を代行して引き受ける、「仲介者」としての役割が顕著に表れている。要するに無籍之徒が行う犯罪行為とは、行政実務や商行為のなかで行う犯罪であると言い換えることができる。

こうした仲介者として行政実務や商行為のなかで行われる犯罪行為というのは、先ほどの『問刑条例』の条文と直接関係のない事例の中でも見ることができる。例えば、朝貢使節と民間の商人の仲介が問題となる事例¹³²、高官の親戚を騙って舶来品を販売する事例¹³³、朝貢使節の移動に同行して問題を引き起こす事例¹³⁴など行政実務や商行為の仲介者として、官との関係などを利用した事例が『事類纂』戸部類、兵部類には多数存在している。やはり、こうした無籍之徒による犯罪行為は、明中期を特徴づけるものと考えてよいのだろう。

『問刑条例』 条文の成立過程

無籍之徒の犯罪行為は、『問刑条例』の条文に組み込まれるのであるということは、いずれも『明律』で対応することができない犯罪であったということである。しかし、行政実務や商行為のなかで行う犯罪であるとはいえ、行っている行為は恐喝であったり、暴力であったり既存の律文で対応できそうな行為である。それでは、なぜ『問刑条例』にする必要があったのか。本節では条文の形成過程から検討していく。

しかし、十一条の全ての形成過程を検討することはせずに、関連する事例が最も多い⑨の条文〔弘VI：15：1〕を用いる。この系統の条文は加藤雄三がすでに量刑に注目して言及をしている¹³⁵が、ここでは事例の中に引用された実際の事案を踏まえつつ再検討したい。今一度〔弘VI：15：1〕を示すと次の通りである。

一、凡號稱喇虎等項名色、白晝在街撒潑、口稱聖號、及總甲、快手、應捕人等、指以巡捕勾攝為由、各毆打平人、搶奪財物者、除真犯死罪外、犯該徒罪以上、不分人多人少、若初犯一次、屬軍衛者、發邊衛充軍。屬有司者、發口外為民。雖系初犯、若節次搶奪、及再犯累犯、笞杖以上者、俱發原搶奪地方、枷號一個月、照前發遣。若里老鄰佑、知而不舉、所在官司、縱容不問、各治以罪。〔弘VI：15：1〕

これを条文の要素に分解すると以下の表のようになる。ここでは行為や人物、状況などの犯罪の要件と刑罰に分けて検討したい。

罪	(1)凡號稱喇虎等項名色、(2)白晝在街撒潑、(3)口稱聖號、(4)及總甲、快手、應捕人等、指以巡捕勾攝為由、(5)各毆打平人、(6)搶奪財物
刑	(A) 除真犯死罪外、犯該徒罪以上、不分人多人少、若初犯一次、(a1)屬軍衛者、

¹³² 『事類纂』卷20「鋪行人等〔與〕各夷人交易不許賒買拖騙違者從重問擬仍於會同館前枷號示衆若委官人等知情作弊一體參問各夷故違自賒賣與人日後告理不與追給例」

¹³³ 『事類纂』卷29「禁約販賣番貨輕重等則擬罪」

¹³⁴ 『事類纂』卷20「禁約夷人不許多買茶斤及鋪戶交通買賣」、卷29「禁約交通夷人易換違禁物件例」など

¹³⁵ 加藤雄三「明代成化・弘治の律と例(二) 依律照例発落攷」『法学論叢』143号、1998年

	發邊衛充軍。(a2)屬有司者、發口外為民。(B1)雖系初犯、若節次搶奪、(B2)及再犯累犯、笞杖以上者、(b)俱發原搶奪地方、枷號一個月、照前發遣。
--	--

それぞれあらためて箇条書きにして示すと次のとおりになる

・犯罪行為・人物・状況

- (1)喇虎などの名称を号して称す。
- (2)真昼に街で横暴を働き騒ぎ立てる。
- (3)聖号を唱える。
- (4)總甲、快手、應捕人等が、巡捕の公務処理であることを理由としている。
- (5)平人を殴打する。
- (6)財物を搶奪する。

ただし、(1)から(6)すべての要素を備えるような状況が存在するとは考えがたいことから、(6)の「財物を搶奪する」行為を基本として、それに(1)～(5)の要素を兼ね備えた場合がこの条文の規定する犯罪行為であると考えられる。

・刑罰

- (A)真犯死罪を除いてそのほかは、犯した罪が徒罪以上に該当すれば、人多であるか人少であるかを分けずに、初犯で一回ならば、
- (a1)軍衛に属する者は、辺衛に発して充軍とする。
 - (a2)有司に属する者は、口外に発して為民とする。
- (B1)初犯であるといっても、数回搶奪していた者、
(B2)再犯・累犯で、笞杖以上の罪の者、
- (b)もともと搶奪した地方に送って、枷号一個月とし、前項に照らして發遣とする。

それでは、以上の要素が、いったいいつのどの段階で、どのような条件を踏まえて加わったのか条文の成立過程を見ていこう。

天順元年（1457）十月十二日

この系統で、確認できる最も古い事例は以下の天順元年十月十二日の事例である。

查得先該刑部題稱、要將白晝二三成群撒潑、在街行兇、搶奪人財物、枷號一個月、滿日送兵定〔部〕、發邊衛充軍。等因。具題。天順元年十月十二日奉英宗皇帝聖旨「是。」欽此。〔『事類纂』卷34「白晝搶奪并拒捕場人欽依充軍者遇革不准放免例」〕

罪	(2)白晝二三成群撒潑、在街(5)行兇、(6)搶奪人財物
刑	(b)枷號一個月、滿日送兵定部、發邊衛充軍。

この段階で既に「(2)真昼に街で横暴を働き騒ぎ立て、暴力を働いて(=5)平人を殴打して)、(6)財物を搶奪したりした者は、枷号一ヶ月の上で辺境の衛所に充軍とする。」という基本的な条文の形が形成されている。ここには、具体的な事案そのものは確認できないが、「軍衛に属する者」と「有司に属する者」を分けていないのは、恐らくはこの時点で軍衛に属する者＝「軍餘」が事件を起こしていたからだと考えられる。

天順八年（1464）十一月三十日

次に見られるのが天順八年十一月三十日の事例である。

(天順八年十一月三十日)會官議得、今後兩市城内外附近關廂・市鎮去處、有等無籍軍民・旗校・舍餘・匠役人等、不務生業、三五成群、白晝在街撒潑、毆打平人、搶奪財物、及於倉場打攪納戸人等取財、號名光棍、通同官攢・斗級人等入倉、摟扒偷盜官糧、事發問擬明白、犯該笞杖及計贓不滿貫徒罪、照依常例發落。再犯與犯滿貫徒罪

至雑犯死罪、從〔重〕懲治、軍旗・舎餘人等俱發邊衛充軍。民發口外爲民。職官有犯、奏聞區處。奉聖旨「是。」欽此。〔『事類纂』卷34「白晝搶奪三五成群及打攪倉場充軍爲民例」〕

罪	三五成群、(2)白晝在街撒潑、(5)毆打平人、(6)搶奪財物
刑	軍旗・舎餘人等俱發邊衛充軍。民發口外爲民。職官有犯、奏聞區處。

ただし天順八年十一月三十日というのは、英宗天順帝から憲宗成化帝への代替わりが行われた直後であり、成化帝の即位詔によって天順元年の事例は革去されている。天順元年の事例とは別に、無籍之徒の事案に対応して作られた事例だと考えてよい。

この事例は犯罪行為の中身こそ天順元年の事例と同じであるが、設定されている刑罰に差異がある。そのうち最も大きな差異は刑罰を軍旗・舎餘人の場合と民の場合、職官の場合に分けていることであろう。この部分がこの事例の後に与えた影響である。

成化四年（1468年）

次に見られるのが成化四年（1468年）の事例である。この事例では、条文の中身に新しい部分は見られないが、成化帝即位で革去された天順元年の事例を、実際の事案に合わせて再確認することで、これ以降の条文の基礎を作っている。

【事案1】

ここでの事案は、第一章でも紹介した軍余の王騒孤という人物が起こした一連の事件のことである。成化元年（1465年）から成化四年（1468年）までに起こした事件が列挙され、刑罰を検討した結果次のように提案される。

議論したところ、王騒孤の犯した罪は「白晝搶奪人財物者」に依って、減等して杖九十徒二年半とし、例に照らして倣工満日とする。王福得は「刁姦」律に依って、減等して杖九十とし、〔籍が〕操軍でありますので的決して、それぞれ役に着いて隨住させる。審擬した結果、〔それは〕律に合致していた。（議得、王騒孤所犯合依「白晝搶奪人財物者」、減等杖九十徒二年半、照例倣工満日。王福得依「刀〔刁〕姦」律、減等杖九十、係操軍的決、各着役隨住、審擬合律。〔『事類纂』卷34「白晝搶奪并拒捕場人欽依充軍者遇革不准放免例」〕

これによれば当初、王騒孤は「白晝搶奪」律で、王福得は「刁姦」で罰しようとしていたことが分かる。それぞれの律の本文は次の通りであり、刑罰の重さも一致している。

白晝搶奪「凡白晝搶奪人財物者、杖一百、徒三年。」〔『明律』刑律一、賊盜〕

犯姦「凡和姦、杖八十。有夫、杖九十。刁姦、杖一百。」〔『明律』刑律八、犯姦〕

ところが、上の通りに律が適用されることはなかった。律に従った刑罰では不十分と考えられたからである。

調べてみたところ、先の錦衣衛巡捕千戸趙端等による参語を見れば、凶悪犯の王騒孤は刀を持って、兄である王福得とともに、たびたび街なかで暴力を行い騒ぎたて、

軍余は張名など十四人に騙したり殴ったりをして、強奪凶頼も行い、皮襖、布疋、酒麵などの物の強奪もしており、また暴力を行い屋根に登って瓦を使って人を殴ったり、軍婦を連れ込んだりしたなどあり、積み重なった罪は「深悪」であり、法司に送って罪を問い、例に照らして枷号するべきであります。(査得、先該錦衣衛巡捕千戸趙端等参稱、兇犯王騷孤拿刀、同兄王福得、節次在衛行兇撒潑、欺打軍餘張名等一十四人、強奪圖頼、皮襖、布疋、酒麵等物、又行兇上房揭瓦打人、壩占軍婦、積犯深悪、合送法司問罪、照例枷號等因。『事類纂』卷34「白晝搶奪并拒捕場人欽依充軍者遇革不准放免例」)

ここで錦衣衛巡捕千戸趙端の文書が「参語」として参照された結果、当時の感覚では王騷孤は「積犯深悪」であり、それに対して律の条文で適切な(バランスの取れた)刑罰を当てるのは不可能であると判断され、法司(中央の司法衙門)に送って罪を問い、例に照らして枷号すべきとして大理寺に送られることになった。結果として、天順元年(1457年)の事例が適用されて「送兵、定發邊衛充軍、王福得照例的決、仍發原衛着役。」となり、これ以降でも天順元年の事例が適用されるようになった。

成化五年(1469年)

次に見られるのが次の成化五年(1469年)の事例である。

(成化五年)合無仍照刑部等衙門先次奏准事例、今後問擬白晝搶奪財物者、囚犯計贓滿貫犯該徒流及雜犯死罪者、軍校・旗舍人等俱發邊衛充軍、軍民發口外為民、職官奏請定奪。若再犯累犯不悛、照例枷號一月、滿日仍發邊衛充軍。如此則刑罰得中、獄囚無冤。(『事類纂』卷34「白晝搶奪財物滿貫軍旗舍人發邊衛充軍民發口外為民職官具奏若再犯并累犯者枷號充軍例」)

罪	(6)白晝搶奪財物
刑	囚犯計贓滿貫犯該徒流及雜犯死罪者、(a1)軍校・旗舍人等俱發邊衛充軍、(a2)軍民發口外為民、職官奏請定奪。(B2)若再犯累犯不悛、照例枷號一月、滿日仍發邊衛充軍。

この事例では先の天順元年(1457)の事例と天順八年(1464)の事例の両者を踏まえ、人物の立場に合せた刑罰を設定した。ここでは、軍校・旗舍人と軍民で刑罰を分けている。加えて、再犯累犯の場合の刑罰も追加される。

成化十四年(1478年)六月初二日

次に見られるのが次の成化十四年(1478年)六月二日の事例である。

(成化十四年六月初二日)今後、但有此等在街毆打平人、強奪財物、及口稱聖號并一應狂逆詞語者、聽巡捕官校該城兵馬火甲人等拏、送法司、依律問罪、悉照前例發落。若累犯不悛者、照例枷號發遣。如此庶使兇頑知懼、良善獲安。緣係照例禁治兇犯及奉欽依都察院知道事理、未敢擅便、具題。次日奉聖旨「是。」欽此。(『事類纂』卷34「一人兇惡節次搶奪財物滿貫徒罪充軍例」)

罪	但有此等在街(5)毆打平人、(6)強奪財物、及(2)口稱聖號并一應狂逆詞語者
刑	送法司、依律問罪、悉照前例發落。(B2)若累犯不悛者、照例枷號發遣。

この事例では、以下に示した【事案 2】を受けて、新たに犯罪行為に「口稱聖號并一應狂逆詞語」が追加された。

【事案 2】

この事案では、軍余の張昭が起こした一連の事件が取り上げられている。このうち、追加された「口稱聖號并一應狂逆詞語」の行為が以下である。

成化十四年(1478年)正月内、街道をダメにしたため総甲の周振がやってきてそれについて理を説いたところ、張昭はすぐに木の棍棒を持って周振を追い回して殴り、さらに不届きにも街中で「聖号」を口にして、さらに周振を寂れた建物の瓦を掲げてから振り下ろして乱打した。(成化十四年正月内、因作踐街道有總甲周振前來理説、昭就執木棍將周振趕打、及不合在街稱叫聖號、又將周振冷舖房瓦揭下乱打。『事類纂』卷34「一人兇惡節次搶奪財物滿貫徒罪充軍例」)

ここで言う「聖号を口にする(口稱聖號)」という行為について、『明律国字解』で徂徠は「聖號は天子を稱することを云なり。」とする¹³⁶が、皇帝の諱を口にしているのか、自分が皇帝だと口にしているのかは具体的には不明である。おそらくは皇帝に関係することであると考えてよいだろうが、同時代の「聖号」の用例を見ると宗教的な用語が目立つため、宗教用語を口にする行為なのかもしれない。あるいは、宦官のように皇帝の名代として派遣された存在であると騙る行為なのかもしれない¹³⁷。いずれにせよ、相手恫喝する手段として使用されていたようである。張昭はこの他にもいくらか罪を犯しているが議論したところ次のような提案がなされる。

議論したところ張昭の犯した罪は「強騙人財物」と「違制等輕罪」以外の「白晝搶奪人財物計贓重者加竊盜已行、而但得財一百二十貫一等罪止杖一百流三千」に依って、大誥を持っているので減等して杖一百徒三年とするべきであります。ところが調べて先ほどの錦衣衛指揮同知牛循の文書を参語として参照してみると、この犯人は市井の小人であるにもかかわらず国法を畏れることなく、恫喝することで平人の財物を要求する者であり、客商の金銭を抑えて強要する者であります。聖号を口にして、良善な人々を恫喝しているので、法司に送って罪に問い、榜文を發給して禁約するべ

¹³⁶ 定本『明律国字解』p.782

¹³⁷ 例えば宦官は皇帝の名代として派遣され、審録を行うことがある。この際、宦官は上位の席に位置していたらしい(沈徳符『万曆野獲編』卷十八、刑部、熱審之始)。またそうした皇帝の名代としての宦官の地位を悪用した人物を裁く天順八年の事案がある。この際に、広東清吏司は、宦官の立場を騙ることに対して「難照常例」とすると参語を加えたが、大理寺の王槩に既存の律で裁くことが可能であり、「難照常例」とするのは妄引参語であると判断され棄却されている。(王槩『王恭毅公駁稿』上「馬船附妄加参語」)似たような事例では、高官の親戚を騙って違法な商売を行なっている弘治元年の事案がある(『事類纂』卷二十九「禁約販賣番貨輕重等則擬罪」)。大運河の事例でも、「虎の威を借る狐のようである者は少なくない(狐假虎威者不少)」と表現されている。(『事類纂』卷二十九「裏河照舊差御史巡河及兼收科鈔點關驛遞盤詰馬船例」)権力のある人物の名前を出すことは商売の「戦術」として一般的であったのだろう。

きであります。(議得張昭所犯除「強騙人財物」、及「違制等輕罪」外、合依「白晝搶奪人財物計贓重者加竊盜已行、而但得財一百二十貫一等罪止杖一百流三千」、有大誥減等杖一百徒三年。查得先該錦衣衛指揮同知牛循參稱、本犯市井小人不畏國法、恃逞兇潑要平人財物者、措勒客商錢本者、口稱聖號、恐嚇良善、合送法司問罪、及出榜禁約等具題。(『事類纂』卷34「一人兇惡節次搶奪財物滿貫徒罪充軍例」))

ここでは張昭の罪に「白晝搶奪」律を適用している¹³⁸。ただ「白晝搶奪」律では、「奪った者が重大である者は竊盜の罪に二等を加える(計贓重者、加竊盜罪二等)」と定められているので、「窃盜」律の「一百二十貫、罪止杖一百、流三千里」をあてはめるが、「白晝搶奪」律に「罪は杖一百、流三千里に止める(罪止杖一百、流三千里)」とあるので、そのまま杖一百、流三千里の刑罰が当てられている。

しかし錦衣衛指揮同知牛循の参語を調べたところ法司(中央の司法衙門)に送って罪を問うべきとして都察院に送られる。

私たちが錦衣衛都指揮同知牛循の参語をみて見ると次のようにありました。審問しましたところ、張昭はたびたび街中で横暴をはらき騒ぎ立て、平人を殴打し、財物を強奪しておりまして、一人であるとはいっても、民衆は皆〔彼を〕避けますので、二三成群の事例と見比べると、もっとも凶悪であり、前例に照らしても、なんら過ぎたことはありません。況してや日々の中で聖号を口にしており、少しとしてはばかりではありません。厳しく禁約を加えないのであれば、慮恐このような凶暴なものたちが〔張昭を〕模倣して、好き勝手に狂逆の言葉を口に出すようになり、そのさわぎは伝聞して広まり、遠い日に統治を失ってしまうことを恐れます。この犯人は大理寺へ送って審録をしていただきたくございます。審録が終わった日に、「審録徒罪滿貫事例(成化五年の事例)」に照らして、兵部に送り辺境の衛所に発して充軍としましょう。(臣等勸〔看〕得、錦衣衛都指揮同知牛循参。問得、張昭節次在街撒潑、毆〔毆〕打平人、強奪財物、雖是一人、衆皆畏避、其視二三成群、尤為惡兇、比照前例。寔不為過。況於日月之下口稱聖號、略無忌憚。不嚴加禁約、慮恐兇徒倣倣、成肆出狂逆語、生狂傳聞、遠日有失治體。欲將本犯發大理寺審録。畢日、照依審録徒罪滿貫事例、送兵部定發邊衛充軍。(『事類纂』卷34「一人兇惡節次搶奪財物滿貫徒罪充軍例」))

結果として、都察院でも牛循の参語に依って大理寺に送り審録させ、成化五年(1469年)の事例に照らして充軍とすることになった。ここで「口稱聖號」の要素が追加された事例となった。

成化十五年(1479)八月初八日

次に見られるのが成化五年(1469年)の事例である。この事例では、条文の中身に新しい部分は見られないが、次に紹介する【事案3】を受けて、在京の犯罪者のみを対象とした適用範囲が通州一帯の犯罪に拡大している。

【事案3】

ここまでこの系統で検討してきた事例はいずれも在京の衙門にしか通行しておらず、北

¹³⁸ 凡白晝搶奪人財物者、杖一百、徒三年。計贓重者、加竊盜罪二等。傷人者、斬。為從各減一等。(『明律』卷十八、刑律、賊盜、白晝搶奪)

京と南京の両京以外ではこの事例は適用されてこなかった。しかし、理事の事案は両京以外でも発生するようになる。ここでは北京郊外にある通州で起こった軍余の張本が起こした事案である。

いま承前の張本は勾留しており、別に審理を行っている周訪、曹通もともに竊盜であり、往往にして通州で昼間は市に行き錢物を集めて盗み、夜は囲いの中に入って家畜を取れ出し、スリや空き巣を行い、脱獄して抵抗しており、犯した罪は多岐に渡り、常例に照らして発落しがたくございます。必ず各犯罪者の罪名を定めて、分守道の管轄する地方に送り返し、枷号一ヶ月満日とし、もともと審理を行っていた衙門に送って発落するべきでしょう。以後この地方の犯罪者に「竊盜」、「喇虎」という事情があれば、例に照らして枷号一ヶ月満日として法司に送って、罪を当てて発落するべきでしょう。(今承前因張本監候、另行周訪、曹通俱係竊盜、往往在於通州晝行市集偷錢物、夜入攔圈牽趕頭畜、掏摸穿窬、越獄拒捕、罪犯多端、難照常例發落。要將各犯問擬罪名、發回分守地方、枷號一月満日、仍發原問衙門發落。以後地方犯有竊盜喇虎情、照例枷號一月、満日送法司、擬罪發落。(『事類纂』卷34「通州一帶地方拏獲竊盜至徒流罪者枷號半月其喇虎三五成群搶奪財物再犯累犯者枷號一月充軍爲民例」))

ここでは、張本が行ってきた犯罪行為は多岐に渡っているため、通常の方法で裁くのが難しいと指摘されている。これは両京でしか見られていなかった【事案1】と同様の事態が通州付近で発見されるようになったこと示している¹³⁹。結果として通州でもそれまでの見行事例が適用されるようになった¹⁴⁰。

成化十五年(1479年)十一月

次に見られるのが成化十五年(1479年)十一月初十日の事例である。この事例は初犯か再犯かなどの精緻化のほか、事例ごとにばらばらな文言を統一する必要があると提案したものであり¹⁴¹、その提案を踏まえて複数あった事例の精緻化を図った結果、『問刑条例』の条文がおおよそ完成した。それが以下である。

(成化十五年十一月初十日) 合無、今後南北二京内外并通州附近等處、但有號稱喇虎等項名色、白晝在街撒潑、毆打平人、搶奪財物、事發到官鞠問、明白該答杖罪者、俱照常例發落。徒罪以上、不分人多人少、初犯一次者、不必枷號。屬軍衛管轄者、俱發邊衛充軍。屬有司管轄者、俱發口外爲民。原係邊軍邊民等項、各決杖一百、發極邊、

¹³⁹ ただし現場の官僚が問題視していなかっただけで、同様の事態が既に起こっていた可能性は大いにある。ここで言えるのは、あくまで官僚が通州でも同様の問題を、問題として発見するようになったということだけだろう。

¹⁴⁰ 今後、通州一帶地方、拏獲竊盜喇虎、俱送法司、依律問擬明白、竊盜賊多至徒流罪者、照依天順年間事例、枷號半月満日與、賊少犯該答杖輕罪者、免其枷號、俱照常例發落。其喇虎、白晝三五成群、撒潑在街、搶奪人財物、再犯累犯者、亦照見行事例、枷號一月満日、軍發邊衛充軍、民發口外爲民。(『事類纂』卷34「通州一帶地方拏獲竊盜至徒流罪者枷號半月其喇虎三五成群搶奪財物再犯累犯者枷號一月充軍爲民例」)

¹⁴¹ 會同刑部、大理寺、太子少保刑部尚書淋等議得、法令貴乎從宜事體在乎歸一。即將兩京城内外與通州等處、此等兇犯數多、前項事例或枷號、或不枷號、或分初犯再犯、或不分初犯再犯、或分軍民職官、或稱二三成群、或稱三五成群、且行於京城者、不曾行於南京、行於南[兩]京、不曾及於通州、此係前後不同。委的人難遵守。但初犯一次者、既發邊衛充軍、及口外爲民、又行枷號、恐法令大過。節次再犯累犯者、發邊衛充軍、及口外爲民、不枷號、又無以警衆。(『事類纂』卷34「號稱喇虎毆打平人搶奪財物犯該徒罪以上初犯充軍爲民若節次搶奪財物及再犯累犯俱枷號一月照前發落例」)

常川守哨。職官有犯、照例議擬、奏請定奪。若雖係初犯、節次搶奪、及再犯累犯者、俱發原地方枷號一箇月、滿日、仍照前例、分別軍民、職官發去充軍爲民守哨、奏請施行。如此、庶事體歸一、兇暴知懼。緣係事例未敢擅便。具題。次日奉聖旨「是。」欽此。〔『事類纂』卷34「號稱喇虎毆打平人搶奪財物犯該徒罪以上初犯充軍爲民若節次搶奪財物及再犯累犯俱枷號一月照前發落例」〕

罪	但有號稱喇虎等項名色、(1)白晝在街撒潑、(4)毆打平人、(6)搶奪財物
刑	明白該管杖罪者、俱照常例發落。(A) 徒罪以上、不分人多人少初、犯一次者、不必枷號。(a1) 屬軍衛管轄者、俱發邊衛充軍。(a2) 屬有司管轄者、俱發口外爲民。原係邊軍邊民等項、各決杖一百、發極邊常川守哨。職官有犯、照例議擬、奏請定奪。(B1) 若雖係初犯、節次搶奪、(B2) 及再犯累犯者、(b) 俱發原地方枷號一箇月滿日、仍照前例、分別軍民職官發去充軍爲民守哨奏請施行。

これ以降の事例は、犯罪行為と刑罰の内容に変化は見られないが、成化二十年(1484年)二月二十四日の事例¹⁴²で適用範囲を長江一帯に拡大し、弘治三年(1490年)の事例では適用範囲を全国に拡大している¹⁴³。

以上の条例条文の成立過程をまとめると次のようにまとめることができるだろう。すなわち、基本的な条文の完成→刑罰の整理→カバーしていなかった行為を追加→事例が適用される範囲を通州に拡大→条文の完成→適用範囲を拡大→全国への拡大である¹⁴⁴。これは裏返せば、社会の中における無籍之徒の出現→犯罪の種類が増加→犯罪発生地域拡大という流れの裏返しとすることができるだろう。

この流れの中で、それぞれ参語を用いながら事情を踏まえて、律で裁くのが難しいと言う状況を確認することで、条文に新たな要素を加えてきた。律での裁きを難しくさせてい

¹⁴² 欽遵已行禁約去後、今南京都察院奏稱前項事例、彼先擬奏之時、止是禁治兩京内外並通州附近等處、不曾該兩京江上一路、以致沿江去處兇暴撒潑之徒、任意為非、全無忌憚。將例通行江上一帶禁治一節、合准所奏、行移南京都察院轉行提督巡江官員、今後自九江以至蘇州沿江一帶地方、但有兇惡之徒、成群結黨、駕舡隻、白晝在江上下、指稱巡捕等名色、激截舡隻、毆打平人、搶奪財物、事發到官、除真犯死罪外、其犯該管杖罪者、俱照常例發落。徒流罪者照前項奏准事例問發枷號發遣施行。〔『事類纂』卷34「沿江等處毆打平人搶奪財物照在京事例充軍爲民」〕

¹⁴³ 一件陳言革弊事。弘治三年十月内 該都察院右御史屠等題准、通行各處巡按御史禁約、今後但有號稱喇虎等項名色為非者、許被害之人、及里老隣佑赴官陳告。即便准理究問(究)明白、俱照南北兩京城内外並通州附近等處喇虎事例、犯該徒流以上、不分人多人少、初犯一次、屬軍衛管轄者、俱發邊衛充軍、屬有司管轄者、俱發口外為民。原係邊軍、邊民、各杖一百、民發極邊充軍、軍發常川守哨、職官有犯奏請定奪。係初犯節次搶奪、及再犯、累犯俱發原搶奪地方枷號一個月滿日、仍照例分別軍民職官各發、充軍、為民、守哨、奏請施行。〔『事類纂』卷34「各處喇虎照兩京喇虎事例問發充軍為民守哨枷號奏請定奪」〕

¹⁴⁴ この基本的な条文の完成→罪や刑罰の規定の精緻化→適用範囲の拡大という流れは、その他の条文の成立過程でも見られる。例えば②③の条例の系統や、第4章で取り上げる朝貢貿易に関する条例、第5章で取り上げる海禁の条例などがそうである。

た要因は、複数の犯罪行為を繰り返し行う常習性というべきものように見える¹⁴⁵。この常習性が無籍之徒の特徴の一つであるとも言えるだろう。それでは、こうした単発の犯罪行為だけではなく常習的に犯罪行為を繰り返す無籍之徒は、いったいどこから現れるのか。次節では無籍之徒がどういった状況から現れるのかを検討していく。

「軍余」という存在

前節で確認した事案で裁かれている犯人を確認していると、いずれの人物も軍余という身分であることが分かる。軍余とは軍籍でありながら、正軍に数えられない人物を言う。軍籍に属する軍戸は各戸から一名を軍士（＝正軍）に出すことになっているが、軍士は基本的に世襲で、基本的には嫡長子に「襲替¹⁴⁶」することになっていた¹⁴⁷。その戸内のうち軍士を世襲しなかった次男以下の人物が「軍余」、「舍余」、「余丁」と表現される¹⁴⁸。これらの人物は、ほとんどの場合は農業を生業とするが、商業活動を行う場合もあり、今回取り上げた事例に登場する軍籍の人間はほとんど商業を生業にしている。

ただ軍士は十分な給与も与えられず、逃亡する軍士も後を絶たなかったため結果として屯田耕作の負担が軍余にも及ぶことにもなることもあった¹⁴⁹。また『事類纂』吏部類や戸部類、兵部類には武官の逃亡、不正¹⁵⁰、サボタージュ¹⁵¹などのしわ寄せが軍余の負担になるという事例も見られる。そのため軍余であっても、それぞれの人物が生業とするものは様々である。

さて、無籍之徒が関係する事例を確認すると、今回取り上げた〔弘V：70：1〕系統以外でも、その無籍之徒の身分が軍余や舍余であることが多い。無籍之徒は必ずしも軍余であるわけではないが、無籍之徒になる人物の多くは軍余であるということができよう。

¹⁴⁵ 常習性がなぜ問題になるかについては第三章で論じた。

¹⁴⁶ 前任者が亡くなって交替することを襲で老疾によって交代することを替という。（『明史』巻七十一、選挙、武職「武官爵止六品、其職死者襲、老疾者替、世久而絶、以旁支繼。」）

¹⁴⁷ 川越泰博『明代中国の軍制と政治』国書刊行会 2001年 p. 273

¹⁴⁸ いずれも「軍籍でありながら、正軍に数えられない人物」とであり、その意味するところに大きく異なることはないため、本章では軍余に統一して示していく。

¹⁴⁹ 清水泰次『明代土地制度史研究』大安出版 1968年、王毓銓『明代的軍屯』中華書局 1965年

¹⁵⁰ 『事類纂』巻19「巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例」など

¹⁵¹ 『事類纂』巻9「一軍職一月巫不到衛所辦事扣除俸糧三月之不到投托跟随等項照曠職事例發落調衛帶俸」など

それでは、なぜ軍餘は無籍之徒になるのだろうか。その手がかりとなるのが「不務生理」というキーワードである。この「不務生理」は本来の職業から離れた状態を言うが、無籍之徒を修飾する用語として頻出する¹⁵²。こうした生業から離れた人物が現れる要因の一つには人口の増加とそれに伴う非農業人口の拡大があるだろう。成化年間に北京の人口は 75 万人前後にも到達しており、流動人口も含めると 90 万人以上になっていたと推定されている¹⁵³。こうした人口の拡大の中で、食糧生産に関わらない生き方が拡大したわけだが、それは当時の社会が食糧生産に関わらなくとも生きていけるような経済的豊かさを実現させていたとも言っている。

「生理に務めざる（不務生理）」生き方をする人々

それでは、なぜ彼らは「生理に務めざる（不務生理）」生き方をするのだろうか。ここで注目したいのが、無籍之徒とは別に「不務生理」と修飾される存在である。「不務生理」とは戸籍に紐づけられた本来の職業から離れた状態を言うのであるから、無籍之徒以外にも、「不務生理」と表現される人々が存在する。

第一に挙げられるのが自浄人である。自浄人とは、宦官になるために自宮を行った人物のことを言う。そもそも自宮行為自体が律で禁止されている¹⁵⁴のだが、成化・弘治年間には自宮の禁令が複数回発出されている。例として成化九年(1473年)の事例を見てみよう。

成化九年十一月内の錦衣衛鎮撫司に出された憲宗皇帝の聖旨の一部には「あえて本来すべき生業に務めず、ひそかに自ら自宮を行い、進用されることを願い求めた場合は、自宮をおこなった本人は死刑に処し、その家族は煙瘴の土地へと発して充軍とする。」とあった。(成化九年十一月内該錦衣衛鎮撫司節該欽奉憲宗皇帝聖旨「敢有不務本分生理、私自浄身、希求進用、本身處死、全家發煙瘴地面充軍。」欽此。(『事類纂』卷四十四「禁私自浄身人」)

ところが、こうした自宮に対する禁令が出されたにも関わらず、自宮を行う人物は後を絶たなかったようで、『事類纂』卷 44、刑部類、闖割火者の中には、九条の事例が残されている。また、これらの事例では、自宮行為そのものを問題視すると同時に、自浄人が北京城内に「潜住」していることを問題としている。

¹⁵² 吳艷紅前掲論文

¹⁵³ 高寿仙「明成化年間北京城市人口数額初探」『北京档案史料』2005年第1期、2005年

¹⁵⁴ 『明律』卷二十六、刑律、闖割火者「凡官民之家、不得乞養他人之子、闖割火者。違者、杖一百、流三千里。其子給親。」

審問したところ次のことがわかりました。犯人の劉順などは、不届きにもひそかに自宮を行ったので、先に奉りました聖旨にあるとおり原籍の土地に返して差役に当てておりました。しかしまた、不届きにも逃亡して、北京城内に潜住して、進用を願い求めておりました。王眞などの三十五名は、禁例をよく知っていたにもかかわらず、〔この人物たちも〕不届きにも故意に違反して関門を超えて北京までやって来て、それぞれ進用を願い求める書状を用意しておりました。これらのような人物は、刑罰を加えて懲らしめようと痛がることもなければ、法令を警戒することはありません。やって来た三十五名の中には、審問によれば高林は十歳、陳教化は十四歳、鮑興と趙興伍は十五歳、いずれも年少であるものもおりますので、各犯は刑部に送って擬罪するべきでしょう。(問得、犯人劉順等、不合私自淨身、先奉欽依發回原籍著役當差却。又、不合逃躲、在京潜住、希求進用。王眞等三十五名、明知禁例、亦不合故違越關來京、各具本狀希求進用。似此之徒、若不痛加懲治、無以警戒。將來數内高林審據的年一十歳、陳教化一十四歳、鮑興・趙興伍俱年一十五歳、俱年少、合將各犯通送刑部擬罪。(『事類纂』卷四十四「私自淨身處死全家充軍例」))

この事例でも示されているように、自宮を行い北京に潜住する目的は「進用されることを願い求める(希求進用)」ことであつた。これは多くの先行研究¹⁵⁵が言及していることでもあるが、これらの人物は宦官という特権階級を手に入れることを目指したのである。つまり自給は特権階級を目指す社会的上昇のための手段として機能したのである。これは同時代人たちも理解していたようで、『実録』の中でも関連する記載が永楽年間ごろから度々登場する¹⁵⁶。そして、こうした事態を規制する禁令もやはり『問刑条例』に組み込まれている¹⁵⁷。

さて「不務生理」と表現される人々として第二に挙げられるのは賭博を行う人物である。こちらも賭博の行為それ自体は既に『明律』で規制されていた。それが次の条文である。

凡賭博財物者、皆杖八十、攤場錢物入官。其開張賭坊之人、同罪。止據見發為坐。職官加一等○若賭飲食者、勿論。(『明律』刑律、賭博)

¹⁵⁵ 清水泰次「自宮宦官の研究」『史学雑誌』43編1号、1932年、三田村泰助『宦官 側近政治の構造』中央公論社1963年、岩井茂樹「ある宦官の生涯 宦官小徳張略伝」『しにか』11巻11号大修館、2000年、陳玉女『明代二十四衙門宦官與北京佛教』如聞出版社2001年、酒井恵子「『明史』宦官伝を読む」『三重大史学』第20号、2020年など

¹⁵⁶ このうち最も有名なのが次の『明武宗實録』卷三十、正徳二年九月戊申条であろう。

時宦官竊權者澤及九族。愚民競闖其子若孫以圖富貴。有一村至數百人者、雖嚴禁亦不之止也。

¹⁵⁷ 一、先年淨身人、曾經發遣、若不候朝廷收取、官司明文起送、私自來京、圖謀進用者、問發邊衛充軍。(『問刑条例』〔弘VI:127:1〕)

一、弘治五年十月二十四日、節該欽奉聖旨「今後敢有私自淨身的、本身並下手之人處斬、全家發邊遠充軍。兩鄰及歇家不舉首的、問罪。有司里老人等、仍要時常訪察、但有此等之徒、即便捉拏送官。如或容隱、一體治罪不饒。」欽此。(『問刑条例』〔弘VI:127:2〕)

しかし、この条文だけでは対応することが難しかったようで、次の『問刑条例』の条文が登場した。

一、凡賭博人犯、若自來不務生理、專一沿街賭博、酗酒撒潑、或誑騙竊盜人財、或不孝不弟、曾經法司問斷、及開張賭坊者、定為第一等。若平昔不系撒潑凶徒、止是與人賭博、但有銀兩衣服者、定為第二等、俱問罪枷號一個月。若止將銅錢互求勝負、競賭酒食。或年十六以下、在傍看戲、及在外軍匠人等、初至京師、被人誘引在內者、定為第三等、照常發落。其職官有犯、亦照前例、各分等第。一等二等者、奏請枷號、各發為民。(弘治『問刑条例』〔弘VI：126：1〕)

この例では、賭博を行った人物を三等に分けて、それぞれで当てられる刑罰の重さを分けるようになった。これは、賭博行為を同一の基準で裁くことができないという上奏を受けて定められた事例¹⁵⁸を、そのまま『問刑条例』に取り込んだものである。

この例で「不務生理」とされているのは「專一沿街賭博」と表されるような人物であり、賭博が生活の手段(≒生業)と化しているような人物であることが分かる。

ここで自浄人と賭博を「不務生理」と表現される存在として取り上げて来たが、自宮も賭博も犯罪行為でありながら、社会的上昇の手段と生活の手段というように、いずれも社会で生きていくための手段として機能している¹⁵⁹。そうであれば無籍之徒の犯罪行為も社会で生きていくための手段として捉えられないだろうか。

おわりに

本章では明中期社会と犯罪の関係を論じた。当時の社会では、奢侈を好む風俗が広まり、それに起因する問題が多発していた。一方で無籍之徒と呼ばれる人々が、行政実務や商行為などを行う当事者の間に立ち、その中で不当な利益を得ようとする犯罪を行っていた。こうした無籍之徒の犯罪は常習性を持っており、律に当てはめて裁くことが難しかった。そのため事例を重ねながら、適用範囲が広がり、犯罪行為が詳細化することで次第に『問刑条例』の条文へと成立していった。

¹⁵⁸ 臣等看得前項枷號罪犯、不畏朝廷榜文禁約、仍復咨肆賭博、論罪雖輕、原情可恕。但見枷號、並未審者口幾及口人、其中情法亦有輕重。果係兇惡估終之徒、致之死地、不足深恤。緣禁約榜文、張掛未久、恐有愚昧小民、一時誤犯者、不可不辨。若欲一概從寬處治、恐法令不信於下、必長奸頑。通行枷號三月、恐各犯多致於死、深可矜憫。如蒙乞敕法司並錦衣衛堂上官、將各犯取回、逐一審問、仍着落巡城御史及五城兵馬司、通拘各犯四鄰、並各該總小〔火〕甲、從公審勘各犯平昔行止、明白聞報、分為三等。(『事類纂』卷44「賭博問擬輕重等第具奏枷號發落例」)

¹⁵⁹ あるいはミシェル・ド・セルトーが『日常実践のポイエティーク』で言うような固有の場所を持たず、各状況でなんとかやっていく「戦術」と言っても良いかもしれない。

また、こうした無籍之徒と記された人物は軍余であることが多く、彼らは戸籍に紐づけられた生業から離れて生活をするために「不務生理」と表現されていた。この「不務生理」と表現される人物には自宮した人物や賭博を行う人物があった。こうした行動は、社会で生きていくための手段であり、積極的に好機を利用する行為であったと理解することもできる。これは先に述べたような奢侈を好む風俗が広まり、流動性が高まった社会に積極的に適応した行為とも言える。

そのように捉えると、こうした無籍之徒の行動は、必要に迫られて止むに止まれず行つた犯罪行為ではなく、積極的に好機を利用する行為であると理解することもできる。これは先に述べたような奢侈を好む風俗が広まり、流動性が高まった社会に積極的に適応した行為とも言えるだろう。こうした行為は、統治者側である官僚からは問題行為であると認識され、だからこそ『問刑条例』やそれに先立つ事例によって規制されてきた。

流動性の高い社会というのは、明末社会の特徴とされてきたものである。また、そうした社会で、既存の秩序が崩壊し、それによって新たな犯罪行為を誘発したというのも明末の状況と同様である。明末の特徴とされてきたものが、明中期の社会にも見られるのなら、成化・弘治年間を明朝の盛期としてそれ以後に秩序が崩壊したという明末の知識人の認識は事実を反映しているのだろうか。明末から見て生きた記憶が届く限界が明中期であっただけではないだろうか。明中期には、既に明末的な要素が現れていたのではないだろうか。そうであれば、「明末」という時代は更に遡って考えられるべきものではないだろうか¹⁶⁰。

¹⁶⁰ ただその場合には、明朝の歴史の半分以上が「明末」となる。洪武、永楽の「明初」が終わったら、すぐに「明末」となる。もはや「末」ではない。そうなると既存の秩序が崩壊し流動性が高まった社会というのは「明末」の特徴とは言えなくなるだろう。

附論1 大運河における司法と犯罪

はじめに

大運河は、周知のように明清時代の北京という政治・軍事の中心である地に糧食をもたらす巨大なインフラとして機能していた。こうした大運河を題材とした研究は盛んに行われている。例えば日本では古くは星斌夫が基礎的研究を行っており¹⁶¹、近年でも田口宏二郎など優れた先行研究が存在する¹⁶²。いずれも経済的な側面で大運河の役割を論じたものであり、システムティックな議論に偏ってしまう傾向がある。これは中国や欧米圏でもおおよそ同じで、経済史研究に偏っている傾向がある。もちろん大運河にとって最も重要な機能は漕運であるし、それに関係する史料も多いのだから当然であろう。

しかし、筆者の関心はそうした大運河の経済的な側面にはない。この巨大なインフラがもたらす現地社会や司法制度への影響にある。衙門に喩えて言うのであれば、戸部的や工部的なことではなく、刑部的・都察院的なことに関心があるのである。

こうした地方社会の影響を論じるには、地方志を見ていくのが基本であろう。ただ、地方志に記されるような事件というのは、その地域の一定以上の衝撃を与えた大事件であることが多い。そのため、どうしても特殊な問題が注目されてしまうことが多く、小さくゆっくりと進む変化を捉えることは難しい。

そこで本章では地方志ではなく、『事類纂』などに載録されている明中期の条例を利用して大運河周辺の社会への影響、特に大運河周辺で発生する犯罪や、それを取り締まる司法や治安維持への影響について論じていきたい。ただし本報告は、紙幅の関係もあるため具体的な犯罪までは論じず司法行政への影響を述べるに止める。

条例を利用して議論を進める理由は二つある。まず一般的な治安問題を見ることが出来るからである。条例とは例を集めたものを言い、例は簡単に言えば過去に皇帝が裁可した判例、施行例のことを言う。それを司法現場で利用するためには、その例が当時の社会にとって一般的な事象を描いている必要がある。逆に言えば条例からは当時の社会における一般的な問題意識を見ることが出来るのである。

また明中期という時代は法制史の画期となる時代でもある。明中後期の重要な法典である『問刑條例』『大明會典』が編纂されたのがこの時期であり、これらが編纂されたのは既存の法では対応することが難しくなっているからである。そうであれば、当時の問題意識を反映した例は、変化する社会の最前線を捉えていると言える。これが条例を利用する二つ目の理由である。

¹⁶¹ 星斌夫『明代漕運の研究』日本学術振興会 1963年

¹⁶² 田口宏二郎「明代の漕糧と餘米」『東洋史研究』64(3)2005年、同「明代河北の農業経済と大運河：近世中國における畿輔」『東洋史研究』71(4)2013年など

条例に見られる問題の縁取り（フレーミング）

『事類纂』巻二十九、関津には大運河で行われる盤詰に関係する事例が三つ存在する¹⁶³。第一章でも述べたように例は基本的に上奏とそれに対する皇帝の返答から出来ている。さらにその上奏の中には、問題提起にあたる上奏文が引用されており、そこから当時の官僚たちが何を問題として捉えているかという問題意識、その問題を解決するためにどうすべきかという提案を読み取ることができる。本節では、まず『事類纂』巻 29、関津に収録された三つの事例のうち問題意識を読み取れる部分を見ていこう。

A…ちかごろ総理河道侍郎王の上奏によって（監察御史は）改められ撤回されたため、その場所では郎中主事がいるとはいっても、河道や水利を分けて管理することができるのみで、風憲や庶政を兼ねるのは難しくございます。ました工部の委官であったのなら、なおさら例として刑を理めることは難しくございます。違犯した官員も、提問するのが難しくございます。〔そのため〕官吏は警懼を知ることがなく、好き勝手に奸貪を得るのを免れることができません。豪強の人も、また忌憚ること無く、河道の妨害行為をおこないます。すべての刑名に関する公務は、今いる官が問理することに欠けているのです。近因總理河道侍郎王奏革取回、④彼處雖有郎中主事、止可分管河道・水利、難兼風憲・庶政。況係工部委官、例難理刑。①違犯官員、又難提問。未免官吏不知警懼、得肆奸貪。②豪強之人、亦無忌憚、打攬河道。一應刑名公務、即今缺官問理。…（『事類纂』巻二十九「裏河照舊差御史巡河及兼收科鈔點關驛遞盤詰馬船例」）

B…該管理河道通政使司右通政楊恭奏通州から濟寧州に直結する一帯の河道を、往來する一応の船隻の中に多く強梁の徒がおりまして、官司の監督が無いことによって、閘門に遭遇し浅瀬を過ぎる際には次の順番を待たず、往往に勢豪をひけらかすのに頼って、良善を威圧しています。或いは集まって凶行を働いて人を殴り、或いは因って嵩櫓を搶奪しております。昼は計りごとを設けて人の財物を騙しとり、夜は自身の力が強いことをたよりにして人の婦女を強姦しています。また有等の河川付近に住んでいる無藉の軍民が、三から五人で群を成して、号して喇虎、光棍と為り、団結して河道の妨害行為をしています。貨物を買賣する際には、自身の力が強いことをたよりにして時価に依りません。船をそそぎ、車を起こすのに、行を集めて用錢を無理やりに取ろうとします。少しでも思い通りにならないのであれば、すぐに暴行をします。設謀の誑頼、情弊の多端、枚挙しがたく、善良のものが害を受けるのは、言い尽くすことができないほどです。巡河御史がいるとは言っても、〔管轄する〕地方が広大であ

¹⁶³ 『事類纂』巻二十九の三条には錯簡など大きなテキスト上の問題が存在する。本報告では『成化条例』（台湾中央研究院、傅斯年図書館蔵）、『明代檔冊』（『中国明朝档案総匯』所収）と対校し、錯簡などの問題を修正した復元テキストを用いる。詳細は拙稿『『事類纂』巻二九の条文復元について』（『立命館文学』（678）2022年を参照。

ることによって、こちらを顧みれば別の件を見逃してしまい、一時に全てを担当することはできず、冤罪や屈辱を受けてそれが晴れないままになっていても控訴するところがありません。…該管理河道通政使司右通政楊恭奏、照得②通州直抵濟寧州一帶河道、往來一應船隻、中間多有強梁之徒、因無官司管束、遇開過淺不挨次序、往往恃逞勢豪、欺壓良善。或糾衆行兇毆人、或因而搶奪嵩櫓。晝則設計騙人財物、夜則倚強姦人婦女。又③有等近河住居無藉軍民、三五成群、號為喇虎・光棍、專一打攪河道。買賣貨物、恃強不依時價。寫船起車、集行霸取用錢。稍不如意、輒使毆打。設謀誣賴、情弊多端、難以枚舉、良善受害、不可勝言。④雖有巡河御史、因是地方廣遠、顧此失彼、一時不能周偏、致使含冤負屈無處控訴。…（『事類纂』卷二十九「馬快等船並沿河住人強梁打攪河道若有被害軍民具告許管河官准受例」）

C…近頃より、所任の巡檢司の間には、勤勉で法を守る者は少なく、貪欲で仕事を行わない者が多く、ただ金銭を取って己を肥やすことだけを知り、すすんで取り締まりに集中することは知りません。凡そ船隻が通過するのに遇えば、弓兵や家人に使令して、各船に銅錢七八十文あるいは五六十文を要求し、引文の有無を問はず、即時に通過させます。錢の無い者は「明文」「路引」が有るといっても、故意に困らせて〔通すことを〕許しません。このため、奸盜・詐偽・來歴不明の人が、往來の自由を得て、遠慮するところがありません。巡檢司はこのためにいい加減にあしらっておくだけです。そうして河道は常に盜賊が発生し、財を掠めて人を傷つけて地方を擾害することになります。…近年以來、①所任巡檢中間、公勤守法者少、貪婪廢事者多、止知取錢肥己、罔肯用心盤詰。凡遇船隻經過、使令弓兵家人、每船索要銅錢七八十文或五六十文、不問有無引文、即時放過。無錢者雖有明文路引、刁蹬不容。以此、②③奸盜詐偽來歴不明之人、得以往來自由、無所忌憚。巡司為之空設盤詰虛應故事。以致河道常有盜賊生發、劫財傷人、擾害地方。…（『事類纂』卷二十九「巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例」）

以上三条の中で、それぞれ官僚が提起している問題を分類すると、以下の4点に分類することが出来る。

- ①関係官員の不正
- ②地元の有力者の横暴、またはその權威を借りた人物の横暴。
- ③無籍之徒などのゴロツキ集団
- ④大運河を管理する官僚の不足・混乱

これら①～④の問題は、今回取り上げた関津の三条に限らず見ることできる。以下では上記三条を含めて具体的なものを見ていこう。

①の関係官員の不正は、分類することができる。一つは官員自身が自分の立場を使って行う不正行為である。例えば大運河中の閘門などのチェックポイントを管理する官員は、航行する船隻に対して公的なものとは別に私的な金銭を要求したり、あるいはその金額に

応じて通行の優先順位を変えたりしている¹⁶⁴。また、船に乗って移動する官員にも、自分自身の立場を使って私塩の販売を行ったり、開門での点検を逃れようとしたりするものがいた¹⁶⁵。

大運河は、首都や北方の軍事拠点への食糧供給を行うための装置であり、大運河を航行する船が絶えることはない。そのため大運河を管理する業務は膨大で複雑なものとなっていた。そのためその業務が滞ってしまうことがよくあったようである。もちろん、これは④の問題とも関連するものであり、必ずしも原因を官員の不正に一元化できるわけではない。それでも官員の職務怠慢は問題として認識されていた¹⁶⁶。

②の地元の有力者やその権威を笠に着た人物の横暴は、「虎の威を借る狐のようである者は少なくない（狐假虎威者不少）」¹⁶⁷と表現されるように大運河上では一般的に見られたようである。例えば地元の有力者が、官司の管理がないことをいいことに、自身の都合のよいように振る舞ったり¹⁶⁸、他の通行者を脅したりすることがあった。また官僚の不正に加担する事例も見られる。

こうした人々は、各地で見られるようで大運河以外の場所でも、密輸品の輸送時に軍隊の移動に便乗する事例¹⁶⁹もあれば、官僚の親戚を騙って密輸品を販売する事例¹⁷⁰もある。これは実際に在地の有力者である場合もあれば、官僚の繋がりという全くの嘘を騙っている場合もあった。

③の無籍之徒のようなごろつき集団は大運河に限らず当時の社会では一般的に見られた¹⁷¹。大運河上では「喇虎」「光棍」「無籍之徒」という名称で現れ、開門などで航行する船

¹⁶⁴ 『事類纂』卷二十九「巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例」

凡遇船隻經過、使令弓兵家人、每船索要銅錢七八十文或五六十文、不問有無引文、即時放過。無錢者雖有明文路引、刁蹬不容。

¹⁶⁵ 『事類纂』卷十八「整飭河道盤詰私鹽」

除行緝禁禁約外、所有馬快船隻、每年不下三五百號、往來差使到於通州等處、同載内外公差官員、於長蘆、直沽等處收買私鹽、有通同販賣者、有容情夾帶者、成船滿載沿途起夫搜送。及各衛運糧官旗人船、或各出資本、或糾同鹽徒收買私鹽、成船滿載、隨路販賣其各鹽徒。巡鹽委官明知各船夾帶私鹽、畏懼公差人員、不敢搜盤通行參究。

¹⁶⁶ たとえば治安維持業務を怠る例として次のようなものがある。

『事類纂』卷二十九「管河官提督捕盜」

及赴所在官司具告、該各巡捕等官俱以地方推調、公然坐視不行捕捉、致使盜賊恣意劫掠、而舟人被害、不勝其毒。

¹⁶⁷ 『事類纂』卷二十九「裏河照舊差御史巡河及兼收科鈔點開驛遞盤詰馬船例」

¹⁶⁸ 『事類纂』卷二十九「巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例」

照得通州直抵濟寧州一帶河道、往來一應船隻、中間多有強梁之徒、因無官司管束、遇開過淺不挨次序、往往恃逞勢豪、欺壓良善。或糾眾行兇歐人、或因而搶奪嵩櫓。晝則設計騙人財物、夜則倚強姦人婦女。

¹⁶⁹ 『事類纂』卷二十九「違禁通番接買番貨不曾打造大船此例奏請充軍」

¹⁷⁰ 『事類纂』卷二十九「禁約販賣番貨輕重等則擬罪」

¹⁷¹ 吳艷紅「明代法律 域中的游民」『南京大學學報』（哲學・人文科學・社會科學）2012年第二期、陳宝良『中國流氓史』中國社會科學出版社1992年など。また、こうした無籍之徒と呼ば

が渋滞しているようなところに出現する。そこでは略奪を働いていたり、私的に通行料を要求したりしていた。甚だしい場合には船員を殺害する場合もあったようである。

最後に④の大運河を管理する官僚の不足・混乱である。これは、①～③の問題に対応するだけの官僚の数が単純に足りておらず、またそれぞれの官僚の職掌が明確ではなく十分な連携も取れていなかったことが問題とされている。

これら①～④の問題に対して、まず明朝は④の問題を中心に対策をしていった。次節では、その対策を見ていこう。

大運河における司法行政

そもそも大運河は官僚機構のうち、どの衙門が管理していたのか。結論から言えば大運河の管理全般を一手に引き受ける衙門があったわけではない。大運河上の各種の業務には、それに関連する衙門がそれぞれ担当していた。しかもそれらの衙門は統属関係を異にしていた。六部から派遣された官員もいれば、在地の地方官もいる。さらに吏員や武官なども含めれば、実に多種多様な人物が大運河の管理維持に関係していたが分かるだろう。そうであるにも関わらず、大運河全体を管理する役職はなかったのである。

本章での目的は、大運河における司法と社会を見ることを目的としているので、ここでは少なくとも大運河での犯罪に対応する衙門は確認しておく必要があるだろう。

明朝の官僚機構のうち盗賊を捕らえることや、取り調べ、検問を行うのは巡検司であった¹⁷²。これは大運河でも同様で、関津や要害の地には巡検司が設けられている¹⁷³。また、そのほかにも大運河沿いの各府・州・県・衛所などには巡捕を職掌とする官員が設けられている¹⁷⁴。しかし、先に述べたように、これらの官員の統属関係は統一されておらず、連携することはなかったようである¹⁷⁵。またそれぞれが管轄する範囲も広大であることから、全てを統率することもできなかったようである¹⁷⁶。

れる存在は辺境から逃亡した兵士であったり、農村から遊離した人物であったり様々な原因から現れたごろつき集団であるが、こうした無籍之徒が起こす犯罪とそこから見た社会の変化については第四章を参照されたい。

¹⁷² 巡検司に関しては伍躍「明代の巡検司：福建の「沿海巡司」を中心に」『大阪経済法科大学論集』100号2011年、呂進貴『明代的巡検制度：地方治安基層組織及其運』樂學書局2002年を参照。

¹⁷³ 『明史』卷七十五、職官四、巡検司

巡検司。巡檢、副巡檢、俱從九品、主緝捕盜賊、盤詰奸偽。凡在外各府州縣關津要害處俱設、俾率徭役弓兵警備不虞。初、洪武二年、以廣西地接瑤、僮、始於關隘衝要之處設巡檢司、以警奸盜、後遂增置各處。十三年二月特賜敕諭之、尋改為雜職。

¹⁷⁴ 例えば、府は同知、通判が、県は県丞が巡捕を職掌とする。（『明史』卷七十五、職官四）

¹⁷⁵ 『事類纂』卷二十九「管河官提督捕盜」

沿河地方、強竊賊盜無處無之、往來官民商賈以至馬快運糧等船稍失防獲〔護〕、俱被偷劫財物、殺死人命。及赴所在官司具告、該各巡捕等官俱以地方推調、公然坐視不行捕捉、致使盜賊恣意劫掠、而舟人被害、不勝其毒。

¹⁷⁶ 『事類纂』卷二十九「管河官提督捕盜」

捕らえた罪人は司法を担当する衙門へと送られる。在外の地方衙門で司法を担当するのは各府州県である。大運河沿いの諸地域でも、河道の走る地域の府州県が担当することになっている。しかし、それだけではなく提刑按察使や都察院の派遣する御史が司法に関わることもあった。

このように見ると、多種多様な官員が関連しながらも、明確な分担ができていているように見える。しかし現実はそのようではなかった。大運河は複数地域を跨ぐ上に、犯罪者たちの移動は簡単に行われる。しかも河道自体が役所の置かれた都市域から離れていれば、官の目は届きにくくなる。そうした状況の中で統属関係が統一されず、連携も取れていない状況ではどのようなことが起こったのだろうか。『事類纂』に収録された事例の中から実際に見ていこう。

例えば、先に取り上げた A の「裏河照舊差御史巡河及兼收科鈔點閘驛遞盤詰馬船例」という事例が問題にしていることは、工部から派遣された官員では司法業務に対応できないということであった。しかし、そもそも工部の官員がなぜ司法業務に関わらなくてはならないのか。それはこの事例の時点で大運河の司法に関わる官員が足りていなかったことに原因がある。この事例の以前には大運河を管理する巡河御史という役職があったのだが、直前になって撤去されてしまっている。そのきっかけとなる上奏には次のように書かれている。

近ごろの該總理河道刑部左侍郎王の上奏には「儀真から通州につながる一帯の河道は、その閘座や泉源を郎中等官隆鏞等と分担して共に管理しており、任じて用事を行わせるに十分です。もしもこれに加えて管河巡河御史等官の管理を残せば、あるものは可としてあるものは否とするようになり、これによって事態を誤ってします。次のようにしてはいかががでしょうか。巡河御史方中を撤回させ、巡鹽御史兼理河道は、その本来の事務に止めさせ、必ずしも以前のように兼務させて治めると言うことがないようにしましょう」とあります。近該總理河道刑部左侍郎王奏稱「自儀真直抵通州一帯河道、閘座泉源分與郎中等官隆鏞等管理、足任使令。若又存留管河巡河御史等官管理、甲可乙否、因而誤事。合無將巡河御史方中取回、其巡鹽御史兼理河道者、令其止管本等事務、不必似前兼理」等因。（『事類纂』卷二十九「裏河照舊差御史巡河及兼收科鈔點閘驛遞盤詰馬船例」）

ここで問題にしているのは大運河を管理する官員の重複である。御史の他に大運河を管理する官員は存在しており、官員の重複があれば判断が異なった場合に事態が複雑化してしまう。そうであれば、わざわざ御史を派遣する必要もない。それがこの上奏の主張であった。

しかし、実際には北京から南京までの大運河上では、さまざまな問題が至るところで発

通行濟、寧、淮、揚一帯軍衛有司、委係地里相離寫遠、而巡捕委官多係陰陽醫訓、不堪委任、誠難責備。

生していた。そのため三法司の一つである都察院の御史がいなければ対応しきれなかった。事例の続きを見てみよう。

わたくしどもが竊かに思いますに北京から南京につながる一帯の河道は、実に国家の饋餉に関わる所であり、四方の舟楫が集まる所であります。軍運も民載も、紛紜として数えることができないほどで、馬快船の往来は連なって絶えることがないほどです。臣民の移動から、蠻夷の來庭まで、一來一往、人々がみな經由するところであります。水路の重要地点は、これより甚だしいものはありません。その中には無理矢理にぶつかりあい、人や荷物はせめぎあい、〔その際に〕官の權威をたよりにしたり、勢家の權威をたよりにしたりする者は最も多く、「虎の威を借る狐」のような者は少なくありません。あるいは鳴り物を鳴らして声高に虚勢を張ったり、あるいは大きな旗を借用して驚きや疑いを感じさせたりします。〔そのため〕善良なものは欺かれ、弱きものは辱められてしまいます。〔荷物を〕携帯して洪閘を通過すれば財物を脅し取る者がいますし、船隻を邪魔して篙槽（オール）を奪い取ってしまう者がいますし、馬快等船のなかには私塩私貨を附搭して、漕運を司る軍人は途中で酒に耽って娼家に泊まり、力のある者は詐欺をはたらき、縦横無尽に移動し、強盗や窃盗など盜賊は、存在しないとすることがありません。また路の洪閘壩淺を兼任する人夫は数百から数千人を下らず、草木を切るのはどうして数万の數に止まるでしょうか。夫甲人等は往往に賣放し、官吏も通同して作弊するものがおります。奸弊の百端は、枚舉し難いほどです。管洪、管開、主事等の官がいるとは言っても、もともと其の職分は、閘壩をつき築くことや洪淺をさらうことに過ぎず、既に刑名を問理しておりません。また人間關係の腐敗、弊害が多く、そのほか先に述べた奸弊については敢えて問いただすものがありません。臣等竊惟北京直抵南京一帯河道、實國家饋餉之所關、四方舟楫之所會。軍運民載、紛紜莫數、馬船快船絡繹不絕與。夫臣民之趨事、蠻夷之來庭、一來一往、人所共由。水路衝要、莫此為甚。其間力強相搏、人架相凌、倚官托勢者最多、狐假虎威者不少。或吹打響器以虛張聲勢、或借用旗纛以驚疑人心。良善者被欺、寡弱者被辱。有因帶過洪閘而這取財物、有因靠礙船隻而搶奪篙槽、馬快等船附搭私鹽私貨、管漕軍職沿途耽酒宿娼、豪強詐偽、到處縱橫、強竊盜賊、無地不有。又兼路洪閘壩淺、人夫不下百千、椿草木何止萬數。夫甲人等往往賣放、官吏亦有通同作弊。奸弊百端、難以枚舉。雖有管洪管開主事等官、原其職分、不過循築閘壩、挑濬洪淺而已、既不問理刑名、又多人情穩熟、其餘前項奸弊莫敢誰何。（『事類纂』卷二十九「裏河照舊差御史巡河及兼收科鈔點閘驛遞盤詰馬船例」）

ここの報告では、管洪、管開、主事等の官だけでは対応できず、本来司法業務に関わるはずではない官員が対応しなくてはならないような状態になってしまったことがわかる。これでは当然対応できるはずもなく、本来の職掌が疎かになりなってしまう、漕運そのもの

が滞ってしまうことさえも起こってしまっている。こうした問題を解決するために次のような提案がなされた。

次のようにしてはいかがでしょうか。その奏する所を受けて、以前の奏准、並びに今回の敕諭内の事理に照らして、やはり御史に河道を整理させるようにしましょう。通州より臨清・衛輝一帯に至る区域は、巡視長盧・鹽課御史の潘瑄に行文して兼ねて管理させましょう。濟寧より南京一帯に至る区域は、行文してもともと派遣されていた御史方中に専門的に管理させましょう。必ず往来用心し、所在の軍衛有司委官人等を提督して、時には〔河道の〕疏濬修築を加え、地元の有力者に規制を行い、その弊害を取り払い、及び船の通行量をきっちり収めさせ、駅伝でチェックを行い、盜賊を捉えて、馬船を盤檢するなど、すべて旧例に照らして施行するようにしましょう。このようにすれば奸貪は知懼し、河道は清理せられて糧運は誤ることがありません。必ず勅を請うという一節は、巡視鹽課御史と戸部が給するのを請うていたことに因るのみであり、巡河御史には調べましたところ旧例が無く、舉行しがたくございます。よって旧例にもう一度従い、巡河を派遣すること、及び奉る欽依の「都察院知道せよ」の事理に係りますので、独断で処理するわけにもいきませんので、具題します。次日に奉じた聖旨には「それでよい。」とあった。合無准其所奏、照依先前奏准並見今敕諭内事理、仍令御史整理河道。通州至臨清・衛輝一帯、行巡視長盧鹽課御史潘瑄兼管。濟寧至南京一帯、行原差御史方中專管。務要往來用心、提督所在軍衛有司委官人等、時加疏濬修築、禁治豪強、革去奸弊。及督收船鈔、點視驛站、緝捕盜賊、盤檢馬船等項、俱照舊例施行。如此則奸貪知懼、河道清理而糧運不誤矣。其要請勅一節、止因巡視鹽課御史戸部請給、其巡河御史查無舊例、難以舉行。緣係遵復舊例、差官巡河、及奉欽依都察院知道事理、不敢擅便、具題。次日奉聖旨「是。」欽此。〔『事類

纂』卷二十九「裏河照舊差御史巡河及兼收科鈔點開驛遞盤詰馬船例」)

ここで行われたのは職掌の整理と再整備である。再び大運河を担当する御史を設定し、通州から臨清・衛輝は長盧塩課御史が兼任するようにし、濟寧から南京は巡河御史が専門的に任じられるようにした。

しかしこれでも大運河の司法業務の繁雑さは解決されなかった。やはり巡河御史がいるとは言っても、管轄する地方が通州から臨清・衛輝、濟寧から南京というのは広大である。これでは一時に全てを担当することはできず、冤罪や屈辱を受けてそれが晴れないままになっていても控訴するところがないという状態は無くならなかったようである。やはりそれは問題であり、数年後に次のような提案がなされる。

次のようにしてはいかがでしょうか。その奏する所を受けて、各該巡河御史林符等に通行し、各管理河道右通政楊恭、郎中潘琪に転行し、各管河通判等官に文書を送って、すべて前項の船隻の往来、及び沿河居住の強梁や喇虎等の暴徒で恣に悪事をはた



らき人傷つけ、河道を妨害する者、及び被害軍民の全ての詞訟に遭遇すれば、すぐに受け付けること、捉えて追究することを許し、ずる賢いものを抑えて面倒ごとを避けるのを許さないようにしましょう。杖罪以下ならば、そのまま例に照らして刑罰を実行するようにしましょう。徒罪以上ならば、各巡河御史に呈して詳擬し、報を待ってから施行するようにしましょう。管河通判等官の、あえて貪婪に違法行為する者がいれば、巡河御史が捉えて追究し、律にあるように發遣して民と為すようにしましょう。その中の気弱な者も、また巡河等官は吏部に転行して査例して定奪することを許しましょう。合無准其所奏、通行各該巡河御史林符等、各轉行管理河道右通政楊恭、郎中潘琪、各行管河通判等官、凡遇前項船隻往來、及沿河居住強梁喇虎等項兇徒肆惡害人打攬河道者、及被害軍民一應詞訟、即聽准受拏問、不許推奸避事。其杖罪以下、徑自照例發落。徒罪以上、各呈巡河御史詳擬、待報施行。其管河通判等官、敢有貪婪違法者、巡河御史拏問、如律發遣為民。中間懦弱者、亦聽巡河等官轉行吏部査誥例定奪。奉聖旨「是。」欽此。（『事類纂』卷二十九「馬快等船並沿河住人強梁打攬河道若有被害軍民具告許管河官准受例」）

ここで行われているのは次の三つである。まず一つ目は裁判に関わることができる官員が誰か確認することと関わることでできる官員を増やすことの提案である。もともと大運河上で事件が起こった場合に対応するのは、沿岸の府州県といった地方衙門である。その地方衙門の中で司法業務を担当するのは推官や知県などであった。ここではさらに各地方の管河通判も下級裁判に関わることができるようにしようと提案されている。

第二に裁判の手続きの確認である。杖罪以下の軽罪なら例に照らして刑罰を実行する。徒罪以上の犯罪に対する裁判に関しても巡河御史に報告し判断を仰ぐという手続きを確認している。この杖罪以下は下級衙門の判断で刑罰を実行し、徒罪以上では上級衙門で審理が行われるという仕組みは、一般的な地方での裁判の仕組みと同じである。一般的な地方における巡按御史（または按察司）一分巡道一府州県衛所の関係は、運河における巡河御史一管河通判に相当すると見ることができる。これはかつて谷井陽子が述べたような、司法行政に関わる系列の統属関係の中で、地方の行政を整然と管理していく体制が整えられる過程¹⁷⁷と並行している。

そういう意味では、地方の統属関係と並行する特別な系統の統属関係を大運河上に構築したといえるだろう。こうした特別な系統の統属関係を構築したのは、恐らく大運河という空間が長大であり、取り締まるべき犯罪者が各地方を越境して移動してしまうことに対応するためではないかと考えられる。

最後に御史本来の職掌である監察業務の徹底の提案である。司法業務に関する官を整備したとしても、管河通判などの官員が不正を犯していたり、気弱で本来の監察業務が機能

¹⁷⁷谷井陽子「明代裁判機構の内部統制」梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文学研究所 1997年

しなかったりしている状態では問題の解決にはつながらない。それを防ぐための管河御史による監察の徹底が提案されている。実は御史の整備は、はじめに挙げた大運河の問題のうち、④の大運河を管理する官僚の不足・混乱だけでなく、①の関係官僚の不正を解決するための中心的な手段であった。次節では監察によって「てこ入れ」した事例をいくつか見ていこう。

御史による監察と大運河

監察によって「てこ入れ」が行われた事例としては、実際に盗賊を捕獲し取り締まる警察業務が挙げられる。まず大運河の現状として次のような状況が報告される。そこでは大運河という空間における盗賊とその取り締まりがどのようなようであるかが示されている。

照得しましたところ通州から儀真までの一帯の河道は、両京各処の内外官員、あらゆる客商人の往來が必ず經由する道であります。近年以来、盗賊が密かに活動していることがいたるところにみられます。それぞれの鎮店は捕盜の夫老を設けており、州県は往往にして卑微小官を派遣して提督させているとは言っても、申しわけ程度に物事をするだけであります。号令をしても厳しくしないのであれば、悪人を恐れ屈服させることは無い所以であります。誠に都御史李裕が言うように、官を派遣して提督し整理させるべきでしょう。もしも沿河の現在派遣されている巡河御史がいるのであれば、詞訟、盗賊はその掌職であります。もしも捕盜の一事で専ら管河郎中郭昇等を管理に委ねれば、ただ恃むだけになり、事態を誤ってしまうのを免かれませんが。照得通州直抵儀真一帯河道、係兩京各處内外官員、及一應客商人等往來必由之路。近年以來、盗賊竊發在處有之。雖是各該鎮店設有捕盜夫老、該州縣往往差委卑微小官提督、虛應故事。所以號令不嚴、無以攝服奸宄。誠如都御史李裕所言、宜當委官提督整理。但沿河見差有御史巡視河道詞訟、盜賊該其掌職。若將捕盜一事專委管河郎中郭昇等管理、誠恐得以惟倚、不免誤事。（『事類纂』卷二十九「管河官提督捕盜」）

この報告では、通州から儀真まで、すなわち北京近郊から長江に至る大運河上では、盗賊がいないところは無いほどに盗賊が蔓延っていたことがわかる。しかしながら、それを取り締まり捕獲する捕盜の夫老は、申し訳程度に働くだけでほとんど成果を上げていない状態であった。それに対して次のように提案される。

次のようにしてはいかがでしょうか。都察院に行移してそれぞれの巡河御史に行令させて、それぞれ管河郎中郭昇等と共同して、それぞれ府州県の管河通判等官を提督させて、各所の巡司官兵、や元々派遣されている捕盜夫老を厳しく管理し、罪人を取り押さえることに用心させ、法を設けて警戒させましょう。鎮店の軍民官司夫兵人等の機に乗じて盗を行うこと、及び窩家が面識のないものを匿って盗を行うことを許さず、違反する者は律に依って追求して処理するようにしましょう。四鄰の人物が察知せずに私情に従い故意に自由にさせたのなら、一様に処罰しましょう。そして各所の

浅舗では器械を整置し、すぐに挑浅人夫には日夜防守させて、管理する地方にもしも人や船が強賊に略奪されるようなことがあれば、すぐに集まって追跡して捉えるようにしましょう。もしも追跡しながら捕らえることが出来なければ、先ほどの奏行事例に照らして、地方の失盗が三二回であれば、一ヶ月以内に地方内で捕らえることが出来ないものは元々派遣された通判等官を住俸として、失盗が四五回で一ヶ月以内に捕らえることが出来ない者は、通判等官を住俸として戴罪とみなし、元々派遣された夫老人等を監督して一緒に捕獲して、必ず捕らえることが出来て初めて支俸し復職するのを許す。もしも管河郎中等官が提督しても法が無ければ、盗賊はいよいよ強大になりますので、都御史李裕が参奏して追及して尋問するのをゆるしましょう。合無行移都察院行令各該巡河御史、各會同管河郎中郭昇等、提督各府州縣管河通判等官、嚴督各處巡司官兵、及原委捕盜失夫老、用心緝捕、設法防範。不許鎮店軍民官司夫兵人等趁開為盜、及窩家藏面生為盜之人、違者依律究治。四鄰不覺察徇情故縱、一體治罪。仍於各處浅舗整置器械、就令挑浅人夫日夜防守、該管地方倘有人舡被強賊打劫、即便會衆追捕。若是追捕不獲、照依前項奏行事例、地方失盜三二次、一月以裏地方内不獲者原委通判等官住俸、失盜四五次一月以裏不獲者、通判等官住俸戴罪督同原差夫老人等拏獲、務在得獲方許支俸復職。如是管河郎中等官提督無法、以致盜賊滋蔓、聽都御史李裕參奏究問。〔『事類纂』卷二十九「管河官提督捕盜」〕

ここで提案されているのは御史による治安維持にあたる人員の監督の強化と、失盗（盗賊を取り逃すこと）に対する懲罰の設定である。中央から派遣される御史から末端の治安維持業務まで続く監督体制を築き上げようとしている。

また取り締まる側の官員が違法行為を行う場合に対しても次のような提案が行われている。

次のようにしてはいかがでしょうか。沿河の巡檢司に榜文を出して常に曉諭を刑事させて、全ての朝貢のための馬快船や運糧などのための船隻は、船員の官府の文書（關文）を持っている人物を除き、それ以外は全て手形に照らして持ち物を一つ一つ点検してから行かせるようにしましょう。もしも文書や手形が無く、検査して見覚えのなく凶暴で横暴な軍人が疑われる人物であれば、地元の有力者（官豪勢要之家）に拘らず、すぐに該当地区を管轄する官司に送って、〔そこで改めて〕調査と尋問せましよう。もしも明らかに通行手形が有るのにも関わらず、巡檢司が官兵を率いて〔脅し〕金銭を要求する者がいれば、大運河を管理する各官の詰所に行き告発して、追及することを許しましょう。また大運河沿いに居住する人々は有力者であっても、一般人であっても、全てその地方の巡檢司によって監督して隊を編成して、輪番で小屋に詰めて夜の見張りをさせるのを許可しましょう。その中に有力者の勢力に頼って、巡檢司の監督に従わないで夜の見張りに見落としがあったなら、取り締まって隊を編成して、輪番で小屋に詰めて巡邏させて、その地方を防御させることを許しまし

よう。頑なにその監督に従わない者がいたのなら、これも巡検司によって巡河御史や大運河を管理する官のところ捕えて送り法によって処罰することを許しましょう。巡検司が機に乗じて客商に難癖をつけたり、法を頼りにして善良な人物を妨害して財物を要求したりすることがあったなら、これも巡河御史や大運河を管理する官によって捕らえて律の通りに取り締まり、例に照らして〔処罰を〕執行することを許しましょう。(合無出榜於沿河巡檢司常川張掛曉諭、一應進貢進鮮黃馬快船及運糧等項船隻、在船之人除有關文外、其餘俱要照引點名驗放。如無文引及驗係面生可疑兇強之軍、不拘官豪勢要之家、即便解赴該管官司收查究問。如有路引明文、巡檢司官兵勒索錢物者、許赴管河官處告理究治。及沿河住居、不問勢豪之家、及一應軍民人等、俱聽該地方巡檢司管束、編當火夫、輪流坐鋪巡夜。中間若有倚恃勢豪之家、不服管束、失悞巡夜者、許管束編當火夫、輪流坐鋪、巡邏賊盜、防禦地方。敢有恃頑不服約束者、亦聽巡檢司拏送巡河管河官處依法懲治。若各巡司官吏乘機刁蹬客商、及倚法搜害良善、索取財物者、亦聽巡河管官拏問如律、照例施行。(『事類纂』卷二十九「巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例」))

ここで提案されているのは違法行為の弾劾を巡河御史が行うことである。こうした監察業務は御史の本来の職掌であるが、少なくとも官員の不正を防ぐために徹底されたのは監察制度であったことがわかる。こうした監察系統の官によって内部統制が行われるのも、地方官の内部統制が撫按によって行われるのと同じような現象である。

このように①～③の問題に対しては監察を強化することで対応が図られた。ただし個別の問題には、対処療法的に対応するほかになく、それぞれ個別の犯罪行為に対応した例が整備されていった。

おわりに

以上をまとめると、次のようになるだろうか。明中期の大運河では①関係官員の不正、②地元の有力者やその権威を笠に着た人物の横暴、③無籍之徒などの横暴、④大運河を管理する官僚の不足・混乱という問題が起こっていたが、④に対しては裁判に関わることができる御史を派遣しつつ、大運河上に特別な司法系統を作ることで対応した。また①～③の問題には御史による監察業務を強化することで対応した。

このように大運河における司法・治安維持の中心を担ったのは都察院から派遣される御史であった。地方に派遣される巡按御史とは別に派遣される巡塩御史と巡河御史の連携によって、南北に長い大運河の司法業務を包括的にカバーし、軽微な案件は管河郎中によって処理された。これは地方衙門の御史を通した統属関係と並行する特別な統属関係を構築したと言える。さらに治安維持を図るための手段も巡河御史による補盜や巡検司などに対する監察を強化であり、地方での内部統制の強化の流れと共通したものであった。

第六章 明中期における朝貢貿易周辺の犯罪と法整備-会同館開市に関する規定を中心に-

はじめに

明朝は交易と朝貢を結びつけ、朝貢無しで行われる交易を密貿易とする「朝貢一元体制」を作り上げた。

朝貢とは、天子である中国王朝の皇帝のもとに蕃夷の君長が貢物を献上し、それに対して賞賜が与えられるという儀式のことを言う。この儀式自体も物の交換が行われており、実質的には交易と言ってよい。こうした交易を行う現場では、朝貢使節と民間人が接触する中には様々な紛争や犯罪などのトラブルが想定される。こうしたなかで朝貢使節たちは現地社会でどのように振る舞っていたのか、あるいはどのように規制されていたのか、そしてどのような影響を現地社会に与えたか、そうした実態を見ていくのが本稿の目的である。

朝貢に関する研究は、東アジアに特有の国際秩序を論じる際の一要素として扱われることが多かった。近年の研究を例に挙げれば、檀上寛は「海禁＝朝貢システム」と称して明朝の外交体制がどのようにして成立したかを論じている。この「海禁＝朝貢システム」の朝貢貿易によって国際交易を統制し、朝貢関係を通じた国際秩序を作り上げることがその目的であったという¹⁷⁸。

岩井茂樹は、朝貢の求心性と互市の遠心性を対照的に指摘し、ここでは「清朝は貿易や移住にまつわる外交問題それ自体を、政治空間のなかで辺縁化する方向をめざしていた。互市を地理的に辺縁化することは、互市-外交問題の政治空間に占める位置を辺縁化するということと並行していた。」¹⁷⁹とるように朝貢を政治空間と関連させた論を立てている。

また夫馬進は東アジアの国際秩序の中での「礼」とそれを逸脱する外国に対する「問罪」という懲罰に注目して、中国と朝鮮の外交を論じている¹⁸⁰。ここでもやはり朝貢は外交儀礼として扱われ外交史に組み込まれて議論されている。

また朝貢を貿易の場として捉え、その枠組みの中で取引される商品に関して検討する先行研究はかなりの蓄積が存在する。日中の朝貢貿易で扱われた商品に関しては日本史分野、東洋史分野の双方の研究者による多くの先行研究があるし、西北方面なども多くの先行研究がある¹⁸¹。

¹⁷⁸檀上寛『明代海禁＝朝貢システムと華夷秩序』京都大学学術出版会 2013年

¹⁷⁹岩井茂樹『朝貢・海禁・互市』名古屋大学出版会 2020年

¹⁸⁰夫馬進『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』名古屋大学出版会 2015年

¹⁸¹例えば東洋史分野の研究で言えば、中島楽章「永楽年間の日明朝貢貿易」(『史淵』一四〇号 2013年)、同「洪武初年の海外貿易一朝貢・海禁体制前史」『東洋学方』第一〇三巻第四号 2022年が洪武・永楽時期の朝貢貿易の様子を検討しているし、橋本雄編『日明関係史研究入門』勉誠出版、2017年などでも日中を行き交う商品についての先行研究をまとめている。また西北方面では川越泰博「明蒙交渉下の密貿易」『明代史研究』創刊号 1974年や原田理恵「オイラートの朝貢について」『佐久間重男教授退休記念 中国史・陶磁史論集』燎原書店

いずれの先行研究も朝貢を国際秩序の中で行われる政治儀礼と捉えて外交・貿易を論じているものである。しかしながら本稿の関心は、こうした外交や交易、国際秩序といった国際関係に関わるものではない。明朝と朝貢使節が直接やりとりをする外交儀礼の場を離れて、朝貢使節たちが現地社会でどのように振る舞っていたのか、あるいはどのように規制されていたのか、そしてどのような影響を現地社会に与えたかという点が本稿の関心である。そういう視点に立ったとき、朝貢使節が現地での行動やそれに関与する現地の人物に関する研究は決して十分であるとは言えない。

ただし朝貢使節側の記録や、明朝側の記録を見ても公式なやりとりが見られるばかりで、朝貢使節と民間人が接触する中の様々な紛争や犯罪などのトラブルを見ることは難しい。

そこで本稿では、まず朝貢に関係する具体的な法規定、特に会同館に関する法規定を中心とし注目する。そういった朝貢に関係する法規定は、どのような状況を反映し、どのように整備されたか。こうした法整備の過程からを検討することによって、朝貢貿易が現地社会に及ぼした影響を考察する足がかりを作ることができるだろう。

これを検討するために、まずは朝貢に関係する法整備の過程を検討する。

本来ならばこうした法の変化を論ずる場合は、明初から通時代的な検討すべきであろう。しかし本稿では検討の範囲を明中期、特に成化・弘治年間に限定する。その理由は、朝貢に関する法規定について詳細な史料が明中期以降でしか見られないため、また成化・弘治年間は弘治『問刑条例』を一つの完成形として、その規定の形成過程を『事類纂』などに収録された事例で追うことができるためである。

朝貢使節の行動と規制

朝貢使節の行動に関しては、日中関係史に大いに関わる分野でもあることから中国史領域に限らず日本史や琉球史などの研究者が言及している。そうした先行研究に従いながら、朝貢使節の会同館における基本的な行動とそれを規制する規定を見てみよう。

まず朝貢の中心となるのは、天子である中国王朝の皇帝のもとに蕃夷の君長が貢物を献上し、それに対して賞賜が与えられるという儀式そのものである。これに加えて朝貢使節は貢物のほかに附搭貨物を持ち込む。この附搭貨物は市舶司など辺境で官吏によって買い取りが行われた際の利益や、朝貢儀礼で与えられた賞賜など使い民間の商人と交易が行われることがある。これは国境の都市や京師に至るまでの道中でも行われるが、北京の場内では朝貢儀礼が行われた後に会同館で市が開かれることになっていた。会同館とは、朝貢使節に提供される宿舎のことで、食料が支給されたり、礼部による宴会が開かれたりした。ここで開かれる会同館開市は五日間の交易が許されており、これに関する規定は、正徳『大明会典』で確認することができる。それが次の事例である。

1983年が行き交う商品について明らかにしている。また吉川和希「十五世紀後半の中越間における使節往還」『東洋学報』第97巻4号2016年はベトナムから使節のやりとりを詳細にしている。

一、凡夷人朝貢到京、會同館開市五日。各鋪行人等將不係違禁之物入館、兩平交易。染作布絹等項、立限交還。如賒買及故意拖延、騙勒夷人久候、不得起程、並私相交易者、問罪。仍於館前枷號一個月。若各夷故違、潛入人家交易者、私貨入官。未給賞者量為遞減。通行守邊官員、不許將曾經違犯夷人起送赴京。(正徳『大明會典』卷一〇二)

『明律』には、こういった規定は見られないことから、少なくとも明初には定められておらず、明中期までの間に整備された法規定であると見ることができる。これについて先行研究でもやはり、明中期に整備されたものとしている。例えば池谷望子は、一四九八年(弘治十一年)に館内で五日間、商人との交易を許すという規定が定められているとしており¹⁸²、橋本雄もそれを受けて、「弘治一一年(一四九八)には、朝貢使節が館内で五日間のみ、中国商人らと交易を許すという規定が設けられた(『正徳大明會典』卷一〇二)。」¹⁸³としている。

ただし、ここで参照されている正徳『大明會典』の規定は、池谷と橋本のどちらも弘治十一年(1498年)のものとしているが、これは恐らく誤りであろう。同じ正徳『大明會典』卷一〇二の「交通朝貢夷人禁令」の項目に載せられた規定は複数あるが、このうちの先頭に配された事例は、弘治十一年の聖旨そのものをそのまま規定として掲載しており、規定文そのものに「弘治十一年」という年号が書かれている。そのため全ての事例の先頭に「弘治十一年」という文言が見えることとなり、結果としてそれ以下すべての条文が弘治十一年の規定であるように見えてしまっている。

しかし、この条文たちは条文の順序、内容から考えるに弘治『問刑條例』の引き写しである可能性が高い。最初に配置されている「弘治十一年」から始まる規定も弘治『問刑條例』の一条文〔弘V:43:2〕である。そうであれば、先に示した規定も弘治『問刑條例』の一条文〔弘V:43:3〕であり、必ずしも弘治十一年(1498年)の規定とは言えないだろう。

また池谷は、「開市の期間は、実際には国により三～五日、朝鮮・琉球は制限がなく帰国直前までとまちまちだった。ただし一五〇〇年ごろには一律に五日の開市とされたらしい。」¹⁸⁴と説明している。その根拠としてしめしているのが次の史料である。

…旧例は各処の夷人が朝貢して會同館に到れば、五日に一度放出して、余日はほし
いままに自ら出入するのを許さない。朝鮮と琉球二国の使臣であれば、外出して貿易
するのを許して、その日数は五日ではない。ちかごろ刑部等の衙門が奏して新例が通
行したため、(旧例は)全てに革去されて二国の使臣は頗る不満に思っている。また

¹⁸² 池谷望子「琉球と明」内田晶子・高瀬恭子・池谷望子『アジアの海の古琉球』

¹⁸³ 橋本雄「南京・北京の會同館」『日明關係研究入門』勉誠出版2017年)

¹⁸⁴ 池谷望子「琉球と明」内田晶子・高瀬恭子・池谷望子『アジアの海の古琉球』榕樹書林2009年p.260

旧例は夷人が賞を得た後に、貿易を欲すると申告すれば、鋪行人等に貨物を持って（会同館）入館させ、五日間市を開き、平等に交易することを許す。しかしながら新例はすべて夷人が市を開くことになると、宛平・大興の二県の委官に鋪戸を選抜させて送らせ入館させる。鋪戸、夷人はどちらも互いに気が合わずに、其の売る所は多く夷人の欲する所の物ではない。（『孝宗實録』卷一七〇、弘治一四年正月壬申条）¹⁸⁵

この記事に記されている内容は二つあって、前半に朝貢使節が市街に出ることへの規制が、後半に会同館での開市についての規定が記されている。朝鮮・琉球の二国の使臣に対して無制限に許されているのは前者のほうであるから、池谷の説明は誤りであると言える。

ここには旧例と新例が登場するが、ここでいう新例というのはこの記事の一年前にあたる弘治十三年（1500年）に成立した弘治『問刑条例』の一条文である〔弘V：43：3〕のことであろう¹⁸⁶。ここで弘治十三年（1500年）の弘治『問刑条例』を新例として、それに対する旧例が存在するということから、成化十三年（1477年）以前にも「会同館開市」に関連する事例があったということがわかる。次節以降では『問刑条例』にいくつか存在する朝貢の際の交易に関わる事例を分析し、それらの条文の整備過程を検討していく。

問刑条例とは

『問刑条例』の条文を検討する前に、そもそも『問刑条例』とは何かを踏まえる必要がある。『問刑条例』とは弘治十三年（1500年）に頒布された副法と呼ぶべき法典であり、『明律』の運用を補うことを目的として作成されたものである。

『問刑条例』が編纂された成化・弘治年間は『明律』が作成されてから既に百年以上経っており、『明律』だけで対応をしていくのが難しい状態であった。そこでその時々で行われた臨時の判断である例の使用が増えていってしまうのだが、あくまで臨時の判断であるので、恒常的に使用するわけにはいかず、成化帝までの皇帝は即位の際にそれまで例を集めた条例を「革去」するようにしていた。ところが弘治帝は即位時に条例を「革去」せず、条例を積極的に利用していくように方針を転換した。ここでそれまで臨時の判断でしかなかった条例を、整理して法典化したものが『問刑条例』である。

では、朝貢貿易に関する規定は、なぜ『問刑条例』で対応する必要があったのだろうか。言い換えれば既存の律文で対応できなかったのかということを検討する必要があるだろう。まず確認すべきことは、『明律』には朝貢使節や彼らとのやりとりを規制する律文が存在

¹⁸⁵ 『孝宗實録』卷一七〇、弘治一四年正月壬申条

…舊例各處夷人朝貢到館、五日一次放出、餘日不許擅自出入。惟朝鮮・琉球二國使臣、則聽其出外貿易、不在五日之數。近者刑部等衙門奏行新例、乃一槩革去二國使臣頗缺望。又舊例夷人領賞之後、告欲貿易、聽鋪行人等持貨入館、開市五日、兩平交易、而新例凡遇夷人開市、令宛平・大興二縣委官選送鋪戸入館。鋪戸、夷人兩不相投、其所賣者多非夷人所欲之物。

¹⁸⁶ あるいは、ほぼ同時に出された『禮部志稿』に見られる事例の可能性もあるが、内容は『問刑条例』の条文と同等のものである。

しないと言うことである。恐らくは明初において朝貢時に司法が介入しなくてはならない問題が生じることが想定されていなかったのだろう。それならば既存の律を用いることで対応することはできないのだろうか。

弘治『問刑条例』〔弘Ⅴ：43：3〕は弘治『問刑条例』では兵律、関津「私出外境及違禁下海」に付される例となっている。「私出外境及違禁下海」の条文は以下のとおりである。

凡①將馬牛・軍需・鐵貨・銅錢・段疋・紬絹・絲綿、私出外境貨賣、及下海者、杖一百。挑擔馱載之人、減一等。物貨船車、並入官。於内以十分為率、三分付告人充賞。若②將人口・軍器出境、及下海者、絞。因而③走泄事情者、斬。其拘該官司、及守把之人、通同夾帶、或知而故縱者、與犯人同罪。失覺察者、減三等。罪止杖一百。軍兵又減一等。（『明律』卷一五、関津、私出外境及違禁下海）

①馬牛や軍需品、鐵貨、銅錢などの武器の材料、布、絹、糸などを持って外境に出て貨売する及び海に下ること。

②人間や武器を伴って境を出る及び海に下ること。

③事情を走泄すること。

要するに辺境において特定のモノの持ち出しを制限する規定であり¹⁸⁷、北京城内など明朝の支配領域内での問題に適用することはできない。

また〔弘Ⅴ：43：3〕系統の事例は、嘉靖『問刑条例』以降は戸律、市塵、「把持行市」に付されるようになる。こちらの律ではどうだろうか。「把持行市」の条文は以下のとおりである。

凡①買賣諸物、兩不和同、而把持行市、專取其利、及②販鬻之徒、通同牙行、共為奸計、賣物以賤為貴、買物以貴為賤者、杖八十。○若③見人有所買賣、在傍高下比價、以相惑亂、而取利者、笞四十○若④已得利物、計贓重者、准竊盜論、免刺。（『明律』戸律、市塵、「把持行市」）

①物を売買する際に、お互いの合意なしに市場を独占して利益を取ること。

②牙行と共謀して商品の価値を偽ること。

③他人が販売している横で価格に大きく差をつけることで困惑させて利益を得ること。

④すでに利益や物品を得ている場合は、その価値を計って重罪であれば、窃盜に準じて論じ、刺青は免除される。

朝貢使節がこうした犯罪行為の被害者になることは想定できるが、やはり相手が朝貢使節となると国内の市場における取引とは事情が異なるだろう。以上を踏まえると国外に物品を流出させるという面では、「私出外境及違禁下海」に近く、市場で不当な利益を得るという面では「把持行市」に近いが、そのどちらにも当てはまるようなものではない。だ

¹⁸⁷ 『明律』兵律、関津「私出外境及違禁下海」のより詳細な解釈については第七章を参照。

からこそ〔弘Ⅴ：43：3〕系統の事例は『問刑条例』においてこの二条を移動しているし、また『事類纂』の中でもこの系統の事例は戸部類と兵部類のこの二条の間に跨って存在する。やはり既存の律で対応できるものではなかったと考えるべきなのだろう。

先にも説明した通り『問刑条例』の条文はそれまでの条例を、整理して法典化したものであるから、その条文のもととなる先行する事例が存在する。先に言及した旧例も先行する事例の一つであろう。そして先行する事例は、『事類纂』をはじめとした幾らかの事例集のような史料の中に見ることができる¹⁸⁸。本稿ではこうした事例を用いて分析を行っていく。

弘治『問刑条例』〔弘Ⅴ：43：3〕

弘治『問刑条例』〔弘Ⅴ：43：3〕の条文は次のとおりである。

一、①凡夷人朝貢到京、會同館開市五日。各鋪行人等將不系違禁之物入館、兩平交易。②染作布絹等項、立限交還。如賒買及故意拖延、騙勒夷人久候、不得起程、並私相交易者、問罪。仍於館前枷號一個月。③若各夷故違、潛入人家交易者、私貨入官。未給賞者量為遞減。④通行守邊官員、不許將曾經違犯夷人起送赴京。（弘治『問刑条例』〔弘Ⅴ：43：3〕）

条文を構成要素ごとに分類すると次のように切り分けることができる。

- ① 夷人が朝貢し京師に到った場合、会同館で市を五日間開かれる。商人は違禁の物でないものをもって、会同館に入り相応の価格で交易をする。
- ② 染めを行う布、絹などは、期限を決めて返却をする。「賒買（＝掛け買い）」や故意に返済を遅らせ、夷人を騙して長いこと待たせることによって、朝貢使節が出発できない場合、またはひそかに交易をしていた場合は罪に問う。会同館の前に一ヶ月「枷號」させる。
- ③ もしも各夷人が故意に違反して、密かに人家へ入り交易を行ったものがあれば、（その交易で手に入れた）私貨は官が没収する。まだ賞を賜っていないものはその額を減らす。
- ④ 辺境防備を行う官吏に通行（＝通達）して、かつて違反を侵した夷人を京に送るのを許してはいけない。

①は、先にも述べたように会同館で五日間の市が開かれることを示した規定である。「鋪行人」とは、民間の商人のことであるが、先に紹介した史料からも分かるように、会同館に入りこの市に参加できるのは、北京市内の二つ地方衙門、すなわち宛平・大興の二

¹⁸⁸ 中央研究院傅斯年図書館蔵『皇明成化條例』『皇明成化十四十五年條例』『皇明弘治條例』、中央研究院傅斯年図書館蔵『大明九卿事例案例』、天一閣蔵『條例全文』（『天一閣蔵明代政書珍本叢刊』所収）、北京図書館蔵『皇明成化二十三年條例』、『明代档冊』（『中国明朝档案総匯』所収）等。

県の県官が選別した商人に限られていたようである¹⁸⁹。

こうして選ばれた商人は、「違禁の物」にかからないものを持ち込んで交易を行うことになる。ここにある「兩平交易」とは、『明律国字解』に依れば「相應のねだんにてうりかいすることなり」¹⁹⁰であり、時価に照らして相応な価格を定めて売買を行うことである。これによって貿易を行う際の「場所」「期間」「人」「もの」の制限が規定されている。この制限を破る行為としての具体的な犯罪行為とその刑罰に関しては②以降の条文によって規定される。

②は、北京の商人に対し、時間のかかる取引や掛け買いなどの取引上のトラブル、あるいは①で定められた制限の外で行われる密貿易を行なった際の罪とその刑罰を示した部分である。染物など時間を要するものを交易する場合には期限を設けさせることとしている。それを超過することや、掛け買をしたうえで踏み倒そうとすることなど、朝貢使節の出発を遅延させるような行為を罪としている。これを犯した場合は会同館の前に一ヶ月「枷號」させることになっている。

③は、朝貢使節に対し、①の「場所」「人」の制限を破る行為＝罪とそれを犯した場合の罰則規定が定められている。ただしここでの罰則は、私貨の没収、そして朝貢儀礼がまだの場合は与えられる賞賜の額が減るというもので、明人に対する罰＝②の規定とは異なっている。

④は、辺境防備を行う官吏が守るべき規定である。犯罪を犯した夷人は次もまた犯罪を犯す可能性がある。そのような人物は明朝にとって当然、好ましからざる人物である。記録され、次回以降は北京へと赴くことは許されない。そうした犯罪歴のある夷人がいないか確認していたのだろう。これもまた「人」を制限する規定と言ってよいだろう。

以上が問刑条例〔弘Ⅴ：43：3〕の内容である。では、これらの要素ごとに、どの段階で、どのような議論を経て形成されたのか。次節で見よう。

条文の沿革

①会同館で五日間の市が開かれることを示した規定

「会同館」という場所、「五日間」という期間の二つの要素を揃えた規定は明初には見られない。そもそも会同館は宿泊施設であり市を開く場所ではなかった。開市を五日間許すという規定は、確認できる最も古いものでは正統十年と正統十三年の二種類の事例がある。それが次の二つの記事である。

…會同館開市、禮部出給告示、除違禁物、不許貿易。其段絹布疋、聽於街市、與官員軍民人等、兩平買賣。正統十年、許買賣五日。（万曆『大明会典』卷百十一、外夷上、迤北韃靼、及瓦剌）

¹⁸⁹ 『孝宗實録』卷一七〇、弘治一四年正月壬申条

¹⁹⁰ 定本『明律国字解』p.719

…今後來朝貢者賞賜後、方令於街市買賣五日、永為定制。敢有恃恩玩法者重罪不宥。(『明實錄』正統十三年十一月庚戌条)

ここに見られるように五日間の規定は正統年間には既に見られるものであった。特に正統十三年の事例には「永に定制と為せ。」とあるように、単発の事例とならなかったことが分かる。おそらくこれが、弘治『問刑条例』[弘V：43：3]に繋がる系統の最も古い事例であろう。ただし、「於街市」とあるように、交易が行われるのは会同館中ではなかったことがわかる。この段階では、まだ売買をする場所を規制する規定は無かったと言える。

会同館の中で市が開かれるという規定が現れるのは成化年間に入ってからである。成化八年(1472年)の事例「禁約交通夷人易換違禁物件例」に前例として引かれている事例の中には次のようにある。

合無本部給賞夷人後、并聽於館中開市買賣五日。除違禁花樣・段疋等物、并鞍轡・鐵器外、其餘鐵鍼綫・服飾・布帛之物、納從收買。錦衣衛差委官校、在館防關。該城兵馬司嚴督火甲、省令各行鋪戶、持貨入館、明白買賣。不許縱鋪戶在外私與交易、致使夷人得以上街沿門販賣、出入自由、因而窺探事情。如通事及伴送人員、誘引夷人放事肆為非、并縱容上街買賣、從各該委官及兵馬司拿送究問。(『事類纂』卷二〇、「禁約交通夷人易換違禁物件例」)

これは礼部儀制司主事の高岡の上奏であり、通事や伴送、鋪行人が、夷人を呼び寄せて私貿易を行ったり国の事情を漏洩させたりするのでそれらを禁止し、会同館の中で市を開くことを五日間許すことを提案している。さらに、違禁の物品を定めるなどをした上で、欽衣衛や五城兵馬司から人員を派遣して警備や取り締まりを行うように提案をしている¹⁹¹。そしてこの提案は皇帝の裁可を得て実行され、榜文として会同館に掲示された。これは、成化八年(1472年)以前のものだとわかるのだが、「会同館」という場所、「五日間」という期間の二要素を揃った規定としては、もっとも古いものであろう。

ただ同じような問題は起こり続けたようで、もう一度会同館副使の黄仕寧が同様の上奏を行っている¹⁹²。この上奏に対する成化帝の返答は「該部知道せよ。」であり、改めて礼部が検討することになり、もう一度、榜文を發出して違反者は取り締まるように提案された

¹⁹¹ 『事類纂』卷二〇、「禁約交通夷人易換違禁物件例」

¹⁹² 『事類纂』卷二〇、「禁約交通夷人易換違禁物件例」

…先年外夷人赴京朝貢、各處鎮守總兵官、夷人伴送前來、分歇兩館、進貢畢日、禮部出給告示發館、方令諸人將布絹等件與各夷兩平易買、不許暗帶織金・羅段・私茶・軍器等項交結、買硫黃・寶石之類、亦不許伴送人等、主使縱容夷人強行搶奪、皆有禁例。近年以來、有等奸頑無籍小人、三五成群、或作權豪子姪、或稱勢要弟男、不待開市、潛藏應禁物件、強入公館、易換方物、騙竊賞賜、無敢但報[阻遏]。及有等伴送人等、主使夷人強奪財物、彼此均分。乞勅禮部嚴加禁約。今後遇有仍蹈前非者、許令本館擒送法司治罪。

193。それでも同様の問題は続いたようで成化八年(1472年)正月十五日に礼部尚書の鄒幹から次のような提案されている。

合無再行出給榜文禁約、仍行錦衣衛并五城兵馬司、委能幹官一員、各帶旗校火甲人等、遇有夷人到館、專一暗行緝訪巡視。如有伴送人等與各處夷人、通同鋪行人等、私下易賣前項筋角・弦條・鐵器、一應違禁等物、就便拿送法司問罪。如若視為常事、不行用心巡視、致事遺失、一體治罪。(『事類纂』卷二〇、「禁約交通夷人易換違禁物件例」)

要するに以前の榜例を再び発出し、徹底するよう提案するものだが、これに対する成化帝の返答は「是なり。還た榜を出し常川に禁約せよ」であり、取り締まりの徹底が図られた。

その後は特に変化は無く、そのまま「見行事例」として施行され続けることになり、弘治三年(1490年)二月十五日の事例には、次のように記されている。

查得本部奏准見行事例、凡回回夷人到京、須給賞後、本部題過、出給告示、於會同館開市五日、但要見錢、不許賒買。(『事類纂』卷二〇、「」)

そしてこれが、問刑条例に採用されて、[弘Ⅴ：43：3]の①の会同館で五日間の市が開かれることを示した規定となる。

②染物など時間を要するものを交易する場合に期限を設けさせる規定

この規定の要素は、①で定められた「期間」の制限を破る行為とその刑罰を規定した部分であるため当然であるが、①の規定が定まる以前に遡ることはできない。①の規定がかなり曖昧に運用されていたことを考えると、成化以前の明朝は朝貢使節の滞在期間に対しては、あまり関心を持っていなかったのかもしれない。

②の規定の要素を含む事例で最も古いのは成化十三年(1477年)から十八年の間に発せられた年月日不明の事例である。

合無今後回回使臣到京…許令鋪行人等堆貨入館、與各夷兩平交易、俱要見錢、不許賒買。其染造布絹等項、取具地方總小甲及兩鄰人等執結、果係實住行戶、不係浮居、方許交割染造嚴立限期、在官務令依期送還。敢有仍前賒買、及故意拖延脫騙、致使夷人不得依期起身者、拏送法司、從重問擬、仍於館前枷號示衆。若是委官及夫輝人等、知情作弊、一體參問如律。各夷故違、自踪與人、日後告理、不與追給。仍令旗校人等、密切關防、都察院出榜、通行曉諭禁約。(『事類纂』卷二〇、「禁約在京并沿途不

193 『事類纂』卷二〇、「禁約交通夷人易換違禁物件例」

本部看得、合無先前榜文再行翻騰、仍發會同等館、張掛曉諭遵守。如有仍前違者、許該館官告呈各該委官、拿送法司究問。

許賣與夷人筋角・弓箭・銅鐵物件例))

この事例は裁可され「見行事例」となり、弘治三年（1490年）二月十五日の事例には次のように記されている。

查得本部奏准見行事例、…敢有除買、故意拖延、致使夷人不得依期起程者、拿送法司、從重問擬、仍於館前柳號示衆。(『事類纂』卷二〇、「禁約在京并沿途不許賣與夷人筋角・弓箭・銅鐵物件例))

こちら、①の規定同様、以後も適用され続けることとなり、そしてこれが、問刑条例に採用されて、[弘V:43:3]の②の規定になる。

③朝貢使節による民家での密貿易に関わる規定

この規定も①の「場所」「人」の制限を破る行為とそれを犯した場合の罰則規定であり、②の規定と同様に①の規定が定まる以前に遡ることはできない。それどころか『事類纂』や『大明九卿事例案例』などの成化・弘治年間の条例集には③の規定を見出すことができなかった。最も古いものとしては『實録』の中に見出すことができる。それが次の記事である。

監察御史巡視但有菲薄聽其舉奏…一、夷人朝貢到京、例許貿易五日。有司拘集舖行、令將帶不係違禁貨物兩平交易。若原來伴送及館夫通事人等引領各夷、潛入人家、私相交易者、沒入價值私貨。夷人未給賞者量為遞減。(『明孝宗實録』弘治十三年二月己亥条)

これは弘治十三年（1500年）の『問刑条例』が完成する直前での上奏であり、それ以前にも事例があった可能性はあるが、これが現状で確認できている最も古いものである。

④朝貢使節の人員を制限する規定

この規定は、「守邊の官員に通行」とあるように、辺境防衛を行う官員に向けて示した規定である。これに先行する事例は弘治二年（1489年）五月の事例の中に見出すことができる。

合無俱照潼關盤檢事例…已并給賞者、通行管邊官員、後次各夷進貢、再不許起送赴京。(『事類纂』卷二〇、禁約舖行人等副除夷人貨物問罪枷號)

これはさらに前の「潼關盤檢事例」に照らした判断であるとされているのだから、弘治二年（1489年）以前の「潼關盤檢事例」にあたる事例が存在するはずである。しかし、『事類纂』の中に「潼關盤檢事例」と見られるものは発見できていない。また『大明会典』や『禮部志稿』にも見られないので、それがいつの事例かはわからないが、違反行為が曖昧なままで「かつて違反をした人物」と定めるのは不可能だろうし、②の規定や③の規定

と同様に①の規定が成立する以前までは遡らないだろうと考えられる。いずれにせよ弘治二年（1489年）の事例で〔弘V：43：3〕系統の事例の条文に加えられ、そのまま〔弘V：43：3〕の④の規定になったといえるだろう。

以上が〔弘V：43：3〕の形成過程である。ここまで会同館の交易に関する規定を起点として〔弘V：43：3〕に注目しその形成過程を検討してきたが、朝貢貿易に関わる規定は〔弘V：43：3〕にだけではない。『問刑条例』の条文には〔弘V：43：3〕他に四条の朝貢貿易に関わる条文が存在する。もちろんこちらも検討する必要があるだろう。

来朝した使節と私的に通じることに対する事例

ここからは〔弘V：43：3〕以外に存在する四条を先ほどと同じ様に構成要素ごとに分類し、その要素がどのような過程を経て加えられたのかを検討する。まずは四条の条文を確認しよう。

一、⑤在京在外軍民人等、與朝貢夷人私通往來、(a)投托管顧、撥置害人、(b)因而透漏事情者、俱問發邊衛充軍。⑥軍職有犯、調邊衛、帶俸差操。通事並伴送人等系軍職者、從軍職之例。系文職有贓者、革職為民。（弘治『問刑条例』〔弘V：42：1〕）

一、⑦弘治十一年二月十五日節該欽奉聖旨「迤北小王子等差使臣人等赴京朝貢、官員軍民人等、與他交易、止許光素紵絲絹布衣服等件。不許將一應兵器、并違禁銅鐵等物。敢有違犯的、都拏來處以極刑。」欽此。（弘治『問刑条例』〔弘V：43：2〕）

一、⑧会同館内外四鄰軍民人等、代替夷人收買違禁貨物者、問罪枷號一個月、發邊衛充軍。（弘治『問刑条例』〔弘V：43：4〕）

一、⑨会同館夫供役三年、轉發該管有司收當民差、另僉解補。不許過役、更易姓名、捏故僉補。違者、官吏一體坐罪。若五年以上不行替役、及近館無籍軍民人等用強攬當者、俱問發邊衛充軍。（弘治『問刑条例』〔弘V：60：1〕）

⑤朝貢してきた夷人に対して私的に通じ、馴染みの人物に身を寄せ、人に害をなすのを放置し、国内の事情を漏らした者は辺境の衛所に発して充軍刑とする。

⑥軍職にあるものが⑤を犯した場合辺境の衛所に送り、帶俸差操とする。通事、伴送人は軍職なら軍職の例に従い、文職ならば革職為民とする。

⑦「迤北小王子」が派遣した使節が北京に来た場合は、光素・紵絲・絹布・衣服に限定して交易を許し、武器や銅、鉄などは許さず、これを行った場合は極刑に処される。

⑧会同館の内外の軍民人が夷人に代わって違禁貨物を買上げた場合、一ヶ月「枷號」させた上で辺境の衛所に発して充軍刑とする。

⑨会同館夫の供役は三年経てば別人に変えなくてはならず、その期間を超過して役職に就いたり、姓名を変えたり、別人になりすまして続けようとしたりして、三年以上

交替しなかった場合、官吏は罪を当てられる。五年以上交替しなかった場合や、会同館近くの無籍の軍民人が強迫などして強引に館夫に就いた場合は、どちらも辺境の衛所に発して充軍刑とする。

⑤は、軍民人（＝一般人）に対し、無法を行う朝貢使節を匿ったり放置したり、さらには事情を漏洩させるなどをすることを禁止した規定である。朝貢使節は会同館に宿泊することになるのだが、当然各国から「辺境」を経て北京に至るまでの道のりが存在する。そうである以上は辺境でなくとも、朝貢使節と一般人との接触は起こりうる。そうした事態を防止するための規定が⑤であるといえる。ただし辺境で行ったもの（「私出外境及違禁下海」条）と異なり死刑にはならず充軍刑となった。

さらに朝貢使節に接触を図ろうとする人物は一般人だけとは限らなかったのだろう。軍官や文官がこうした事件にかかわることを想定し、そのための刑罰規定が定められている。それが⑥の規定である。『明律』では、「文武官犯私罪」律などで示されるように、官位のあるものは通常の刑罰を読み替えて処罰された。ここでは「發邊衛充軍」が、軍官ならば「帶俸差操」となる。「帶俸差操」とは、支給される俸禄はそのままで職務を取り上げられ、軍事教練には参加させられる状態ということであるが、罪に対する懲罰として用いられる。この条文では、俸禄はそのままに役職を取り上げられた状態にさせられる懲罰に読み替えられる。また通事件走人の場合は、軍職なら「軍職之例」に従うことに、文官なら「革職為民」、つまり官職を取り上げられて民籍に入れる懲罰と読み替えられている。ただし⑥は『問刑条例』以前の朝貢貿易関係の事例には見られない。

⑦は弘治十一年（1498年）二月十五日の聖旨そのもので、「迺北小王子」とはダヤン＝ハーンのことである。当時、ダヤン・ハーンはオイラトに変わって強力になりつつあったタタールの首領であるが、明人も脅威に感じていたのだろう。ダヤンが派遣した朝貢使節と密貿易を行った際には、通常よりも重い刑罰＝極刑を与えることになっている。

⑧は、軍人や民間人を含む明人に対し、夷人の代わりとなって禁制品を購入すること禁止した規定である。朝貢使節が会同館の外へ出る自由はかなり制限されていた。例えば、はじめに示した史料でも弘治十四年（1501年）の段階で外出は五日間に一回と定められていたことがわかる。この状況で禁制品の密貿易を行なうためには、現地の明人と協力する必要があっただろう。そうした協力者に対して当てられた罪が⑧である。この罪に当てられたものは、一ヶ月「枷號」させた上で充軍刑となった。

⑨は、会同館の夫供を三年以上勤められないように規制する規定でそれを超過して勤めようとしたり、別人になりすまして続けようとしたりする行為を規制する規定である。ここに登場する「無籍軍民人」とは、自身の地理的、社会的な立場から遊離して活動する無頼漢であり¹⁹⁴、「無籍之徒」「光棍」「喇虎」といった名前が『事類纂』などの事例の内に頻出する存在である¹⁹⁵。こうした存在は、明中期になって現れ、形骸化した里甲制の下で糧

¹⁹⁴ 呉艶紅「明代法律領域中的游民」『南京大学学報』（哲学・人文科学・社会科学）2012年

¹⁹⁵ 無籍之徒については本稿第五章で論じた。

長や里長の職務の代行請負を非公式ながら行い営利のために活動していたという¹⁹⁶。ここでも「無籍軍民人」が会同館夫の立場を用いて利益を得ようとしたのだろう。それをするだけの旨味が会同館夫にあったということ物語る。

条文の沿革

来朝した使節と私的に通じることに對する事例

⑤⑥⑦⑧⑨の規定はいずれも朝貢貿易に関係するものである。このうち⑦は聖旨をそのまま書き写したものであり、内容も個別具体的な特例に近いものである。また、⑨の規定は、夷人との接触そのものではなく、接触するための役職に就くことを規制するものでありほかの事例と性質が異なる上に弘治元年（1488年）十月の事例¹⁹⁷より遡ることができない。

そのためここではこの⑦⑨の二つを検討範囲から外して⑤⑥⑧の規定を検討していきたい。この三つの規定はいずれも来朝した使節と私的に通じることに對して規制を行う規定ということができる。また⑤⑥⑧の規定は、ほとんど同じ系統の事例に現れるため、まとめて見ていく。

朝貢してきた夷人に対して私的に通じることに言及した最も古い事例は成化十一年（1475年）の聖旨である¹⁹⁸。

但是使臣人等入境及到京、不許人欺侮他、及偷盜爲馬駝等物。官員・軍民人等買馬等項、務照時價、於會同館等衙門內、兩平交易、不許令其出入市肆、及將一應兵器出賣與他。來的使臣本畏法度、因這住的回回・空達官人等教唆他、以致與人爭鬪。今後都不許與使臣人說話、敢有這等的、着錦衣衛差人體查的實、都全家發邊遠充軍。（『事類纂』卷二〇、「交通夷人發邊遠充軍例」）

これが欽定榜例として⑤および⑧の刑罰が充軍刑であることの根拠となっている。

さらに会同館以外で行われる密貿易に関して a 違禁の物品を売ることや b 国内の事情を漏らすことなど具体的な行為が規定される。それが次のとおりである。

合無行移錦衣衛、差撥官校密切防閑、如夷人帶有貨物・馬匹等項、止許於會同館在地軍民人等兩平買賣、不許混同交易、及將違禁銅鐵・筋角等物、兩相貨易、因而交結

¹⁹⁶ 岩井茂樹「明朝の中央政治と地域社会」『岩波講座世界歴史 12 東アジア・東南アジアの近世 15~18 世紀』岩波書店 2022 年。

¹⁹⁷ 『事類纂』卷三十一、「特強攬當會同館夫邊遠充軍例」

¹⁹⁸ なおこの聖旨は、成化十三年（1477年）のものとしてされる全く同じ条例が存在しているが、これは再び同じものが発せられたわけではなく重複であり日付としては成化十一年が正しい。『事類纂』と『成化条例』には共通する祖本が存在する。恐らくはその祖本を編集する際に、各衙門から収集したのだろう。その際に衙門ごと（この事例では兵部と都察院）で日付とタイトルが異なっていたために、重複であることに気づかれずそのまま掲載された結果ではないだろうか。これに関しては第二章で論じた。

透漏事情。如是故違、聽該管官校緝拏、奏請處置等因。成化十二年十一月初一日、本部具題。次日奉聖旨「是。着錦衣衛并通事好生訪問。」。欽此。〔『事類纂』卷二〇、〕

これらはもともとそれぞれ兵部、礼部、都察院など異なる衙門を対象にした事例であったが、成化十二年(1476年)二十一日の事例で統一される。ここで⑤の規定が完成し、⑧の規定の基礎が表れる。それが次のとおりである。

合無【中略】今後凡遇進貢夷人往回經過、各要遵守法度、⑤不許私自與各該夷人往來交結、因而透漏事情、并將應禁筋角、弓面及甲葉・弓箭一應銅鐵物件、私自賣與、圖利肥己。在京錦衣錦衛官校緝訪、在外聽所在官司體察、如有故托、就便拿問究治、照依前項欽定榜文事例、將犯人發邊遠充軍。⑧其在內會同館等衙門、在外鎮守・守備・守關、并沿途官司件送官舍通事人等、敢有縱容夷人出城鎮市肆之間、與人交通、收買應禁物件、事發一體治罪。若有陝同帶過關、或守關等官、盤驗得出、或被人評告、就將夷人所買應禁物件俱收入官、給還價值、仍追賣與之人、照例問斷。緣係禁約進貢夷人收買應禁物件、及出榜欽依該衙門看了來說事理、未敢擅便。具題次日奉聖旨「是。務要嚴加禁約、犯了不饒。」。〔『事類纂』卷二十、「禁約在京并沿途不許賣與夷人筋角弓箭及銅鐵物件例」〕

このうち人や民間人を含む明人に対し、夷人の代わりとなって禁制品を購入すること禁止した規定が、独立して〔弘V：43：4〕になる。

ところが⑤の規定は、a「不許私自與各該夷人往來交結、因而透漏事情、并將應禁筋角、弓面及甲葉・弓箭一應銅鐵物件、私自賣與、圖利肥己。」とb「其在內會同館等衙門、在外鎮守・守備・守關、并沿途官司件送官舍通事人等、敢有縱容夷人出城鎮市肆之間、與人交通、收買應禁物件、事發一體治罪。」の二つの部分からなっており、それぞれ分離して引用されていた。例えば成化十七年(1481年)の事例ではa部分のみが引用されている。

今後各處夷人進貢、【中略】其有巡撫去處、備咨巡撫官、如無巡撫去處、就仰巡按御史、各出榜通行曉諭各處軍民人等、不許與各夷交通往來、投托管顧、撥置害人、敢有顧故違、照依兵部奏准事例、正犯俱發邊衛充軍。【中略】如此、則國法昭彰、人知警懼。具題。次日奉聖旨「是。」。欽此。〔『事類纂』卷二十、「各處軍民人等交通進貢往來外夷并投託撥置害人者俱發邊衛充軍例」〕

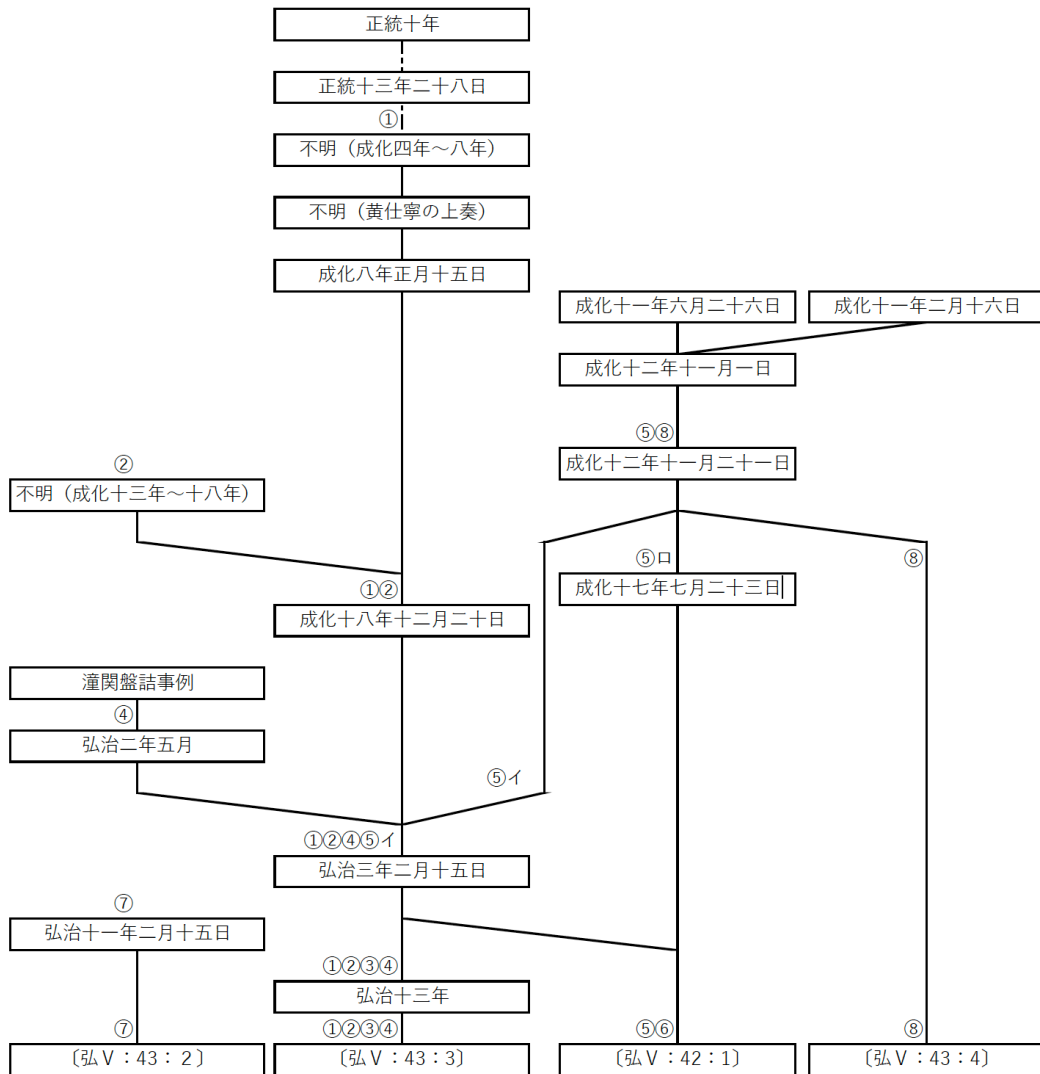
一方で弘治三年(1490年)の事例では、b部分のみが引用されている。

合無再行申明禁約。今後夷人到館、不係開市之日、不許一應人員及在京住久回・達人等、私與往來、勾引交易。〔『事類纂』卷二十〕

最終的には両方合わせて⑤の規定として、〔弘V：42：1〕の一部となっている。

以上が〔弘V：42：1〕〔弘V：42：3〕〔弘V：43：4〕の成立過程である。ここまでの

弘治『問刑条例』内の朝貢貿易に関わる条文時系列順に成立すると【図 1】のようになる。



【図 1】

まず(1)朝貢に付随する貿易について期間と場所が設定される。最終的に〔弘V：42：3〕の①になる規定である。これがおよそ成化以前から形成されて成化八年(1472年)に完成している。

次に(2)朝貢貿易に関係する人物の違法行為・問題行為に対する刑罰が規定される。これは最終的に〔弘V：42：1〕の⑤と〔弘V：43：4〕の⑥になる。これは成化十年(1474年)代前半に整備され成化十二年(1476年)には完成している。

さらに(3)その期間と場所を逸脱する行為に対する刑罰が設定される。最終的に〔弘V：42：3〕の②になる部分である。これは成化十年(1474年)代後半に整備されている。

そして、(4)貿易の中で現れる具体的なトラブルに関する規定が弘治に入ってから順次設定される。

これは裏返せば(1)朝貢使節との交易が盛んに行われるようになり、(2)それを悪用しよう

とする人物が現れ、(3)交易を制限する規定から逸脱してでも交易を行われるようになり、さらに(4)朝貢使節と接触する機会・人物が増えたことによってトラブルが増加したというような流れを見ることができる。それだけこの成化以前から弘治までの間で、民間にとっての朝貢貿易の重要性が増していったということが言えるだろう。

おわりに

最後に今回取り上げた条文に見られる犯罪行為が、明朝にとってどの程度の問題とされていたのかを述べたい。

さきほど朝貢使節との交易が盛んに行われるようになったと述べたが、成化・弘治年間には朝貢の絶対的な回数が相対的に少ない時期でもある¹⁹⁹。これは日明関係だけではなく全体的な潮流であったようである。そうであれば朝貢使節と民間人の接触が増えたのは、朝貢の絶対数とは異なる理由があると考えなくてはならない。ではその理由とは何か。それを考えるヒントとなるのが事例の中で、罪の重さと裁かれている人物である。

罪の重さは与えられる刑罰に注目すればどの程度の問題とされたかがわかる。例えば〔弘V：43：3〕系統の事例を見ると、朝貢使節の出発を遅延させつ行為には「加號」という刑罰が示されている。これは五刑から外れる刑罰であるが、およそ杖一百と徒一年の中間にあたる刑罰で、刑罰の重さを調節する際にしばしば登場したものである。

具体的な行為では、まず朝貢使節との密通行為に関する規定が〔弘V：42：1〕にあるが、ここではそうした行為を「發邊衛充軍」としている。充軍もまた五刑から外れた刑罰であるが、刑罰の重さを調整するなかで現れるもので、死刑である絞と流三千里の中間と考えてよい。『明律』には出境及び下海した者が事情を走泄すれば斬刑になるという規定が存在する²⁰⁰。事例中にはこの条文は現れてこないが、刑罰を検討していた都察院や皇帝の頭の中にはこの条文があったのだと考えられる。つまり下海や出境した上で行ったのであれば斬刑に当たる重大な罪であるが、国内で朝貢使節に対するものであるから死は許すとされたのである。〔弘V：43：4〕では、夷人に代わって違禁貨物を買上げる行為に対して一ヶ月「枷號」させた上で「發邊衛充軍」という刑罰を当てている。『事類纂』内に事例を見ても、国内で朝貢使節と交易した場合はやはり充軍刑に止まっており、死刑が当てられるケースは存在しない。これも下海や出境した上で行なった場合と比べると、国内で朝貢使節と行なう密貿易であれば罪が少しではあるが軽くなっているといえる。

では人物の方はどうであろうか。本稿で取り上げた『問刑条例』はいずれも朝貢貿易に関わる人物を取り締まる条文であるが、〔弘V：43：3〕の④の規定を除き、条文の中で罪を犯して罰せられる対象とされているのはいずれも明人である。〔弘V：43：3〕の④が朝貢使節に科されるペナルティであるとはいっても五刑に相当する刑罰とはいえないだろう。そういう意味では朝貢使節に対して刑罰を下す規定は一つもない。

¹⁹⁹ 中島楽章「14-16世紀、東アジア貿易秩序の変容と再編」『社会経済学』76巻4号2011年

²⁰⁰ 『明律』巻十五、兵律、関津、私出外境及違禁下海

それは、明朝が朝貢使節の行動よりも、民間人の行動の方を問題視していたことを示しているのではないか。さらに加えれば、本稿で確認してきた条例条文の整備は、中央主導ではない。現場の官僚が問題を発見し、それに対する処置する形で条文整備が行われている。

要するに統治者の意向に沿った国家政策的なものではなく、第七章で述べている海禁に関する条文整備と同様、あくまで現場の現状を反映させながら整備されたものということである。そうであれば、今回で取り上げた条文は国際関係に付随した問題であるというよりは、国内問題の延長線上にある問題として考えた方が自然ではないだろうか。

そのように国内問題の延長線上であると考え、今回取り上げた事例の中には特徴的な存在が見えてくる。それは事例内で「通事人」・「伴走人」・「無籍之徒」と表現される存在である。通事は通訳のことであり、伴走人とは朝貢使節を辺境からの移動に付き添う人物のことであり、どちらも朝貢使節と明人の仲介を行う人物である²⁰¹。朝貢使節と民間の商人との間に立って、利益を得ようとするのが可能な特権を持った人物ということができる。また「無籍之徒」は、先にも述べたが地理的、社会的な立場から遊離して活動する無頼漢であり、積極的に官と民の間に入り込み利益を得ようとして活動をしていた。こうした人物が朝貢貿易の生み出す利益に便乗しようとするのは、当然のことであろう。

それでは、なぜ成化・弘治年間にこうした人物が現れて、条例条文が整備されるような問題をおこすまでになったのだろうか。これに就いて考えるには、事例の前半部分、すなわち実際に現場で発生した事例に注目して検討する必要があるだろう。この問題は今後の課題としたい。

²⁰¹松浦章「明代海外諸国の通事について」『或問』8号2004年。通事は官職として存在するが、実際には官ではない人物が通事を行なっているケースが見られる。『事類纂』内の事例に現れる「通事人」のほとんどは正式な官僚ではない。

第七章明中期における海上密貿易に関する犯罪と法整備

はじめに

貢舶とは、王法によって許されるものであり、市舶が司るものであり、つまり貿易の公である。海商は、王法の許されないものであり、市舶を通らないものであり、つまり貿易の私であるものである。貢舶者、王法之所許、市舶之所司、乃貿易之公也。海商者、王法之所不許、市舶之所不經、乃貿易之私也。(鄭若曾『籌海圖編』卷十二、經略)

これは、嘉靖年間(1522年～1566年)の鄭若曾という人物が著した『籌海圖編』卷十二、經略の一節であり、明の制度において沿岸地方に現れる船をどう分類し、どう扱うかその認識を示したものである。ここでいう「貢舶」とは、朝貢を行うために明へやって来た船のことを指す。つまり「貿易の公」とは朝貢貿易を示しており、これを王法によって許された貿易であるとしている。一方で「海商」とは民間の商人を指す。これは王法によって許されていないものであり、市舶司を通さない貿易であるため「貿易の私」となってしまう。つまり密貿易であり、犯罪となってしまうのである。

明朝は「海禁政策」を実施しており、沿海の住民の出海を厳しく禁止したとされている。加えて貿易を朝貢貿易に限定したため、鄭若曾の認識のような民間の商人による貿易＝犯罪という状況が生まれた。こうした海禁に対する研究は古くから行われており、その先行研究は整理しようとするれば枚挙に遑がない。

ところが、海禁が具体的に何を指すのか示すのは難しく、それが明確になっているとは言えない状況がある。これは、時代ごとに海禁という用語が指す内容やその目的が異なるためである。近年、海禁について体系的な研究を行った檀上寛氏は、「沿海住民の出海禁止ないし規制措置を中心とする国家の海洋統制策の総称とでも規定できようか²⁰²」としている。つまり海禁とは海上におけるさまざまな統制策の総称であり、具体的には何を指すのか一概に論じることは不可能なものである。

ただ、『籌海圖編』に鄭若曾が記しているように、民間の商人による貿易が「王法」によって許されていないという認識は存在した。それはつまり法的に禁止されているという認識があったわけである。この「王法」とはいったい何を示しているのだろうか。

これまでの海禁をめぐる先行研究では、貿易が禁止されているという前提の下で論が進められ、そういった政策の目的や通時的な変遷が明らかになる一方で、貿易を取り締まる「法」そのものに関心が注がれることは多くはなかったように思える。

管見の限りこうした法という側面から密貿易にアプローチした先行研究としては檀上寛と楊曉波があげられる。檀上寛は、『実録』等から抽出した明初の「海禁令」を整理し、それが『明律』の「私出外境及違禁下海」律に包括され「海禁概念」が成立するまでの過

²⁰² 檀上寛『明代海禁＝朝貢システムと華夷秩序』京都大学学術出版会 2013年 p. 205。

程を明らかにしたものである。ただし統治者の意識や理念から海禁を論じたものであり、具体的な取り締まりについてはあまり論証されていない。さらに海禁という理念に寄せて理解している部分が多い。そのため、条文の解釈にもいくらか誤解が見られる。

楊曉波も、檀上の論に加えさらに多くの史料から法律条文を引いて整理しているが²⁰³、こちらも天順から弘治、正徳にかけての法が抜け落ちてしまっている。そのため両研究ともこの期間の法的な取り締まりが無視されてしまっており、明初「海禁令」と弘治『問刑条例』の法的な繋がりが見えてこないというのが現状である。

では、両者ともに言及していないこの期間は何もなかったのかということそうではない。むしろ法制上重要な時代であった。後にも述べるが成化・弘治年間はそれまでの条例を整理、編纂していた時代であり、その結果が弘治『問刑条例』²⁰⁴である。それならば、この期間に密貿易に関わる条例も当然整理が行われていたはずである。

それにも関わらずこの時代の条例が無視されているのは、その史料状況にある。明中期は法制史料が後の時代と比べて多いとは言えない。それでも、少ないながら条例の整理、編纂を見ていく上で参照すべき史料が存在する。それが本稿の取り上げる『事類纂』である。しかし、この『事類纂』はこれまでの研究で使用されてこなかった。

こうした研究状況を踏まえて本稿では、これまで使用されてこなかった『事類纂』を用いて、民間の商人による貿易＝密貿易という認識がどのように形成され、それがどのような法運用の下で取り締まられていたのかを論じていく。

『明律』が定める沿海の法秩序

断罪の方法

民間の商人による貿易＝犯罪という構図を確認するには、刑事裁判において、ある行為を犯罪であるとする決定、すなわち断罪がどのように行われたのかを確認する必要があるだろう。

第一章で述べた通り、前近代の中国においては、あらかじめ法に記された犯罪行為に実際におこなわれた行為を当てはめることで罪を決定するという過程を経て犯罪者を裁いていた。官僚は裁判の際に、まず『明律』を参照し、犯罪者が行った行為と同じ行為が記されている条文を探す。こうして当てはめる罪を決定し、その条文に従って適切な刑罰を与える。このような過程で断罪が行われた。もちろんこれは沿海地方における犯罪行為を裁く場合も例外ではなく、『明律』に則って罰している。

²⁰³ 楊曉波『明朝海上外貿管理法制的變遷』中国社会科学出版 2017 年

²⁰⁴ 本稿では『問刑条例』の条文は黃彰健『明代律例彙編』の整理番号で示す。この整理番号では、弘は弘治『問刑条例』を示し、ローマ数字Ⅰ～Ⅶは名例律、吏律、戸律、礼律、兵律、刑律、工律を示し、真ん中の数字はそれぞれ分類の中の何条目の律文に付されているかを示し、最後の数字は同じ律文に付された条例条文の中で何条目かを示す。例を示すと〔弘Ⅴ：43：8〕は、弘治『問刑条例』の条例条文で、兵律の 43 条目である「私出外境及違禁下海」律に付された 8 条目の条文となる。

それならば、民間の商人による貿易が犯罪＝密貿易であるという法的根拠は、実際の裁判文書で引用されている条文を見ればそれだと断定することが可能である。ところが、明初にはこうした裁判文書といった断罪に関わる史料が非常に少ない。こうした史料状況の中で明初の断罪がどうであったか考察するのは難しい。しかし、『明律』に依って断罪が行われるという原則は変わらない。それを踏まえて条文の検討に移ろう。

「私出外境及違禁下海」律

本節では、先行研究を参考にしながら、『明律』の条文を検討していく。まずは、檀上寛が取り上げている「私出外境及違禁下海」律を、檀上の理解を確認した上で検討していこう。檀上は、この「私出外境及違禁下海」律を次のように理解している。条文名から、「私出外境」と「違禁下海」の大きく二つに分けられるとしており、前者は、唐律の『唐律』の「越度邊關塞」律を継承しており、後者は元の「司舶則法」を継承している。そして「違禁下海」はもともと「違禁貨物」の携行禁止と非合法の出海貿易の禁止を規定したものであるとしている。ところが市舶司が廃止されることによって、海外渡航そのものが禁止となり出海全般を禁止する条文となった。これによって、海防のために応急的に発せられていた「海禁令」の法的根拠となり、この「海禁令」の違反者も取り締まる条文となったという²⁰⁵。

ところが、この「私出外境及違禁下海」律の条文理解には、いくつか問題がある。ここで今一度「私出外境及違禁下海」律の条文を検討しておこう。条文は次のとおりである。

凡^(a) 將馬牛・軍需・鐵貨・銅錢・段疋・紬絹・絲綿、私出外境貨賣、及下海者、杖一百。挑擔馱載之人、減一等。物貨船車、並入官。於內以十分為率、三分付告人充賞。^(b) 若將人口・軍器出境、及下海者、絞。^(c) 因而走泄事情者、斬。其拘該官司、及守把之人、通同夾帶、或知而故縱者、與犯人同罪。失覺察者、減三等。罪止杖一百。軍兵又減一等。（『明律』卷一五、關津、私出外境及違禁下海。）

この条文で指摘されている犯罪行為は、次の三つである。

(a) 馬牛や軍需品、鐵貨、銅錢などの武器の材料、布、絹、糸などを持って外境に出て貨賣する及び海に下ること。

(b) 人間や武器を伴って境を出る及び海に下ること。

(c) 事情を走泄すること。

この条文の規定から読み取れるのは、主に決められたモノ（情報など無形なモノも含む）の持ち出しの制限である。(a) で持ち出しが禁止されているのは、国外に流れれば軍事上脅威になりうる物や国内での需要が高いものである。また武器や人、情報に関してはさらに重い罪とされている。これは、軍事上当然と言える規制ではあり、直ちに貿易の禁止

²⁰⁵ 檀上寛「明代海禁概念の成立とその背景—違禁下海から下海通番へ—」前掲書 pp. 173-182。

となるとは言えない。また、(b)も(c)も禁じているのはモノの持ち出しについてであり、国内への持ち込みに関しては全く規定がない。つまり(主体的な)人の移動に関しては何ら制限を加えていない。

ところが檀上は、「私出外境及違禁下海」律が成立した背景を元代の「市舶則法」まで遡って、非合法の出海貿易の禁止が「違禁下海」という用語の中に含意されているとしている²⁰⁶。確かに「私出外境及違禁下海」律には「市舶則法」の影響が認められる。しかし、そのまま取り入れたわけではあるまい。非合法の出海貿易の禁止が「違禁下海」という用語の中に含意されている根拠として、檀上が取り上げているのが『通制条格』卷第十八、関市、市舶条の次の部分である。

一、海商不請驗憑、擅自發船、並許諸人告捕、舶商・船主・綱首・事頭・火長各杖壹伯柒下、船物俱行沒官、於沒官物内壹半付告人充賞。如已離舶司、即於沿路所在官司告捕、依上追斷給賞。(『通制條格』卷第十八、關市、市舶條)

ここで引用した部分には、確かに非合法の出海貿易の禁止が含まれている。しかし、それが「私出外境及違禁下海」律に含意されているという積極的根拠はどこにもない。先ほど条文の内容を具に確認したように、決められたモノの持ち出しを制限する規定であって人の移動や貿易を制限したものではないことは明らかである。律の条文は実際に起こりうる犯罪が具体的に掲載されていることになっている以上は、条文の内容以上の内容を読み取ろうとするのは誤りであると言わざるを得ない。故に、タイトルに示された「違禁」には、非合法の出海貿易の禁止は含意されていないと考えるべきである。

ところで檀上は、律のタイトルに「及」が含まれていることから、「私出外境」と「違禁下海」の二部構成で理解している²⁰⁷。確かに、律文も「(私)出(外)境」と「下海」が「及」で並列されているが、条文を検討すると適切でないことがわかる。

では、タイトルはどのように解釈すればよいただろうか²⁰⁸。条文タイトル「私出外境及違禁下海」と(a)(b)それぞれの条文を「及」の位置で対応させると次のように考えられる。

(a) (ア) 馬牛や軍需品、鐵貨、銅錢などの武器の材料、布、絹、糸などを持って外境に出て貨賣すること＝「私出外境」

(イ) 海に下ること＝「違禁下海」

(b) (ウ) 人間や武器を伴って境を出ること＝「私出外境」

(エ) 海に下ること＝「違禁下海」

(a) なら杖一百、(b) なら絞の刑が当てられるわけであるが、これで考えると(イ)

²⁰⁶ 檀上寛「明代海禁概念の成立とその背景—違禁下海から下海通番へ—」前掲書 p.179。

²⁰⁷ 檀上寛「明代海禁概念の成立とその背景—違禁下海から下海通番へ—」前掲書 p.174。

²⁰⁸ この他の解釈としては、荻生徂徠は『明律國字解』で「違禁とは、禁制にて外國へやらぬ貨物なり。」(定本『明律國字解』p.336)と「違禁」を「違禁貨物」としている。

と(エ)の「下海」＝海に下ることという行為が同じであるにも拘らず刑が異なるということになる。これでは条文としては不自然である。刑が異なるのだからその罪となる行為も異なるものでなければならない。

ならば次のように考えてみよう。禁制品の規定部分を「私出外境」、「違禁下海」の两部分に共通してかかる部分として考えるのである。

(a) 馬牛や軍需品、鐵貨、銅錢などの武器の材料、布、絹、糸などを持って+外境に出て貨賣すること＝「私出外境」

馬牛や軍需品、鐵貨、銅錢などの武器の材料、布、絹、糸などを持って+海に下ること＝「違禁下海」

(b) 人間や武器を伴って+境を出ること＝「私出外境」

人間や武器を伴って+海に下ること＝「違禁下海」

これであれば、(a)(b)で持ち出し物品の違いによる差が生じることになり合理的に理解できる。この対応関係から考えれば「私出外境」と「違禁下海」の違いは物品を持って出るのが「出外境」＝陸の国境であるか「下海」＝海岸であるかという点でしかない。それならば、「違禁」は「私」と同義ととらえてよいだろう。

いずれにせよ、「私出外境及違禁下海」律は、決められたモノの持ち出しを制限する規定と見るほうが妥当であり、合法か非合法かを問わず人の出海について言及はしていない。それならば、市舶司の廃止以降、「私出外境及違禁下海」が海禁の法的根拠となり、出海者全体を取り締まっていたという檀上の理解²⁰⁹には無理が有ると言えるだろう。

「私越冒度関津」律による出海の秩序

では、そもそも非合法の出海にはどのような律を使用していたのだろうか。手がかりとして『事類纂』の中に非合法の出海を行った者が裁かれているものがある。その中に引用された裁判文書の一部を見てみよう²¹⁰。

その年の五月二十二日には、船を出して縁辺官富等處の巡檢司を超えて行き、遠く外洋に出て、金門地方に到り、私番船一隻がいるのに遭遇した。方敏たちの船の磁器や布貨でもって交易を行い胡椒二百一十二包、黄蠟一包、烏木六条、沉香一扁、箱錫二十塊を手に入れて船を出した。…方敏等を取り調べて、議論して得たところでは方

²⁰⁹ 檀上寛「明代海禁概念の成立とその背景—違禁下海から下海通番へ—」前掲書 p.182。

²¹⁰ ここで参照した裁判文書は、実際の裁判の調書として作成された「招」と呼ばれる書式で書かれた文書である。この「招」という書式については、谷井陽子「明律運用の統一過程」『東洋史研究』58巻2号1999年(pp.43-44)に詳しい。またこれらは上奏文などに引用され参照することが可能なものはいくつかあり、ここでは、『事類纂』卷二十九「違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍」に引用されたものを参照した。ただし、これらの裁判文書で最終的に決定された罪と罰は『明律』に従ったものではない。これは、『明律』の想定していない事件であるため適切な断罪が出来なかったからなのだが、そのことは第二章で検討する。

敏、方祥、方洪、陳祐、陳榮、吳孟、梁大英すべて合に「綠邊關塞者」律によって、杖九十、徒二年半とすべきだろう。（於本年五月二十二日、開舡越過綠邊官富等處巡檢司、遠出外洋、到於金門地方、遇見私番舡一隻在彼。敏等將本舡磁器并布貨兌換得胡椒二百一十二包、黃蠟一包、烏木六條、沉香一扁箱、錫二十塊過舡。…將敏等取問罪犯、議得方敏、方祥、方洪、陳祐、陳榮、吳孟、梁大英俱合依「綠邊關塞者」律、杖九十、徒二年半。（『事類纂』卷二十「接買番貨」））

取り調べたところ、犯人の丘九重は潮州府海陽縣の民である。成化十八年(1482年)二月二十五日、丘九重と海陽縣の民人の蔡三は、事例によって軍民人等の番貨を接買するのを許していないのを知っていながらも、それぞれ不届きにも故意に、「越度邊關」律に違反して、ひそかに大金門澳へ行った。…問擬するに丘九重が犯したのは「越邊關者」律に該当し、一等減じて杖七十・徒二年半とし、黃凱・陳孔先は俱に「不應得為而為之理重者」律として、一等減じて杖七十、的決した。（成化十八年二月二十五日、九重與本縣民人蔡三明知有例、軍民人等不許接買番貨、各不合故違、越度邊關、潛去大金門澳。…問擬丘九重犯該越邊關者律、減等杖七十・徒二年半、黃凱・陳孔先俱不應得為而為之理重者律、減等杖七十、的決。（『事類纂』卷二十九、「違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍」））

これを見れば傍線部で示した犯罪行為とされている部分＝非合法の出海には、「越邊關者」律が当てられようとしているのが分かる。この「越邊關者」律は、「私越冒度關津」律であり、非合法の出海には「私越冒度關津」律が当てられていたことを示している。これらは、どちらも檀上が言う市舶司の廃止により「私出外境及違禁下海」律が海禁の法的根拠となったのよりも後の時代の話であるが、市舶司の廃止以後も「私出外境及違禁下海」律は非合法の出海を取り締まる規定ではなかったことを示している。それでは非合法の出海を取り締まる「私越冒度關津」律はどのような条文なのか、その条文の検討をしよう。条文は次のとおりである。

凡^(d)無文引、私度關津者、杖八十。^(e)若關不由門、津不由渡、而越度者、杖九十。^(f)若越度緣邊關塞者、杖一百、徒三年。^(g)因而出外境者、絞。守把之人、知而故縱者、同罪。失於盤詰者、各減三等。罪止杖一百。軍兵又減一等、並罪坐直日者餘條准此。^(h)若有文引、冒名度關津者、杖八十。家人相冒者、罪坐家長。守把之人、知情與同罪。不知者不坐。⁽ⁱ⁾其將馬騾私度冒度關津者、杖六十。越度、杖七十。『明律』卷一五、關津、私越冒度關津

この条文で指摘されている犯罪行為は、次の五つである。

- (d) 手形を持たずに、関所や川港を勝手に通ること。（私度）
- (e) 関所の場合は門を、川港の場合は渡し場を通らないで、超えていくこと。（越度）
- (f) 国境地域のとりでを越度すること。

- (g) 国外に出ていくこと。
- (h) 手形を持っているものの、他人を名乗って関所や川港を通ること。(冒度)
- (i) 私度、越度、冒度の際に馬騾を持ち出すこと。

この条文で示されているのは、関所などを非合法に超えていくこと＝人の移動の制限である。非合法の出海に当てられていた「越邊關者」律はここでは(f)に該当する。「私越冒度関津」律は全体的に『唐律』を継承したものであり、(g)(f)は『唐律』の「越度辺邊關塞」律を継承している。これは【表1】を見れば一目瞭然である。『唐律』ならびにこの条文には「下海」の文字はなく、出海に関わる想定をしていなかったことがわかる。しかし先ほどの『事類纂』に見たように非合法の出海にも「私越冒度関津」律が当てられていた。

ここで、沿海での犯罪に対する律を整理すると次のように言える。許可のない出海は「私越冒度関津」律で取り締まり、禁制品の持ち出し・売却は、「私出外境及違禁下海」律で取り締まっていた。つまり、「私越冒度関津」律で人の、「私出外境及違禁下海」律でモノの取り締まりをするという明確な使い分け行われていた。薛允升『唐明律合編』²¹¹や沈家本『明律目箋』²¹²は「私越冒度関津」律が「私出外境及違禁下海」律と重複していると指摘しているが、使い分けが読み取れる以上その理解は不適切と言える。

【明律】兵律・関津「私越冒度関津」	【唐律】
凡無文引私度關津者、杖八十。若關不由門・津不由渡而越度者、杖九十。	諸私度關者、徒一年。越度者、加一等、(不由門爲越。)
若越度緣邊關塞者、杖一百、徒三年。 因而出外境者、絞。守把之人、知而故縱者、同罪。失於盤詰者、各減三等、罪止杖一百。軍・兵又減一等、並罪坐直日者。〔餘條准此。〕	諸越度緣邊關塞者、徒二年。共化外人私相交易、若取與者、一尺徒二年半、三疋加一等、十五疋加役流 【疏義】出入國境、非公使者不合、故但云越度、不言私度。

²¹¹ 薛允升『唐明律合編』卷八下
然後有「私出外境及違禁下海」專律、此層即屬重複。

²¹² 沈家本『明律目箋』卷二、関津
明將越度緣邊關塞一層併入、而後復有私出外境之文、事近複出。

【明律】兵律・関津「私越冒度關津」	【唐律】
<p>若有文引、<u>冒名度關津者</u>、杖八十。</p> <p><u>家人相冒者</u>、罪坐家長。<u>守把之人知情、與同罪。不知者、不坐。</u></p> <p><u>其將馬羸私度、冒度關津者</u>、杖六十。<u>越度</u>、杖七十。〔私度、謂人有引、馬羸無引者。冒度、謂馬羸冒他人引上馬羸毛色齒歲者。越度、謂人由關津、馬羸不由關津而度者。〕</p>	<p>諸不應度關而給過所、(取而度者亦同。) 若<u>冒名請過所而度者</u>、各徒一年。</p> <p>若家人相冒、杖八十。<u>主司及關司知情、各與同罪、不知情者、不坐。</u></p> <p>即將馬越度・冒度及私度者各減人二等、餘畜、又減二等。(家畜相冒者、不坐。) 83</p>

【表 1】

「舶商匿貨」律が定める持ち込みの秩序

前節で紹介した二条は、国内から人、モノが出ていくのに対して制限をかけた条文である。では、「持ち出し」ではなく「持ち込み」についてはどのような規定があるのだろうか。これに関しては商業等に関わる規定を示す「戸律」に「舶商匿貨」律と呼ばれる条文がある。その条文は次のとおりである。

凡泛海客商、舶船到岸、即將物貨盡實報官抽分。^(j) 若停塌沿港土商牙儉之家不報者、杖一百。^(k) 雖供報而不盡者罪亦如之。物貨並入官、停藏之人同罪。告獲者、官給賞銀二十兩 (『明律』卷八、課程、舶商匿貨)

これは、「兵律」に分類されている前の二つとは異なり軍事上の目的ではなく、脱税行為を処罰するという経済案件で取り扱われる条文であり「戸律」に分類される。「客商の舶船」が岸についた際に、その載せて来た貨物を正確に報告し、その際に一部を「抽分」しなくてはならないということを示した規定で、またその際に「抽分」を逃れた場合の処罰を定めた規定である。そしてこの条文で指摘されている犯罪行為は、次の二つである。

(j) 港付近の土着の商人や仲買人の家に貨物を置き、それを報告しないこと。

(k) 報告をしたとしても、完全ではない報告をすること。

脱税を罰するのであれば「匿税」律があるのだが、こちらは「舶商匿貨」律の刑罰よりも軽くなっており差別化が図られている。わざわざ海上貿易を別条文として独立させ、その刑罰を重くしているのには何か理由があるのだろうが、そこは明代の律学者でも意見が分かれている。例えば雷夢麟は『説律瑣言』で次のように言っている。

先に述べた「匿税」は、その利益が小さいので、そのため笞五十にして半分を罰にする。ここで述べている「匿貨」はその利益が大きいため、そのため杖一百にして全額を罰している。「匿貨」は専ら舶商について(の条文で)あり、舶商の利益が大き

いということを言っているのである。²¹³

要するに、船で運んで来た貨物を隠した場合は、ただの「匿税」律²¹⁴と比べて利益が大きいことを理由に罪を重くしているという指摘である。

一方で王肯堂の『律例箋解』では、異なる解釈をしている。

「舶商匿貨」の罰が「匿税」より大きいのは、華夷内外の辨を厳密にするためである。専らその利益が大きいということが理由ではない。賞を充てるのは官に入れる物品を指さず官の収める銀を指す。これもまたそれ（官に入れる物品）が番物であることが理由であるだけである。今、船で下海通番した者には事例が有ってこれを禁じているのも海防を慎重にする意図があるためである。²¹⁵

「舶商匿貨」律の刑罰が「匿税」律より重いのは、華夷の別を厳密にするためであって、決してその利益が大きいことによるわけではないという認識である。

また、罪人を告発した場合や捕えた場合には、賞金として銀二十両が給付される。これは、「私出外境及違禁下海」律では、没収した貨物の十分の三であったのと異なる。王肯堂はここで給付されるのが没収した貨物ではないのは、それが「番物」であるからとしている。この視点で考えるなら入ってくるモノについても注意が払われていることになる。「番物」が国内に浸透するのを防ぐというねらいがこの条文にはあったのかもしれない。

もっとも雷夢麟は嘉靖年間（1522年～1566年）の人物であり、王肯堂は万暦年間の人物である。二人が生きた時代の間には、嘉靖大倭寇の時代を挟んでいるので、時代による認識の差異と見ることも可能であろう。ただいずれにせよ海外貿易とまではならなくても、海上貿易に特別な注意を払っていることに変わりはない。もちろん「客商の舶船」とは必ずしも海外の船であるわけではない。しかし海上輸送があつて、それに対して他の商業活動とは異なる認識があつたのは間違いないだろう。

ここまで『明律』の条文からその規定を確認してきたが、それぞれ様々な制限は規定しているものの、貿易それ自体を取り締まる規定であるとは言い切れない。つまり『明律』の定める法秩序の中では貿易は完全に禁止されているとは言えないことができる。ただし、その他の要因によって民間貿易が制限されることがあるため、これだけで貿易が行われたと断言することももちろんできない。

²¹³ 雷夢麟『讀律瑣言』卷八、課程、舶商匿貨

前言匿稅者、其利微、故笞五十而半罰之。此言匿貨者其利大、故杖一百而全罰之。

²¹⁴ 『明律』卷八、課程、匿稅

凡客商匿稅、及賣酒醋之家、不納課程者、笞五十。物貨酒醋、一半入官。於入官物內、以十分為率、三分付告人充實。務官攢攔自獲者不賞。入門不吊引、同匿稅法。其造酒醋自用者、不在此限。○若買頭匹不稅契者、罪亦如之。仍於買主名下、追徵價錢一半入官。

²¹⁵ 王肯堂『律例箋解』卷八、課程、舶商匿貨

舶商匿貨之罰浮匿稅、嚴華夷内外辨。非專其利大為也。充賞不言入官物而言官給銀。亦其以番物故耳。今將船下海通番者有例禁之又慎重海防之意也。

むしろ『明律』の認識の中では、民間人が国境を超えることを想定していないようにも思え、そういった認識の上では民間貿易自体も想定されていなかったようにも思える。ただそうは言っても『明律』に民間による密貿易という行為が想定されていないのであれば、『明律』に従って断罪を行う以上、そういった行為を断罪することは出来ないことになる。つまり、この『明律』だけでは民間の商人による貿易＝犯罪であるという構図を読み解くことは出来ないということである。では、こうした行為に対してどのように断罪したのか次節で確認しよう。

『問刑条例』の編纂と変化する沿海の秩序

『明律』の想定を超える犯罪行為と「例」

さて、『明律』の上では犯罪行為とは言えない民間貿易は、嘉靖年間（1522年～1566年）には「王法の許さざるところ」と表現される犯罪行為と認識されている。

そして、その事例に至るまでには、律で裁くことが出来ずに「比附」を行わざるを得なかったいくつかの事案が存在するわけである。こうした事案を見ることができれば、その時々で生まれた新しい罪と罰を確認できる。また、こうした新たな犯罪行為からはその時代社会のあり様を覗くことが出来る。これは、密貿易に関する事例においても例外ではない。

弘治『問刑条例』にいたる諸事例

本節で考察の対象とするのは、弘治『問刑条例』の一条文〔弘 V:43:8〕である。弘治『問刑条例』に至るまでの「例」を見る前にまずは、この弘治『問刑条例』の条文を確認していこう。その条文は次の通りである。

一、官民人等、①^(イ) 擅造二桅以上違式大船、^(ロ) 將帶違禁物貨下海、前往番國買賣、^(ハ) 潜通海賊、同謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、正犯處以極刑、全家發邊衛充軍。②若止將大船雇與下海之人、分取番貨、及雖不曾造有大船、但糾通下海之人、接買番貨者、俱問發邊衛充軍。③其探聽下海之人番貨到來、私下收買販賣、若蘇木・樹椒至一千斤以上者、亦問發邊衛充軍。番貨入官。④若小民撐使單桅小船、於海邊捕取魚蝦、探打柴木者、巡捕官軍兵不許擾害。²¹⁶

ここからこの条文の構成する要素を分割すると次のようになる。

①^(イ) 違法にマストが二本以上の船を作り、^(ロ) 禁制品を外国へ持ち出し売却し、^(ハ) 海賊と通じて徒党を組んだり手引きをしたりして略奪した場合、正犯は死刑で、家族も充軍刑となる。

さらに、ここから犯罪行為の構成要素を分割すれば以下のようになる。

(イ) 違法にマストが二本以上の船を作ること。

²¹⁶ 弘治『問刑条例』〔弘 V:43:8〕（黄彰健『明代律例彙編』所収）

(ロ) 禁制品を外国へ持ち出し出海し外国で売買すること。

(ハ) 海賊と通じて徒党を組んだり手引きをしたりして略奪すること。

ただし、(ロ) には、もう少し分析する必要があるだろう。禁制品を持ち出すのであれば「私出外境及違禁下海」がある。この行為に売買を加えた部分がこの部分である。文言には「買賣」とあるが、持ち出した禁制品は売るものなので「買賣」では表現としておかしい。そこで(ロ)の部分をさらに分割して次のように考えてみれば合理的に解釈できそうである。

(ロ-①) 禁制品を外国へ持ち出して出海し、外国に行き売却すること。

(ロ-②) 外国に行き (ロ-①) で得た利益を元手に番貨を購入すること。

波線部は補った部分ではあるが、密貿易が行われる過程を考えれば合理的な解釈と言えるだろう。

② (イ) を行い、その船を(ロ)を行う人物に貸し与え番貨を受け取るのみを行った人物もしくは、(イ)はせずに(ロ)を行った人物と通じて番貨を購入した人物は、充軍刑となる。

③ (ロ)を行った人物の番貨がやってきたことを聞きつけ、それを売買し、その際の蘇木と胡椒が千斤以上の人物がいた場合=それぞれの行為が数人に分かれて行われた場合、それぞれ充軍刑となる。

④また、一般人のmastが一本の船で海に出て漁業したり、柴木を採ったり者を軍隊は邪魔してはならない。

これらの構成要素に注目して、『事類纂』に収録された四つの事例を見て行こう。『事類纂』に見える事例には弘治『問刑条例』と文言を共有するものがあり、それが弘治『問刑条例』の元になったと考えられる。さらに『事類纂』の一項目は、発端となる上奏文から始まり、文書伝送や各衙門の議論を経て、皇帝の裁可に至る一連の過程をまとめたものを基本的な構成としている。この議論の中には、それまでの事例を引用し、そこから量刑をどうするかという議論が行なわれている。この時の議論で引用される事例をみることで、新たに発せられる事例がどの例を基にして発せられたかをみることができる。この方法で古いものから見ていこう。

まず『事類纂』の中に記されている事例のうち最も古いのが次の天順八年の事例である。

(i) 天順八年五月二十七日、節該刑部尚書陸瑜等題、「將原奉欽定榜例、申明通行浙江、福建、廣東都、布、按三司、并直隸衛所總督、備倭巡海等督屬、一體遵奉禁約。軍民人等、不許^(イ) 打造二桅、三桅大舡、^(ロ) 私出外洋、按[接]買番貨、興販私鹽等項為非。如有故違、事發到官、照依榜例、正犯處以極刑、家口發邊衛充軍」等因、具題。奉聖旨、「是。」欽此。(『事類纂』卷二十「接買番貨」)

ここではまだ、①の(イ)と(ロ)の一部分が記されるのみである。「二桅、三桅大舡を打造」するのは、(イ)を完全に満たしていると考えていい。ところが(ロ)は、「外洋

に出で、番貨を接買し」という部分が(ロ-②)を満たしていると言えるだろう。しかし、(ロ-①)については記述がない。さらに、「私鹽等の項を興販」するという部分があるが、この部分はその後の事例には見られない。

また最も古い事例とは言っても「榜例に照依し」とあり、これより前にも依拠すべき例は存在していたようである。

次に見られるのが成化七年(1471年)の事例である。

(ii) 成化七年二月二十四日、節該欽奉聖旨、「有等奸頑之徒、^(イ) 擅造違式大舡、將^(ロ) 帶違禁貨物、前往番國買賣。恁都察院便出榜去福建、廣東、浙江各府州縣常川張掛、通行曉諭、有犯了的、即便擊問、正犯處以極刑、家口發沿邊衛所充軍。」欽此。

(『事類纂』卷二十九「禁約販賣番貨輕重等則擬罪」)

ここでもまだ①の(イ)と(ロ)の部分しか示されていない。ただし(i)と比べて、(ロ)の部分に(ロ-①)が認められるようになり、より〔弘 V:43:8〕の文言に近づいた。

さらに、この事例には適用範囲について「福建、廣東、浙江各府州縣」で示されており、地域限定的な事例であったことがわかる。また、「常川に張掛」とあること^{つね}によって、この段階から事例が常時適用されるようになったことがわかる。

次に見られるのが成化十五年(1479年)の事例である。

(iii) 該廣東按察司問得犯人方敏等、違例收買磁器、雇到民人梁大英^(ロ) 船隻、裝出外洋、易洋換番貨、事發、各問擬越度邊關減等徒罪奏來〔奉〕。本院看得、方敏等雖^(ロ-②) 接買番貨^(イ) 不曾自造違式大船、梁大英〔英〕自造違式大船、不曾接買番貨、若只照徒罪發落、似乎太輕、若依榜例處治、不然太重。題奉憲宗皇帝聖旨「方敏、方祜、方洪、陳佑、(陳)榮、吳孟、梁大英都押發廣西邊衛充軍、家小隨住。」欽此。(『事類纂』卷二十「接買番貨」)

この事例で議論されているのは、(ロ)のみを行なった人物(ここでは方敏・方祜・方洪・陳佑・陳榮・吳孟)の量刑である。彼らは磁器を購入して、それを持ち出して海洋で番貨と交換した。ところが(イ)の行為は満たしていない。そのため(ii)の事例に照らしてそのまま罰するわけにはいけない。そこで徒罪、すなわち「私越冒度関津」律のうちの、辺境地帯や沿海など国境地域のとりでを越度することを禁止する規定(「私越冒度関津」律の(c))で裁こうとするが、それでは罪が軽すぎる。そうかと言って、榜例で裁き死罪に当てるとは、(イ)を満たしていないため妥当ではなく重いと言える。そこで、結局(イ)のみを行なった人物(梁大英)も、(ロ)のみを行なった人物も、死刑は免れ、死刑と流刑の間に位置付けられる充軍刑を当てられることになった。このことから、これ以前の事例には、(イ)のみを行なった人物と(ロ)のみを行なった人物が別にいることを想定していなかったことがわかる。

(イ)のみを行なった人物の量刑は②の中に残っていくが、(iv)ならびに〔弘

V:43:8]には(ロ)のみを行なった人物の刑罰を示した条文が削除されている。「私出外境及違禁下海」律で対応できると判断したのだろうか。あるいは「下海の人と通ず」や「下海の人と糾ひ通ず」が「下海の人」に随行しただけの人物＝(ロ)のみを行なった人物を指しているのかもしれない。

最後に弘治元年(1488年)の事例である。

(iv) 合無通行兩京並南北直隸及廣東、福建、浙江等處問刑衙門、今後②除打造大船、將帶物貨、前往番國買賣者、事發照前項欽奉聖旨榜例問擬發邊外、其除打造大船專一屆與下海之人、分取番貨、或又通下海之人、接買番貨、雖不曾打造大船、事發問擬明白、俱發邊衛充軍。③若探聽下海之人番貨到來私下收買販賣者、事發到官、若蘇木、胡椒至一千斤以上者、照方敏等事例、不分首從、問擬明白、奏請定奪。若不及前數者、止照前例發落、番貨俱盡數入官、牙行、停貨人家不行首官者、事發一體治罪。…奉聖旨、「是。」欽此。『事類纂』卷二十九「禁約販賣番貨輕重等則擬罪」

ここではまだ④の部分は記されていないが、それ以外の大部分が完成していることがわかる。事例の適用範囲は、「兩京並びに南北直隸及び廣東、福建、浙江」であり、沿岸地方の大部分に適用されているものの沿岸全域というわけではない。

この事例で議論されているのは、南京で官の親戚を騙って密貿易によって持ち込まれた商品を販売していた商人の量刑である。これは、密貿易によって得られた番貨が、経済の中心であり、都に準ずる都市である南京にまで蔓延するに至ったことを示している。そして、それを問題であると考えられたため、こうした議論が展開された。南直隸は蘇州など江南地域を含む。南北兩京は、おそらく消費地として加えられたのだろう。

改めて整理してみよう。まず天順八年(i)に①の(イ)(ロ)の部分が整備される。次に成化七年(1471年)(ii)にそれが常時適用の事例となる。そして、成化十五年(1479年)(iii)には、(イ)と(ロ)それぞれどちらかのみを行なった人物に対する刑が示され②の部分が完成する。そして弘治元年(1488年)(iv)では、密貿易を行った者だけでなく番貨を取り扱う民間商人をも罰する③の部分ができる。その後、どのタイミングかわからないが④の部分が加えられ、①に(ハ)が加えられ[弘 V:43:8]が完成する。これによって民間貿易＝犯罪であるという図式が成文法の中で完成した。ただ民間貿易＝犯罪という認識そのものは、(i)の事例の中に「榜例に照依し」と出てきたように、それ以前から存在したと言えそうである。

「海禁令」と例の法的な継続性

民間貿易＝犯罪という意識がそれ以前から存在していたことは、十分に留意すべきであろう。では、民間貿易＝犯罪という意識はいつから現れてくるのだろうか。それはかなり早くから見られるが、明初の法制関係の史料は少なく、確実に[弘 V:43:8]へと継承されていく事例かどうか判断は難しい。そうは言っても構成要素が部分的に認められる事例は

『実録』の中に存在する。

例えば檀上は、明初の「海禁令」を九例あげている²¹⁷。『実録』の中から「海禁令」に当たるものを集めているため、事実をただ述べているものや、聖旨を要約し禁止する行為から処罰まで書かれたものなど様々である。これらのなかには後の例と法的な継続性が認められるものもある。その法的な継続性を見るためには、どうしたら良いだろうか。ここでは、禁止されている行為と刑罰が後の例と関連するかどうか、つまり前説の（イ）（ロ）（ハ）の犯罪行為が見られるかどうかで判断した。それでは、そのいくつかの例を紹介しよう。

まずは洪武年間の事例である。

A 洪武三十年（1397年）

申禁人民無得擅出海與^(ロ) 外國互市。（『明太祖実録』洪武三十年四月乙酉条）

ここで示されているのは（ロ）に当たる行為のみである。恐らく（ロ）が犯罪行為として禁止されるものと認識はここからである。つまり民間貿易＝禁止されるべき行為という認識はこの段階で既に存在していたかもしれないということである。

次いで永楽年間の事例がある。

B 永楽二年（1404年）

辛酉……、…禁民下海。時福建瀕塘海居民、私載海船、交通外國、^(ハ) 因而為寇、郡縣以聞。逐下令^(イ) 禁民間海船、原有海船者、悉改為平頭船、所在有司防其出入。
（『明太宗実録』永楽二年正月辛酉条）

ここでは（イ）（ハ）の行為が記されている。ただし（イ）は、「民間の海船を禁」ずとあり、船の建造ではなく所有の禁止である。さらに、もともと外洋航行が可能な船も、「平頭船」へと改造させた。これにより「民間の海船」は存在しなくなるはずである。この後に「民間の海船」が有れば、それは新たに建造されたものということとなる。そのため、ここからは海船の建造の禁止になったのだろう。恐らく、（イ）の行為が犯罪行為となったのはここからである。

また、（ハ）の行為は問題として認識されているものの、それを禁止しているかどうかはここに示されていない。

次いで宣徳八年には、これらを犯罪行為として記されるようになる。

C 宣徳八年（一四二九年）

己未命行在都察院嚴私通番國之禁、上諭右都御史顧佐等曰「私通外夷、已有禁例。近歲官員軍民、不知遵守往往、^(イ) 私造海舟、假朝廷幹辦為名、^(ハ) 擅自下番擾害外夷、或誘引為寇比者、已有擒獲、各寘重罪爾、宜申明前禁榜諭。緣海軍民有犯者、許

²¹⁷ 檀上寛前掲書、京都大学学術出版会 pp. 173-187

諸人。首告得實者給犯人家貲之半。知而不告、及軍衛有司縱之弗禁者、一體治罪。」。(明宣宗実録』宣德八年七月己未條)

ここでは「已に禁例有り」とあることから、恐らくは永楽年間のBの事例が例として引かれているのだろう。ここで確認できる行為は、(イ)と(ハ)が見られるのみである。ただし、ここには実際に(イ)や(ハ)の犯罪行為を行った人物の刑罰が記されていない。一方、波線部が記した部分に犯罪を知っている人物が告発しなかった場合の刑罰は記されている。恐らくは本人の刑罰は充軍刑以上のものであったことが推測できる。ここから刑罰を断定することは不可能だが、後の事例が本人は斬刑、家族は充軍刑となっていることを考えれば、斬刑であった可能性が高いだろう。

ついで正統年間の事例では行為者本人の刑罰が明らかになる。

D 正統十四年(一四四九年)

福建巡海按察僉事董應軫言、「舊例、^(ロ) 瀕海居民私通外夷、貿易番貨、漏泄事情、及^(ハ) 引海賊劫掠邊地者、正犯極刑、家人戍邊、知情故縱者罪同。」(『明英宗実録』正統十四年六月壬申條)

波線部が刑罰の内容である。ここで初めて犯罪者本人の刑罰規定が明確になっている。すなわち犯人の主犯は、極刑に処されるというものである。また、家族は辺境を守らせるという内容である。辺境を守らせるというのは「全家は邊衛に發して充軍せしむ。」という充軍刑の具体的な内容を記したものであり、家族は充軍刑で罰せられたと見てよいだろう。

ここでは(ロ)(ハ)に加え「事情を漏泄」という行為が示されているが、これは「私出外境及違禁下海」の(c)の行為である。この部分は後の事例には見られないものだが、それは恐らくこの部分が必要ないからであろう。(c)の行為は斬刑、一方でこの事例はそれに家族の充軍刑が加わる。『明律』には、二つの犯罪が行われた場合、刑の重い方で罰せられるため²¹⁸ (c)の行為が有ろうが無かろうが重い刑に当てられるのである。それならば、この部分が省略されていても問題はないだろう。

次いで天順年間の事例では、後の条文にかなり近い形で現れてくる。

E 天順三年(1459年)

²¹⁸ 『明律』卷一、名例、二罪俱發以重論

凡二罪以上俱發、以重者論。罪各等者、從一科斷。若一罪先發、已經論決、餘罪後發、其輕若等勿論、重者更論之。通計前罪、以充後數。〔謂如二次犯竊盜、一次先發、計贓一十貫、已杖七十。一次後發、計贓四十貫、該杖一百、合貼杖三十。如有祿入節次受人枉法贓、八十貫、內四十貫先發、已杖一百、徒三年。四十貫後發、難同止累見發之贓。合並取前贓、通計八十貫、更科全罪、斷從處絞之類。〕其應入官賠償刺字罷職罪止者、各盡本法。〔謂一人犯數罪、如枉法不枉法贓合入官、毀傷器物合賠償、竊盜合刺字、職官私罪、杖一百以上、合罷職。不枉法贓、一百二十貫以上、罪止杖一百流三千里之類、各盡本法擬斷。〕

禁浙江并直隸緣海衛軍民不許^(イ)私造大船、^(ハ)糾集人眾、携軍器下海為盜。敢有違者、正犯處以極刑、家屬發戍邊衛。(『明英宗實錄』天順三年七月辛巳條)

ここでは宣徳八年の事例と同様、犯罪の構成要素のうち(イ)と(ハ)が揃っているが、(ロ)の密貿易は存在しない。こちらも含くまで海賊行為を取り締まるための処置であったことがわかる。

また、正統十四年までの事例とは異なり、犯罪行為を知っておきながら告発をしなかった人物に対する刑罰は記されていない。これがなぜ条文から落ちたのかは不明である。

これより後の事例は、ここに示された犯罪行為と刑罰を元に発展していったと考えられる。

これらの事例は、弘治『問刑条例』の〔弘 V:43:8〕に見られる犯罪行為(イ)(ロ)(ハ)の犯罪行為を含むものを選び出ただけであり、「海禁令」そのものは檀上寛が挙げられている通りこれ以外にもある。

これらの「海禁令」をみれば、かなり早い段階から(イ)(ロ)(ハ)の行為が犯罪であるという認識が成立していることが分かる。また、そういった事例がCでは「已に禁例有り」と表現され、Dでは「旧例」として引用していることから、ある程度、事例として引き継がれていたことも見て取れる。ただ数年おきに、こうした旧例が『実録』の中に見られるのは、これらの事例が継続的に使用されたわけではなく、その時々で一度きりの傍例を探し出し、適宜引用していたに過ぎず、常時適用される法としての機能を持ち得なかったからかもしれない。

もちろん、これらが全て直接、弘治『問刑条例』の〔弘 V:43:8〕に繋がるわけではないし、「革去」の原則があるため、その場限りの処置なのか、それともその後定例となって次の例に引用され続けたのかは分からない。結局のところ、これらが法としてどの程度連続性があるのかを見ることは難しい。それでも民間貿易＝犯罪という認識が早くから存在していたということは留意しておく必要がある。

おわりに

本稿では、民間の商人による貿易＝密貿易という構図がどのように形成され、それがどのような法運用の下で取り締まられていたのかを論じてきた。第一節では『明律』の中の条文から、貿易に関わるものを検討し、『明律』だけでは民間による貿易そのものを犯罪行為として断罪できないことを見てきた。第二節では断罪できない犯罪行為を裁く「比附」という方法を通して事例が成立する過程を確認した上で、それらの条文が〔弘 V:43:8〕へと収斂されていく過程を見てきた。

こうした新たな「例」が整理され続けたことから、いったい何が言えるだろうか。まず沿海地域の社会が絶えず変化していたことが指摘できる。こうした変化は、『明律』が定められた時代には重大な問題とならなかった行為、ないしは想定されていなかった行為を生み出すこととなった。これは、それだけ密貿易が行われる絶対数が増えたからである。

そして、密貿易が拡大し続けるのに合わせて、沿海での人々の行動様式が変化し続ける。その結果、それまで以上に多様な人物が密貿易に関わるようになり、犯罪行為そのものが細分化、複雑化した。(iii)の事例が登場した背景がまさにそれである。取り締まるべき人物は、実際に下海した人物だけではなくになった。これだけ密貿易に多様な人物が参加するようになったのは、密貿易に関わることで莫大な利益が得られるからにほかならない。それは、貿易によって流入する「番貨」への需要が大きくなっていることを物語る。また、それらが国内へ広く流通しているからこそ(iv)のように、国内の「番貨」を取り扱う商人も取り締まる対象となったのである。このような「番貨」の流通に対しても、それを問題とする認識も存在していたことがわかる。

そしてこれらの犯罪は大きな問題として認識され、その取り締まりが行われてきた。しかし、これらの犯罪に対して地方衙門は処罰すべきだと認識していたとしても、地方衙門が単独の判断で対応することはできなかった。なぜなら、ここまで述べてきた通り既存の法で裁ききれない状況があったからである。そして、ここで地方衙門が単独で断罪できる「不応為」律ではなく「比附」を選択したのは、これらの行為が杖罪で止まってしまうような軽犯罪ではないという認識が地方官の間に存在したからである。こうして地方衙門によって「下から」の動きによって作られた例は、『問刑条例』へと結実し全国的、通時的に適用される法となった。

中央によって「上から」押し付けられたものではないということは、注目すべきであろう。それはこうした法整備による明中期の海禁＝海上統制が、統治者の理念に沿って行われたものでなく、地方の現状を反映させて整えられていったものであるということを物語っている。

また、こうした条例条文の編纂という形での法整備の積極性を見るに、檀上が言うような「それを取締ろうにも明朝はその能力を喪失し、十分に対応できなかったというのが実情に近い²¹⁹」という状況は全く見られない。むしろ法的には積極的に取り締まりを図ろうとしていたと言ってもよいだろう。

このように明朝は、積極的に事例を発展させていくことで、民間貿易の規制を明確にして取り締まりを行っていった。しかし、それにも関わらず実際社会の変化は止まることはなく、貿易の拡大も止まらなかった。成化・弘治年間から嘉靖まで密貿易とそれに伴う弊害は拡大し続け、そのピークである北虜南倭の時代を迎えることになる。

²¹⁹ 檀上寛前掲書、pp. 173-182, p. 188

附論2 海上密貿易に関する条例の社会背景

はじめに

前章では条文の構成要素がその段階で加わったかを検討することで、条例条文の成立過程を論じてきた。本章では、その条例条文が検討されるきっかけとなる事件から、明代社会の実像を捉えていきたい。言わば条例条文整備と表裏をなす現実社会の変化である。

そのために、注目するのは事例のうちの前半部分である。そこには、まず官僚たちによる問題発見と縁取り、つまりどんなことが起こっており、その何が問題であるのかが示されており、最後に問題を解決するための提案が示される。本章ではやや冗長になってしまうが、この事例のうち問題発見と縁取りが示された部分を引用しつつ、条例条文整備の背景となる具体的な状況を見ていきたい。まずは前章と表裏をなす海上密貿易に関する三つの事例を見ていきたい。

明朝は当初「海禁政策」によって民間による海外貿易を禁止したと言われる。この海禁政策は、市舶司の廃止と「海禁令」によって成立していたが、前章でも述べたように『明律』の中には、海外貿易や違法な出海を罰する律文は存在せず、繰り返し海禁令は発出されることで海禁政策は継続されていた。15世紀中葉には、この時期に比定される東南アジアにおける遺跡や沈没船の発掘・引き上げ品から中国陶磁が姿を消してしまうような状況が存在しており、こうした明初を輸出量の後退を欧米の研究者は、“Ming gap”と呼んでいる²²⁰。

この“Ming gap”は15世紀の終わり頃に解消されていくが、その時期はまさに『問刑条例』が成立する成化・弘治年間であった。この時期になると、海禁政策は次第に弛緩してゆき、密貿易も増えていく。ここで紹介する三つの案件も取り締まりを避けて実行された密貿易に関するものである。

異国の船が来ているから取引しに行こう。

一つ目の事例は成化十四年(1478年)の海上密貿易事件である。天順末年には、第七章で示したように外洋に出ることを禁止した事例が存在しているはずであるが、この事例の犯人である方敏はそれを知っておきながら外国船に近づいて取引をしようとしていた。

取り調べをしたところ、犯人の方敏は江西饒州府浮梁県の人である。成化十四年(1478年)の三月、方敏は、「軍民人等、私に外洋に出て、番貨を搬接するのを許さない」という事例が有るのを知っていたのにも関わらず、不屈きにも故意に違反して、弟の方祥・方洪とグルになって、それぞれ不屈きにも聞き入れて共に銀六百両を集めて、青白花の碗・碟・盆・蓋などの磁器を共に二千八百個を買い得て、船を艤装して廣城の河川敷に到着した。そこでよく知っている広東揭陽県民の陳祐、陳榮、海陽県民の呉孟も、それぞれ青白苧麻等の布を持って、廣城の河川敷にいて売っていた。方

²²⁰ 大田由紀夫『銭踊る東シナ海』（講談社、2021年）pp.19-20

敏たちが訪ねたところ、南海の外洋に私番船が一隻出沒していることがわかった。上司は嚴禁しているために人の貨物を交換することが無いので、それぞれ不届きにも陳祐、陳榮、吳孟とともに計画を立て、雇っていた廣東東莞縣の梁大英も不届きにも聞き入れてし、自ら造った違式のマストが二本ある船一隻に、前項の磁器と布貨を詰め込んだ。その年の五月二十二日には、船を出して綠邊官富等處の巡檢司を超えて行き、遠く外洋に出て、金門地方に到り、私番船一隻がいるのに遭遇した。方敏たちの船の磁器や布貨でもって交易を行い胡椒二百一十二包、黃蠟一包、烏木六條、沉香一扁、箱錫二十塊を手に入れて船を出した。番船はすぐに帆をかけて外洋に出でゆき、行方はわからない。方敏たちの船は内海に戻って、東莞千戸所の備倭百戸郭慶に見つけられ、人や船、貨物を捕らえて、巡海張副使のところに護送して、廣州府衛官を派遣して、立ち会って量を測って得た胡椒、烏木、黃蠟、番錫、沉香はすべて布政司の官庫に送って貯蔵した。船は南海衛に送り、戰艦に改造して倭に備えるためのものにした。方敏等を取り調べて、議論して得たところでは方敏、方祥、方洪、陳祐、陳榮、吳孟、梁大英すべて合に「綠邊關塞者」律によって、杖九十、徒二年半とすべきだろう。（該廣東按察司奏准本司巡視海道副使張詰關 問得犯人方敏招係江西饒州府浮梁縣 人。成化十四年三月内、敏明知有例「軍民人等、不許私出外洋、般〔搬〕接番貨。」不合故違、商同弟方祥・方洪、各不合依聽共奏〔轉〕銀六百兩、買得〔到〕青白花碗・碟・盆・盞等項磁器共二千八百個、用缸裝至廣城河下。遇有熟識廣東揭陽縣 民陳祐、陳榮、海陽縣 民吳孟各帶青白等麻等布、亦在本處貨賣。敏等訪得南海外洋、有私番缸一隻出沒、為因上司嚴禁、無人換貨。各不合與陳祐、陳榮、吳孟謀允、雇到廣東東莞縣 民梁大英、亦不合依聽、將自造違式雙桅槽〔槽〕缸一隻、裝載前項磁器并布貨、於本年五月二十二日、開缸越過綠邊官富 等處巡檢司、遠出外洋、到於金門地方、遇見私番缸一隻在彼。敏等將本缸磁器并布貨兌換得胡椒二百一十二包、黃蠟一包、烏木六條、沉香一扁箱、錫二十塊過缸。番缸隨即掛蓬〔篷〕使出外洋、不知去向。敏等槽缸使回裏海、致被東安〔莞〕千戸所備倭百戸郭慶等哨見、連人缸貨物捉獲、呈解巡海張副使處、蒙行廣州府衛委官、眼同秤盤得胡椒、烏木、黃蠟、番錫、沉香俱解送布政司官庫收貯。缸隻 發回南海衛、改造戰缸備倭。將敏等取問罪犯、議得方敏、方祥、方洪、陳祐、陳榮、吳孟、梁大英俱合依「綠邊關塞者」律、杖九十、徒二年半。）

この事件は海上で取引が完了して、陸へと帰る途中で官憲に発見されて捕らえられているが、外国船が中国の沿岸から視認可能な近海まで接近し、それに明人が近づき取引を行う状況というのは、廣東の人間にとってそこまで珍しいことでは無かったのだろう。やり取りがかなりスムーズに行われているように見える。

ここで彼らを取り締まった備倭百戸郭慶は、海上の警備を行う軍職である。明中期以降の海防体制は腐敗が進み、まともに取り締まりができるような状態ではなかったと考える

先行研究²²¹もあるが、取り締まり能力の限界はあったとしても、すくなくとも取り締まりが機能していなかったわけではないことがわかる。また、『笑雲入明記』などにも見られることから、実際に機能していたのだろう。

ここで取引された商品は、明側からは磁器と布貨で、蕃船側は胡椒、烏木、黄蠟、番錫、沉香であった。佐久間によれば「青白花の碗・碟・盆・盞」とは景德鎮で盛んに焼成されていた白地青花（染付）磁器をさすという。

ところで、この事例の中に見える金門地方とは、潮州府近海の島嶼部にある海峡の名称であり、そこに作られた船溜りのことを指すと考えられる。後の事例にも登場する地名でもあることから、密貿易行商人々が集まる基地であったのかもしれない。

この報告書では、「縁邊關塞者」律をあてるように提案されているが、その後、成化七年(1471年)の事例などの適用も検討された結果、次のような議論されることになる。

都察院が見て調べたところ、方敏たちは番貨を買ったといっても、自ら違式の大船を造ってはならず、梁大英は自ら違式大船を造ったが、番貨を買ったわけではなく、もしもただ徒罪（縁邊關塞律）に照らして処理をすれば、それは（刑罰が）軽く過ぎてしまい、もしも榜例に依拠して処理すれば、（刑罰が）重過ぎてしまう。

こうした議論の結果、結局は成化帝の聖旨によって「方敏たちは、みな広西の辺衛に送って充軍刑とし、家族はついていかせよ」という結果になった。前章でも述べたが、この結果は密貿易行為の組織化の一端を示していると考えていいだろう。

軍隊と一緒に密輸品を運んでしまおう。

先の事例では陸に戻る前に捉えられてしまったが、帰還に成功した場合、商人が次にするのは密貿易で手に入れた番貨を販売して儲けることのはずである。その場合、商品売る場所は広東よりも大消費地である江南地域であっただろう。そうであれば商人は手に入れた番貨を江南へ運ぼうとする。次の事例は、そのような番貨輸送の様子がみられるものである。

取り調べたところ、犯人の丘九重²²²は潮州府海陽縣の民である。成化十八年(1482年)二月二十五日、丘九重と海陽縣の民人の蔡三は、事例によって軍民人等の番貨を接買するのを許していないのを知っていながらも、それぞれ不届きにも故意に、「越

²²¹ 檀上寛『明代海禁＝朝貢システムと華夷秩序』京都大学学術出版会 2013年、山崎岳「巡撫朱純の見た海－明代嘉靖年間の沿岸衛所と「大倭寇」前夜の人々」『東洋史研究』62巻1号 2003、Reid. *Southeast Asia in the age of commerce, 1450-1680, vol. 1: The lands below the winds*, Yale University Press, 1988.

²²² 丘九重は史料中において表記のゆれがあり、丘九堦とも表記される。どちらかは、『事類纂』の誤りであろうが、どちらが誤表記なのか確定する術がない。本稿では丘九重に統一する。

度邊關」律に違反して、ひそかに大金門澳²²³へ行った。丘九は喇哈翁宗熙から蘇木二百擔を買い、蔡三も蘇木二百五十擔を買って手に入れ、必ず身につけて南京などに行き行って販売しようとした。二月一十六日、李雄は、まさに「上班」（＝京宮のために南京に行くこと）しなければならないところであり、そこで副千戸翁麟等五百二十三員名に、船三十隻を雇わせ、守備封川縣の副千戸韓慶等一百二十九員名に船五隻を雇わして、それぞれ衣糧や盔甲を詰め込んで出発するのを待っていた。丘九重は李雄の官軍が出発することを聞きつけて知り、また不届きにも蔡三とグルになり、酒席を設けて李雄の軍についていかせてほしいと請願した。黄凱と陳孔が先に接待を受け、銀二十二兩を求め、黄凱はそれぞれ不届きにも送り届けることを聞き入れた。李雄もまた不届きにも法を枉げて受け入れた。丘九重はボロ船三隻を雇い、蘇木を詰め込んで、下水門の河べりにいた。二月十一日、李雄は翁麟等を連れて出発し、丘九重・蔡三船を引き連れて同行したが、饒平縣楊桃平灘に至ったところで水を被り、丘九重たちの船一隻は岩石に船底を打って壊し、蘇木一百五十擔を流して失ってしまう。薛欽は軍人の陳玉に蘇木二十擔を集めさせて、名前のしらない客人に売り与え、銀四十七兩を手に入れた。李雄はそれを聞き知って激怒し、薛欽を叱責して三十回殴り、その銀を取り戻して蔡三に渡し、船二隻を停泊させて、そこで（残りを）売ってしまった。李雄たち官軍はそれぞれ船を出して行ってしまった。成化十八年(1482年)十二月、薛欽の父で致仕している副千戸の薛聰が李雄は九重の銀兩を受け入れて、官軍の水運費用を横領した実情をもって、「李雄が拳を用いて自分の息子を踢打して、致傷し殺したのだ」という虚詞を捏造して加えた訴状を備えて告発した。(問得、犯人丘九重、招係潮州府海陽縣民。成化十七年二月十五日、有潮州衛指揮僉事李雄、帶領本衛該班副千戸薛欽・翁麟、百戸徐其・刑聰・張英、軍人彭志等五百二十三員名、往總兵官處聽守備、該水脚銀一百六十七兩七錢五分、李雄不合侵欺入己。本年十月初一日、李雄放班回衛体〔休〕息。成化十八年二月二十五日、九重與本縣民人蔡三明知有例、軍民人等不許接買番貨、各不合故違、越度邊關、潛去大金門澳。九重接買喇哈翁宗熙蘇木二百擔、蔡三接買得蘇木二百五十擔、合要裝往南京等處發賣。本月一十六日、李雄應該上班、仍令付〔副〕千戸翁麟等五百二十三員名、雇船三十隻、守備封川縣副千戸韓慶

²²³ 恐らくここでいう大金門澳とは、先ほどの事例で現れた金門地方と同じく潮州府近海の島嶼部にある海峡の名称であり、そこに作られた船溜りのことを指すと考えられる。(乾隆『潮州府志』卷一六、山川「大金門・小金門。在城東南島二門。』) またここで登場する喇哈翁宗熙なる人物がどこの誰なのかは、残念ながらこの史料から知ることはできないが、恐らくは東南アジア方面から来たものであろう。Anthony Reid. *Southeast Asia in the age of commerce, 1450-1680, vol. 1: The lands below the winds*, Yale University Press, 1988. は同時代の東南アジアを「交易の時代 (the Age of Commerce)」としており、東南アジア産品への需要の増加は一四〇〇年頃から始まっているとしている。この原因の一つとしてリードは、一四五七年から一五二〇年代の間、公式な海禁の執行力が弱かったこと挙げている。この期間は、明朝の元号で言えば天順から正徳年間にあたる。

等一百二十九員名雇船五隻、各裝衣糧盔甲伺候起程。九重聞知李雄官軍起程、又不合商同蔡三設酒請到跟隨李雄軍伴。黃凱・陳孔先吃飲、將銀二十二兩正、央黃凱等各不合依聽、過送李雄、亦不合枉法接受。九重等雇到朽船三隻、裝載蘇木、放在下水門河邊。本月十一日、李雄帶領翁麟等起程、九重・蔡三將船跟隨同行、至饒平縣楊桃平灘、被水將九重等船隻一打在石上磕爛、漂去蘇木一百五十擔。有薛欽令軍人陳玉打擄得蘇木二十擔、賣與不知名客人、得銀四十七兩。李雄聞知嗔怪、將薛欽責打三十、追出前銀給與蔡三、將船二隻灣泊在彼發賣。李雄等官軍各開船去訖。十年四月初五日、李雄等官軍俱到軍前、薛欽病故。本年十二月內、有薛欽父・致仕副千戶薛聰備將李雄接受九重銀兩・侵欺官軍水脚價銀實情、不合添担李雄用拳踢打伊男、致傷身死虛詞、具狀告。)

明中期は、既に蘇木・胡椒等の番貨に対する需要があり、またその需要が沿海の諸地域に限られていなかった。この事例内で番貨を仕入れた丘九重たちが、その番貨を販売するために目指したのは南京であった。この地域は番貨の一大消費地であり、丘九重のほかにも絶えず客商が南京へ来て番貨を販売するという事態はかなり多かったのだろう。

ところで、こうした番貨の需要はどのくらいの利益を生むのだろうか。史料中では、「蘇木二十擔を得、名を知らざる客人に賣り與え、銀四十七兩を得。」とあり、蘇木二十擔を銀四十七兩で替えているが分かる。これを計算すると蘇木一擔あたり 0.425…兩であることが分かる。事故に遭う前の当初の目論見では、丘九重と蔡三は合計して四百五十擔を仕入れており、それらを全て売れば、百九十一兩を手に入れたはずである。これがどれほどの利益を産んだのかは、仕入れや移動にかかる費用がこの史料からは見ることが出来ないため、判断するのが難しい。しかし、こうした密貿易業者が後を絶たなかったことを考えると相当な利益をあげていたことは、間違いないだろう。

この事件では、先の梁大英のような違法な大船を製造するだけの人物は登場しないが、密貿易の協力者が多く登場している。その協力者は、民間人だけにとどまらず、本来は取り締まる公権力の側あるべき官軍にまで広がっている。

張燮『東西洋考』巻七、餉税考が「成・弘の際、豪門巨室の間に巨艦に乗りて海外と貿易する者有り」としているように、地元の有力者が密貿易に参加していたことが知られているが、この事例では登場するのは官軍に限られている。密貿易によって手に入る番貨が生む大きな利益は、それだけ人々を惹きつけたのだろう。こうした状況は、海上に官憲の管理の行き届かない無秩序な空間を生み出すに至った。こうした無秩序は、『東西洋考』に「嘉靖に至ってその弊は極まった」とあるように嘉靖に至って中央も無視することのできない事態へと発展していく。成化・弘治年間には、すでにその原型が見られると言ってよい。

高官の親戚と名乗る人物が異国の品を売っている。

先の事例は輸送中の事故によって南京まで到達することができなかった。南京にまで至っ

た蕃貨はどのように売られていたのだろうか。それを見ることができるのが、次の条文に引用されている總督兩廣軍務兼理巡撫都察院右都御史屠の奏である

私は先日、南京都察院右都御史に任じられておりましたが、敕諭を欽奉して、兩広に派遣され、夷情を処置することになり、事態が完了したので〔南京都察院右都御史の〕任に戻って参りました。聞くところによりますと狡猾な客商がおりまして、番貨や胡椒などの物を販売しています。上新河（南京の地名）にやってきて販売しており、禁令に違反しているということを知っていながらも、捕らえられることを恐れ、却って乃ち私の弟姪の名前を名乗ることで、官府を騙しておりました。私が暫くの間、兩広の公務に行っていたので、この客商はこのような出鱈目を言うておりました。私がそこに到って巡撫すれば、後日私の名目を指す者はどうして必ず存在しない状態を保つことができますでしょうか。もしも例として禁約するのを調査しないのであれば、私の名節はその辱めを被り、朝廷の法令ももてあそばれてしまいます。（誠〔該〕總督兩廣軍務兼理巡撫都察院右都御史屠奏、臣先任南京都察院右都御史、欽奉敕諭、差往兩廣處置情夷〔夷情〕、事完回任、聞有奸詐客商、販賣番貨胡椒等物、到上新河發賣、明知違禁、恐被拏獲、却乃指稱臣弟姪名色、欺瞞官府、臣暫時到彼公幹、尚有客商似此妄為。臣合到彼巡撫、後日指臣名目者豈能保其必無。若不查例禁約、臣之名節固被其玷汚、朝廷法令亦被其押玩。（『事類纂』卷二十九、「」）

蕃貨を運んできた客商は、南京などの江南の諸都市で売ることによって利益を得ていた。この際、蕃貨を取り扱っていると官憲から怪しまれることがあったのだろう。ここでは、高官の親戚を騙ることで捕らえられるのを避けようとしていることが分かる。

南京都察院に行文を送り前項の客商を捕らえて、追求して処理することを除いて外に、旧例を調べてみますと、「凡そ違式大舡を打造し、番貨を接買せる者は、正犯は死に處し、全家は邊遠に發し充軍せしむ」とあります。大船の製造だけはしたが、番貨を買うことをしていない者、或いは番貨を買うことはしたが、大船の製造はしていない者は、どちらも主犯か従犯かを区別せずに、辺境の衛所に發して充軍とする。この事例は広東、福建、浙江のみに通行されているが、天下に通行したことはなく、これによって番貨を販売する人々は、風習となってしまう、全く忌憚することがありません。乞いますことには、都察院に敕をくたくたくして旧例を調査して照らさせ、近く南京等處に文書を行文して厳しく禁止を加えさせるようにしてください。今後、もしも禁令に違反して番貨を販売するものがいたのなら、みな例に照らして主犯か従犯かを区別せずに辺境に發して充軍刑としましょう。そして乞いますことには南京都察院に敕をくたくたくして前項の奸詐する客商をうち捕らえさせて、必ず捕らえて、〔客商も〕またこの例に照らして罪を問いて充軍刑とさせてください。

これは一例に過ぎないが、身分の不確かな人物が、高官や地元の有力者の名前を使って、

有利にかつ安全に活動しようとする事例は、密貿易の事例に限られた話ではない。この事例では、利用された高官と客商とは関係が無かったようだが、こうした商人と協力関係にあったり、見逃すことで利益を得ようとしたりする事態は少なからず存在したのではないだろうか。

成化・弘治年間の沿海

今回取り上げた三つの事件は、それぞれ別々の事件ではあるものの、奇しくも東南の沿岸地方で行う密貿易で異国の商品すなわち蕃貨を手に入れてから、消費地である江南地方まで輸送して販売するまでの過程の各段階での行動とその取り締まりをみることができる。それぞれの事件の犯人は別であるが、密貿易を行う人物の行動は、三つの事件にみられる犯人たちと統合したような行動をとっていたと予想される。つまり、次のような過程で密貿易が行われていたとすることができるだろう。

まず中国の近海に番船がやってくる。これを発見、あるいはその情報を聞きつけると、官憲の目が届かない島嶼へと赴きそこで交易を行う。その後、陸に戻り江南へと輸送する。この輸送ではなるべく安全に移動できるよう後ろ盾を用意することがあった。江南に到着しても販売を行う。もちろんここでも取り締まられる恐れがあるので、後ろ盾を用意するなどの戦略を取る必要があり、時には有力者の関係者を騙って商売をすることもあった。

彼らが行う犯罪は密貿易ではあり、先行研究では海禁が実施されていたはずの明朝では国外勢力に通じる存在であるように見られることもあるが、実態は利益に飛びつく「無籍之徒」と変わらないだろう。むしろ無籍之徒の沿海地方における行動が、ここで見られる密貿易であると言った方が適切かもしれない。

比較対象として嘉靖年間の沿海

一方で後の嘉靖年間（1522年～1566年）になると密貿易を行う犯罪者の様子も変化してくる。

ここで用いる史料は、朱紘の『璧餘雜集』である。朱紘は、徹底した密貿易の取り締りを行った人物²²⁴である。朱紘は巡撫を努めた人物であり、その文集である『璧餘雜集』には、海賊関連の裁判の原案として挙げられる「招」が引用されている。本稿では、この中でも比較的短くまとまっている巻三「三報海洋捷音事」に引用された「浙江按察司呈」を用いて、嘉靖年間（1522年～1566年）の海域の実態を見ていこう。

取り調べたところ、罪を犯した賊の胡勝は年齢六十一歳、直隸徽州府歙県十九都四圖民とである²²⁵。

²²⁴ 朱紘については、山崎岳「巡撫朱紘の見た海：明代嘉靖年間の沿海衛所と「大倭寇」前夜の人々」『東洋史研究』62巻1号2003年が詳細である。

²²⁵ 朱紘『璧餘雜集』巻三、三報海洋捷音事

この文書は胡勝という徽州府歙県²²⁶出身の海賊を中心に、生け捕りにした海賊を裁いているものである。胡勝のほか、胡珏、呉如慶、車再一、譚明才、謝洪盛、徐二、浦進旺、干種、連壽和尚、共帥羅放司、佛徳全比利司、鼻昔弔、安朶二、不禮舎識、畢哆囉、哆彌、來奴、利引、利舎、利璽の二十名が裁かれている。このうち連壽和尚は大隅出身の倭人、共帥羅放司、佛徳全比利司、鼻昔弔、安朶二、不禮舎識、畢哆囉、哆彌、來奴は仏郎機人、利引、利舎、利璽は暹羅人であり明人ではない。

では、胡勝の起こした事件を文書から抜粋して追っていこう。

〔胡〕勝と胡珏、呉如慶、車再一、譚明才はまだ捕獲されていない賊首の許棟、その姪である許十五、即ち許社部、別件で先に捕獲されて拘留されていた故弟の許六、現在拘留されている紹興府の族弟の許四とともに、それぞれ不届きにも先に捕獲されて拘留されている故林爛四等とともに、故意に「擅に二桅以上の違式の大船を造り、違禁物質を將帶して下海し、番國に前往して買賣し、潜に海賊に通じ、同に謀りて結聚し、嚮導を為すに及び、良民を劫掠せる者は、正犯は處するに極刑を以てし、全家は邊衛發して充軍せしめよ。」の事例に違反して、それぞれ三桅の大船を造り、歴年結集して絲錦・紬段・磁器等貨を買取り、ならびに軍器を帯びて、佛郎機・マラッカ等の国にはるばる赴いて、その地の番王に明國を裏切つてその地の番王に帰順していた。(勝與胡珏、呉如慶、車再一、譚明才同未獲賊首許棟、伊姪許十五、即許社部、另案先獲監故弟許六、監紹興府族弟許四、各不合與先獲監故林爛四等故違「官民人等、擅造二桅以上違式大船、將帶違禁物質下海、前往番國買賣、潜通海賊、同謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、正犯處以極刑、全家發邊衛充軍事例」各造三桅大船、節年結夥、收買絲錦・紬段・磁器等貨并帶軍器、越往佛郎機・滿喇等國叛投。) ²²⁷

その土地の胡椒・蘇木・象牙・香料などの物品、ならびに大小の火銃・槍刀などの武器を手に入れて、さらに先に捕獲されている「番夷」の共帥羅放司、佛徳全比利司、鼻昔弔、安朶二、不禮舎識、畢哆囉、哆彌、來奴、連壽和尚、利引、利舎、利璽などや、先に捕獲されて現在拘留中の沙哩馬喇など、「倭夷」の稽天などを陸続と引きよせ、同行させて船を出した。(領彼胡椒蘇木象牙香料等物并大小火銃槍刀等器械及陸續引帶見獲番夷、共帥羅放司・佛徳全比利司・鼻昔弔・安朶二・不禮舎識・畢哆囉・哆彌・來奴・連壽和尚・利引・利舎・利璽等・倭夷稽天等、俱隨同下船。) ²²⁸

(胡)勝と許棟などは続いて先に捕獲されている陳四、胡霖などを招集し、今捕

²²⁶ 徽州府歙県は、許棟や王直など倭寇の棟梁として有名な人物たちの出身地でもある。

²²⁷ 朱紘『璧餘雜集』卷三、三報海洋捷音事

²²⁸ 朱紘『璧餘雜集』卷三、三報海洋捷音事

獲されている謝洪盛・徐二・浦進旺・干種などと姓名が記されていない千余人はそれぞれ不届きにも、既に斬首刑に処された來童・陳明・安朶二放司・琉箇哆連・滿渡喇などや、既に亡くなった羅畢利啞司などとともに、故意に「強盜の積むに百人以上に至るは、曾て人を傷ずるか否かを分けず、梟首して衆に示せ。」の事例に違反して、浙江霽衢大海の雙嶼港内に拠点をつくり、常に快馬船・哨船を調撥して出港し、浙江・福建沿海の住民を略奪して捕虜にしたり身代金としての銀を強要したりして、殺人・放火することは数えきれないほどであった。（勝與許棟等陸續招集先獲陳四・胡霖等。今獲謝洪盛、徐二、浦進旺、干種等不記姓名千餘人各不合與已斬首來童・陳明・安朶二放司・琉箇哆連・滿渡喇等、已死羅畢利啞司等、故違「強盜積至百人以上、不分曾否傷人、梟首示眾」²²⁹事例、盤據浙江霽衢大海雙嶼港内、時常調撥快馬・哨船出港、劫虜浙江福建沿海居民、勒要贖銀、殺人放火不計起數。）²³⁰

嘉靖二十二年（1543年）の間に任命された海道張副使は官軍・船隻を徴発して出海し、攻撃をした。（胡）勝と許棟などは、不届きにも大小の鉛子火銃を用いて、張の官船を打ち破った。このとき傷ついた官軍は数えられないほどであった。（嘉靖二十二年間蒙去任海道張副使督調官軍軍船隻出海攻勦。勝與許棟等、不合用大小鉛子火銃、拒打本道官船。傷殘官軍不計名數。）²³¹

嘉靖二十七年（1548年）四月内に福建盧都司は兵船を徴発して派遣し、林爛四・許六・沙哩馬喇・稽天などを捕獲した。（胡）勝と許棟などは抵抗することが出来なかった。本月（四月）六日の五更時分に、雙嶼港から飛び出し逃げて南鹿北擔に到り、不届きにも漳州のまだ捕獲されていない李老賊などの三百余人と合流して、それぞれ不届きにも故意に前項の梟首事例に違反して、留守であることに乗じて福寧州七等都不在であった官の王徳瑜などの二十余家の財穀を略奪して、清灣巡檢司の弓兵郷夫を数えきれないほど殺傷した。また平陽県の境に至って停泊していた。本年（嘉靖二十七年）六月の内……二十一日の早朝になって、風飄に遭遇して各船の囉畢利啞司などの四十余人がみな溺死してしまった。（胡）勝と胡珏・連壽和尚・徐二・浦進旺と胡勝によって先に捕らわれていた潮州迷籍の今在官の婦女梁亞溪はそれぞれ山に登って逃走した。つぎつぎと金郷衛の呉指

²²⁹ 嘉靖『問刑条例』〔嘉 VI…13…1〕（黄彰健『明代律例彙編』所収）

強盜殺傷人、放火燒人房屋、奸汚人妻女、打劫牢獄倉庫、及干系城池衙門、並積至百人以上、不分曾否傷人、俱隨即奏請審決、梟首示衆。

²³⁰ 朱紉『璧餘雜集』卷三、三報海洋捷音事

²³¹ 朱紉『璧餘雜集』卷三、三報海洋捷音事

揮の兵に捕獲され、滄水の姓名が分からない賊の首三顆を將て回寨し連壽和尚・

徐二に勝を普段から老朝奉と呼ぶものかと確認させた。勝もまた不届にも自身が許二なるを嘘をついて認め、胡珏もまた不届にも自身が許社武であると認めた。²³²

(嘉靖二十七年四月内調委福建盧都司兵船、擒獲林爛四、許六、沙哩馬喇、稽天等。許棟、勝與許棟等不能抵敵。於本月初六日五更時分、從雙嶼港突出逃到南鹿北擔、不合糾合漳州未獲李老賊等三百餘人、各不合故前項梟首事例、乘空登劫福寧州七等都、不在官王德瑜等二十餘家財穀、將清灣巡檢司弓兵鄉夫、殺傷不知數。又至平陽縣界停泊。…中略…至二十一日早、遇風飄各船囉畢利唾司等四十餘人俱溺死。勝與胡珏・連壽和尚・徐二・浦進旺并勝先虜占潮州迷籍今在官婦女梁亞溪各爬山逃遁。陸續被金鄉衛吳指揮等官兵擒獲、及將滄水不辯姓名賊斬首三顆回寨令連壽和尚徐二識認平素稱呼老朝奉。) ²³³

まず、ここで問題にされている犯罪行為の内容から考えたい。ここで登場する人々が行っている行為は、①密貿易、②略奪、③官兵への反抗である。後者二つは後に述べるが、まずは、密貿易の内容に関して言えば東南アジアへ持ち出すものは、絲錦・綉段・磁器であり、一方持ち込んでいるものは、胡椒、蘇木、象牙、香料であり、成化・弘治年間に行われた密貿易と比べて大きな変化はない。

ところが、成化・弘治年間とは明らかに異なる様子も見られる。成化・弘治年間では外国船がやってきて密貿易を行っていた。つまり明人が中国からは出ていく訳ではなかった。加えて略奪行為は、少なくとも事例の中には見られなかった。そのため、どちらかといえば利益に飛びつく無籍之徒の延長線のような印象を受けると述べた。

一方で嘉靖年間(1522年～1566年)では、密貿易を行う集団は航海する際にマストが三本以上の所謂「快船」を使用し、さらに官憲の規制やほかの海賊に対する防備のためか、武装を行っている。中には、佛郎機砲や鳥銃などの火器までもが装備されていたことがわかる。こうした船の規模や武装の状態から考えても、成化・弘治年間よりもその集団の規模が大きくなっていったことがわかる。

さらに、成化・弘治年間と明らかに異なることは、取り締まられている対象が国外の人

²³² この時に、胡勝は連壽和尚と徐二に自身を普段老朝奉と呼んでいる人物であると確認の際に言わせた。これによって胡勝は許二＝許棟であるとされ自身も認めたために裁判の中で混乱が生じてしまう。また、同時に捕らえられた胡珏も、自を許棟の弟である許社武とされてそれを認めた。許棟でないことは、翌月に許棟が福建を略奪し、それが報告されることで明らかになるのだが、これに従えば、『籌海圖編』巻八に見られる「嘉靖二十七年六月、弟の社武とともに指揮吳川によって捕らえられた。(嘉靖二十七年六月、與弟社武俱爲指揮吳川所執。)」という記述は間違っていることになる。恐らくは、鄭若曾は温州府の文書のみを参照し、福建の文書を確認していなかったのだろう。

²³³ 朱紘『璧餘雜集』巻三、三報海洋捷音事

物にまで拡大されていることである。そう判断できるのは、単純に海賊の構成員の中に国外の人物が含まれているからであるが、それは同時に当時の密貿易を行った集団が、いかに国際的であったかを物語っている。まさに「華夷同体」である。こうした構成員は、密貿易を通してより多様になっていく。史料中で裁かれている佛郎機人たちも実際に交易のために出ていたマラッカで、許棟の一族に加えられている。さらにマラッカにいた佛郎機とはポルトガル人だけではない、中には黒人も含まれていたようである²³⁴。また、倭人や暹羅人も含まれていた。生け捕りされたものだけで、これだけの多様性を見て取れる。この一族は、千人を超えるような集団であり、戦闘の中で斬獲されたものや溺死したものの中には、さらに多様な出自を見ることができたかもしれない。こうした多国籍で大規模な集団は、成化・弘治年間やそれ以前の時代には見られない。

こうした集団に対する取り締まりは、もちろん以前のそれとは異なってくる。事例に違った人物を捕らえ、裁くのでは追いつかない。一方で、沿海地域の有力者＝郷紳は、一緒になって密貿易の後援者となり、その犯罪行為を隠してしまうこともしばしばである。そうして、官憲の手が及ばずに、ますます無秩序な空間を制御するために行った取り締まりが、第二の特徴である官軍の出動であった。

おわりに

本章では、『事類纂』の見られる成化・弘治年間の密貿易の実態を紹介し、それを嘉靖年間の倭寇の事例と比較してきた。交易の規模や戦闘の有無など異なる点はあるが、密貿易の商品そのものは成化・弘治年間でも嘉靖年間でも大きな変化はなく、また成化・弘治年間に既に集団化の萌芽が見られるということができよう。『事類纂』の三件の事例に見られる人々は倭寇の前身とでも言うべき人々だったのである。先に、こうした人々の実態は利益に飛びつく「無籍之徒」と変わらず、無籍之徒の沿海地方における行動が、ここで見られる密貿易であると言った方が適切かもしれないと述べたが、これを踏まえると無籍之徒と倭寇は地続きの存在として考えるべきなのかもしれない。

²³⁴ 朱紉『璧餘雜集』卷二、「議處夷賊以明典刑以消禍患事」

副使魏一恭亦稱憑海賊當時口報、次日報者一切不准至於所獲黑番。其面如漆見者爲之驚怖、往
往能爲中國人語…

結論

以上、本稿では「明初」と「長い明末」の空隙であった「明中期」の法整備の過程から、その当時の社会の変化について論じてきた。

第一章では、『明律』や『問刑条例』などの法典史料についての整理を行った。ここでは明代における法典運用の原則を確認し、『問刑条例』が作られるようになった制度的背景を述べ、明律の規定を確認した上で、律と例との関係を論じた。そこで述べたのは固定的な『明律』の硬直性を緩和し、かつ流動的な例の複雑性を緩和する役割を持つ『問刑条例』という関係性であり、『問刑条例』に現れる刑罰も調整を行うためのものという性格のものが多く見られることを示した。

これに加えて『問刑条例』の条文の基礎となる例の構造を整理し、そこから文書の伝送過程を復元することが出来ることを示した。さらに事例の前半部分では、官僚にとっての望ましくない状況の具体的な詳細、またその何が問題かという問題意識、価値観を読み取ることが出来ることを示し、この部分を見ることで、その条例が先行するどの条例を元にしたのか、どのような要素をあるいは加え、あるいは省いたのかを見ることが出来ることを示した。さらに複数の事例を跨いで系統的に整理することで条文の構成要素がどの段階で、どのような議論を経て形成されたのか、つまり法整備の過程を見ることが出来ることを示した。

第二章では、『事類纂』に見られるテキスト上の諸問題を取り上げ、『事類纂』が成立するまでの過程を復元した。ここで問題になったのは一つ目が卷二十九に存在する三重の錯簡であり、これは『事類纂』それ自体の錯簡、『事類纂』、『明代档冊』、『成化条例』に共通する錯簡、さらにその錯簡の中で起こっている錯簡である。これは成立過程の三段階にそれぞれ起こった錯簡であると明らかにした。その三段階とは抄出された元々の事例をまとめたいくつものアーカイブ、それを一つに収集してまとめた事例集、そして現存の鈔本三種である。もう一つの問題は、同じ内容の事例が重複して収録されていることで、筆者が確認している限り三本存在した。これは事例が各衙門に抄出として送られた際に、各衙門がそれぞれ名前をつけて保管した結果であると考えられる。またこの際に日付など写し間違いなどが起こったために重複が起こったのだろうと結論づけた。

これらの考察の結果、次のような成立過程を復元することができた。事例は、題本の形式の上奏文とそれに返答しての聖旨が加えられた抄出など実際の文書の形式で各衙門に保管された。ただの文書のまま保管しているままでは、参照するのに不便であったのだろう。恐らくここで冊子体の形式で書き写されて各衙門に保管された。そして、それぞれの衙門に保管された事例をかき集めた事例集が作られる。最後にそれぞれの目的で分類し直し書き写したものが作られる。それが『事類纂』であり、『成化条例』であり、『明代档冊』であった。

第三章では、『問刑条例』条文の嚴罰傾向が何に起因しているのかを検討した。ここで

は既存の律をそのまま訂正した「殺子孫凶頼」の案件、累犯や複合犯罪が想定されていなかった「白晝搶奪」の案件を取り上げ、どちらの事例でも参語と呼ばれる担当官僚の意見が記され、この参語の中で刑罰と事情の不釣り合いを指摘し、より適正な刑罰に修正していることを確認した。ここから審理の中で律と情の不均衡が見出され、参語の形で適切な刑罰を提案がされるという過程を通して、新たな事例が生み出されるケースが『事類纂』内に複数存在しており、『問刑条例』条文の形成過程における傾向の一つを成していることを明らかにした。

一方で、不適切な参語を加えることが乱発していたため、「妄加参語」を禁止する事例も発し続けられていた。不適切な参語の乱発の原因の一つは司法官員の律例知識や共通認識の欠如にあった。この参語の使用というのは微妙なバランス感覚の上で成り立っているものであって、そうした微妙なバランス感覚を発揮するには、律例に対する知識が必要である。しかし当時の司法官僚は律に関する知識は、出仕する時点では持ち合わせていなかった上に、出仕後に習得しようにも、業務に追われてその時間が存在しなかった。加えてマニュアルのようなものも存在せず、むしろ現場を掻き乱すような似非マニュアルが出回ったり、訴訟を代理で行い大袈裟な訴えを行う訟師が現れたりしている状況であった。

第四章では万暦『問刑条例』に見られる「比照謀叛」という言葉に注目し、同条文と謀叛律の関係を見てきた。

まず弘治『問刑条例』から万暦『問刑条例』の間に見られる変化をまとめ、次いで比照という言葉の意味について確認した後、万暦『問刑条例』の編纂意図の下、類似性・連続性を持つ律条文との紐付けが行われた事を見た。そして海禁と謀叛の類似性・連続性を見るために、まず謀叛律の条文を確認し、さらに海禁に関わる案件で謀叛が当てられた事例を見ることで、問刑条例と謀叛に類似性・連続性があることを確認した。最後にその他の類似性・連続性のある律条文ではなく、謀叛でなければならなかった事を刑罰の重さから考察した。

こうしてみると、やはり『問刑条例』に「謀叛」が紐づけられたという変化は、嘉靖から万暦にかけての社会の変化を反映させたものであるとは必ずしも言えない。先にも述べたようにその法運用の中で積み重ねてきた経験をもとに形成されている。そしてその経験は少なくとも明中期から連なるものであると述べた。

ここまでの第一章から第四章まででは、法運用の基層に関わる議論を行ってきた。序論で述べたように法典編纂における画期であった明中期というのは、法運用という視点で見ても転換点であったということが出来る。例えば弘治帝の即位詔に「一律に『大明律』に依拠して科断せよ（一依大明律科断）」という文言が示されず条例の積極利用が始まったというのは、第一章でも述べたとおりである。こうして例の積極利用が始まり、『問刑条例』の編纂へとつながっていく。これは、明初の制度が崩壊して一旦無秩序化したものを、再び秩序化するためのものであったと言えるだろう。

しかもここで作られた法運用の基本構造は、明末まで大きく変化することはなかった。

条文に話を絞るなら、嘉靖『問刑条例』、万曆『問刑条例』とマイナーチェンジが行われたが、条文の中身はほとんど変化がない。例えば第三章で触れた凶頼に関する条文や、第四章で触れた海禁に関する条文は、文自体が理論的に精緻化しているものの、中身は全く変化していなかった。やはり明中期は法運用という点で画期というべき時期なのである。

それではこのような明中期に起こった法運用の変化は、社会のどのような変化を受けて起こったものであったのか。それを論じたのが第五章から第七章であった。

第五章では、明中期社会と犯罪の関係を論じた。当時の社会では、奢侈を好む風俗が広まり、それに起因する問題が多発していた。一方で無籍之徒と呼ばれる人々が、行政実務や商行為などを行う当事者の間に立ち、その中で不当な利益を得ようとする犯罪を行っていた。こうした無籍之徒の犯罪は常習性を持っており、律に当てはめて裁くことが難しかった。そのため事例を重ねながら、適用範囲が広がり、犯罪行為が詳細化することで次第に『問刑条例』の条文へと成立していった。

また、こうした無籍之徒と記された人物は軍余であることが多く、彼らは戸籍に紐づけられた生業から離れて生活をするために「不務生理」と表現されていた。この「不務生理」と表現される人物には自宮した人物や賭博を行う人物があった。こうした行動は、社会で生きていくための手段であり、積極的に好機を利用する行為であったと理解することもできる。これは先に述べたような奢侈を好む風俗が広まり、流動性が高まった社会に積極的に適応した行為とも言える。

第六章では、『問刑条例』条文の成立過程の具体例として、朝貢貿易に関する事例を用いて検討してきた。

朝貢使節は公的な朝貢儀礼の他に、しばしば民間の商人と取引を行うことがあり、特に宿泊施設である会同館では五日間の開市が許されていたのだが、こうした規定が作られたのが明中期以降であることを示し、その規定がどのような変遷を辿ってきたのかを論じた。こうした朝貢使節と民間人との交易は、トラブルが伴うこともあり、これを規制する規定は実際に起こった事件に対応する形で次第に整備されていく過程を示した。

その過程から朝貢使節との交易が盛んに行われるようになり、それを悪用しようとする人物が現れ、交易を制限する規定から逸脱してでも交易が行われるようになり、さらに朝貢使節と接触する機会・人物が増えたことによってトラブルが増加したというような流れを明らかにした。

第七章では、第六章と同様に『問刑条例』条文の成立過程の具体例として、海上の密貿易に関する事例を用いて検討してきた。

まず『明律』の中の条文から、貿易に関わる数条を検討し、『明律』だけでは民間による貿易そのものを犯罪行為として断罪できないことを明らかにした。その上で民間の貿易を犯罪行為として裁く事例を検討し、これらの条文が弘治『問刑条例』の一条文である〔弘 V:43:8〕へと収斂されていく過程を示した。この収斂される過程を見ることによって、

密貿易のあり方の変化や明朝の沿海地域に対する姿勢を明らかにした。

第五章から第七章と二つの附論では、『問刑条例』条文の成立過程を検討し、そこから分かる犯罪行為の変化を注目した。

この時期の犯罪に注目すると目立つのはやはり第五章で論じた無籍之徒と呼ばれる人々である。彼らは附論で取り上げた大運河の事例や第六章で取り上げた朝貢貿易に関わる事例でも登場し、それぞれ問題を起こしている。

それぞれの事例で現れる無籍之徒を見てみると、既存の社会システムの間を取り持つ仲介者としての性格が色濃く現れていることが分かる。それは岩井茂樹や岸本美緒が論じるような都市サービス業者²³⁵そのものであり、明末の都市生活を象徴する人々でもある。彼らの利益を求めあまり起こしたトラブルが犯罪となり、結果として取り締まりの対象となった姿が、『事類纂』の中で見られる無籍之徒である。

また、無籍之徒の発生源に目を配れば、それは第五章で触れたように、奢侈を好む社会風俗や人口の増加、社会の流動性の高さと関係がある。これらはいずれも明末の特徴として述べられてきたものでもある。これに対応する事例を見れば、既存の秩序が崩壊することに対して危機感が、明末の知識人以前にも抱かれているものであることが分かる。

無籍之徒は事業に失敗したり、後楯を失ったりすると今度は自宮を行い宦官になろうとするものも現れる。そして実際に宦官となり、大きな力を手に入れるものも現れる。

明代前期ならば、宦官の供給源は戦争捕虜であった。『明史』宦官伝に伝が建てられている人物を見ても、その前半は戦争によって得られた人物ばかりである。しかしながら天順・成化・弘治の三代は大きな対外戦争が行われたわけでもなければ、国内で大きな反乱が起こることもなかった。明初と比較するとかなり平和な時代であったと言える。その結果として宦官の供給源にも変化が生じた。すなわち戦争捕虜から無籍之徒のような半グレの人々へという変化である。

弘治よりも一代後の正徳（1506年～1521年）は、特に宦官による害が特に大きかった時代だと言われるが、宦官の中でも悪名高いのが劉瑾であった。劉瑾は無頼の出身だと言われている。すなわち無籍之徒と呼ばれる存在であったわけだ。弘治年間に宦官になったということを踏まえるならば、彼は「不務生理」と表現される無籍之徒の一人であったと言える。

また、こうした無籍之徒は、朝貢使節に遭遇すれば接触を計って密貿易を行い、東南沿岸地域に外国船が来れば密貿易をしようとした。大運河の上にあつては、暴力を行使し略奪を行なった。まさに嘉靖年間に倭寇と呼ばれる人々の前身と言うべきだろう。

序論でも述べたが、これまでの明清史研究では嘉靖ごろから明初の制度や秩序の崩壊が始まるのだと考えられてきた。近年ではこうした変化を、海外交易や外国銀の流入など外

²³⁵ 岩井茂樹「明朝の中央政治と地域社会」『岩波講座世界歴史 12 東アジア・東南アジアの近世 15~18 世紀』岩波書店 2022 年、岸本美緒・宮嶋博史『明清と李朝の時代』中央公論新社 1998 年。

部要因と関連して論じられる事が多かった。初期グローバル化がもたらした地球規模の変化の中に明末清初を見てきたのである。

加えて序論では嘉靖前後で史料状況が大きく変わることも述べた。嘉靖以後の「長い明末」は、史料の絶対量がそれ以前の「明中期」と比較にならないほど多い。さらに明末に大量に出版された諸地方志の「風俗」の巻に語られた「あるべき社会秩序がくずれてゆく」という作者の激しい危機感というのは、明末の変化を強調してきた。

しかしながら明末清初の研究者が行ってきた研究と同じフレームでもって、『事類纂』などの明中期の史料を見てみると、明中期と明末とでは共通点が見られることが分かる。明末の知識人が成化・弘治を盛世と懐古し、そしてそこから秩序が崩壊したと危機感を感じているのを地方志からみることができるよう、明中期の官僚も洪武・永楽を称え、宣徳・正統あたりから秩序が崩壊してきたという危機感を感じていることを条例から見ることができる。もちろん明末と明中期ではその規模や強度は異なるが、明末の特徴とも言うべきものは、意外にも明中期にも見られるのである。

それならば「明末」とは何か。多弁な史料が語るや社会秩序の変動のイメージや、また流動性の高い社会のイメージは、もはや明末に特有の現象とは言えないだろう。いずれにせよ「明末」には再考の余地がある。むしろ明初こそが特殊であり、明中期から明末にかけての社会的な特徴は、宋元のそれと比べて大きな変化がない可能性もあるだろう。どの時期を画期とするのか、あるいは明代に画期を認めないのか、これらを明らかにするには、宋元明、明中期、明末を通事的に見ていく必要がある。

しかし明末と比較して辺境の交易ブーム、外国銀の大量流入といった外部からの衝撃が無く、また人口統計や諸産業の生産量といった信頼できる正確な数字も無い明中期で、あるいはそれ以前の時代で明末と比較可能な成果を引き出すことは容易なことではない。

一方で本稿があつかったような条例などの法制史料・文書史料は、中国の内部で起こる小さな出来事を見ることができる。加えて前後の時代に『元典章』や档案史料などの比較可能なまとまった史料が存在する。これらと比較することで、近世中国の基層社会の変遷を見ることができるだろう。本稿を中心に基層社会のあり方を同時代的・通時代的に広げて明らかにしていくことが、筆者に課せられるべき今後の課題であろう。

参考文献

【日本語】

- 赤木崇敏・伊藤一馬・高橋文治・谷口高志・藤原祐子・山本明志
『元典章が語ること』大阪大学出版会 2017 年
- 秋吉貴雄 『入門 公共政策学 社会問題を解決する「新しい知」』中央公論新社 2017 年
- 足立啓二 『専制国家史論』柏書房 1998 年
- 新宮学 「明代の首都北京の都市人口について」『山形大学史学論集』(11)1990 年
- 池谷望子 「琉球と明」内田晶子・高瀬恭子・池谷望子『アジアの海の古琉球』榕樹書林 2009 年
- 伊藤正彦 『宋元郷村社会史論 明初里甲制体制の形成過程』汲古書院 2012 年
- 井上進 『中国出版文化史』名古屋大学出版会 2001 年
- 『明清學術變遷史 出版と伝統學術の臨界点』平凡社 2011 年
- 猪俣貴幸 「中央研究院傅斯年圖書館藏明鈔本『條例全文』殘本三種について」『立命館東洋史学』43 号 2020 年
- 猪俣貴幸・豊嶋順揮
「明鈔本『皇明條法事類纂』原本調査記」『立命館史学』39 号 2018 年
- 岩井茂樹 「ある宦官の生涯」『しにか』11 卷 11 月号、大修館 2000 年
- 『朝貢・海禁・互市』名古屋大学出版会 2020 年
- 「明朝の中央政治と地域社会」『岩波講座世界歴史 12 東アジア・東南アジアの近世 15~18 世紀』岩波書店 2022 年
- 「元代行政訴訟と裁判文書：『元典章』附鈔案牘「都省通例」を素材として」『東方学報（京都）』85 号 2010 年
- 上田信 「明末清初・江南都市の「無頼」をめぐる社会関係 打行と脚夫」『史学雑誌』90 卷 11 号 1981 年
- 『伝統中国』講談社 1995 年
- 『海と帝国』講談社 2005 年
- 『シナ海域 蜃気楼王国の興亡』講談社 2013 年
- 『人口の中国史』岩波書店 2020 年
- 植田正 「元典章文書分析法」『13、14 世紀東アジア史料通信』第 2 号 2004 年
- 「『元典章』文書の構成からみたその成立事情」『中国史学』21 号 2011 年
- 榎一雄 「明代の肅州」『宇野哲人先生白寿祝賀記念東洋史論叢』宇野哲人先生白寿祝賀記念会 1974 年
- 太田出 『中国近世の罪と罰 犯罪・警察・監獄の社会史』名古屋大学出版会 2015 年
- 『中国農漁村の歴史を歩く』京都大学学術出版 2021 年
- 大田由紀夫 『錢躍る東シナ海』講談社 2021 年
- 大野晃嗣 「明代の廷試合格者と初任官ポストー「同年齒録」とその統計的利用」『東

- 洋史研究』58巻1号1999年
- 岡本隆司 『近代中国史』筑摩書房2013年
- 『明代とはなにか』名古屋大学出版会2022年
- 小川尚 『明代地方監察制度の研究』汲古書院1999年
- 『明代都察院体制の研究』汲古書院2004年
- 奥山憲夫 『明代軍政史研究』汲古書院2002年
- 『明代武臣の犯罪と処罰』汲古書院2019年
- ガスパール＝ダ＝クルス（日埜博司訳）
- 『クルス『中国誌』ポルトガル宣教師が見た大明帝国』講談社2002年
- 加藤雄三 「明代成化・弘治の律と例(一)-依律照例発落攷」『法学論叢』142号1997年
- 「明代成化・弘治の律と例(二)-依律照例発落攷」『法学論叢』143号1998年
- 『中国元明法制史 特に法源とその援用理論と探求—明朝嘉靖時代を中心として—』1999年（富士ゼロックス小林節太郎記念基金小林フェローシップ1997年度研究助成論文）
- 川越泰博 「明蒙交渉下の密貿易」『明代史研究』創刊号1974年
- 『明代長城の群像』汲古書院2003年
- 『明代中国の軍制と政治』国書刊行会2001年
- 川村康 「挙重明軽・挙軽明重と比附」『法と政治』70号2019年
- 「法構造の新展開」「明朝の中央政治と地域社会」『岩波講座世界歴史7 東アジアの展開8~14世紀』岩波書店2022年
- 岸本美緒 「風俗と時代観」『古代文化』48巻2号1995年
- 『東アジアの「近世」』山川出版社1998年
- 『明清交替と江南社会：17世紀中国の秩序問題』東京大学出版会1999年
- 『風俗と時代観』研文出版2012年
- 『地域社会論再考』研文出版2012年
- 「銀の大流通と国家統合」岸本美緒編『歴史の転換期6 1571年 銀の大流通と国家統合』山川出版社2019年
- 『礼教・契約・生存』研文出版2020年
- 『史学史管見』研文出版2021年
- 『明末清初中国と東アジア近世』岩波書店2021年
- 岸本美緒・宮嶋博史
- 『明清と李朝の時代』中央公論新社1998年
- 祁蘇曼 「明代の問刑実務における『参語』：『不平鳴稿』を題材に」『立命館東洋史学』45号2022年
- キム・ハンバク
- 『配流刑の時代 清朝と刑罰』京都大学学術出版会2022年

K・ポメラント (川北稔訳)

『大分岐 中国、ヨーロッパそして近代世界経済の形成』名古屋大学出版会
2015年

小島浩之 『皇明条法事類纂』電子化割記『漢字文献情報処理研究』第18号2018年

小二田章 「宋元明移行論 「伝統社会を議論するには」吉澤誠一郎監修『論点・東
洋史学』ミネルヴァ書房2022年

伍躍 「明代の巡検司—福建の「沿海巡司」を中心に—」『大阪経済法科大学論集』
100号2011年

酒井恵子 『明史』宦官伝を読む『三重大史学』20号2020年

佐久間重男 『日明関係史の研究』吉川弘文館1992年

佐立治人 「旧中国の法律は「非ルールの」であるという説に対する論評」『關西大學
法學論集』69巻3号2019年

佐藤邦憲 「明律・明令と大誥および問刑条例」滋賀秀三編『中国法制史 基本史料の
研究』東京大学出版会1993年

滋賀秀三 『清代中国の法と裁判』創文社1984年

—— 「比附と類推」『東洋法制史研究会通信』(15)2006年

—— 『中国法制史論集』創文社2003年

島田竜登 「構造化する世界—グローバル・ヒストリーのなかの近世」『岩波講座世界
歴史11 構造化される世界 一四～十九世紀』岩波書店2022年

清水泰次 「自宮宦官の研究」『史学雑誌』43巻1932年

清水光明編 『「近世化」論と日本』(アジア遊学 185)勉誠出版2015年

城地孝 『長城と北京の朝政』京都大学学術出版会2012年

陶安あんど 「律と例の間—明代贖法を通じてみた旧中国法の一斑」『東洋文化研究所紀
要』138号1999年

—— 「中國刑罰史における明代贖法 — 唐律的「贖刑」概念との比較」『東洋史研
究』57巻4号1999年

—— 「明清時代の罪名例—「情」と法的合理性」『東洋文化研究所紀要』140号
2001年

田口宏二郎 「明代の京・通倉」『待兼山論叢』34号2000年

—— 「明代の漕糧と餘米」『東洋史研究』64巻3号2005年

—— 「明代河北の農業經濟と大運河 : 近世中國における畿輔」『東洋史研究』
71(4)2013年

田中健二 『元典章の研究』田中健二『田中謙二著作集第二巻』2000年

谷井俊仁・谷井陽子

『大清律 刑律1 伝統中国の法的思考』平凡社2019年

—— 『大清律 刑律2 伝統中国の法的思考』平凡社2019年

- 谷井陽子 「明代裁判機構の内部統制」梅原郁編『前近代中国の刑罰』1997年
 —— 「明律運用の統一過程」『東洋史研究』58巻2号1999年
 —— 「なぜ「冤抑」を訴えるのか」夫馬進『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会2011年
 —— 「東部ユーラシアにおけるモンゴル勢力の衰退とその政治的・経済的背景」『東洋史研究』81(1)2022年
- 檀上寛 『明代海禁＝朝貢システムと華夷秩序』京都大学学術出版会2013年
 —— 『陸海の交錯 明朝の興亡』岩波書店2020年
- デニス・O・フリン（秋田茂・西村雄志編訳）
 『グローバル化と銀』山川出版社2010年
- 寺田浩明 『中国法制史』東京大学出版会2018年
 —— 「権利と冤抑」『法学』61巻5号1997年
- 徳永洋介 『皇明条法事類纂条名目録』（日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（C）「元明時代の法に関する基礎研究—『皇明条法事類纂』の分析を中心として」（課題番号15K02890）成果報告書2013年
- 中島楽章 『大航海時代の海域アジアと琉球 レキオスを求めて』思文閣出版2020年
 —— 『明代郷村の紛争と秩序』汲古書院2002年
 —— 「永楽年間の日明朝貢貿易」『史淵』140号2003年
 —— 「宋元明移行期論をめぐって」『中国 社会と文化』（20）2005年
 —— 「14-16世紀、東アジア貿易秩序の変容と再編」『社会経済史学』76(4)2011年
 —— 「洪武初年の海外貿易—朝貢・海禁体制前史—」『東洋学報』103(4)2022年
- 西里喜行 「歴代宝案文書の様式と構成」那覇市企画部文化振興課『那覇市史』資料編第1巻、那覇市1986年
- 橋本雄 「南京・北京の会同館」『日明関係研究入門』勉誠出版2017年
- 羽田正 『興亡の世界史15 東インド会社とアジアの海』講談社2007年
- 濱島敦俊 「明代法制史料」山本英史編『中国近世法制史料読解ハンドブック』東洋文庫2019年
- 原田理恵 「オイラートの朝貢について」『佐久間重男教授退休記念 中国史・陶磁史論集』燎原書店1983年
- 夫馬進 「明清時代の訟師と訴訟制度」梅原郁編『中国近世の法制と社会』1993年
 —— 「訟師秘本『蕭曹遺筆』の出現」『史林』17巻2号1994年
 —— 『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』名古屋大学出版会2015年
- 彭浩 「明代後期の渡海「文引」—通商制度史的分析からの接近」松方冬子編『国書がむすぶ外交』東京大学出版会2019年
- 星斌夫 『明代漕運の研究』日本学術振興会1963年

- 松浦章 「明代海外諸国の通事について」『或問』8号 2004年
 ミシェル・ド・セルトー（山田登世子訳）
 『日常実践のポイエティック』国文社 1987年
- 明律研究会・井上充幸・猪俣貴幸
 「譯註 『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿(中)」『立命館文学』号663号 2019年
 —— 「譯註 『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿(中)」『立命館文学』674号 2020年
- 明律研究会・井上充幸・猪俣貴幸・豊嶋順揮
 「譯註 『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿(上)」『立命館文学』662号 2019年
- 明律研究会・井上充幸・祁蘇曼・豊嶋順揮
 「譯註 『皇明條法事類纂』卷四七・刑部類・官司出入人罪 譯註稿①」『立命館文学』679号 2022年
- 村上衛 『海の近代中国 福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会 2013年
 —— 「序文」同編『近現代中国における社会経済制度の再編』京都大学人文科学研究所 2016年
- 村上衛編 『近現代中国における社会経済制度の再編』京都大学人文科学研究所 2016年
 —— 『転換期中国における社会経済制度』京都大学人文科学研究所 2021年
- 森正夫 「明末の社会関係における秩序の変動について」『名古屋大学文学部三十周年記念論集』1979年
 —— 「明末における秩序変動再考」『中国-社会と文化』1995年
- 山崎岳 「巡撫朱紉の見た海：明代嘉靖年間の沿岸衛所と「大倭寇」前夜の人々」
 『東洋史研究』62巻1号 2003年
 —— 「江海の賊から蘇松の寇へ：ある「嘉靖倭寇前史」によせて」『東方学報（京都）』81号 2007年
 —— 「朝貢と海禁の論理と現実」夫馬進編『中国東アジア外交交渉史の研究』京都大学学術出版会 2007年
 —— 「舶主王直功罪考（前編）：『海寇議』とその周辺」『東方学報（京都）』85号 2010年
 —— 「舶主王直功罪考（後編）：胡宗憲の日本招諭を中心に」『東方学報（京都）』90号 2015年
 —— 「海禁とは何か：中国史の立場から」『歴史地理教育』2019年11月号 2019年
 —— 「宋素卿東渡日本考」上田信・中島楽章編『アジアの海を渡る人々』春風社 2021年
- 山本英史 「光棍例の成立とその背景」山本英史編『中国近世の規範と秩序』研文出版

2014 年

- 『赴任する知県』研文出版 2016 年
—— 『郷役と溺女』汲古書院 2021 年
吉川和希 「十五世紀後半の中越間における使節往還」『東洋学報』97 卷 4 号 2016 年

【中国語】

- 阿風 『明清徽州訴訟文書研究』上海古籍出版社 2015 年
曹樹基 『中国人口史 明時期』『中国人口史』第四卷 2000 年
常建華 「明代溺嬰問題初探」『觀念、史料与視野』北京大学出版社 2013 年
陳玉女 『明代二十四衙門宦官與北京佛教』如聞出版社 2001 年
陳宝良 『中國流氓史』1992 年
陳顧遠 「條例之得名及其特質考」『大陸雜誌』二卷一期 1951 年
—— 「條例之得名及其特質考（二）」『大陸雜誌』二卷二期 1951 年
陳宇赫 『明代大理寺研究』中華書局 2013 年
高寿仙 「明成化年間北京城市人口数額初探」『北京档案史料』2005 年第 1 期 2005 年
—— 『明代北京社会經濟史研究』人民出版社 2015 年
—— 「《皇明条法事類纂》成書問題蠡探—以《明代檔册》為参照」『北京聯合大学学報（人文社会科学版）』第 18 卷第 3 期 2020 年
黄彰健 『明代律例彙編』中央研究院歷史語言研究所 1979 年
胡鉄球 「明清海外貿易中的“歇家牙行”与海禁政策的調整」2013 年
林麗月 「風俗與罪愆：明代的溺女記叙及其文化意涵」游鑑明編『無聲之聲（II）近代中國的婦女与社会（1600-1950）』中央研究院近代史研究所 2002 年
劉正剛 「明成化時期海洋走私貿易研究」『暨南学報』第 247 期 2019 年
呂進貴 『明代的巡檢制度：地方治安基層組織及其運』樂學書局 2002 年
申斌 「万曆七年省級賦役役書册纂修之行政流程」黄正健編『中国古文書学研究初編』上海古籍出版社 2019 年
石霞鋒 「明代的無籍之徒与社会秩序」西南大学碩士論文 2008 年
王毓銓 『明代的軍屯』中華書局 1964 年
吳啓琳 「成弘時期外来進貢使臣与中国社会以皇明条法事類纂」『西南科技大学学報』第 25 卷 4 期 2008 年
—— 「《皇明条法事類纂》所見明成弘間“講誦律令”教育實踐」2014 年
吳艷紅 『明代充軍考』社会科学文献出版社 2003 年
—— 「明代法律領域中的游民」『南京大学学報（哲学·人文科学·社会科学）』2012 年 2 期 2012 年
—— 「国家政策与明代的律注實踐」『史学月刊』2013 年第 1 期 2013 年

- 「選拔制度与明代官員的法律知識」同編『明代制度研究』浙江大学出版社
2014年
- 「制度与明代推官的法律知識」『浙江大学學報（人文社会科学版）』第45卷、
第1期2015年
- 楊曉波 『明朝海上外貿管理法制的變遷』中国社会科学出版2017年
- 楊一凡 『明大誥研究』江蘇人民出版社1998年
- 『明代立法研究』中国社会科学出版2013年
- 「明代典例法律体系的確立与令的變遷：“律例法律体系”說，“無令”說修正」
『華東政法大學學報』2017年第1期2017年
- 「點校說明」楊一凡『中国珍奇法律典籍集成乙編』1994年
- 張本照 「論《大清律例》“比照”与“照”的區別」『歷史檔案』2013年2期2013年

【英語】

Anthony Reid, *Southeast Asia in the age of commerce, 1450-1680, vol. 1: The lands below the winds*, Yale University Press, 1988.

—— *Southeast Asia in the age of commerce, 1450-1680, vol. 2: Expansion and crisis* Yale University Press, 1993.

Clunas Craig, *Superfluous things: material culture and social status in early modern China*, University of Hawaii Press, 2004

【史料】

『皇明條法事類纂』東京大学総合図書館蔵（「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ」<https://iiif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/koumin/page/home>）

『皇明條法事類纂』（古典研究会）

『皇明條法事類纂』（『中国珍稀法律典籍集成』科学出版社1994年所収）

正徳『大明会典』（汲古書院1989年）

万曆『大明会典』（『續修四庫全書』所収）

『皇明詔令』嘉靖十八年刊本景印（一九六七年、臺北成文出版社）

『故唐律疏義』

『律附音義』（上海古籍出版1979年）

『皇明成化條例』（中央研究院傅斯年圖書館蔵）

『皇明成化十四十五年條例』（中央研究院傅斯年圖書館蔵）

『皇明弘治條例』（中央研究院傅斯年圖書館蔵）

『大明九卿事例案例』（中央研究院傅斯年圖書館蔵）

『條例全文』（『天一閣藏明代政書珍本叢刊』線装書局2009年）

『皇明成化二十三年條例』（『中國珍稀法律典籍集成』科学出版社1994年）

『明代档冊』（『中国明朝档案総匯』2001年）

乾隆『潮州府志』（『中國地方志集成』2002年所収）

- 蕭世延 『嘉靖新例』 (『中國珍稀法律典籍集成』 科学出版社 1994 年)
- 張時徹 『嘉靖新例』 (中央研究院傅斯年圖書館藏)
- 『太宗實錄』 (中央研究院歷史語言研究所刊本)
- 『宣宗實錄』 (中央研究院歷史語言研究所刊本)
- 『英宗實錄』 (中央研究院歷史語言研究所刊本)
- 『憲宗實錄』 (中央研究院歷史語言研究所刊本)
- 『孝宗實錄』 (中央研究院歷史語言研究所刊本)
- 『武宗實錄』 (中央研究院歷史語言研究所刊本)
- 張廷玉 『明史』 (中華書局 1975 年)
- 王槩 『王恭毅公駁稿』 (『四庫全書存目叢書』 子部 第三七冊)
- 王肯堂 『律例箋解』 (東京大学東洋文化研究所藏)
- 王世貞 『弇山堂別集』 (中華書局 1985 年)
- 嚴嵩 『南宮奏議』 (『續修四庫全書』 第四七六冊所収) 黃彰健 『明代律例彙編』
(中央研究院歷史語言研究所 1979 年)
- 沈家本 『明律目箋』 (『歷代刑法考』 中華書局 1985 年所収)
- 沈德符 『万曆野獲編』 (中華書局 1959 年)
- 薛允升 『唐明律合編』 (法律出版社 1999 年)
- 薛允升 『讀例存疑』 (光緒三十一年 刊本)
- 朱紉 『璧餘雜集』 (『四庫全書存目叢書』 集部 第七八冊所収)
- 鄭曉 『鄭端簡公奏議』 (『續修四庫全書』 第四七六冊～第四七七冊所収)
- 鄭若曾 『籌海圖編』 (中華書局 2007 年)
- 雷夢麟 『讀律瑣言』 (法律出版社 2000 年)